

電原設第 25 号

令和 5 年 7 月 21 日

原子力規制委員会 殿

広島市中区小町 4 番 3 3 号

中国電力株式会社

代表取締役社長執行役員 中川賢剛

工事計画認可申請書の一部補正について

平成 25 年 12 月 25 日付け電原設第 69 号をもって申請いたしました島根原子力発電所第 2 号機の工事計画認可申請書（令和 3 年 10 月 1 日付け電原設第 17 号，令和 3 年 12 月 22 日付け電原設第 28 号，令和 4 年 3 月 28 日付け電原設第 43 号，令和 4 年 5 月 25 日付け電原設第 3 号，令和 4 年 7 月 28 日付け電原設第 20 号，令和 4 年 10 月 31 日付け電原設第 31 号，令和 4 年 12 月 23 日付け電原設第 38 号及び令和 5 年 6 月 22 日付け電原設第 6 号にて一部補正）について，別紙のとおり一部補正いたします。

本資料のうち、枠囲みの  
内容は機密に係る事項の  
ため公開できません。

別 紙

## 目 次

1. 補正項目
2. 補正を必要とする理由を記載した書類
3. 補正前後比較表
4. 補正内容を反映した書類

## 1. 補正項目

補正項目は下表のとおり

補正項目	補正箇所
I 名称及び住所並びに代表者の氏名	「3. 補正前後比較表」による。
II 工事計画	
原子炉本体	
6. 炉心支持構造物	「3. 補正前後比較表」による。
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	
5. 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の基本設計方針，適用基準及び適用規格	「3. 補正前後比較表」による。
原子炉冷却系統施設	
8. 原子炉補機冷却設備	「3. 補正前後比較表」による。
8.3 原子炉補機代替冷却系	
7. 原子炉冷却材補給設備	「3. 補正前後比較表」による。
7.2 復水輸送系	
11. 原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。）の基本設計方針，適用基準及び適用規格	「3. 補正前後比較表」による。
蒸気タービン	
1. 蒸気タービン本体	「3. 補正前後比較表」による。
2. 蒸気タービンの附属設備	「3. 補正前後比較表」による。
放射線管理施設	
4. 放射線管理施設の基本設計方針，適用基準及び適用規格	「3. 補正前後比較表」による。
原子炉格納施設	
4. 原子炉格納施設の基本設計方針，適用基準及び適用規格	「3. 補正前後比較表」による。
その他発電用原子炉の附属施設	
1. 非常用電源設備	
1.2 非常用発電装置	
1.2.2 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備	
(5) 発電機	「3. 補正前後比較表」による。
1.2.6 緊急時対策所用発電機	
(4) 燃料設備	
1.4 非常用電源設備の基本設計方針，適用基準及び適用規格	「3. 補正前後比較表」による。

補正項目	補正箇所
3. 補助ボイラー 3.15 補助ボイラーの基本設計方針，適用基準及び適用規格	「3. 補正前後比較表」による。
VI 添付書類	
VI-1-1-1-1 発電用原子炉の設置の許可（本文（五号））との整合性に関する説明書	「3. 補正前後比較表」による。
VI-1-1-2 人が常時勤務し，又は頻繁に出入する原子力発電所内の場所における線量に関する説明書	「3. 補正前後比較表」による。
VI-1-1-3-2-3 入力津波の設定	「3. 補正前後比較表」による。
VI-1-1-3-2-4 入力津波による津波防護対象設備への影響評価	「3. 補正前後比較表」による。
VI-1-1-3-2-5 津波防護に関する施設の設計方針	「3. 補正前後比較表」による。
VI-1-1-5-1 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（原子炉本体）	「3. 補正前後比較表」による。
VI-1-1-5-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（原子炉冷却系統施設）	「3. 補正前後比較表」による。
VI-1-1-5-7 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（原子炉格納施設）	「3. 補正前後比較表」による。
VI-1-1-5-8-1 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（その他発電用原子炉の附属施設（非常用電源設備））	「3. 補正前後比較表」による。
VI-1-1-5-別添2 設定根拠に関する説明書（別添）	「3. 補正前後比較表」による。
VI-1-1-7 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	「3. 補正前後比較表」による。
VI-1-1-7-別添1 可搬型重大事故等対処設備の保管場所及びアクセスルート	「3. 補正前後比較表」による。
VI-1-1-7-別添2 可搬型重大事故等対処設備の設計方針	「3. 補正前後比較表」による。
VI-1-2-1 原子炉本体の基礎に関する説明書	「3. 補正前後比較表」による。

補正項目	補正箇所
VI-1-5-4 中央制御室の機能に関する説明書	「3. 補正前後比較表」による。
VI-1-9-3-1 斜面安定性に関する説明書	「3. 補正前後比較表」による。
VI-1-10-1 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書	「3. 補正前後比較表」による。
VI-2-1-1 耐震設計の基本方針	「3. 補正前後比較表」による。
VI-2-1-3 地盤の支持性能に係る基本方針	「3. 補正前後比較表」による。
VI-2-1-4 耐震重要度分類及び重大事故等対処施設の施設区分の基本方針	「3. 補正前後比較表」による。
VI-2-1-5 波及的影響に係る基本方針	「3. 補正前後比較表」による。
VI-2-1-7 設計用床応答スペクトルの作成方針	「3. 補正前後比較表」による。
VI-2-1-9 機能維持の基本方針	「3. 補正前後比較表」による。
VI-2-1-10 ダクティリティに関する設計方針	「3. 補正前後比較表」による。
VI-2-1-12 配管及び支持構造物の耐震計算について	「3. 補正前後比較表」による。
VI-2-1-13 ダクト及び支持構造物の耐震計算について	「3. 補正前後比較表」による。
VI-2-2-9 廃棄物処理建物の地震応答計算書	「3. 補正前後比較表」による。
VI-2-2-14 排気筒の耐震性についての計算書	「3. 補正前後比較表」による。
VI-2-2-17 ガスタービン発電機建物の耐震性についての計算書	「3. 補正前後比較表」による。
VI-2-2-19 取水槽の耐震性についての計算書	「3. 補正前後比較表」による。
VI-2-2-21 屋外配管ダクト（タービン建物～排気筒）の耐震性についての計算書	「3. 補正前後比較表」による。
VI-2-2-23 B-ディーゼル燃料貯蔵タンク格納槽の耐震性についての計算	「3. 補正前後比較表」による。

補正項目	補正箇所
VI-2-2-26 屋外配管ダクト（タービン建物～放水槽）の地震応答計算書	「3. 補正前後比較表」による。
VI-2-2-27 屋外配管ダクト（タービン建物～放水槽）の耐震性についての計算書	「3. 補正前後比較表」による。
VI-2-2-29 取水口の耐震性についての計算書	「3. 補正前後比較表」による。
VI-2-2-31 第 1 ベントフィルタ格納槽の耐震性についての計算書	「3. 補正前後比較表」による。
VI-2-2-33 低圧原子炉代替注水ポンプ格納槽の耐震性についての計算書	「3. 補正前後比較表」による。
VI-2-2-34 緊急時対策所用燃料地下タンクの耐震性についての計算書	「3. 補正前後比較表」による。
VI-2-2-37 屋外配管ダクト（ガスタービン発電機用軽油タンク～ガスタービン発電機）の地震応答計算書	「3. 補正前後比較表」による。
VI-2-2-39 屋外配管ダクト（排気筒）の耐震性についての計算書	「3. 補正前後比較表」による。
VI-2-3-2-1 燃料集合体の耐震性についての計算書	「3. 補正前後比較表」による。
VI-2-3-2-2-3 シュラウドサポートの耐震性についての計算書	「3. 補正前後比較表」による。
VI-2-3-3-1-2 原子炉圧力容器の耐震性についての計算書	「3. 補正前後比較表」による。
VI-2-3-3-2-4 ジェットポンプ計測配管貫通部シールの耐震性についての計算書	「3. 補正前後比較表」による。
VI-2-3-3-3-2 蒸気乾燥器の耐震性についての計算書	「3. 補正前後比較表」による。
VI-2-3-3-3-11 原子炉中性子計装案内管の耐震性についての計算書	「3. 補正前後比較表」による。
VI-2-4-2-2 使用済燃料貯蔵ラックの耐震性についての計算書	「3. 補正前後比較表」による。
VI-2-4-2-4 燃料プール水位・温度（S A）の耐震性についての計算書	「3. 補正前後比較表」による。



補正項目	補正箇所
VI-2-4-2-5 燃料プール水位（S A）の耐震性についての計算書	「3. 補正前後比較表」による。
VI-2-4-4-1 燃料プール監視カメラ（S A）の耐震性についての計算書	「3. 補正前後比較表」による。
VI-2-4-4-2 燃料プール監視カメラ用冷却設備の耐震性についての計算書	「3. 補正前後比較表」による。
VI-2-5-1 原子炉冷却系統施設の耐震計算結果	「3. 補正前後比較表」による。
VI-2-5-4-1-3 残留熱除去系ストレーナの耐震性についての計算書	「3. 補正前後比較表」による。
VI-2-5-4-1-7 残留熱除去系ストレーナ取付部サポートの耐震性についての計算書	「3. 補正前後比較表」による。
VI-2-5-5-4-1 原子炉隔離時冷却系ストレーナの耐震性についての計算書	「3. 補正前後比較表」による。
VI-2-5-6-1-1 原子炉隔離時冷却ポンプの耐震性についての計算書	「3. 補正前後比較表」による。
VI-2-5-7-1-1 原子炉補機冷却系熱交換器の耐震性についての計算書	「3. 補正前後比較表」による。
VI-2-5-7-2-1 高圧炉心スプレイ補機冷却系熱交換器の耐震性についての計算書	「3. 補正前後比較表」による。
VI-2-6-1 計測制御系統施設の耐震計算結果	「3. 補正前後比較表」による。
VI-2-6-5-1 中性子源領域計装／中間領域計装の耐震性についての計算書	「3. 補正前後比較表」による。
VI-2-6-5-2 出力領域計装の耐震性についての計算書	「3. 補正前後比較表」による。
VI-2-6-7-2-40 燃料プール水位計変換器盤の耐震性についての計算書	「3. 補正前後比較表」による。
VI-2-6-7-2-49 格納容器水素／酸素計測装置制御盤の耐震性についての計算書	「3. 補正前後比較表」による。

補正項目	補正箇所
VI-2-6-7-3-1-1 衛星電話設備（固定型）（中央制御室）の耐震性についての計算書	「3. 補正前後比較表」による。
VI-2-6-7-3-1-3 衛星電話設備用アンテナ（中央制御室）の耐震性についての計算書	「3. 補正前後比較表」による。
VI-2-6-7-3-1-6 衛星電話設備用アンテナ（緊急時対策所）の耐震性についての計算書	「3. 補正前後比較表」による。
VI-2-6-7-3-2-1 無線通信設備（固定型）（中央制御室）の耐震性についての計算書	「3. 補正前後比較表」による。
VI-2-6-7-3-2-3 無線通信設備用アンテナ（中央制御室）の耐震性についての計算書	「3. 補正前後比較表」による。
VI-2-6-7-3-2-5 緊急時対策所 無線通信設備用ラックの耐震性についての計算書	「3. 補正前後比較表」による。
VI-2-6-7-3-2-6 無線通信設備用アンテナ（緊急時対策所）の耐震性についての計算書	「3. 補正前後比較表」による。
VI-2-6-7-3-4-5 発信用アンテナ（1・2号）の耐震性についての計算書	「3. 補正前後比較表」による。
VI-2-7-3-1-1 管の耐震性に関する説明書(サイトバンカ設備)	「3. 補正前後比較表」による。
VI-2-8-1 放射線管理施設の耐震計算結果	「3. 補正前後比較表」による。
VI-2-8-2-7 第1ベントフィルタ出口放射線モニタ(低レンジ)の耐震性についての計算書	「3. 補正前後比較表」による。
VI-2-8-4-4 中央制御室待避室遮蔽の耐震性についての計算書	「3. 補正前後比較表」による。
VI-2-9-2-5 機器搬入口の耐震性についての計算書	「3. 補正前後比較表」による。
VI-2-9-2-6 逃がし安全弁搬出ハッチの耐震性についての計算書	「3. 補正前後比較表」による。
VI-2-9-2-7 制御棒駆動機構搬出ハッチの耐震性についての計算書	「3. 補正前後比較表」による。
VI-2-9-2-9 所員用エアロックの耐震性についての計算書	「3. 補正前後比較表」による。

補正項目	補正箇所
VI-2-9-3-3 原子炉建物エアロックの耐震性についての計算書	「3. 補正前後比較表」による。
VI-2-9-4-7-1-2 第1ベントフィルタ スクラバ容器の耐震性についての計算書	「3. 補正前後比較表」による。
VI-2-10-1-1 非常用電源設備の耐震計算結果	「3. 補正前後比較表」による。
VI-2-10-1-2-1-4 非常用ディーゼル発電設備ディーゼル燃料 デイトンクの耐震性についての計算書	「3. 補正前後比較表」による。
VI-2-10-1-2-1-7 非常用ディーゼル発電設備 A-ディーゼル燃 料貯蔵タンクの耐震性についての計算書	「3. 補正前後比較表」による。
VI-2-10-1-2-1-8 非常用ディーゼル発電設備 B-ディーゼル燃 料貯蔵タンクの耐震性についての計算書	「3. 補正前後比較表」による。
VI-2-10-1-2-2-6 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備デ ィーゼル燃料貯蔵タンクの耐震性につい ての計算書	「3. 補正前後比較表」による。
VI-2-10-1-2-3-2 ガスタービン発電機励磁装置及び保護継電 装置の耐震性についての計算書	「3. 補正前後比較表」による。
VI-2-10-1-2-4-1 緊急時対策所用燃料地下タンクの耐震性に ついでの計算書	「3. 補正前後比較表」による。
VI-2-10-1-3-3 B1-115V 系充電器 (SA) の耐震性についての 計算書	「3. 補正前後比較表」による。
VI-2-10-1-3-10 高圧炉心スプレイ系蓄電池の耐震性につい ての計算書	「3. 補正前後比較表」による。
VI-2-10-1-4-1 230V 系充電器 (RCIC) の耐震性についての 計算書	「3. 補正前後比較表」による。
VI-2-10-1-4-11 緊急用メタクラ接続プラグ盤の耐震性につ いでの計算書	「3. 補正前後比較表」による。
VI-2-10-1-4-15 高圧発電機車接続プラグ収納箱の耐震性に ついでの計算書	「3. 補正前後比較表」による。

補正項目	補正箇所
VI-2-10-1-4-18 緊急時対策所 発電機接続プラグ盤の耐震性についての計算書	「3. 補正前後比較表」による。
VI-2-10-2-2-1 防波壁（波返重力擁壁）の地震応答計算書	「3. 補正前後比較表」による。
VI-2-10-2-2-2 防波壁（逆T擁壁）の地震応答計算書	「3. 補正前後比較表」による。
VI-2-10-2-2-3 防波壁（多重鋼管杭式擁壁）の地震応答計算書	「3. 補正前後比較表」による。
VI-2-10-2-3-1 防波壁（波返重力擁壁）の耐震性についての計算書	「3. 補正前後比較表」による。
VI-2-10-2-3-2 防波壁（逆T擁壁）の耐震性についての計算書	「3. 補正前後比較表」による。
VI-2-10-2-3-3 防波壁（多重鋼管杭式擁壁）の耐震性についての計算書	「3. 補正前後比較表」による。
VI-2-10-2-4 防波壁通路防波扉の耐震性についての計算書	「3. 補正前後比較表」による。
VI-2-10-2-6 1号機取水槽流路縮小工の耐震性についての計算書	「3. 補正前後比較表」による。
VI-2-10-2-7 屋外排水路逆止弁の耐震性についての計算書	「3. 補正前後比較表」による。
VI-2-10-2-8 防水壁の耐震性についての計算書	「3. 補正前後比較表」による。
VI-2-10-2-9 水密扉の耐震性についての計算書	「3. 補正前後比較表」による。
VI-2-10-2-14 防水板の耐震性についての計算書	「3. 補正前後比較表」による。
VI-2-10-4-1 緊急時対策所の耐震計算結果	「3. 補正前後比較表」による。
VI-2-11-2-3 免震重要棟遮蔽壁の耐震性についての計算書	「3. 補正前後比較表」による。
VI-2-11-2-5 取水槽海水ポンプエリア防護対策設備の耐震性についての計算書	「3. 補正前後比較表」による。
VI-2-11-2-6-2 建物開口部竜巻防護対策設備の耐震性についての計算書	「3. 補正前後比較表」による。
VI-2-11-2-6-3 取水槽循環水ポンプエリア防護対策設備の耐震性についての計算書	「3. 補正前後比較表」による。

補正項目	補正箇所
VI-2-11-2-7-1 原子炉建物天井クレーンの耐震性についての計算書	「3. 補正前後比較表」による。
VI-2-11-2-7-2 燃料取替機の耐震性についての計算書	「3. 補正前後比較表」による。
VI-2-11-2-7-3 チャンネル着脱装置の耐震性についての計算書	「3. 補正前後比較表」による。
VI-2-11-2-7-4 チャンネル取扱ブームの耐震性についての計算書	「3. 補正前後比較表」による。
VI-2-11-2-7-5 制御棒貯蔵ハンガの耐震性についての計算書	「3. 補正前後比較表」による。
VI-2-11-2-7-7 原子炉浄化系補助熱交換器の耐震性についての計算書	「3. 補正前後比較表」による。
VI-2-11-2-7-10 中央制御室天井設置設備の耐震性についての計算書	「3. 補正前後比較表」による。
VI-2-11-2-7-12 高光度航空障害灯管制器の耐震性についての計算書	「3. 補正前後比較表」による。
VI-2-11-2-7-14 取水槽ガントリクレーンの耐震性についての計算書	「3. 補正前後比較表」による。
VI-2-11-2-10 耐火障壁の耐震性についての計算書	「3. 補正前後比較表」による。
VI-2-11-2-12 復水貯蔵タンク遮蔽壁の耐震性についての計算書	「3. 補正前後比較表」による。
VI-2-11-2-13 仮設耐震構台の耐震性についての計算書	「3. 補正前後比較表」による。
VI-2-11-2-14 土留め工（親杭）の耐震性についての計算書	「3. 補正前後比較表」による。
VI-2-12 水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価結果	「3. 補正前後比較表」による。
VI-2-別添 1-1 火災防護設備の耐震計算の基本方針	「3. 補正前後比較表」による。
VI-2-別添 1-3-1 ボンベラックの耐震性についての計算書	「3. 補正前後比較表」による。

補正項目	補正箇所
VI-2-別添 2-1 溢水防護に係る施設の耐震計算の方針	「3. 補正前後比較表」による。
VI-2-別添 2-2 溢水源としないB, Cクラス機器の耐震性についての計算書	「3. 補正前後比較表」による。
VI-2-別添 2-3 通水扉の耐震性についての計算書	「3. 補正前後比較表」による。
VI-2-別添 2-8 溢水防護に係る施設の水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価結果	「3. 補正前後比較表」による。
VI-2-別添 3-3 可搬型重大事故等対処設備のうち車両型設備の耐震性についての計算書	「3. 補正前後比較表」による。
VI-2-別添 3-5 可搬型重大事故等対処設備のうち可搬型空気浄化設備の耐震性についての計算書	「3. 補正前後比較表」による。
VI-2-別添 4-1 地下水位低下設備の耐震計算の方針	「3. 補正前後比較表」による。
VI-2-別添 4-2 地下水位低下設備の地震応答計算書	「3. 補正前後比較表」による。
VI-2-別添 4-3-3 地下水位低下設備水位計の耐震性についての計算書	「3. 補正前後比較表」による。
VI-2-別添 4-3-5 揚水井戸の耐震性についての計算書	「3. 補正前後比較表」による。
VI-2-別添 6-1 漂流防止装置の耐震計算の方針	「3. 補正前後比較表」による。
VI-2-別添 6-2 漂流防止装置の耐震性についての計算書	「3. 補正前後比較表」による。
VI-2-別添 7-2-2 第1ベントフィルタ格納槽の地震応答計算書(掘削前)	「3. 補正前後比較表」による。
VI-2-別添 7-2-5 低圧原子炉代替注水ポンプ格納槽の耐震性についての計算書(掘削前)	「3. 補正前後比較表」による。
VI-2-別添 7-2-6 低圧原子炉代替注水ポンプの耐震性についての計算書(掘削前)	「3. 補正前後比較表」による。
VI-2-別添 7-2-7 管の耐震性についての計算書(低圧原子炉代替注水系)(掘削前)	「3. 補正前後比較表」による。

補正項目	補正箇所
VI-2-別添 7-2-17 第1ベントフィルタ スクラバ容器の耐震性についての計算書（掘削前）	「3. 補正前後比較表」による。
VI-2-別添 7-2-21 火災感知器の耐震性についての計算書（掘削前）	「3. 補正前後比較表」による。
VI-2-別添 7-2-22 制御盤の耐震性についての計算書（掘削前）	「3. 補正前後比較表」による。
VI-2-別添 7-2-25 揚水ポンプの耐震性についての計算書（掘削前）	「3. 補正前後比較表」による。
VI-2-別添 7-2-26 管の耐震性についての計算書（地下水位低下設備）（掘削前）	「3. 補正前後比較表」による。
VI-2-別添 7-2-27 地下水位低下設備水位計の耐震性についての計算書（掘削前）	「3. 補正前後比較表」による。
VI-2-別添 7-2-28 揚水井戸の耐震性についての計算書（掘削前）	「3. 補正前後比較表」による。
VI-3-2-9 重大事故等クラス2管の強度計算方法	「3. 補正前後比較表」による。
VI-3-2-10 重大事故等クラス2弁の強度計算方法	「3. 補正前後比較表」による。
VI-3-3-3-3-1-3 残留熱除去系ストレーナの強度計算書	「3. 補正前後比較表」による。
VI-3-3-3-3-1-6 残留熱除去系ストレーナ取付部サポートの強度計算書	「3. 補正前後比較表」による。
VI-3-3-6-1-3-2-3 管（可搬）の強度計算書（緊急時対策所換気空調系）	「3. 補正前後比較表」による。
VI-3-3-7-1-11 サプレッションチェンバアクセスハッチの強度計算書	「3. 補正前後比較表」による。
VI-3-別添 1-1 竜巻への配慮が必要な施設の強度計算の方針	「3. 補正前後比較表」による。
VI-3-別添 1-3 竜巻防護ネットの強度計算書	「3. 補正前後比較表」による。
VI-3-別添 1-4 竜巻防護鋼板の強度計算書	「3. 補正前後比較表」による。
VI-3-別添 1-5 架構の強度計算書	「3. 補正前後比較表」による。

補正項目	補正箇所
VI-3-別添 1-10 排気筒の強度計算書	「3. 補正前後比較表」による。
VI-3-別添 1-13-2 消音器の強度計算書	「3. 補正前後比較表」による。
VI-3-別添 2-1 火山への配慮が必要な施設の強度計算の方針	「3. 補正前後比較表」による。
VI-3-別添 2-2 火山防護対策設備の強度計算の方針	「3. 補正前後比較表」による。
VI-3-別添 2-5 原子炉建物の強度計算書	「3. 補正前後比較表」による。
VI-3-別添 2-6 タービン建物の強度計算書	「3. 補正前後比較表」による。
VI-3-別添 2-11 取水槽循環水ポンプエリア防護対策設備の強度計算書	「3. 補正前後比較表」による。
VI-3-別添 3-1 津波への配慮が必要な施設の強度計算の方針	「3. 補正前後比較表」による。
VI-3-別添 3-2-1-1 防波壁（波返重力擁壁）の強度計算書	「3. 補正前後比較表」による。
VI-3-別添 3-2-1-2 防波壁（逆T擁壁）の強度計算書	「3. 補正前後比較表」による。
VI-3-別添 3-2-1-3 防波壁（多重鋼管杭式擁壁）の強度計算書	「3. 補正前後比較表」による。
VI-3-別添 3-2-2 防波壁通路防波扉の強度計算書	「3. 補正前後比較表」による。
VI-3-別添 3-2-3 1号機取水槽流路縮小工の強度計算書	「3. 補正前後比較表」による。
VI-3-別添 3-2-4 屋外排水路逆止弁の強度計算書	「3. 補正前後比較表」による。
VI-3-別添 3-2-5 防水壁の強度計算書	「3. 補正前後比較表」による。
VI-3-別添 3-2-6 水密扉の強度計算書	「3. 補正前後比較表」による。
VI-3-別添 3-2-9 貫通部止水処置の強度計算書	「3. 補正前後比較表」による。
VI-3-別添 3-2-11 漂流防止装置の強度計算書	「3. 補正前後比較表」による。
VI-3-別添 3-3 溢水への配慮が必要な施設の強度計算の方針	「3. 補正前後比較表」による。
VI-3-別添 3-4-1 防水壁の強度計算書（溢水）	「3. 補正前後比較表」による。



補正項目	補正箇所
VI-3-別添 3-4-2 水密扉の強度計算書 (溢水)	「3. 補正前後比較表」による。
VI-3-別添 3-4-5 防水板の強度計算書	「3. 補正前後比較表」による。
VI-3-別添 5 非常用発電装置 (可搬型) の強度に関する説明書	「3. 補正前後比較表」による。
VI-3-別添 6-1 炉心支持構造物の強度計算書	「3. 補正前後比較表」による。
VI-5 計算機プログラム (解析コード) の概要	「3. 補正前後比較表」による。
VI-5-28 計算機プログラム (解析コード) の概要・SNAP-LE	「3. 補正前後比較表」による。
VI-5-45 計算機プログラム (解析コード) の概要・SD	「3. 補正前後比較表」による。
VI-5-56 計算機プログラム (解析コード) の概要・FINAS / STAR	「3. 補正前後比較表」による。
VI-5-57 計算機プログラム (解析コード) の概要・EMRGING	「3. 補正前後比較表」による。
VI-6 図面	
第 9-1-1-4-3-1 図 高圧発電機車構造図 (その 1)	「3. 補正前後比較表」による。
第 9-1-1-4-3-2 図 高圧発電機車構造図 (その 2)	「3. 補正前後比較表」による。
第 9-1-1-4-3-3 図 高圧発電機車用ディーゼル機関構造図 (その 1)	「3. 補正前後比較表」による。
第 9-1-1-4-3-4 図 高圧発電機車用ディーゼル機関構造図 (その 2)	「3. 補正前後比較表」による。
第 9-1-1-6-3-7 図 緊急時対策所用発電機用発電機構造図	「3. 補正前後比較表」による。
第 9-1-2-2-2-10 図 主蒸気逃がし安全弁用蓄電池 (補助盤室) 構造図	「3. 補正前後比較表」による。
第 9-2-1-1 図 常用電源設備に係る機器の配置を明示した図面 (その 1)	「3. 補正前後比較表」による。
第 9-4-2-2-3-20 図 原子炉建物 2 階 A-非常用電気室南側浸水防止堰構造図	「3. 補正前後比較表」による。

補正項目	補正箇所
第9-4-2-2-3-28 図 原子炉建物 2階 A-逃がし安全弁室素ガス供給装置横浸水防止堰構造図	「3. 補正前後比較表」による。
第9-4-2-2-3-45 図 原子炉建物 3階 北西側階段室浸水防止堰構造図	「3. 補正前後比較表」による。
第9-4-2-2-3-61 図 タービン建物 3階 タービン建物送風機室南側浸水防止堰構造図	「3. 補正前後比較表」による。
第9-4-2-2-3-79 図 廃棄物処理建物 4階 廃棄物処理建物送風機室南側浸水防止堰（非管理区域側）構造図	「3. 補正前後比較表」による。
第9-4-2-2-3-80 図 廃棄物処理建物 4階 廃棄物処理建物送風機室南側浸水防止堰（管理区域側）構造図	「3. 補正前後比較表」による。
第9-4-2-2-3-86 図 サイトバンカ建物 1階 建物出入口浸水防止堰構造図	「3. 補正前後比較表」による。
第9-4-2-2-3-92 図 サイトバンカ建物 3階 固体廃棄物貯蔵プール室南西側浸水防止堰構造図	「3. 補正前後比較表」による。
第9-4-2-2-4-3 図 タービン建物 2階 固定子冷却装置室西側防水板（管理区域側）構造図	「3. 補正前後比較表」による。

## 2. 補正を必要とする理由を記載した書類

### 補正を必要とする理由

平成 25 年 12 月 25 日付け電原設第 69 号にて申請した工事計画認可申請書（令和 3 年 10 月 1 日付け電原設第 17 号，令和 3 年 12 月 22 日付け電原設第 28 号，令和 4 年 3 月 28 日付け電原設第 43 号，令和 4 年 5 月 25 日付け電原設第 3 号，令和 4 年 7 月 28 日付け電原設第 20 号，令和 4 年 10 月 31 日付け電原設第 31 号，令和 4 年 12 月 23 日付け電原設第 38 号及び令和 5 年 6 月 22 日付け電原設第 6 号にて一部補正）について，記載の適正化を行うことから，「Ⅰ 名称及び住所並びに代表者の氏名」，「Ⅱ 工事計画」，及び「Ⅵ 添付書類」を補正する。

### 3. 補正前後比較表

【I 名称及び住所並びに代表者の氏名】

補正前	補正後	備考
<p style="text-align: center;">I 名称及び住所並びに代表者の氏名</p> <p>名 称 中国電力株式会社 住 所 広島市中区小町4番33号 代表者の氏名 代表取締役社長執行役員 <u>瀧本夏彦</u></p> <p style="text-align: center;">S2 補 I R1E</p> <p style="text-align: center;">1</p>	<p style="text-align: center;">I 名称及び住所並びに代表者の氏名</p> <p>名 称 中国電力株式会社 住 所 広島市中区小町4番33号 代表者の氏名 代表取締役社長執行役員 <u>中川賢剛</u></p> <p style="text-align: center;">S2 補 I R2E</p> <p style="text-align: center;">1</p>	<p style="text-align: center;">代表者の変更</p>

【原子炉本体 6. 炉心支持構造物】

補正前		補正後		備考																																																																																		
(2) 上部格子板の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数		(2) 上部格子板の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数																																																																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>名</td> <td>称</td> <td>上部格子板</td> <td>上部格子板*1</td> </tr> <tr> <td>種</td> <td>類</td> <td>格子形</td> <td>変更なし</td> </tr> <tr> <td>最</td> <td>高 使 用 圧 力</td> <td>MPa □*2 (差圧)</td> <td>□*3, *4 (差圧) □*3, *5 (差圧)</td> </tr> <tr> <td>最</td> <td>高 使 用 温 度</td> <td>℃ 302*2</td> <td>□*3, *4 □*3, *5</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">主 要 寸 法</td> <td>外 径</td> <td>mm □*6</td> <td rowspan="4">変更なし</td> </tr> <tr> <td>高 さ</td> <td>mm □*6</td> </tr> <tr> <td>リ ム 胴 板 厚 さ*7</td> <td>mm □ (□*6)</td> </tr> <tr> <td>グ リ ッ ド プ レ ー ト 厚 さ*8</td> <td>mm □ (□*6)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">材 料</td> <td>リ ム 胴 板*9</td> <td>—</td> <td>SUS316L</td> </tr> <tr> <td>グ リ ッ ド プ レ ー ト</td> <td>—</td> <td>SUS316L</td> </tr> <tr> <td>個</td> <td>数</td> <td>—</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table>				変更前	変更後	名	称	上部格子板	上部格子板*1	種	類	格子形	変更なし	最	高 使 用 圧 力	MPa □*2 (差圧)	□*3, *4 (差圧) □*3, *5 (差圧)	最	高 使 用 温 度	℃ 302*2	□*3, *4 □*3, *5	主 要 寸 法	外 径	mm □*6	変更なし	高 さ	mm □*6	リ ム 胴 板 厚 さ*7	mm □ (□*6)	グ リ ッ ド プ レ ー ト 厚 さ*8	mm □ (□*6)	材 料	リ ム 胴 板*9	—	SUS316L	グ リ ッ ド プ レ ー ト	—	SUS316L	個	数	—	1	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>名</td> <td>称</td> <td>上部格子板</td> <td>上部格子板*1</td> </tr> <tr> <td>種</td> <td>類</td> <td>格子形</td> <td>変更なし</td> </tr> <tr> <td>最</td> <td>高 使 用 圧 力</td> <td>MPa □*2 (差圧)</td> <td>□*3, *4 (差圧) □*3, *5 (差圧)</td> </tr> <tr> <td>最</td> <td>高 使 用 温 度</td> <td>℃ 302*2</td> <td>□*3, *4 □*3, *5</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">主 要 寸 法</td> <td>外 径</td> <td>mm □*6</td> <td rowspan="4">変更なし</td> </tr> <tr> <td>高 さ</td> <td>mm □*6</td> </tr> <tr> <td>リ ム 胴 板 厚 さ*7</td> <td>mm □ (□*6)</td> </tr> <tr> <td>グ リ ッ ド プ レ ー ト 厚 さ*8</td> <td>mm □ (□*6)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">材 料</td> <td>リ ム 胴 板*9</td> <td>—</td> <td>SUS316L</td> </tr> <tr> <td>グ リ ッ ド プ レ ー ト</td> <td>—</td> <td>SUS316L</td> </tr> <tr> <td>個</td> <td>数</td> <td>—</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table>				変更前	変更後	名	称	上部格子板	上部格子板*1	種	類	格子形	変更なし	最	高 使 用 圧 力	MPa □*2 (差圧)	□*3, *4 (差圧) □*3, *5 (差圧)	最	高 使 用 温 度	℃ 302*2	□*3, *4 □*3, *5	主 要 寸 法	外 径	mm □*6	変更なし	高 さ	mm □*6	リ ム 胴 板 厚 さ*7	mm □ (□*6)	グ リ ッ ド プ レ ー ト 厚 さ*8	mm □ (□*6)	材 料	リ ム 胴 板*9	—	SUS316L	グ リ ッ ド プ レ ー ト	—	SUS316L	個	数	—	1	
		変更前	変更後																																																																																			
名	称	上部格子板	上部格子板*1																																																																																			
種	類	格子形	変更なし																																																																																			
最	高 使 用 圧 力	MPa □*2 (差圧)	□*3, *4 (差圧) □*3, *5 (差圧)																																																																																			
最	高 使 用 温 度	℃ 302*2	□*3, *4 □*3, *5																																																																																			
主 要 寸 法	外 径	mm □*6	変更なし																																																																																			
	高 さ	mm □*6																																																																																				
	リ ム 胴 板 厚 さ*7	mm □ (□*6)																																																																																				
	グ リ ッ ド プ レ ー ト 厚 さ*8	mm □ (□*6)																																																																																				
材 料	リ ム 胴 板*9	—	SUS316L																																																																																			
	グ リ ッ ド プ レ ー ト	—	SUS316L																																																																																			
個	数	—	1																																																																																			
		変更前	変更後																																																																																			
名	称	上部格子板	上部格子板*1																																																																																			
種	類	格子形	変更なし																																																																																			
最	高 使 用 圧 力	MPa □*2 (差圧)	□*3, *4 (差圧) □*3, *5 (差圧)																																																																																			
最	高 使 用 温 度	℃ 302*2	□*3, *4 □*3, *5																																																																																			
主 要 寸 法	外 径	mm □*6	変更なし																																																																																			
	高 さ	mm □*6																																																																																				
	リ ム 胴 板 厚 さ*7	mm □ (□*6)																																																																																				
	グ リ ッ ド プ レ ー ト 厚 さ*8	mm □ (□*6)																																																																																				
材 料	リ ム 胴 板*9	—	SUS316L																																																																																			
	グ リ ッ ド プ レ ー ト	—	SUS316L																																																																																			
個	数	—	1																																																																																			
R1 S2 II 補	<p>注記*1：原子炉冷却系統施設のうち残留熱除去設備（残留熱除去系）及び非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備（高圧炉心スプレイ系、低圧炉心スプレイ系、高圧原子炉代替注水系、原子炉隔離時冷却系、低圧原子炉代替注水系、残留熱除去系、ほう酸水注入系）、計測制御系統施設のうちほう酸水注入設備（ほう酸水注入系）並びに原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備の原子炉格納容器安全設備（残留熱代替除去系、高圧原子炉代替注水系、低圧原子炉代替注水系、ほう酸水注入系）と兼用</p> <p>*2：既工事計画書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は、平成16年7月1日付け電原運第24号にて届出した工事計画の添付書類「IV-3-1-1 炉心シュラウドの応力計算書」による。</p> <p>*3：重大事故等時における使用時の値</p> <p>*4：運転状態Ⅲにおける値</p> <p>*5：運転状態Ⅳにおける値</p> <p>*6：公称値を示す。</p> <p>*7：既工事計画書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は、設計図書による。</p> <p>*8：既工事計画書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は、昭和60年12月25日付け60資庁第11431号にて認可された工事計画の添付書類「IV-2-2-3(2)c 上部格子板の応力計算書」による。</p> <p>*9：記載の適正化を行う。既工事計画書には「リム胴」と記載。</p>		R2 S2 II 補																																																																																			
	1-1-13	1-1-13		記載の適正化																																																																																		

【原子炉本体 6. 炉心支持構造物】

補正前				補正後				備考
(3) 炉心支持板の名称, 種類, 最高使用圧力, 最高使用温度, 主要寸法, 材料及び個数				(3) 炉心支持板の名称, 種類, 最高使用圧力, 最高使用温度, 主要寸法, 材料及び個数				
		変更前	変更後			変更前	変更後	
名	称	炉心支持板	炉心支持板*1	名	称	炉心支持板	炉心支持板*1	
種	類	円板形	変更なし	種	類	円板形	変更なし	
最	高	使	用	最	高	使	用	
圧	力	MPa	□*2 (差圧)	圧	力	MPa	□*2 (差圧)	
			□*3, *4 (差圧)				□*3, *4 (差圧)	
			□*3, *5 (差圧)				□*3, *5 (差圧)	
最	高	使	用	最	高	使	用	
温	度	℃	302*2	温	度	℃	302*2	
			□*3, *4				□*3, *4	
			□*3, *5				□*3, *5	
主	要	寸	法	主	要	寸	法	
外	径	mm	□*6	外	径	mm	□*6	
高	さ	mm	□*6	高	さ	mm	□*6	
リ	ム	胴	板	リ	ム	胴	板	
厚	さ	*7	mm (□*6)	厚	さ	*7	mm (□*6)	
支	持	板	厚	支	持	板	厚	
さ	*8	mm	□ (□*6)	さ	*8	mm	□ (□*6)	
材	リ	ム	胴	材	リ	ム	胴	
支	持	板	—	支	持	板	—	
個	数	—	SUS316L	個	数	—	SUS316L	
			SUS316L				SUS316L	
			1				1	
<p>注記*1: 原子炉冷却系統施設のうち残留熱除去設備（残留熱除去系）及び非常用炉心冷却設備                      その他原子炉注水設備（高圧炉心スプレイ系, 低圧炉心スプレイ系, 高圧原子炉代替                      注水系, 原子炉隔離時冷却系, 低圧原子炉代替注水系, 残留熱除去系, ほう酸水注入                      系), 計測制御系統施設のうちほう酸水注入設備（ほう酸水注入系）並びに原子炉格                      納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備の原子炉格納容器安全設備（残留熱代替                      除去系, 高圧原子炉代替注水系, 低圧原子炉代替注水系, ほう酸水注入系）と兼用                      *2: 既工事計画書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は, 平成16年7月1                      日付け電原運第24号にて届出した工事計画の添付書類「IV-3-1-1 炉心シュラウド                      の応力計算書」による。                      *3: 重大事故等時における使用時の値                      *4: 運転状態IIIにおける値                      *5: 運転状態IVにおける値                      *6: 公称値を示す。                      *7: 既工事計画書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は, 設計図書による。                      *8: 既工事計画書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は, 昭和60年12月25                      日付け60資庁第11431号にて認可された工事計画の添付書類「IV-2-2-3(2)d 炉心                      支持板の応力計算書」による。                      *9: 記載の適正化を行う。既工事計画書には「リム胴」と記載。</p>				<p>注記*1: 原子炉冷却系統施設のうち残留熱除去設備（残留熱除去系）及び非常用炉心冷却設備                      その他原子炉注水設備（高圧炉心スプレイ系, 低圧炉心スプレイ系, 高圧原子炉代替                      注水系, 原子炉隔離時冷却系, 低圧原子炉代替注水系, 残留熱除去系, ほう酸水注入                      系), 計測制御系統施設のうちほう酸水注入設備（ほう酸水注入系）並びに原子炉格                      納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備の原子炉格納容器安全設備（残留熱代替                      除去系, 高圧原子炉代替注水系, 低圧原子炉代替注水系, ほう酸水注入系）と兼用                      *2: 既工事計画書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は, 平成16年7月1                      日付け電原運第24号にて届出した工事計画の添付書類「IV-3-1-1 炉心シュラウド                      の応力計算書」による。                      *3: 重大事故等時における使用時の値                      *4: 運転状態IIIにおける値                      *5: 運転状態IVにおける値                      *6: 公称値を示す。                      *7: 既工事計画書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は, 設計図書による。                      *8: 既工事計画書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は, 昭和60年12月25                      日付け60資庁第11431号にて認可された工事計画の添付書類「IV-2-2-3(2)d 炉心                      支持板の応力計算書」による。                      *9: 記載の適正化を行う。既工事計画書には「リム胴」と記載</p>				記載の適正化
1-1-14				1-1-14				

S2 補 II R1

S2 補 II R2

【原子炉本体 6. 炉心支持構造物】

補正前		補正後		備考																																																																														
(5) 制御棒案内管の名称, 種類, 最高使用圧力, 最高使用温度, 主要寸法, 材料及び個数		(5) 制御棒案内管の名称, 種類, 最高使用圧力, 最高使用温度, 主要寸法, 材料及び個数																																																																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>名</td> <td>称</td> <td>制御棒案内管</td> <td>制御棒案内管*1</td> </tr> <tr> <td>種</td> <td>類</td> <td>円筒形</td> <td>変更なし</td> </tr> <tr> <td>最</td> <td>高 使 用 圧 力</td> <td>MPa □*2 (差圧)</td> <td>□*3, *4 (差圧) □*3, *5 (差圧)</td> </tr> <tr> <td>最</td> <td>高 使 用 温 度</td> <td>℃ 302*2</td> <td>□*3, *4 □*3, *5</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">主 要 寸 法</td> <td>外 径</td> <td>mm □*6</td> <td rowspan="3">変更なし</td> </tr> <tr> <td>長 さ</td> <td>mm □*6</td> </tr> <tr> <td>厚 さ*7</td> <td>mm □ (□*6)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">材 料</td> <td>ボ デ イ*8</td> <td>—</td> <td>SUS304L</td> </tr> <tr> <td>ベ ー ス*8</td> <td>—</td> <td>SCS19A</td> </tr> <tr> <td>個</td> <td>数</td> <td>—</td> <td>137</td> </tr> </tbody> </table>				変更前	変更後	名	称	制御棒案内管	制御棒案内管*1	種	類	円筒形	変更なし	最	高 使 用 圧 力	MPa □*2 (差圧)	□*3, *4 (差圧) □*3, *5 (差圧)	最	高 使 用 温 度	℃ 302*2	□*3, *4 □*3, *5	主 要 寸 法	外 径	mm □*6	変更なし	長 さ	mm □*6	厚 さ*7	mm □ (□*6)	材 料	ボ デ イ*8	—	SUS304L	ベ ー ス*8	—	SCS19A	個	数	—	137	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>名</td> <td>称</td> <td>制御棒案内管</td> <td>制御棒案内管*1</td> </tr> <tr> <td>種</td> <td>類</td> <td>円筒形</td> <td>変更なし</td> </tr> <tr> <td>最</td> <td>高 使 用 圧 力</td> <td>MPa □*2 (差圧)</td> <td>□*3, *4 (差圧) □*3, *5 (差圧)</td> </tr> <tr> <td>最</td> <td>高 使 用 温 度</td> <td>℃ 302*2</td> <td>□*3, *4 □*3, *5</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">主 要 寸 法</td> <td>外 径</td> <td>mm □*6</td> <td rowspan="3">変更なし</td> </tr> <tr> <td>長 さ</td> <td>mm □*6</td> </tr> <tr> <td>厚 さ*7</td> <td>mm □ (□*6)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">材 料</td> <td>ボ デ イ*8</td> <td>—</td> <td>SUS304L</td> </tr> <tr> <td>ベ ー ス*8</td> <td>—</td> <td>SCS19A</td> </tr> <tr> <td>個</td> <td>数</td> <td>—</td> <td>137</td> </tr> </tbody> </table>				変更前	変更後	名	称	制御棒案内管	制御棒案内管*1	種	類	円筒形	変更なし	最	高 使 用 圧 力	MPa □*2 (差圧)	□*3, *4 (差圧) □*3, *5 (差圧)	最	高 使 用 温 度	℃ 302*2	□*3, *4 □*3, *5	主 要 寸 法	外 径	mm □*6	変更なし	長 さ	mm □*6	厚 さ*7	mm □ (□*6)	材 料	ボ デ イ*8	—	SUS304L	ベ ー ス*8	—	SCS19A	個	数	—	137	
		変更前	変更後																																																																															
名	称	制御棒案内管	制御棒案内管*1																																																																															
種	類	円筒形	変更なし																																																																															
最	高 使 用 圧 力	MPa □*2 (差圧)	□*3, *4 (差圧) □*3, *5 (差圧)																																																																															
最	高 使 用 温 度	℃ 302*2	□*3, *4 □*3, *5																																																																															
主 要 寸 法	外 径	mm □*6	変更なし																																																																															
	長 さ	mm □*6																																																																																
	厚 さ*7	mm □ (□*6)																																																																																
材 料	ボ デ イ*8	—	SUS304L																																																																															
	ベ ー ス*8	—	SCS19A																																																																															
個	数	—	137																																																																															
		変更前	変更後																																																																															
名	称	制御棒案内管	制御棒案内管*1																																																																															
種	類	円筒形	変更なし																																																																															
最	高 使 用 圧 力	MPa □*2 (差圧)	□*3, *4 (差圧) □*3, *5 (差圧)																																																																															
最	高 使 用 温 度	℃ 302*2	□*3, *4 □*3, *5																																																																															
主 要 寸 法	外 径	mm □*6	変更なし																																																																															
	長 さ	mm □*6																																																																																
	厚 さ*7	mm □ (□*6)																																																																																
材 料	ボ デ イ*8	—	SUS304L																																																																															
	ベ ー ス*8	—	SCS19A																																																																															
個	数	—	137																																																																															
<p>注記*1: 原子炉冷却系統施設のうち残留熱除去設備（残留熱除去系）及び非常用炉心冷却設備 その他原子炉注水設備（高压炉心スプレイ系, 低压炉心スプレイ系, 高压原子炉代替 注水系, 原子炉隔離時冷却系, 低压原子炉代替注水系, 残留熱除去系, ほう酸水注入 系), 計測制御系統施設のうちほう酸水注入設備（ほう酸水注入系）並びに原子炉格 納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備の原子炉格納容器安全設備（残留熱代替 除去系, 高压原子炉代替注水系, 低压原子炉代替注水系, ほう酸水注入系）と兼用</p> <p>*2: 既工事計画書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は, 平成 16 年 7 月 1 日付け電原運第 24 号にて届出した工事計画の添付書類「IV-3-1-1 炉心シュラウド の応力計算書」による。</p> <p>*3: 重大事故等時における使用時の値</p> <p>*4: 運転状態Ⅲにおける値</p> <p>*5: 運転状態Ⅳにおける値</p> <p>*6: 公称値を示す。</p> <p>*7: 既工事計画書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は, 昭和 60 年 12 月 25 日付け 60 資庁第 11431 号にて認可された工事計画の添付書類「IV-2-2-3(2)e 制御 棒案内管の応力計算書」による。</p> <p>*8: 記載の適正化を行う。既工事計画書には「材料」と記載。</p>		<p>注記*1: 原子炉冷却系統施設のうち残留熱除去設備（残留熱除去系）及び非常用炉心冷却設備 その他原子炉注水設備（高压炉心スプレイ系, 低压炉心スプレイ系, 高压原子炉代替 注水系, 原子炉隔離時冷却系, 低压原子炉代替注水系, 残留熱除去系, ほう酸水注入 系), 計測制御系統施設のうちほう酸水注入設備（ほう酸水注入系）並びに原子炉格 納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備の原子炉格納容器安全設備（残留熱代替 除去系, 高压原子炉代替注水系, 低压原子炉代替注水系, ほう酸水注入系）と兼用</p> <p>*2: 既工事計画書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は, 平成 16 年 7 月 1 日付け電原運第 24 号にて届出した工事計画の添付書類「IV-3-1-1 炉心シュラウド の応力計算書」による。</p> <p>*3: 重大事故等時における使用時の値</p> <p>*4: 運転状態Ⅲにおける値</p> <p>*5: 運転状態Ⅳにおける値</p> <p>*6: 公称値を示す。</p> <p>*7: 既工事計画書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は, 昭和 60 年 12 月 25 日付け 60 資庁第 11431 号にて認可された工事計画の添付書類「IV-2-2-3(2)e 制御 棒案内管の応力計算書」による。</p> <p>*8: 記載の適正化を行う。既工事計画書には「材料」と記載</p>																																																																																
1-1-17		1-1-17		記載の適正化																																																																														

S2 補 II RI

S2 補 II RI



【核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 5. 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の基本設計方針、適用基準及び適用規格】

補正前	補正後	備考																
<p style="text-align: center;">S2 補 II RI</p> <p style="text-align: center;">2-2-1</p> <p>5. 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の基本設計方針、適用基準及び適用規格 (1) 基本設計方針</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">変更前</th> <th style="width: 50%;">変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>用語の定義は「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」、「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」並びにこれらの解釈による。</td> <td>用語の定義は「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」並びにこれらの解釈による。</td> </tr> <tr> <td>第1章 共通項目 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の基本設計方針「第1章 共通項目」に関する技術基準を定める省令、5. 5. 安全弁等、5. 6. 逆止め弁、5. 7. 内燃機関を除く。、6. その他」の基本設計方針に基づき設計とする。</td> <td>第1章 共通項目 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の基本設計方針「第1章 共通項目」に関する技術基準を定める省令、5. 5. 安全弁等、5. 6. 逆止め弁、5. 7. 内燃機関及びガスタービンの設計条件を除く。、6. その他」の基本設計方針に基づき設計とする。</td> </tr> <tr> <td>第2章 個別項目 1. 燃料取扱設備 燃料体又は使用済燃料（以下「燃料体等」という。）の取扱設備は、燃料取扱機、原子炉建物天井クレーン及びチャネル着脱装置で構成し、燃料取扱機、原子炉建物天井クレーン及びチャネル着脱装置は、新燃料を原子炉建物原子炉棟（二次格納施設）に搬入してから原子炉建物原子炉棟（二次格納施設）外へ搬出するまで、燃料体等を安全に取り扱うことができる設計とする。 新燃料は、原子炉建物原子炉棟（二次格納施設）内に設ける新燃料貯蔵庫又は新燃料の輸送容器から原子炉建物天井クレーン及びチャネル着脱装置を介して燃料プールに移し、燃料取扱機により発電用原子炉に装荷できる設計とする。</td> <td>第2章 個別項目 1. 燃料取扱設備 燃料体又は使用済燃料（以下「燃料体等」という。）の取扱設備は、燃料取扱機、原子炉建物天井クレーン及びチャネル着脱装置で構成し、燃料取扱機、原子炉建物天井クレーン及びチャネル着脱装置は、新燃料を原子炉建物原子炉棟（二次格納施設）に搬入してから原子炉建物原子炉棟（二次格納施設）外へ搬出するまで、燃料体等を安全に取り扱うことができる設計とする。 新燃料は、原子炉建物原子炉棟（二次格納施設）内に設ける新燃料貯蔵庫又は新燃料の輸送容器から原子炉建物天井クレーン及びチャネル着脱装置を介して燃料プールに移し、燃料取扱機により発電用原子炉に装荷できる設計とする。</td> </tr> </tbody> </table>	変更前	変更後	用語の定義は「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」、「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」並びにこれらの解釈による。	用語の定義は「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」並びにこれらの解釈による。	第1章 共通項目 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の基本設計方針「第1章 共通項目」に関する技術基準を定める省令、5. 5. 安全弁等、5. 6. 逆止め弁、5. 7. 内燃機関を除く。、6. その他」の基本設計方針に基づき設計とする。	第1章 共通項目 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の基本設計方針「第1章 共通項目」に関する技術基準を定める省令、5. 5. 安全弁等、5. 6. 逆止め弁、5. 7. 内燃機関及びガスタービンの設計条件を除く。、6. その他」の基本設計方針に基づき設計とする。	第2章 個別項目 1. 燃料取扱設備 燃料体又は使用済燃料（以下「燃料体等」という。）の取扱設備は、燃料取扱機、原子炉建物天井クレーン及びチャネル着脱装置で構成し、燃料取扱機、原子炉建物天井クレーン及びチャネル着脱装置は、新燃料を原子炉建物原子炉棟（二次格納施設）に搬入してから原子炉建物原子炉棟（二次格納施設）外へ搬出するまで、燃料体等を安全に取り扱うことができる設計とする。 新燃料は、原子炉建物原子炉棟（二次格納施設）内に設ける新燃料貯蔵庫又は新燃料の輸送容器から原子炉建物天井クレーン及びチャネル着脱装置を介して燃料プールに移し、燃料取扱機により発電用原子炉に装荷できる設計とする。	第2章 個別項目 1. 燃料取扱設備 燃料体又は使用済燃料（以下「燃料体等」という。）の取扱設備は、燃料取扱機、原子炉建物天井クレーン及びチャネル着脱装置で構成し、燃料取扱機、原子炉建物天井クレーン及びチャネル着脱装置は、新燃料を原子炉建物原子炉棟（二次格納施設）に搬入してから原子炉建物原子炉棟（二次格納施設）外へ搬出するまで、燃料体等を安全に取り扱うことができる設計とする。 新燃料は、原子炉建物原子炉棟（二次格納施設）内に設ける新燃料貯蔵庫又は新燃料の輸送容器から原子炉建物天井クレーン及びチャネル着脱装置を介して燃料プールに移し、燃料取扱機により発電用原子炉に装荷できる設計とする。	<p style="text-align: center;">S2 補 II R2</p> <p style="text-align: center;">2-2-1</p> <p>5. 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の基本設計方針、適用基準及び適用規格 (1) 基本設計方針</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">変更前</th> <th style="width: 50%;">変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>用語の定義は「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」、「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」並びにこれらの解釈による。</td> <td>用語の定義は「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」並びにこれらの解釈による。</td> </tr> <tr> <td>第1章 共通項目 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の基本設計方針「第1章 共通項目」に関する技術基準を定める省令、5. 5. 安全弁等、5. 6. 逆止め弁、5. 7. 内燃機関を除く。、6. その他」の基本設計方針に基づき設計とする。</td> <td>第1章 共通項目 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の基本設計方針「第1章 共通項目」に関する技術基準を定める省令、5. 5. 安全弁等、5. 6. 逆止め弁、5. 7. 内燃機関及びガスタービンの設計条件を除く。、6. その他」の基本設計方針に基づき設計とする。</td> </tr> <tr> <td>第2章 個別項目 1. 燃料取扱設備 燃料体又は使用済燃料（以下「燃料体等」という。）の取扱設備は、燃料取扱機、原子炉建物天井クレーン及びチャネル着脱装置で構成し、燃料取扱機、原子炉建物天井クレーン及びチャネル着脱装置は、新燃料を原子炉建物原子炉棟（二次格納施設）に搬入してから原子炉建物原子炉棟（二次格納施設）外へ搬出するまで、燃料体等を安全に取り扱うことができる設計とする。 新燃料は、原子炉建物原子炉棟（二次格納施設）内に設ける新燃料貯蔵庫又は新燃料の輸送容器から原子炉建物天井クレーン及びチャネル着脱装置を介して燃料プールに移し、燃料取扱機により発電用原子炉に装荷できる設計とする。</td> <td>第2章 個別項目 1. 燃料取扱設備 燃料体又は使用済燃料（以下「燃料体等」という。）の取扱設備は、燃料取扱機、原子炉建物天井クレーン及びチャネル着脱装置で構成し、燃料取扱機、原子炉建物天井クレーン及びチャネル着脱装置は、新燃料を原子炉建物原子炉棟（二次格納施設）に搬入してから原子炉建物原子炉棟（二次格納施設）外へ搬出するまで、燃料体等を安全に取り扱うことができる設計とする。 新燃料は、原子炉建物原子炉棟（二次格納施設）内に設ける新燃料貯蔵庫又は新燃料の輸送容器から原子炉建物天井クレーン及びチャネル着脱装置を介して燃料プールに移し、燃料取扱機により発電用原子炉に装荷できる設計とする。</td> </tr> </tbody> </table>	変更前	変更後	用語の定義は「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」、「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」並びにこれらの解釈による。	用語の定義は「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」並びにこれらの解釈による。	第1章 共通項目 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の基本設計方針「第1章 共通項目」に関する技術基準を定める省令、5. 5. 安全弁等、5. 6. 逆止め弁、5. 7. 内燃機関を除く。、6. その他」の基本設計方針に基づき設計とする。	第1章 共通項目 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の基本設計方針「第1章 共通項目」に関する技術基準を定める省令、5. 5. 安全弁等、5. 6. 逆止め弁、5. 7. 内燃機関及びガスタービンの設計条件を除く。、6. その他」の基本設計方針に基づき設計とする。	第2章 個別項目 1. 燃料取扱設備 燃料体又は使用済燃料（以下「燃料体等」という。）の取扱設備は、燃料取扱機、原子炉建物天井クレーン及びチャネル着脱装置で構成し、燃料取扱機、原子炉建物天井クレーン及びチャネル着脱装置は、新燃料を原子炉建物原子炉棟（二次格納施設）に搬入してから原子炉建物原子炉棟（二次格納施設）外へ搬出するまで、燃料体等を安全に取り扱うことができる設計とする。 新燃料は、原子炉建物原子炉棟（二次格納施設）内に設ける新燃料貯蔵庫又は新燃料の輸送容器から原子炉建物天井クレーン及びチャネル着脱装置を介して燃料プールに移し、燃料取扱機により発電用原子炉に装荷できる設計とする。	第2章 個別項目 1. 燃料取扱設備 燃料体又は使用済燃料（以下「燃料体等」という。）の取扱設備は、燃料取扱機、原子炉建物天井クレーン及びチャネル着脱装置で構成し、燃料取扱機、原子炉建物天井クレーン及びチャネル着脱装置は、新燃料を原子炉建物原子炉棟（二次格納施設）に搬入してから原子炉建物原子炉棟（二次格納施設）外へ搬出するまで、燃料体等を安全に取り扱うことができる設計とする。 新燃料は、原子炉建物原子炉棟（二次格納施設）内に設ける新燃料貯蔵庫又は新燃料の輸送容器から原子炉建物天井クレーン及びチャネル着脱装置を介して燃料プールに移し、燃料取扱機により発電用原子炉に装荷できる設計とする。	<p style="text-align: center;">記載の適正化</p>
変更前	変更後																	
用語の定義は「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」、「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」並びにこれらの解釈による。	用語の定義は「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」並びにこれらの解釈による。																	
第1章 共通項目 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の基本設計方針「第1章 共通項目」に関する技術基準を定める省令、5. 5. 安全弁等、5. 6. 逆止め弁、5. 7. 内燃機関を除く。、6. その他」の基本設計方針に基づき設計とする。	第1章 共通項目 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の基本設計方針「第1章 共通項目」に関する技術基準を定める省令、5. 5. 安全弁等、5. 6. 逆止め弁、5. 7. 内燃機関及びガスタービンの設計条件を除く。、6. その他」の基本設計方針に基づき設計とする。																	
第2章 個別項目 1. 燃料取扱設備 燃料体又は使用済燃料（以下「燃料体等」という。）の取扱設備は、燃料取扱機、原子炉建物天井クレーン及びチャネル着脱装置で構成し、燃料取扱機、原子炉建物天井クレーン及びチャネル着脱装置は、新燃料を原子炉建物原子炉棟（二次格納施設）に搬入してから原子炉建物原子炉棟（二次格納施設）外へ搬出するまで、燃料体等を安全に取り扱うことができる設計とする。 新燃料は、原子炉建物原子炉棟（二次格納施設）内に設ける新燃料貯蔵庫又は新燃料の輸送容器から原子炉建物天井クレーン及びチャネル着脱装置を介して燃料プールに移し、燃料取扱機により発電用原子炉に装荷できる設計とする。	第2章 個別項目 1. 燃料取扱設備 燃料体又は使用済燃料（以下「燃料体等」という。）の取扱設備は、燃料取扱機、原子炉建物天井クレーン及びチャネル着脱装置で構成し、燃料取扱機、原子炉建物天井クレーン及びチャネル着脱装置は、新燃料を原子炉建物原子炉棟（二次格納施設）に搬入してから原子炉建物原子炉棟（二次格納施設）外へ搬出するまで、燃料体等を安全に取り扱うことができる設計とする。 新燃料は、原子炉建物原子炉棟（二次格納施設）内に設ける新燃料貯蔵庫又は新燃料の輸送容器から原子炉建物天井クレーン及びチャネル着脱装置を介して燃料プールに移し、燃料取扱機により発電用原子炉に装荷できる設計とする。																	
変更前	変更後																	
用語の定義は「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」、「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」並びにこれらの解釈による。	用語の定義は「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」並びにこれらの解釈による。																	
第1章 共通項目 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の基本設計方針「第1章 共通項目」に関する技術基準を定める省令、5. 5. 安全弁等、5. 6. 逆止め弁、5. 7. 内燃機関を除く。、6. その他」の基本設計方針に基づき設計とする。	第1章 共通項目 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の基本設計方針「第1章 共通項目」に関する技術基準を定める省令、5. 5. 安全弁等、5. 6. 逆止め弁、5. 7. 内燃機関及びガスタービンの設計条件を除く。、6. その他」の基本設計方針に基づき設計とする。																	
第2章 個別項目 1. 燃料取扱設備 燃料体又は使用済燃料（以下「燃料体等」という。）の取扱設備は、燃料取扱機、原子炉建物天井クレーン及びチャネル着脱装置で構成し、燃料取扱機、原子炉建物天井クレーン及びチャネル着脱装置は、新燃料を原子炉建物原子炉棟（二次格納施設）に搬入してから原子炉建物原子炉棟（二次格納施設）外へ搬出するまで、燃料体等を安全に取り扱うことができる設計とする。 新燃料は、原子炉建物原子炉棟（二次格納施設）内に設ける新燃料貯蔵庫又は新燃料の輸送容器から原子炉建物天井クレーン及びチャネル着脱装置を介して燃料プールに移し、燃料取扱機により発電用原子炉に装荷できる設計とする。	第2章 個別項目 1. 燃料取扱設備 燃料体又は使用済燃料（以下「燃料体等」という。）の取扱設備は、燃料取扱機、原子炉建物天井クレーン及びチャネル着脱装置で構成し、燃料取扱機、原子炉建物天井クレーン及びチャネル着脱装置は、新燃料を原子炉建物原子炉棟（二次格納施設）に搬入してから原子炉建物原子炉棟（二次格納施設）外へ搬出するまで、燃料体等を安全に取り扱うことができる設計とする。 新燃料は、原子炉建物原子炉棟（二次格納施設）内に設ける新燃料貯蔵庫又は新燃料の輸送容器から原子炉建物天井クレーン及びチャネル着脱装置を介して燃料プールに移し、燃料取扱機により発電用原子炉に装荷できる設計とする。																	

【原子炉冷却系統施設 7. 原子炉冷却材補給設備 7.2 復水輸送系】

補正前		補正後		備考
取付箇所	系統名 (ライン名)	—	復水貯蔵タンク*3 (復水輸送系)	記載の適正化 記載の適正化 記載の適正化 記載の適正化
	設置床	—	屋外 EL 15000 mm*3	
	溢水防護上の区画番号	—	—	
	溢水防護上の配置が 必要な高さ	—	—	
	変更なし			
(つづき)		(つづき)		
		変更前	変更後	
		復水貯蔵タンク*3 (復水輸送系)	復水貯蔵タンク*3 (復水輸送系)	
		屋外 EL 15000 mm*3	屋外 EL 15000 mm*3	
		—	—	
		—	—	
		変更なし		
注記*1: 公称値を示す。		注記*1: 公称値を示す。		
*2: 既工事計画書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は、昭和60年4月27日付け59資庁第17250号にて認可された工事計画の添付書類「IV-2-1-9-1 復水貯蔵タンクの強度計算書」による。		*2: 既工事計画書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は、昭和60年4月27日付け59資庁第17250号にて認可された工事計画の添付書類「IV-2-1-9-1 復水貯蔵タンクの強度計算書」による。		
*3: 既工事計画書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は、設計図書による。		*3: 既工事計画書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は、設計図書による。		
*4: 記載の適正化を行う。既工事計画書には「全高」と記載		*4: 記載の適正化を行う。既工事計画書には「全高」と記載		
*5: 既工事計画書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は、昭和60年4月27日付け59資庁第17250号にて認可された工事計画の添付図面「第3-9-4図 復水貯蔵タンク構造図 管台一覧表 N2」を示す。		*5: 既工事計画書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は、昭和60年4月27日付け59資庁第17250号にて認可された工事計画の添付書類「第3-9-4図 復水貯蔵タンク構造図 管台一覧表 N2」を示す。		
*6: 既工事計画書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は、昭和60年4月27日付け59資庁第17250号にて認可された工事計画の添付図面「第3-9-4図 復水貯蔵タンク構造図 管台一覧表 N3」を示す。		*6: 既工事計画書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は、昭和60年4月27日付け59資庁第17250号にて認可された工事計画の添付書類「第3-9-4図 復水貯蔵タンク構造図 管台一覧表 N3」を示す。		
*7: 既工事計画書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は、昭和60年4月27日付け59資庁第17250号にて認可された工事計画の添付図面「第3-9-4図 復水貯蔵タンク構造図 管台一覧表 N7」を示す。		*7: 既工事計画書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は、昭和60年4月27日付け59資庁第17250号にて認可された工事計画の添付書類「第3-9-4図 復水貯蔵タンク構造図 管台一覧表 N7」を示す。		
*8: 既工事計画書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は、昭和60年4月27日付け59資庁第17250号にて認可された工事計画の添付図面「第3-9-4図 復水貯蔵タンク構造図 管台一覧表 N4」を示す。		*8: 既工事計画書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は、昭和60年4月27日付け59資庁第17250号にて認可された工事計画の添付書類「第3-9-4図 復水貯蔵タンク構造図 管台一覧表 N4」を示す。		
3-1-186		3-1-186		

島根原子力発電所第2号機 工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【原子炉冷却系統施設 7. 原子炉冷却材補給設備 7.2 復水輸送系】

補正前	補正後	備考
<p style="text-align: center;">*5 : 既工事計画書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は、昭和60年4月27日付け59資庁第17250号にて認可された工事計画の添付図面「第3-9-5図 補助復水貯蔵タンク構造図 管台一覧表 N2」を示す。</p> <p style="text-align: center;">S2 補 II RI</p> <p style="text-align: center;">3-1-188</p>	<p style="text-align: center;">*5 : 既工事計画書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は、昭和60年4月27日付け59資庁第17250号にて認可された工事計画の添付書類「第3-9-5図 補助復水貯蔵タンク構造図 管台一覧表 N2」を示す。</p> <p style="text-align: center;">S2 補 II R2</p> <p style="text-align: center;">3-1-188</p>	<p style="text-align: center;">記載の適正化</p>

【原子炉冷却系統施設 8. 原子炉補機冷却設備 8.3 原子炉補機代替冷却系】

補正前		補正後		備考		
S2補II R1	可搬型		可搬型		記載の適正化	
	名	称	変更前	変更後		
	種	類	—	移動式代替熱交換設備プレート式熱交換器		
	容	量*1	MW/個	プレート式		
				11.5以上(11.5*2)		
	淡水側	最高使用圧力*1	MPa	1.37*2		
		最高使用温度*1	℃	70*2		
	海水側	最高使用圧力*1	MPa	1.00*2		
		最高使用温度*1	℃	65*2		
	伝熱面積*1	m <sup>2</sup> /個	—	□以上(□*2)		
	主要寸法	たて	mm	—		2177*2
		横	mm	—		780*2
		高さ	mm	—		2000*2
		車両全長	mm	—		15900*2
		車両全幅	mm	—		2490*2
		車両高さ	mm	—		4090*2
	材料	熱交換器側板	—	—		□
		熱交換器伝熱板	—	—		□
	個数	—	—	4*3		
車両個数	—	—	2(予備1)			
取付箇所	—	—	保管箇所： 屋外 EL 約 50000mm 第1保管エリア 屋外 EL 約 13000mm～33000mm 第3保管エリア 屋外 EL 約 8500mm 第4保管エリア  予備を含めた3個を上記3箇所のうち第1保管エリアに1個、第3保管エリアに1個及び第4保管エリアに1個を保管する。  取付箇所： 屋外 EL 約 15000mm 原子炉建物南側 又は西側近傍			
				3-1-255		
S2補II R2	可搬型		可搬型		記載の適正化	
	名	称	変更前	変更後		
	種	類	—	移動式代替熱交換設備プレート式熱交換器		
	容	量*1	MW/個	プレート式		
				11.5以上(11.5*2)		
	淡水側	最高使用圧力*1	MPa	1.37*2		
		最高使用温度*1	℃	70*2		
	海水側	最高使用圧力*1	MPa	1.00*2		
		最高使用温度*1	℃	65*2		
	伝熱面積*1	m <sup>2</sup> /個	—	□以上(□*2)		
	主要寸法	たて	mm	—		2177*2
		横	mm	—		780*2
		高さ	mm	—		2000*2
		車両全長	mm	—		15900*2
		車両全幅	mm	—		2490*2
		車両高さ	mm	—		4090*2
	材料	熱交換器側板	—	—		□
		熱交換器伝熱板	—	—		□
	個数	—	—	2*3		
車両個数	—	—	2(予備1)			
取付箇所	—	—	保管箇所： 屋外 EL 約 50000mm 第1保管エリア 屋外 EL 約 13000mm～33000mm 第3保管エリア 屋外 EL 約 8500mm 第4保管エリア  予備を含めた3個を上記3箇所のうち第1保管エリアに1個、第3保管エリアに1個及び第4保管エリアに1個を保管する。  取付箇所： 屋外 EL 約 15000mm 原子炉建物南側 又は西側近傍			
				3-1-255		

島根原子力発電所第2号機 工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【原子炉冷却系統施設 8. 原子炉補機冷却設備 8.3 原子炉補機代替冷却系】

補正前	補正後	備考
<p style="text-align: center;">S2 補 II R1</p> <p>注：移動式代替熱交換設備プレート式熱交換器は大型送水ポンプ車と連結して使用する。                      注記*1：重大事故等時における使用時の値                      *2：公称値を示す。                      *3：<u>車両1台につき2個設置する。</u></p> <p style="text-align: center;">3-1-256</p>	<p style="text-align: center;">S2 補 II R2</p> <p>注：移動式代替熱交換設備プレート式熱交換器は大型送水ポンプ車と連結して使用する。                      注記*1：重大事故等時における使用時の値                      *2：公称値を示す。                      *3：<u>移動式代替熱交換設備の車両1個当たりの個数を示す。</u></p> <p style="text-align: center;">3-1-256</p>	<p style="text-align: center;">記載の適正化</p>

【原子炉冷却系統施設 8. 原子炉補機冷却設備 8.3 原子炉補機代替冷却系】

補正前		補正後		備考																					
<p>(3) ポンプの名称, 種類, 容量, 揚程又は吐出圧力, 最高使用圧力, 最高使用温度, 主要寸法, 材料, 個数及び取付箇所並びに原動機の種類, 出力, 個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)</p> <p>可搬型</p>		<p>(3) ポンプの名称, 種類, 容量, 揚程又は吐出圧力, 最高使用圧力, 最高使用温度, 主要寸法, 材料, 個数及び取付箇所並びに原動機の種類, 出力, 個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)</p> <p>可搬型</p>																							
		<p>可搬型</p>																							
S2補II R1	ポンプ	名	変更前	変更後	S2補II R2	ポンプ	名	変更前	変更後	S2補II R2	原動機														
		種	類	—			移動式代替熱交換設備淡水ポンプ	種	類			—	移動式代替熱交換設備淡水ポンプ												
		容	量*1	m <sup>3</sup> /h/個			うず巻形	容	量*1			m <sup>3</sup> /h/個	うず巻形												
		揚	程*1	m			300以上(300*2)	揚	程*1			m	300以上(300*2)												
		最	高使用圧力*1	MPa			55以上(75*2)	最	高使用圧力*1			MPa	55以上(75*2)												
		最	高使用温度*1	℃			1.37*2	最	高使用温度*1			℃	1.37*2												
		主	要	寸			法	吸	込			口	径	mm	70*2	吸	込	口	径	mm	150*2				
								吐	出			口	径	mm	100*2	吐	出	口	径	mm	100*2				
								た	て			mm	670*2	た	て	mm	670*2								
								横	mm			140*2	横	mm	140*2										
								高	さ			mm	430*2	高	さ	mm	430*2								
		材	料	ケーシング			—	材	料			ケーシング	—	材	料	ケーシング	—	材	料	ケーシング	—				
		個	数	—			4*3	個	数			—	2*3	個	数	—	2*3								
		取	付	箇			所	—	保管箇所: 屋外 EL 約 5000mm 第1保管エリア 屋外 EL 約 13000mm~33000mm 第3保管エリア 屋外 EL 約 8500mm 第4保管エリア  予備を含めた3個を上記3箇所のうち第1保管 エリアに1個, 第3保管エリアに1個及び第4 保管エリアに1個を保管する。  取付箇所: 屋外 EL 約 15000mm 原子炉建物南側 又は西側近傍			取	付	箇	所	—	移動式代替熱交換設備	種	類	—	誘導電動機				
		出	力	kW/個			—	出	力			kW/個	110*2	出	力	kW/個	—	出	力	kW/個	110*2				
個	数	—	—	個	数	—	2*3	個	数	—	2*3														
取	付	箇	所	—	取	付	箇	所	—	取	付	箇	所	—	取	付	箇	所	—	取	付	箇	所	—	ポンプと同じ

3-1-257

3-1-257

記載の適正化  
記載の適正化  
記載の適正化

【原子炉冷却系統施設 8. 原子炉補機冷却設備 8.3 原子炉補機代替冷却系】

補正前				補正後				備考
原 動 機	種	類	—	—	誘導電動機			修正後は前頁参照
	出	力	kW/個		110*2			
	個	数	—		4*3			
	取	付	箇		所 ポンプと同じ			
<p>注記*1：重大事故等時における使用時の値                      *2：公称値を示す。                      *3：<u>車両1台につき2個設置する。</u></p>								
3-1-258								記載の適正化(次頁からの記載内容繰り上がり)

S2 補 II RI

【原子炉冷却系統施設 8. 原子炉補機冷却設備 8.3 原子炉補機代替冷却系】

補正前		補正後		備考																																																																																												
(6) ろ過装置の名称, 種類, 容量, 最高使用圧力, 最高使用温度, 主要寸法, 材料, 個数及び取付箇所 (常設及び可搬型の別に記載すること。)		(6) ろ過装置の名称, 種類, 容量, 最高使用圧力, 最高使用温度, 主要寸法, 材料, 個数及び取付箇所 (常設及び可搬型の別に記載すること。)		記載の適正化																																																																																												
可搬型		可搬型																																																																																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>名</td> <td>称</td> <td></td> <td>移動式代替熱交換設備ストレーナ</td> </tr> <tr> <td>種</td> <td>類</td> <td>—</td> <td>T型ストレーナ</td> </tr> <tr> <td>容</td> <td>量*1</td> <td>m<sup>3</sup>/h/個</td> <td>780 以上 (780*2)</td> </tr> <tr> <td>最</td> <td>高 使 用 圧 力*1</td> <td>MPa</td> <td>1.00</td> </tr> <tr> <td>最</td> <td>高 使 用 温 度*1</td> <td>℃</td> <td>□</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">主</td> <td>全</td> <td>長</td> <td>mm</td> </tr> <tr> <td>直</td> <td>径</td> <td>mm</td> </tr> <tr> <td>高</td> <td>さ</td> <td>mm</td> </tr> <tr> <td>材</td> <td>料</td> <td>銅 板</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>個</td> <td>数</td> <td>—</td> <td>4*3</td> </tr> <tr> <td>取</td> <td>付 箇 所</td> <td>—</td> <td>                     保管箇所：  <u>屋外 EL 約 5000mm 第1保管エリア</u>  <u>屋外 EL 約 13000mm～33000mm 第3保管エリア</u>  <u>屋外 EL 約 8500mm 第4保管エリア</u>                       予備を含めた3個を上記3箇所のうち第1保管                      エリアに1個, 第3保管エリアに1個及び第4                      保管エリアに1個を保管する。                       取付箇所：  <u>屋外 EL 約 15000mm 原子炉建物南側</u>  <u>又は西側近傍</u> </td> </tr> </tbody> </table>				変更前	変更後	名	称		移動式代替熱交換設備ストレーナ	種	類	—	T型ストレーナ	容	量*1	m <sup>3</sup> /h/個	780 以上 (780*2)	最	高 使 用 圧 力*1	MPa	1.00	最	高 使 用 温 度*1	℃	□	主	全	長	mm	直	径	mm	高	さ	mm	材	料	銅 板	—	個	数	—	4*3	取	付 箇 所	—	保管箇所： <u>屋外 EL 約 5000mm 第1保管エリア</u> <u>屋外 EL 約 13000mm～33000mm 第3保管エリア</u> <u>屋外 EL 約 8500mm 第4保管エリア</u>  予備を含めた3個を上記3箇所のうち第1保管 エリアに1個, 第3保管エリアに1個及び第4 保管エリアに1個を保管する。  取付箇所： <u>屋外 EL 約 15000mm 原子炉建物南側</u> <u>又は西側近傍</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>名</td> <td>称</td> <td></td> <td>移動式代替熱交換設備ストレーナ</td> </tr> <tr> <td>種</td> <td>類</td> <td>—</td> <td>T型ストレーナ</td> </tr> <tr> <td>容</td> <td>量*1</td> <td>m<sup>3</sup>/h/個</td> <td>780 以上 (780*2)</td> </tr> <tr> <td>最</td> <td>高 使 用 圧 力*1</td> <td>MPa</td> <td>1.00</td> </tr> <tr> <td>最</td> <td>高 使 用 温 度*1</td> <td>℃</td> <td>□</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">主</td> <td>全</td> <td>長</td> <td>mm</td> </tr> <tr> <td>直</td> <td>径</td> <td>mm</td> </tr> <tr> <td>高</td> <td>さ</td> <td>mm</td> </tr> <tr> <td>材</td> <td>料</td> <td>銅 板</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>個</td> <td>数</td> <td>—</td> <td>2*3</td> </tr> <tr> <td>取</td> <td>付 箇 所</td> <td>—</td> <td><u>移動式代替熱交換設備</u></td> </tr> </tbody> </table>				変更前	変更後	名	称		移動式代替熱交換設備ストレーナ	種	類	—	T型ストレーナ	容	量*1	m <sup>3</sup> /h/個	780 以上 (780*2)	最	高 使 用 圧 力*1	MPa	1.00	最	高 使 用 温 度*1	℃	□	主	全	長	mm	直	径	mm	高	さ	mm	材	料	銅 板	—	個	数	—	2*3	取	付 箇 所	—	<u>移動式代替熱交換設備</u>	
		変更前	変更後																																																																																													
名	称		移動式代替熱交換設備ストレーナ																																																																																													
種	類	—	T型ストレーナ																																																																																													
容	量*1	m <sup>3</sup> /h/個	780 以上 (780*2)																																																																																													
最	高 使 用 圧 力*1	MPa	1.00																																																																																													
最	高 使 用 温 度*1	℃	□																																																																																													
主	全	長	mm																																																																																													
	直	径	mm																																																																																													
	高	さ	mm																																																																																													
材	料	銅 板	—																																																																																													
個	数	—	4*3																																																																																													
取	付 箇 所	—	保管箇所： <u>屋外 EL 約 5000mm 第1保管エリア</u> <u>屋外 EL 約 13000mm～33000mm 第3保管エリア</u> <u>屋外 EL 約 8500mm 第4保管エリア</u>  予備を含めた3個を上記3箇所のうち第1保管 エリアに1個, 第3保管エリアに1個及び第4 保管エリアに1個を保管する。  取付箇所： <u>屋外 EL 約 15000mm 原子炉建物南側</u> <u>又は西側近傍</u>																																																																																													
		変更前	変更後																																																																																													
名	称		移動式代替熱交換設備ストレーナ																																																																																													
種	類	—	T型ストレーナ																																																																																													
容	量*1	m <sup>3</sup> /h/個	780 以上 (780*2)																																																																																													
最	高 使 用 圧 力*1	MPa	1.00																																																																																													
最	高 使 用 温 度*1	℃	□																																																																																													
主	全	長	mm																																																																																													
	直	径	mm																																																																																													
	高	さ	mm																																																																																													
材	料	銅 板	—																																																																																													
個	数	—	2*3																																																																																													
取	付 箇 所	—	<u>移動式代替熱交換設備</u>																																																																																													
<p>注記*1: 重大事故等における使用時の値</p> <p>*2: 公称値を示す。</p> <p>*3: <u>車両1台につき2個設置する。</u></p>		<p>注記*1: 重大事故等における使用時の値</p> <p>*2: 公称値を示す。</p> <p>*3: <u>移動式代替熱交換設備の車両1個当たりの個数を示す。</u></p>																																																																																														
3-1-262		3-1-261																																																																																														

S2補II R1

S2補II R2



【原子炉冷却系統施設 11. 原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。）の基本設計方針、適用基準及び適用規格】

補正前	補正後	備考								
<p style="text-align: center;">S2 補 II R1</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center; vertical-align: middle;">変更前</td> <td style="width: 70%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">変更後</td> <td> <p>また、上記に加え、基準地震動Ssによる地震力が作用することによって弱面上のずれが発生しない地盤として、設置（変更）許可を受けた地盤に設置する。なお、地震動及び地殻変動による基礎地盤の傾斜が基本設計段階の目安値である 1/2000 を上回る施設が設置される改良地盤については、設置変更許可段階において設定したPS検査等に基づき改良地盤の物性値（管理目標値）が確保されるよう、新たに設定する配分で地盤改良することとし、室内配合試験結果より、管理目標値を上回る解析用物性値を設定のうえ、施工時の品質管理によりその物性値を確認する。</p> <p>ここで、屋外重要土木構造物とは、耐震安全上重要な機器・配管系の間接支持機能、若しくは非常時における海水の通水機能を求められる土木構造物をいう。</p> <p>設計基準対象施設のうち、耐震重要施設以外の建物・構築物及びその他の土木構造物については、自重や運転時の荷重等に加え、地震により発生するおそれがある安全機能の喪失（地震に伴って発生するおそれがある津波及び周辺斜面の崩壊等による安全機能の喪失を含む。）及びそれに続く放射線による公衆への影響を防止する観点から、各施設の安全機能が喪失した場合の影響の相対的な程度（以下「耐震重要度」という。）に応じた、Sクラス、Bクラス又はCクラスの分類（以下「耐震重要度分類」という。）の各クラスに応じて算定する地震力が作用した場合、若しくは、重大事故等対処施設のうち、常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備及び常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの）が設置される重大事故等対処施設（特定重大事故</p> </td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">3-2-2</p>	変更前		変更後	<p>また、上記に加え、基準地震動Ssによる地震力が作用することによって弱面上のずれが発生しない地盤として、設置（変更）許可を受けた地盤に設置する。なお、地震動及び地殻変動による基礎地盤の傾斜が基本設計段階の目安値である 1/2000 を上回る施設が設置される改良地盤については、設置変更許可段階において設定したPS検査等に基づき改良地盤の物性値（管理目標値）が確保されるよう、新たに設定する配分で地盤改良することとし、室内配合試験結果より、管理目標値を上回る解析用物性値を設定のうえ、施工時の品質管理によりその物性値を確認する。</p> <p>ここで、屋外重要土木構造物とは、耐震安全上重要な機器・配管系の間接支持機能、若しくは非常時における海水の通水機能を求められる土木構造物をいう。</p> <p>設計基準対象施設のうち、耐震重要施設以外の建物・構築物及びその他の土木構造物については、自重や運転時の荷重等に加え、地震により発生するおそれがある安全機能の喪失（地震に伴って発生するおそれがある津波及び周辺斜面の崩壊等による安全機能の喪失を含む。）及びそれに続く放射線による公衆への影響を防止する観点から、各施設の安全機能が喪失した場合の影響の相対的な程度（以下「耐震重要度」という。）に応じた、Sクラス、Bクラス又はCクラスの分類（以下「耐震重要度分類」という。）の各クラスに応じて算定する地震力が作用した場合、若しくは、重大事故等対処施設のうち、常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備及び常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの）が設置される重大事故等対処施設（特定重大事故</p>	<p style="text-align: center;">S2 補 II R2</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center; vertical-align: middle;">変更前</td> <td style="width: 70%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">変更後</td> <td> <p>また、上記に加え、基準地震動Ssによる地震力が作用することによって弱面上のずれが発生しない地盤として、設置（変更）許可を受けた地盤に設置する。なお、地震動及び地殻変動による基礎地盤の傾斜が基本設計段階の目安値である 1/2000 を上回る施設が設置される改良地盤については、設置変更許可段階において設定したPS検査等に基づき改良地盤の物性値（管理目標値）が確保されるよう、新たに設定する配分で地盤改良することとし、室内配合試験結果より、管理目標値を上回る解析用物性値を設定のうえ、施工時の品質管理（三軸圧縮試験等）によりその物性値を確認する。</p> <p>ここで、屋外重要土木構造物とは、耐震安全上重要な機器・配管系の間接支持機能、若しくは非常時における海水の通水機能を求められる土木構造物をいう。</p> <p>設計基準対象施設のうち、耐震重要施設以外の建物・構築物及びその他の土木構造物については、自重や運転時の荷重等に加え、地震により発生するおそれがある安全機能の喪失（地震に伴って発生するおそれがある津波及び周辺斜面の崩壊等による安全機能の喪失を含む。）及びそれに続く放射線による公衆への影響を防止する観点から、各施設の安全機能が喪失した場合の影響の相対的な程度（以下「耐震重要度」という。）に応じた、Sクラス、Bクラス又はCクラスの分類（以下「耐震重要度分類」という。）の各クラスに応じて算定する地震力が作用した場合、若しくは、重大事故等対処施設のうち、常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備及び常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの）が設置される重大事故等対処施設（特定重大事故</p> </td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">3-2-2</p>	変更前		変更後	<p>また、上記に加え、基準地震動Ssによる地震力が作用することによって弱面上のずれが発生しない地盤として、設置（変更）許可を受けた地盤に設置する。なお、地震動及び地殻変動による基礎地盤の傾斜が基本設計段階の目安値である 1/2000 を上回る施設が設置される改良地盤については、設置変更許可段階において設定したPS検査等に基づき改良地盤の物性値（管理目標値）が確保されるよう、新たに設定する配分で地盤改良することとし、室内配合試験結果より、管理目標値を上回る解析用物性値を設定のうえ、施工時の品質管理（三軸圧縮試験等）によりその物性値を確認する。</p> <p>ここで、屋外重要土木構造物とは、耐震安全上重要な機器・配管系の間接支持機能、若しくは非常時における海水の通水機能を求められる土木構造物をいう。</p> <p>設計基準対象施設のうち、耐震重要施設以外の建物・構築物及びその他の土木構造物については、自重や運転時の荷重等に加え、地震により発生するおそれがある安全機能の喪失（地震に伴って発生するおそれがある津波及び周辺斜面の崩壊等による安全機能の喪失を含む。）及びそれに続く放射線による公衆への影響を防止する観点から、各施設の安全機能が喪失した場合の影響の相対的な程度（以下「耐震重要度」という。）に応じた、Sクラス、Bクラス又はCクラスの分類（以下「耐震重要度分類」という。）の各クラスに応じて算定する地震力が作用した場合、若しくは、重大事故等対処施設のうち、常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備及び常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの）が設置される重大事故等対処施設（特定重大事故</p>	記載の適正化
変更前										
変更後	<p>また、上記に加え、基準地震動Ssによる地震力が作用することによって弱面上のずれが発生しない地盤として、設置（変更）許可を受けた地盤に設置する。なお、地震動及び地殻変動による基礎地盤の傾斜が基本設計段階の目安値である 1/2000 を上回る施設が設置される改良地盤については、設置変更許可段階において設定したPS検査等に基づき改良地盤の物性値（管理目標値）が確保されるよう、新たに設定する配分で地盤改良することとし、室内配合試験結果より、管理目標値を上回る解析用物性値を設定のうえ、施工時の品質管理によりその物性値を確認する。</p> <p>ここで、屋外重要土木構造物とは、耐震安全上重要な機器・配管系の間接支持機能、若しくは非常時における海水の通水機能を求められる土木構造物をいう。</p> <p>設計基準対象施設のうち、耐震重要施設以外の建物・構築物及びその他の土木構造物については、自重や運転時の荷重等に加え、地震により発生するおそれがある安全機能の喪失（地震に伴って発生するおそれがある津波及び周辺斜面の崩壊等による安全機能の喪失を含む。）及びそれに続く放射線による公衆への影響を防止する観点から、各施設の安全機能が喪失した場合の影響の相対的な程度（以下「耐震重要度」という。）に応じた、Sクラス、Bクラス又はCクラスの分類（以下「耐震重要度分類」という。）の各クラスに応じて算定する地震力が作用した場合、若しくは、重大事故等対処施設のうち、常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備及び常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの）が設置される重大事故等対処施設（特定重大事故</p>									
変更前										
変更後	<p>また、上記に加え、基準地震動Ssによる地震力が作用することによって弱面上のずれが発生しない地盤として、設置（変更）許可を受けた地盤に設置する。なお、地震動及び地殻変動による基礎地盤の傾斜が基本設計段階の目安値である 1/2000 を上回る施設が設置される改良地盤については、設置変更許可段階において設定したPS検査等に基づき改良地盤の物性値（管理目標値）が確保されるよう、新たに設定する配分で地盤改良することとし、室内配合試験結果より、管理目標値を上回る解析用物性値を設定のうえ、施工時の品質管理（三軸圧縮試験等）によりその物性値を確認する。</p> <p>ここで、屋外重要土木構造物とは、耐震安全上重要な機器・配管系の間接支持機能、若しくは非常時における海水の通水機能を求められる土木構造物をいう。</p> <p>設計基準対象施設のうち、耐震重要施設以外の建物・構築物及びその他の土木構造物については、自重や運転時の荷重等に加え、地震により発生するおそれがある安全機能の喪失（地震に伴って発生するおそれがある津波及び周辺斜面の崩壊等による安全機能の喪失を含む。）及びそれに続く放射線による公衆への影響を防止する観点から、各施設の安全機能が喪失した場合の影響の相対的な程度（以下「耐震重要度」という。）に応じた、Sクラス、Bクラス又はCクラスの分類（以下「耐震重要度分類」という。）の各クラスに応じて算定する地震力が作用した場合、若しくは、重大事故等対処施設のうち、常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備及び常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの）が設置される重大事故等対処施設（特定重大事故</p>									

【原子炉冷却系統施設 11. 原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。）の基本設計方針、適用基準及び適用規格】

補正前	補正後	備考				
<p style="text-align: center;">S2 補 II R1</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">変更前</p> <p>能を維持できる許容限界を適切に設定するものとする。</p> <p>ト、屋外重要土木構造物</p> <p>(イ) 静的地震力との組合せに対する許容限界 安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。</p> <p>(ロ) 基準地震動Ssによる地震力との組合せに対する許容限界</p> <p>構造部材のうち、鉄筋コンクリート曲げについては、限界層間変形角、限界ひずみ、降伏曲げモーメント、曲げ耐力又は許容応力度等、面外せん断についてはせん断耐力又は許容応力度、面内せん断についてはせん断耐力又は許容応力度、鋼材の曲げひずみを許容限界とする。構造部材のうち、鋼材の曲げについては降伏曲げモーメント又は許容応力度、せん断については許容応力度を許容限界とする。なお、限界層間変形角、限界ひずみ、降伏曲げモーメント、曲げ耐力、限界せん断ひずみ及びせん断耐力に対し適切な安全余裕を持たせることとし、それぞれの安全余裕については、各施設の機能要求等を踏まえ設定する。</p> </td> <td style="width: 50%; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">変更後</p> <p>能を維持できる許容限界を適切に設定するものとする。</p> <p>ト、屋外重要土木構造物</p> <p>(イ) 静的地震力との組合せに対する許容限界 安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。</p> <p>(ロ) 基準地震動Ssによる地震力との組合せに対する許容限界</p> <p>構造部材のうち、鉄筋コンクリート曲げについては、限界層間変形角、限界ひずみ、降伏曲げモーメント、終局曲げモーメント又は短期許容応力度等、面外せん断についてはせん断耐力又は短期許容応力度、面内せん断については限界せん断ひずみを許容限界とする。構造部材のうち、鋼材の曲げについては降伏曲げモーメント又は短期許容応力度、せん断については許容応力度を許容限界とする。なお、限界層間変形角、限界ひずみ、降伏曲げモーメント、終局曲げモーメント、限界せん断ひずみ及びせん断耐力に対し適切な安全余裕を持たせることとし、それぞれの安全余裕については、各施設の機能要求等を踏まえ設定する。</p> <p>チ、常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備、常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのものが設置される重大事故等対処施設の土木構造物 上記ト、(ロ)による許容限界とする。</p> </td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">3-2-40</p>	<p style="text-align: center;">変更前</p> <p>能を維持できる許容限界を適切に設定するものとする。</p> <p>ト、屋外重要土木構造物</p> <p>(イ) 静的地震力との組合せに対する許容限界 安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。</p> <p>(ロ) 基準地震動Ssによる地震力との組合せに対する許容限界</p> <p>構造部材のうち、鉄筋コンクリート曲げについては、限界層間変形角、限界ひずみ、降伏曲げモーメント、曲げ耐力又は許容応力度等、面外せん断についてはせん断耐力又は許容応力度、面内せん断についてはせん断耐力又は許容応力度、鋼材の曲げひずみを許容限界とする。構造部材のうち、鋼材の曲げについては降伏曲げモーメント又は許容応力度、せん断については許容応力度を許容限界とする。なお、限界層間変形角、限界ひずみ、降伏曲げモーメント、曲げ耐力、限界せん断ひずみ及びせん断耐力に対し適切な安全余裕を持たせることとし、それぞれの安全余裕については、各施設の機能要求等を踏まえ設定する。</p>	<p style="text-align: center;">変更後</p> <p>能を維持できる許容限界を適切に設定するものとする。</p> <p>ト、屋外重要土木構造物</p> <p>(イ) 静的地震力との組合せに対する許容限界 安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。</p> <p>(ロ) 基準地震動Ssによる地震力との組合せに対する許容限界</p> <p>構造部材のうち、鉄筋コンクリート曲げについては、限界層間変形角、限界ひずみ、降伏曲げモーメント、終局曲げモーメント又は短期許容応力度等、面外せん断についてはせん断耐力又は短期許容応力度、面内せん断については限界せん断ひずみを許容限界とする。構造部材のうち、鋼材の曲げについては降伏曲げモーメント又は短期許容応力度、せん断については許容応力度を許容限界とする。なお、限界層間変形角、限界ひずみ、降伏曲げモーメント、終局曲げモーメント、限界せん断ひずみ及びせん断耐力に対し適切な安全余裕を持たせることとし、それぞれの安全余裕については、各施設の機能要求等を踏まえ設定する。</p> <p>チ、常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備、常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのものが設置される重大事故等対処施設の土木構造物 上記ト、(ロ)による許容限界とする。</p>	<p style="text-align: center;">S2 補 II R2</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">変更前</p> <p>能を維持できる許容限界を適切に設定するものとする。</p> <p>ト、屋外重要土木構造物</p> <p>(イ) 静的地震力との組合せに対する許容限界 安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。</p> <p>(ロ) 基準地震動Ssによる地震力との組合せに対する許容限界</p> <p>構造部材のうち、鉄筋コンクリート曲げについては、限界層間変形角、限界ひずみ、降伏曲げモーメント、曲げ耐力又は許容応力度等、面外せん断についてはせん断耐力又は許容応力度、面内せん断については限界せん断ひずみを許容限界とする。構造部材のうち、鋼材の曲げひずみを許容限界とする。構造部材のうち、鋼材の曲げについては降伏曲げモーメント又は許容応力度、せん断については許容応力度を許容限界とする。なお、限界層間変形角、限界ひずみ、降伏曲げモーメント、曲げ耐力、限界せん断ひずみ及びせん断耐力に対し適切な安全余裕を持たせることとし、それぞれの安全余裕については、各施設の機能要求等を踏まえ設定する。</p> </td> <td style="width: 50%; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">変更後</p> <p>能を維持できる許容限界を適切に設定するものとする。</p> <p>ト、屋外重要土木構造物</p> <p>(イ) 静的地震力との組合せに対する許容限界 安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。</p> <p>(ロ) 基準地震動Ssによる地震力との組合せに対する許容限界</p> <p>構造部材のうち、鉄筋コンクリート曲げについては、限界層間変形角、限界ひずみ、降伏曲げモーメント、終局曲げモーメント又は短期許容応力度、面外せん断についてはせん断耐力又は短期許容応力度、面内せん断については限界せん断ひずみを許容限界とする。構造部材のうち、鋼材の曲げについては降伏曲げモーメント又は短期許容応力度、せん断については許容応力度を許容限界とする。なお、限界層間変形角、限界ひずみ、降伏曲げモーメント、限界せん断ひずみ及びせん断耐力に対し適切な安全余裕を持たせることとし、それぞれの安全余裕については、各施設の機能要求等を踏まえ設定する。</p> <p>チ、常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備、常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのものが設置される重大事故等対処施設の土木構造物 上記ト、(ロ)による許容限界とする。</p> </td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">3-2-40</p>	<p style="text-align: center;">変更前</p> <p>能を維持できる許容限界を適切に設定するものとする。</p> <p>ト、屋外重要土木構造物</p> <p>(イ) 静的地震力との組合せに対する許容限界 安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。</p> <p>(ロ) 基準地震動Ssによる地震力との組合せに対する許容限界</p> <p>構造部材のうち、鉄筋コンクリート曲げについては、限界層間変形角、限界ひずみ、降伏曲げモーメント、曲げ耐力又は許容応力度等、面外せん断についてはせん断耐力又は許容応力度、面内せん断については限界せん断ひずみを許容限界とする。構造部材のうち、鋼材の曲げひずみを許容限界とする。構造部材のうち、鋼材の曲げについては降伏曲げモーメント又は許容応力度、せん断については許容応力度を許容限界とする。なお、限界層間変形角、限界ひずみ、降伏曲げモーメント、曲げ耐力、限界せん断ひずみ及びせん断耐力に対し適切な安全余裕を持たせることとし、それぞれの安全余裕については、各施設の機能要求等を踏まえ設定する。</p>	<p style="text-align: center;">変更後</p> <p>能を維持できる許容限界を適切に設定するものとする。</p> <p>ト、屋外重要土木構造物</p> <p>(イ) 静的地震力との組合せに対する許容限界 安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。</p> <p>(ロ) 基準地震動Ssによる地震力との組合せに対する許容限界</p> <p>構造部材のうち、鉄筋コンクリート曲げについては、限界層間変形角、限界ひずみ、降伏曲げモーメント、終局曲げモーメント又は短期許容応力度、面外せん断についてはせん断耐力又は短期許容応力度、面内せん断については限界せん断ひずみを許容限界とする。構造部材のうち、鋼材の曲げについては降伏曲げモーメント又は短期許容応力度、せん断については許容応力度を許容限界とする。なお、限界層間変形角、限界ひずみ、降伏曲げモーメント、限界せん断ひずみ及びせん断耐力に対し適切な安全余裕を持たせることとし、それぞれの安全余裕については、各施設の機能要求等を踏まえ設定する。</p> <p>チ、常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備、常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのものが設置される重大事故等対処施設の土木構造物 上記ト、(ロ)による許容限界とする。</p>	<p>記載の適正化</p>
<p style="text-align: center;">変更前</p> <p>能を維持できる許容限界を適切に設定するものとする。</p> <p>ト、屋外重要土木構造物</p> <p>(イ) 静的地震力との組合せに対する許容限界 安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。</p> <p>(ロ) 基準地震動Ssによる地震力との組合せに対する許容限界</p> <p>構造部材のうち、鉄筋コンクリート曲げについては、限界層間変形角、限界ひずみ、降伏曲げモーメント、曲げ耐力又は許容応力度等、面外せん断についてはせん断耐力又は許容応力度、面内せん断についてはせん断耐力又は許容応力度、鋼材の曲げひずみを許容限界とする。構造部材のうち、鋼材の曲げについては降伏曲げモーメント又は許容応力度、せん断については許容応力度を許容限界とする。なお、限界層間変形角、限界ひずみ、降伏曲げモーメント、曲げ耐力、限界せん断ひずみ及びせん断耐力に対し適切な安全余裕を持たせることとし、それぞれの安全余裕については、各施設の機能要求等を踏まえ設定する。</p>	<p style="text-align: center;">変更後</p> <p>能を維持できる許容限界を適切に設定するものとする。</p> <p>ト、屋外重要土木構造物</p> <p>(イ) 静的地震力との組合せに対する許容限界 安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。</p> <p>(ロ) 基準地震動Ssによる地震力との組合せに対する許容限界</p> <p>構造部材のうち、鉄筋コンクリート曲げについては、限界層間変形角、限界ひずみ、降伏曲げモーメント、終局曲げモーメント又は短期許容応力度等、面外せん断についてはせん断耐力又は短期許容応力度、面内せん断については限界せん断ひずみを許容限界とする。構造部材のうち、鋼材の曲げについては降伏曲げモーメント又は短期許容応力度、せん断については許容応力度を許容限界とする。なお、限界層間変形角、限界ひずみ、降伏曲げモーメント、終局曲げモーメント、限界せん断ひずみ及びせん断耐力に対し適切な安全余裕を持たせることとし、それぞれの安全余裕については、各施設の機能要求等を踏まえ設定する。</p> <p>チ、常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備、常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのものが設置される重大事故等対処施設の土木構造物 上記ト、(ロ)による許容限界とする。</p>					
<p style="text-align: center;">変更前</p> <p>能を維持できる許容限界を適切に設定するものとする。</p> <p>ト、屋外重要土木構造物</p> <p>(イ) 静的地震力との組合せに対する許容限界 安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。</p> <p>(ロ) 基準地震動Ssによる地震力との組合せに対する許容限界</p> <p>構造部材のうち、鉄筋コンクリート曲げについては、限界層間変形角、限界ひずみ、降伏曲げモーメント、曲げ耐力又は許容応力度等、面外せん断についてはせん断耐力又は許容応力度、面内せん断については限界せん断ひずみを許容限界とする。構造部材のうち、鋼材の曲げひずみを許容限界とする。構造部材のうち、鋼材の曲げについては降伏曲げモーメント又は許容応力度、せん断については許容応力度を許容限界とする。なお、限界層間変形角、限界ひずみ、降伏曲げモーメント、曲げ耐力、限界せん断ひずみ及びせん断耐力に対し適切な安全余裕を持たせることとし、それぞれの安全余裕については、各施設の機能要求等を踏まえ設定する。</p>	<p style="text-align: center;">変更後</p> <p>能を維持できる許容限界を適切に設定するものとする。</p> <p>ト、屋外重要土木構造物</p> <p>(イ) 静的地震力との組合せに対する許容限界 安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。</p> <p>(ロ) 基準地震動Ssによる地震力との組合せに対する許容限界</p> <p>構造部材のうち、鉄筋コンクリート曲げについては、限界層間変形角、限界ひずみ、降伏曲げモーメント、終局曲げモーメント又は短期許容応力度、面外せん断についてはせん断耐力又は短期許容応力度、面内せん断については限界せん断ひずみを許容限界とする。構造部材のうち、鋼材の曲げについては降伏曲げモーメント又は短期許容応力度、せん断については許容応力度を許容限界とする。なお、限界層間変形角、限界ひずみ、降伏曲げモーメント、限界せん断ひずみ及びせん断耐力に対し適切な安全余裕を持たせることとし、それぞれの安全余裕については、各施設の機能要求等を踏まえ設定する。</p> <p>チ、常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備、常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのものが設置される重大事故等対処施設の土木構造物 上記ト、(ロ)による許容限界とする。</p>					

【原子炉冷却系統施設 11. 原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。）の基本設計方針、適用基準及び適用規格】

補正前	補正後	備考								
<p style="text-align: center;">S2 補 II R1</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center; vertical-align: middle;">変更前</td> <td style="width: 70%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">変更後</td> <td> <p>耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して、屋外の下位クラス施設の損傷、転倒及び落下等による耐震重要施設の安全機能への影響</p> <p>b. 主要施設への地下水の影響</p> <p>防波壁の設置及び地盤改良を実施したことにより山から海に向かう地下水の流れが遮断され敷地内の地下水位が上昇するおそれがあることを踏まえ、建設時から地下水位低下設備を設置していた原子炉建物等の建物・構築物に作用する揚圧力の低減を目的とし、地下水位を一定の範囲に保持するための地下水位低下設備（浸水防護施設の設備と兼用）を新設する。地下水位低下設備は、揚水井戸（個数 1）及び多重化した揚水系統（揚水ポンプ（容量 216m<sup>3</sup>/h/個、揚程 35m、原動機出力 37kW、個数 2/系統）、水位計（個数 1/系統、計測範囲 EL-21.6m～EL-11.6m）、配管等）で構成する。</p> <p>耐震評価において、地下水位の影響を受ける施設のうち、原子炉建物等の建設時の設計において地下水位低下設備の機能を考慮している建物・構築物については、地下水位低下設備の機能を考慮した設計地下水位を設定し水圧による影響を考慮する。</p> <p>なお、地下水位低下設備の<b>機能</b>二期待しない屋外重要土木構造物等については、自然水位より保守的に高く設定した水位又は地表面に設計地下水位を設定し水圧による影響を考慮する。</p> <p>地下水位低下設備は、基準地震動 S s による地震力に対して、必要な機能が保持できる設計とするとともに、非常用交流</p> </td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">3-2-47</p>	変更前		変更後	<p>耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して、屋外の下位クラス施設の損傷、転倒及び落下等による耐震重要施設の安全機能への影響</p> <p>b. 主要施設への地下水の影響</p> <p>防波壁の設置及び地盤改良を実施したことにより山から海に向かう地下水の流れが遮断され敷地内の地下水位が上昇するおそれがあることを踏まえ、建設時から地下水位低下設備を設置していた原子炉建物等の建物・構築物に作用する揚圧力の低減を目的とし、地下水位を一定の範囲に保持するための地下水位低下設備（浸水防護施設の設備と兼用）を新設する。地下水位低下設備は、揚水井戸（個数 1）及び多重化した揚水系統（揚水ポンプ（容量 216m<sup>3</sup>/h/個、揚程 35m、原動機出力 37kW、個数 2/系統）、水位計（個数 1/系統、計測範囲 EL-21.6m～EL-11.6m）、配管等）で構成する。</p> <p>耐震評価において、地下水位の影響を受ける施設のうち、原子炉建物等の建設時の設計において地下水位低下設備の機能を考慮している建物・構築物については、地下水位低下設備の機能を考慮した設計地下水位を設定し水圧による影響を考慮する。</p> <p>なお、地下水位低下設備の<b>機能</b>二期待しない屋外重要土木構造物等については、自然水位より保守的に高く設定した水位又は地表面に設計地下水位を設定し水圧による影響を考慮する。</p> <p>地下水位低下設備は、基準地震動 S s による地震力に対して、必要な機能が保持できる設計とするとともに、非常用交流</p>	<p style="text-align: center;">S2 補 II R2</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center; vertical-align: middle;">変更前</td> <td style="width: 70%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">変更後</td> <td> <p>耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して、屋外の下位クラス施設の損傷、転倒及び落下等による耐震重要施設の安全機能への影響</p> <p>b. 主要施設への地下水の影響</p> <p>防波壁の設置及び地盤改良を実施したことにより山から海に向かう地下水の流れが遮断され敷地内の地下水位が上昇するおそれがあることを踏まえ、建設時から地下水位低下設備を設置していた原子炉建物等の建物・構築物に作用する揚圧力の低減を目的とし、地下水位を一定の範囲に保持するための地下水位低下設備（浸水防護施設の設備と兼用）を新設する。地下水位低下設備は、揚水井戸（個数 1）及び多重化した揚水系統（揚水ポンプ（容量 216m<sup>3</sup>/h/個、揚程 35m、原動機出力 37kW、個数 2/系統）、水位計（個数 1/系統、計測範囲 EL-21.6m～EL-11.6m）、配管等）で構成する。</p> <p>耐震評価において、地下水位の影響を受ける施設のうち、原子炉建物等の建設時の設計において地下水位低下設備の機能を考慮している建物・構築物については、地下水位低下設備の機能を考慮した設計地下水位を設定し水圧による影響を考慮する。</p> <p>なお、地下水位低下設備の<b>機能</b>二期待しない屋外重要土木構造物等については、自然水位より保守的に高く設定した水位又は地表面に設計地下水位を設定し水圧による影響を考慮する。</p> <p>地下水位低下設備は、基準地震動 S s による地震力に対して、必要な機能が保持できる設計とするとともに、非常用交流</p> </td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">3-2-47</p>	変更前		変更後	<p>耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して、屋外の下位クラス施設の損傷、転倒及び落下等による耐震重要施設の安全機能への影響</p> <p>b. 主要施設への地下水の影響</p> <p>防波壁の設置及び地盤改良を実施したことにより山から海に向かう地下水の流れが遮断され敷地内の地下水位が上昇するおそれがあることを踏まえ、建設時から地下水位低下設備を設置していた原子炉建物等の建物・構築物に作用する揚圧力の低減を目的とし、地下水位を一定の範囲に保持するための地下水位低下設備（浸水防護施設の設備と兼用）を新設する。地下水位低下設備は、揚水井戸（個数 1）及び多重化した揚水系統（揚水ポンプ（容量 216m<sup>3</sup>/h/個、揚程 35m、原動機出力 37kW、個数 2/系統）、水位計（個数 1/系統、計測範囲 EL-21.6m～EL-11.6m）、配管等）で構成する。</p> <p>耐震評価において、地下水位の影響を受ける施設のうち、原子炉建物等の建設時の設計において地下水位低下設備の機能を考慮している建物・構築物については、地下水位低下設備の機能を考慮した設計地下水位を設定し水圧による影響を考慮する。</p> <p>なお、地下水位低下設備の<b>機能</b>二期待しない屋外重要土木構造物等については、自然水位より保守的に高く設定した水位又は地表面に設計地下水位を設定し水圧による影響を考慮する。</p> <p>地下水位低下設備は、基準地震動 S s による地震力に対して、必要な機能が保持できる設計とするとともに、非常用交流</p>	<p>記載の適正化</p>
変更前										
変更後	<p>耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して、屋外の下位クラス施設の損傷、転倒及び落下等による耐震重要施設の安全機能への影響</p> <p>b. 主要施設への地下水の影響</p> <p>防波壁の設置及び地盤改良を実施したことにより山から海に向かう地下水の流れが遮断され敷地内の地下水位が上昇するおそれがあることを踏まえ、建設時から地下水位低下設備を設置していた原子炉建物等の建物・構築物に作用する揚圧力の低減を目的とし、地下水位を一定の範囲に保持するための地下水位低下設備（浸水防護施設の設備と兼用）を新設する。地下水位低下設備は、揚水井戸（個数 1）及び多重化した揚水系統（揚水ポンプ（容量 216m<sup>3</sup>/h/個、揚程 35m、原動機出力 37kW、個数 2/系統）、水位計（個数 1/系統、計測範囲 EL-21.6m～EL-11.6m）、配管等）で構成する。</p> <p>耐震評価において、地下水位の影響を受ける施設のうち、原子炉建物等の建設時の設計において地下水位低下設備の機能を考慮している建物・構築物については、地下水位低下設備の機能を考慮した設計地下水位を設定し水圧による影響を考慮する。</p> <p>なお、地下水位低下設備の<b>機能</b>二期待しない屋外重要土木構造物等については、自然水位より保守的に高く設定した水位又は地表面に設計地下水位を設定し水圧による影響を考慮する。</p> <p>地下水位低下設備は、基準地震動 S s による地震力に対して、必要な機能が保持できる設計とするとともに、非常用交流</p>									
変更前										
変更後	<p>耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して、屋外の下位クラス施設の損傷、転倒及び落下等による耐震重要施設の安全機能への影響</p> <p>b. 主要施設への地下水の影響</p> <p>防波壁の設置及び地盤改良を実施したことにより山から海に向かう地下水の流れが遮断され敷地内の地下水位が上昇するおそれがあることを踏まえ、建設時から地下水位低下設備を設置していた原子炉建物等の建物・構築物に作用する揚圧力の低減を目的とし、地下水位を一定の範囲に保持するための地下水位低下設備（浸水防護施設の設備と兼用）を新設する。地下水位低下設備は、揚水井戸（個数 1）及び多重化した揚水系統（揚水ポンプ（容量 216m<sup>3</sup>/h/個、揚程 35m、原動機出力 37kW、個数 2/系統）、水位計（個数 1/系統、計測範囲 EL-21.6m～EL-11.6m）、配管等）で構成する。</p> <p>耐震評価において、地下水位の影響を受ける施設のうち、原子炉建物等の建設時の設計において地下水位低下設備の機能を考慮している建物・構築物については、地下水位低下設備の機能を考慮した設計地下水位を設定し水圧による影響を考慮する。</p> <p>なお、地下水位低下設備の<b>機能</b>二期待しない屋外重要土木構造物等については、自然水位より保守的に高く設定した水位又は地表面に設計地下水位を設定し水圧による影響を考慮する。</p> <p>地下水位低下設備は、基準地震動 S s による地震力に対して、必要な機能が保持できる設計とするとともに、非常用交流</p>									

【原子炉冷却系統施設 11. 原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。）の基本設計方針、適用基準及び適用規格】

補正前	補正後	備考				
<p style="text-align: center;">S2 補 II RI</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center; vertical-align: top;"> <p>変更前</p> <p>4.1.2 サプレッションプール水冷却モード 残留熱除去系（サブプレッションプール水冷却モード）は、サブプレッションチェンバのプール水温度を所定の温度以下に冷却できるように設計する。</p> </td> <td style="width: 50%; text-align: center; vertical-align: top;"> <p>変更後</p> <p>源設備からの給電により機能を復旧し、冷却材を原子炉圧力容器から残留熱除去系熱交換器を経由して原子炉圧力容器に戻すことにより炉心を冷却できる設計とする。本系統に使用する冷却水は、原子炉補機冷却系（原子炉補機海水系を含む。）又は原子炉補機代替冷却系から供給できる設計とする。 残留熱除去系（原子炉停止時冷却モード）の流路として、設計基準対象施設である原子炉圧力容器、炉心支持構造物、原子炉圧力容器内部構造物及び配管貫通部を重大事故等対処設備として使用することから、流路に係る機能について重大事故等対処設備としての設計を行う。 (1) 多様性、位置的分散等 残留熱除去系（原子炉停止時冷却モード）は、設計基準事故対処設備であるとともに、重大事故等時においても使用するため、重大事故等対処設備としての基本方針に示す設計方針を適用する。ただし、多様性及び独立性並びに位置的分散を考慮すべき対象の設計基準事故対処設備はないことから、重大事故等対処設備の基本方針のうち「5.1.2 多様性、位置的分散等」に示す設計方針は適用しない。</p> <p>4.1.3 サプレッションプール水冷却モード 残留熱除去系（サブプレッションプール水冷却モード）は、サブプレッションチェンバのプール水温度を所定の温度以下に冷却できるように設計する。 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備として、想定され</p> </td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">3-2-167</p>	<p>変更前</p> <p>4.1.2 サプレッションプール水冷却モード 残留熱除去系（サブプレッションプール水冷却モード）は、サブプレッションチェンバのプール水温度を所定の温度以下に冷却できるように設計する。</p>	<p>変更後</p> <p>源設備からの給電により機能を復旧し、冷却材を原子炉圧力容器から残留熱除去系熱交換器を経由して原子炉圧力容器に戻すことにより炉心を冷却できる設計とする。本系統に使用する冷却水は、原子炉補機冷却系（原子炉補機海水系を含む。）又は原子炉補機代替冷却系から供給できる設計とする。 残留熱除去系（原子炉停止時冷却モード）の流路として、設計基準対象施設である原子炉圧力容器、炉心支持構造物、原子炉圧力容器内部構造物及び配管貫通部を重大事故等対処設備として使用することから、流路に係る機能について重大事故等対処設備としての設計を行う。 (1) 多様性、位置的分散等 残留熱除去系（原子炉停止時冷却モード）は、設計基準事故対処設備であるとともに、重大事故等時においても使用するため、重大事故等対処設備としての基本方針に示す設計方針を適用する。ただし、多様性及び独立性並びに位置的分散を考慮すべき対象の設計基準事故対処設備はないことから、重大事故等対処設備の基本方針のうち「5.1.2 多様性、位置的分散等」に示す設計方針は適用しない。</p> <p>4.1.3 サプレッションプール水冷却モード 残留熱除去系（サブプレッションプール水冷却モード）は、サブプレッションチェンバのプール水温度を所定の温度以下に冷却できるように設計する。 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備として、想定され</p>	<p style="text-align: center;">S2 補 II R2</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center; vertical-align: top;"> <p>変更前</p> <p>4.1.3 格納容器冷却モード 原子炉炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊又は故障の際に生ずる原子炉格納容器内の圧力及び温度の上昇により原子炉格納容器の安全性を損なうことを防止するため、原子炉格納容器内において発生した熱を除去する設備として、残留熱除去系（格</p> </td> <td style="width: 50%; text-align: center; vertical-align: top;"> <p>変更後</p> <p>源設備からの給電により機能を復旧し、冷却材を原子炉圧力容器から残留熱除去系及び残留熱除去系熱交換器を経由して原子炉圧力容器に戻すことにより炉心を冷却できる設計とする。本系統に使用する冷却水は、原子炉補機冷却系（原子炉補機海水系を含む。）又は原子炉補機代替冷却系から供給できる設計とする。 残留熱除去系（原子炉停止時冷却モード）の流路として、設計基準対象施設である原子炉圧力容器、炉心支持構造物、原子炉圧力容器内部構造物及び配管貫通部を重大事故等対処設備として使用することから、流路に係る機能について重大事故等対処設備としての設計を行う。 (1) 多様性、位置的分散等 残留熱除去系（原子炉停止時冷却モード）は、設計基準事故対処設備であるとともに、重大事故等時においても使用するため、重大事故等対処設備としての基本方針に示す設計方針を適用する。ただし、多様性及び独立性並びに位置的分散を考慮すべき対象の設計基準事故対処設備はないことから、重大事故等対処設備の基本方針のうち「5.1.2 多様性、位置的分散等」に示す設計方針は適用しない。</p> <p>4.1.3 格納容器冷却モード 原子炉炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊又は故障の際に生ずる原子炉格納容器内の圧力及び温度の上昇により原子炉格納容器の安全性を損なうことを防止するため、原子炉格納容器内において発生した熱を除去する設備として、残留熱除去系（格</p> </td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">3-2-167</p>	<p>変更前</p> <p>4.1.3 格納容器冷却モード 原子炉炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊又は故障の際に生ずる原子炉格納容器内の圧力及び温度の上昇により原子炉格納容器の安全性を損なうことを防止するため、原子炉格納容器内において発生した熱を除去する設備として、残留熱除去系（格</p>	<p>変更後</p> <p>源設備からの給電により機能を復旧し、冷却材を原子炉圧力容器から残留熱除去系及び残留熱除去系熱交換器を経由して原子炉圧力容器に戻すことにより炉心を冷却できる設計とする。本系統に使用する冷却水は、原子炉補機冷却系（原子炉補機海水系を含む。）又は原子炉補機代替冷却系から供給できる設計とする。 残留熱除去系（原子炉停止時冷却モード）の流路として、設計基準対象施設である原子炉圧力容器、炉心支持構造物、原子炉圧力容器内部構造物及び配管貫通部を重大事故等対処設備として使用することから、流路に係る機能について重大事故等対処設備としての設計を行う。 (1) 多様性、位置的分散等 残留熱除去系（原子炉停止時冷却モード）は、設計基準事故対処設備であるとともに、重大事故等時においても使用するため、重大事故等対処設備としての基本方針に示す設計方針を適用する。ただし、多様性及び独立性並びに位置的分散を考慮すべき対象の設計基準事故対処設備はないことから、重大事故等対処設備の基本方針のうち「5.1.2 多様性、位置的分散等」に示す設計方針は適用しない。</p> <p>4.1.3 格納容器冷却モード 原子炉炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊又は故障の際に生ずる原子炉格納容器内の圧力及び温度の上昇により原子炉格納容器の安全性を損なうことを防止するため、原子炉格納容器内において発生した熱を除去する設備として、残留熱除去系（格</p>	<p style="text-align: center;">記載の適正化</p> <p style="text-align: center;">記載の適正化</p> <p style="text-align: center;">記載の適正化</p> <p style="text-align: center;">補正後は次頁参照</p>
<p>変更前</p> <p>4.1.2 サプレッションプール水冷却モード 残留熱除去系（サブプレッションプール水冷却モード）は、サブプレッションチェンバのプール水温度を所定の温度以下に冷却できるように設計する。</p>	<p>変更後</p> <p>源設備からの給電により機能を復旧し、冷却材を原子炉圧力容器から残留熱除去系熱交換器を経由して原子炉圧力容器に戻すことにより炉心を冷却できる設計とする。本系統に使用する冷却水は、原子炉補機冷却系（原子炉補機海水系を含む。）又は原子炉補機代替冷却系から供給できる設計とする。 残留熱除去系（原子炉停止時冷却モード）の流路として、設計基準対象施設である原子炉圧力容器、炉心支持構造物、原子炉圧力容器内部構造物及び配管貫通部を重大事故等対処設備として使用することから、流路に係る機能について重大事故等対処設備としての設計を行う。 (1) 多様性、位置的分散等 残留熱除去系（原子炉停止時冷却モード）は、設計基準事故対処設備であるとともに、重大事故等時においても使用するため、重大事故等対処設備としての基本方針に示す設計方針を適用する。ただし、多様性及び独立性並びに位置的分散を考慮すべき対象の設計基準事故対処設備はないことから、重大事故等対処設備の基本方針のうち「5.1.2 多様性、位置的分散等」に示す設計方針は適用しない。</p> <p>4.1.3 サプレッションプール水冷却モード 残留熱除去系（サブプレッションプール水冷却モード）は、サブプレッションチェンバのプール水温度を所定の温度以下に冷却できるように設計する。 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備として、想定され</p>					
<p>変更前</p> <p>4.1.3 格納容器冷却モード 原子炉炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊又は故障の際に生ずる原子炉格納容器内の圧力及び温度の上昇により原子炉格納容器の安全性を損なうことを防止するため、原子炉格納容器内において発生した熱を除去する設備として、残留熱除去系（格</p>	<p>変更後</p> <p>源設備からの給電により機能を復旧し、冷却材を原子炉圧力容器から残留熱除去系及び残留熱除去系熱交換器を経由して原子炉圧力容器に戻すことにより炉心を冷却できる設計とする。本系統に使用する冷却水は、原子炉補機冷却系（原子炉補機海水系を含む。）又は原子炉補機代替冷却系から供給できる設計とする。 残留熱除去系（原子炉停止時冷却モード）の流路として、設計基準対象施設である原子炉圧力容器、炉心支持構造物、原子炉圧力容器内部構造物及び配管貫通部を重大事故等対処設備として使用することから、流路に係る機能について重大事故等対処設備としての設計を行う。 (1) 多様性、位置的分散等 残留熱除去系（原子炉停止時冷却モード）は、設計基準事故対処設備であるとともに、重大事故等時においても使用するため、重大事故等対処設備としての基本方針に示す設計方針を適用する。ただし、多様性及び独立性並びに位置的分散を考慮すべき対象の設計基準事故対処設備はないことから、重大事故等対処設備の基本方針のうち「5.1.2 多様性、位置的分散等」に示す設計方針は適用しない。</p> <p>4.1.3 格納容器冷却モード 原子炉炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊又は故障の際に生ずる原子炉格納容器内の圧力及び温度の上昇により原子炉格納容器の安全性を損なうことを防止するため、原子炉格納容器内において発生した熱を除去する設備として、残留熱除去系（格</p>					

【原子炉冷却系統施設 11. 原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。）の基本設計方針、適用基準及び適用規格】

補正前	補正後	備考				
	<p style="text-align: center;">S2 補 II R2</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">変更前</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>納容器冷却モード)を設ける設計とする。</p> <p>残留熱除去系(格納容器冷却モード)は、原子炉冷却材喪失事故時に、サブプレッションチェンバのプール水をドライウエル内及びサブプレッションチェンバ内にスプレイすることにより、環境に放出される放射性物質の濃度を減少させる設計とする。</p> <p>残留熱除去系(格納容器冷却モード)は、原子炉冷却材圧力バウンダリ配管の最も過酷な破断を想定した場合でも、放出されるエネルギーによる設計基準事故時の原子炉格納容器内圧力、温度が最高使用圧力、最高使用温度を超えないようにし、かつ、原子炉格納容器の内圧を速やかに下げて低く維持することにより、放射性物質の外部への漏えいを少なくする設計とする。</p> <p>残留熱除去設備のうち、サブプレッションチェンバのプール水を水源として原子炉格納容器除熱のために運転するポンプは、原子炉格納容器内の圧力及び温度並びに冷却材中の異物の影響について「非常用炉心冷却設備又は格納容器除熱設備に係る過装置の性能評価等について(内規)」(平成20・02・12 原院第5号(平成20年2月27日原子力安全・保安院制定))による過装置の性能評価により、設計基準事故時に想定される最も小さい有効吸込水頭においても、正常に機能する能力を有する設計とする。</p> <p>残留熱除去系(格納容器冷却モード)の仕様は、設置(変更)許可を受けた設計基準事故の評価の条件を満足する設計とする。</p> <p>残留熱除去系(格納容器冷却モード)は、テストラインを構成することにより、発電用原子炉の運転中に試験ができる設計とする。</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>納容器冷却モード)を設ける設計とする。</p> <p>残留熱除去系(格納容器冷却モード)は、原子炉冷却材喪失事故時に、サブプレッションチェンバのプール水をドライウエル内及びサブプレッションチェンバ内にスプレイすることにより、環境に放出される放射性物質の濃度を減少させる設計とする。</p> <p>残留熱除去系(格納容器冷却モード)は、原子炉冷却材圧力バウンダリ配管の最も過酷な破断を想定した場合でも、放出されるエネルギーによる設計基準事故時の原子炉格納容器内圧力、温度が最高使用圧力、最高使用温度を超えないようにし、かつ、原子炉格納容器の内圧を速やかに下げて低く維持することにより、放射性物質の外部への漏えいを少なくする設計とする。</p> <p>残留熱除去設備のうち、サブプレッションチェンバのプール水を水源として原子炉格納容器除熱のために運転するポンプは、原子炉格納容器内の圧力及び温度並びに冷却材中の異物の影響について「非常用炉心冷却設備又は格納容器除熱設備に係る過装置の性能評価等について(内規)」(平成20・02・12 原院第5号(平成20年2月27日原子力安全・保安院制定))による過装置の性能評価により、設計基準事故時に想定される最も小さい有効吸込水頭においても、正常に機能する能力を有する設計とする。</p> <p>残留熱除去系(格納容器冷却モード)の仕様は、設置(変更)許可を受けた設計基準事故の評価の条件を満足する設計とする。</p> <p>残留熱除去系(格納容器冷却モード)は、テストラインを構成することにより、発電用原子炉の運転中に試験ができる設計とする。</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">3-2-168</p>	変更前	変更後	<p>納容器冷却モード)を設ける設計とする。</p> <p>残留熱除去系(格納容器冷却モード)は、原子炉冷却材喪失事故時に、サブプレッションチェンバのプール水をドライウエル内及びサブプレッションチェンバ内にスプレイすることにより、環境に放出される放射性物質の濃度を減少させる設計とする。</p> <p>残留熱除去系(格納容器冷却モード)は、原子炉冷却材圧力バウンダリ配管の最も過酷な破断を想定した場合でも、放出されるエネルギーによる設計基準事故時の原子炉格納容器内圧力、温度が最高使用圧力、最高使用温度を超えないようにし、かつ、原子炉格納容器の内圧を速やかに下げて低く維持することにより、放射性物質の外部への漏えいを少なくする設計とする。</p> <p>残留熱除去設備のうち、サブプレッションチェンバのプール水を水源として原子炉格納容器除熱のために運転するポンプは、原子炉格納容器内の圧力及び温度並びに冷却材中の異物の影響について「非常用炉心冷却設備又は格納容器除熱設備に係る過装置の性能評価等について(内規)」(平成20・02・12 原院第5号(平成20年2月27日原子力安全・保安院制定))による過装置の性能評価により、設計基準事故時に想定される最も小さい有効吸込水頭においても、正常に機能する能力を有する設計とする。</p> <p>残留熱除去系(格納容器冷却モード)の仕様は、設置(変更)許可を受けた設計基準事故の評価の条件を満足する設計とする。</p> <p>残留熱除去系(格納容器冷却モード)は、テストラインを構成することにより、発電用原子炉の運転中に試験ができる設計とする。</p>	<p>納容器冷却モード)を設ける設計とする。</p> <p>残留熱除去系(格納容器冷却モード)は、原子炉冷却材喪失事故時に、サブプレッションチェンバのプール水をドライウエル内及びサブプレッションチェンバ内にスプレイすることにより、環境に放出される放射性物質の濃度を減少させる設計とする。</p> <p>残留熱除去系(格納容器冷却モード)は、原子炉冷却材圧力バウンダリ配管の最も過酷な破断を想定した場合でも、放出されるエネルギーによる設計基準事故時の原子炉格納容器内圧力、温度が最高使用圧力、最高使用温度を超えないようにし、かつ、原子炉格納容器の内圧を速やかに下げて低く維持することにより、放射性物質の外部への漏えいを少なくする設計とする。</p> <p>残留熱除去設備のうち、サブプレッションチェンバのプール水を水源として原子炉格納容器除熱のために運転するポンプは、原子炉格納容器内の圧力及び温度並びに冷却材中の異物の影響について「非常用炉心冷却設備又は格納容器除熱設備に係る過装置の性能評価等について(内規)」(平成20・02・12 原院第5号(平成20年2月27日原子力安全・保安院制定))による過装置の性能評価により、設計基準事故時に想定される最も小さい有効吸込水頭においても、正常に機能する能力を有する設計とする。</p> <p>残留熱除去系(格納容器冷却モード)の仕様は、設置(変更)許可を受けた設計基準事故の評価の条件を満足する設計とする。</p> <p>残留熱除去系(格納容器冷却モード)は、テストラインを構成することにより、発電用原子炉の運転中に試験ができる設計とする。</p>	<p>記載の適正化</p>
変更前	変更後					
<p>納容器冷却モード)を設ける設計とする。</p> <p>残留熱除去系(格納容器冷却モード)は、原子炉冷却材喪失事故時に、サブプレッションチェンバのプール水をドライウエル内及びサブプレッションチェンバ内にスプレイすることにより、環境に放出される放射性物質の濃度を減少させる設計とする。</p> <p>残留熱除去系(格納容器冷却モード)は、原子炉冷却材圧力バウンダリ配管の最も過酷な破断を想定した場合でも、放出されるエネルギーによる設計基準事故時の原子炉格納容器内圧力、温度が最高使用圧力、最高使用温度を超えないようにし、かつ、原子炉格納容器の内圧を速やかに下げて低く維持することにより、放射性物質の外部への漏えいを少なくする設計とする。</p> <p>残留熱除去設備のうち、サブプレッションチェンバのプール水を水源として原子炉格納容器除熱のために運転するポンプは、原子炉格納容器内の圧力及び温度並びに冷却材中の異物の影響について「非常用炉心冷却設備又は格納容器除熱設備に係る過装置の性能評価等について(内規)」(平成20・02・12 原院第5号(平成20年2月27日原子力安全・保安院制定))による過装置の性能評価により、設計基準事故時に想定される最も小さい有効吸込水頭においても、正常に機能する能力を有する設計とする。</p> <p>残留熱除去系(格納容器冷却モード)の仕様は、設置(変更)許可を受けた設計基準事故の評価の条件を満足する設計とする。</p> <p>残留熱除去系(格納容器冷却モード)は、テストラインを構成することにより、発電用原子炉の運転中に試験ができる設計とする。</p>	<p>納容器冷却モード)を設ける設計とする。</p> <p>残留熱除去系(格納容器冷却モード)は、原子炉冷却材喪失事故時に、サブプレッションチェンバのプール水をドライウエル内及びサブプレッションチェンバ内にスプレイすることにより、環境に放出される放射性物質の濃度を減少させる設計とする。</p> <p>残留熱除去系(格納容器冷却モード)は、原子炉冷却材圧力バウンダリ配管の最も過酷な破断を想定した場合でも、放出されるエネルギーによる設計基準事故時の原子炉格納容器内圧力、温度が最高使用圧力、最高使用温度を超えないようにし、かつ、原子炉格納容器の内圧を速やかに下げて低く維持することにより、放射性物質の外部への漏えいを少なくする設計とする。</p> <p>残留熱除去設備のうち、サブプレッションチェンバのプール水を水源として原子炉格納容器除熱のために運転するポンプは、原子炉格納容器内の圧力及び温度並びに冷却材中の異物の影響について「非常用炉心冷却設備又は格納容器除熱設備に係る過装置の性能評価等について(内規)」(平成20・02・12 原院第5号(平成20年2月27日原子力安全・保安院制定))による過装置の性能評価により、設計基準事故時に想定される最も小さい有効吸込水頭においても、正常に機能する能力を有する設計とする。</p> <p>残留熱除去系(格納容器冷却モード)の仕様は、設置(変更)許可を受けた設計基準事故の評価の条件を満足する設計とする。</p> <p>残留熱除去系(格納容器冷却モード)は、テストラインを構成することにより、発電用原子炉の運転中に試験ができる設計とする。</p>					

【原子炉冷却系統施設 11. 原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。）の基本設計方針、適用基準及び適用規格】

補正前	補正後	備考				
	<p style="text-align: center;">S2 補 II R2</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top; padding: 5px;"> <p style="text-align: center; font-size: small;">変更前</p> <p>また、設計基準事故時に動作する弁については、残留熱除去ポンプが停止中に開閉試験ができる設計とする。</p> </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top; padding: 5px;"> <p style="text-align: center; font-size: small;">変更後</p> <p>また、設計基準事故時に動作する弁については、残留熱除去ポンプが停止中に開閉試験ができる設計とする。</p> <p>最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備として、想定される重大事故等時において、設計基準事故対処設備である残留熱除去系（格納容器冷却モード）が使用できる場合は、重大事故等対処設備（設計基準拡張）として使用できる設計とする。</p> <p>残留熱除去系（格納容器冷却モード）の管路として、設計基準対処設備である原子炉格納容器、原子炉格納容器（サブレッションチェンバ）、配管貫通部、原子炉格納容器スプレイ管（ドライウェル側）及び原子炉格納容器スプレイ管（サブレッションチェンバ側）を重大事故等対処設備として使用することから、管路に係る機能について重大事故等対処設備としての設計を行う。</p> <p>(1) 多様性、位置的分散等</p> <p>残留熱除去系（格納容器冷却モード）は、設計基準事故対処設備であるとともに、重大事故等時においても使用するため、重大事故等対処設備としての基本方針に示す設計方針を適用する。ただし、多様性及び独立性並びに位置的分散を考慮すべき対象の設計基準事故対処設備はないことから、重大事故等対処設備の基本方針のうち「5.1.2 多様性、位置的分散等」に示す設計方針は適用しない。</p> </td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top; padding: 5px;"> <p>4.1.4 サブレッションポンプ冷却モード 残留熱除去系（サブレッションポンプ冷却モード）は、サブレッションチェンバのプール水温度を所定の温度以下に冷却で</p> </td> <td style="vertical-align: top; padding: 5px;"> <p>4.1.4 サブレッションポンプ冷却モード 残留熱除去系（サブレッションポンプ冷却モード）は、サブレッションチェンバのプール水温度を所定の温度以下に冷却で</p> </td> </tr> </table> <p style="text-align: center; font-size: x-small;">3-2-169</p>	<p style="text-align: center; font-size: small;">変更前</p> <p>また、設計基準事故時に動作する弁については、残留熱除去ポンプが停止中に開閉試験ができる設計とする。</p>	<p style="text-align: center; font-size: small;">変更後</p> <p>また、設計基準事故時に動作する弁については、残留熱除去ポンプが停止中に開閉試験ができる設計とする。</p> <p>最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備として、想定される重大事故等時において、設計基準事故対処設備である残留熱除去系（格納容器冷却モード）が使用できる場合は、重大事故等対処設備（設計基準拡張）として使用できる設計とする。</p> <p>残留熱除去系（格納容器冷却モード）の管路として、設計基準対処設備である原子炉格納容器、原子炉格納容器（サブレッションチェンバ）、配管貫通部、原子炉格納容器スプレイ管（ドライウェル側）及び原子炉格納容器スプレイ管（サブレッションチェンバ側）を重大事故等対処設備として使用することから、管路に係る機能について重大事故等対処設備としての設計を行う。</p> <p>(1) 多様性、位置的分散等</p> <p>残留熱除去系（格納容器冷却モード）は、設計基準事故対処設備であるとともに、重大事故等時においても使用するため、重大事故等対処設備としての基本方針に示す設計方針を適用する。ただし、多様性及び独立性並びに位置的分散を考慮すべき対象の設計基準事故対処設備はないことから、重大事故等対処設備の基本方針のうち「5.1.2 多様性、位置的分散等」に示す設計方針は適用しない。</p>	<p>4.1.4 サブレッションポンプ冷却モード 残留熱除去系（サブレッションポンプ冷却モード）は、サブレッションチェンバのプール水温度を所定の温度以下に冷却で</p>	<p>4.1.4 サブレッションポンプ冷却モード 残留熱除去系（サブレッションポンプ冷却モード）は、サブレッションチェンバのプール水温度を所定の温度以下に冷却で</p>	<p>補正前は前頁参照</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化（次頁への記載内容繰り下がり）</p>
<p style="text-align: center; font-size: small;">変更前</p> <p>また、設計基準事故時に動作する弁については、残留熱除去ポンプが停止中に開閉試験ができる設計とする。</p>	<p style="text-align: center; font-size: small;">変更後</p> <p>また、設計基準事故時に動作する弁については、残留熱除去ポンプが停止中に開閉試験ができる設計とする。</p> <p>最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備として、想定される重大事故等時において、設計基準事故対処設備である残留熱除去系（格納容器冷却モード）が使用できる場合は、重大事故等対処設備（設計基準拡張）として使用できる設計とする。</p> <p>残留熱除去系（格納容器冷却モード）の管路として、設計基準対処設備である原子炉格納容器、原子炉格納容器（サブレッションチェンバ）、配管貫通部、原子炉格納容器スプレイ管（ドライウェル側）及び原子炉格納容器スプレイ管（サブレッションチェンバ側）を重大事故等対処設備として使用することから、管路に係る機能について重大事故等対処設備としての設計を行う。</p> <p>(1) 多様性、位置的分散等</p> <p>残留熱除去系（格納容器冷却モード）は、設計基準事故対処設備であるとともに、重大事故等時においても使用するため、重大事故等対処設備としての基本方針に示す設計方針を適用する。ただし、多様性及び独立性並びに位置的分散を考慮すべき対象の設計基準事故対処設備はないことから、重大事故等対処設備の基本方針のうち「5.1.2 多様性、位置的分散等」に示す設計方針は適用しない。</p>					
<p>4.1.4 サブレッションポンプ冷却モード 残留熱除去系（サブレッションポンプ冷却モード）は、サブレッションチェンバのプール水温度を所定の温度以下に冷却で</p>	<p>4.1.4 サブレッションポンプ冷却モード 残留熱除去系（サブレッションポンプ冷却モード）は、サブレッションチェンバのプール水温度を所定の温度以下に冷却で</p>					

【原子炉冷却系統施設 11. 原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。）の基本設計方針、適用基準及び適用規格】

補正前	補正後	備考								
<p style="text-align: center;">S2 補 II R1</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">変更前</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>4.1.4 燃料プール冷却機能 全炉心燃料を燃料プールに取り出した場合や燃料プール冷却系で燃料プールの冷却ができない場合は、残留熱除去系を用いて使用済燃料からの崩壊熱を除去した熱は、原子炉補機冷却系（原子炉補機海水系を含む。）を経て、最終的な熱の逃がし場で</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>重大事故等時において、設計基準事故対処設備である残留熱除去系（サブプレッションプール水冷却モード）が使用できる場合は、重大事故等対処設備（設計基準拡張）として使用できる設計とする。 残留熱除去系（サブプレッションプール水冷却モード）の流路として、設計基準対象施設である原子炉格納容器、原子炉格納容器（サブプレッションチェンバ）及び配管貫通部を重大事故等対処設備として使用することから、流路に係る機能について重大事故等対処設備としての設計を行う。 (1) 多様性、位置的分散等 残留熱除去系（サブプレッションプール水冷却モード）は、設計基準事故対処設備であるとともに、重大事故等時においても使用するため、重大事故等対処設備としての基本方針に示す設計方針を適用する。ただし、多様性及び独立性並びに位置的分散を考慮すべき対象の設計基準事故対処設備はないことから、重大事故等対処設備の基本方針のうち「5.1.2 多様性、位置的分散等」に示す設計方針は適用しない。</p> <p>4.1.4 燃料プール冷却機能 全炉心燃料を燃料プールに取り出した場合や燃料プール冷却系で燃料プールの冷却ができない場合は、残留熱除去系を用いて使用済燃料からの崩壊熱を除去した熱は、原子炉補機冷却系及び原子炉補機海水系を経て、最終的な熱の逃がし場である海へ輸送</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">3-2-168</p>	変更前	変更後	<p>4.1.4 燃料プール冷却機能 全炉心燃料を燃料プールに取り出した場合や燃料プール冷却系で燃料プールの冷却ができない場合は、残留熱除去系を用いて使用済燃料からの崩壊熱を除去した熱は、原子炉補機冷却系（原子炉補機海水系を含む。）を経て、最終的な熱の逃がし場で</p>	<p>重大事故等時において、設計基準事故対処設備である残留熱除去系（サブプレッションプール水冷却モード）が使用できる場合は、重大事故等対処設備（設計基準拡張）として使用できる設計とする。 残留熱除去系（サブプレッションプール水冷却モード）の流路として、設計基準対象施設である原子炉格納容器、原子炉格納容器（サブプレッションチェンバ）及び配管貫通部を重大事故等対処設備として使用することから、流路に係る機能について重大事故等対処設備としての設計を行う。 (1) 多様性、位置的分散等 残留熱除去系（サブプレッションプール水冷却モード）は、設計基準事故対処設備であるとともに、重大事故等時においても使用するため、重大事故等対処設備としての基本方針に示す設計方針を適用する。ただし、多様性及び独立性並びに位置的分散を考慮すべき対象の設計基準事故対処設備はないことから、重大事故等対処設備の基本方針のうち「5.1.2 多様性、位置的分散等」に示す設計方針は適用しない。</p> <p>4.1.4 燃料プール冷却機能 全炉心燃料を燃料プールに取り出した場合や燃料プール冷却系で燃料プールの冷却ができない場合は、残留熱除去系を用いて使用済燃料からの崩壊熱を除去した熱は、原子炉補機冷却系及び原子炉補機海水系を経て、最終的な熱の逃がし場である海へ輸送</p>	<p style="text-align: center;">S2 補 II R2</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">変更前</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>4.1.5 燃料プール冷却機能 全炉心燃料を燃料プールに取り出した場合や燃料プール冷却系で燃料プールの冷却ができない場合は、残留熱除去系を用いて使用済燃料からの崩壊熱を除去できる設計とする。</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>きるように設計する。 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備として、想定される重大事故等時において、設計基準事故対処設備である残留熱除去系（サブプレッションプール水冷却モード）が使用できる場合は、重大事故等対処設備（設計基準拡張）として使用できる設計とする。 残留熱除去系（サブプレッションプール水冷却モード）の流路として、設計基準対象施設である原子炉格納容器、原子炉格納容器（サブプレッションチェンバ）及び配管貫通部を重大事故等対処設備として使用することから、流路に係る機能について重大事故等対処設備としての設計を行う。 (1) 多様性、位置的分散等 残留熱除去系（サブプレッションプール水冷却モード）は、設計基準事故対処設備であるとともに、重大事故等時においても使用するため、重大事故等対処設備としての基本方針に示す設計方針を適用する。ただし、多様性及び独立性並びに位置的分散を考慮すべき対象の設計基準事故対処設備はないことから、重大事故等対処設備の基本方針のうち「5.1.2 多様性、位置的分散等」に示す設計方針は適用しない。</p> <p>4.1.5 燃料プール冷却機能 全炉心燃料を燃料プールに取り出した場合や燃料プール冷却系で燃料プールの冷却ができない場合は、残留熱除去系を用いて使用済燃料からの崩壊熱を除去できる設計とする。</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">3-2-170</p>	変更前	変更後	<p>4.1.5 燃料プール冷却機能 全炉心燃料を燃料プールに取り出した場合や燃料プール冷却系で燃料プールの冷却ができない場合は、残留熱除去系を用いて使用済燃料からの崩壊熱を除去できる設計とする。</p>	<p>きるように設計する。 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備として、想定される重大事故等時において、設計基準事故対処設備である残留熱除去系（サブプレッションプール水冷却モード）が使用できる場合は、重大事故等対処設備（設計基準拡張）として使用できる設計とする。 残留熱除去系（サブプレッションプール水冷却モード）の流路として、設計基準対象施設である原子炉格納容器、原子炉格納容器（サブプレッションチェンバ）及び配管貫通部を重大事故等対処設備として使用することから、流路に係る機能について重大事故等対処設備としての設計を行う。 (1) 多様性、位置的分散等 残留熱除去系（サブプレッションプール水冷却モード）は、設計基準事故対処設備であるとともに、重大事故等時においても使用するため、重大事故等対処設備としての基本方針に示す設計方針を適用する。ただし、多様性及び独立性並びに位置的分散を考慮すべき対象の設計基準事故対処設備はないことから、重大事故等対処設備の基本方針のうち「5.1.2 多様性、位置的分散等」に示す設計方針は適用しない。</p> <p>4.1.5 燃料プール冷却機能 全炉心燃料を燃料プールに取り出した場合や燃料プール冷却系で燃料プールの冷却ができない場合は、残留熱除去系を用いて使用済燃料からの崩壊熱を除去できる設計とする。</p>	<p style="text-align: center;">記載の適正化</p> <p style="text-align: center;">記載の適正化</p> <p>記載の適正化（次頁への記載内容繰り下がり）</p>
変更前	変更後									
<p>4.1.4 燃料プール冷却機能 全炉心燃料を燃料プールに取り出した場合や燃料プール冷却系で燃料プールの冷却ができない場合は、残留熱除去系を用いて使用済燃料からの崩壊熱を除去した熱は、原子炉補機冷却系（原子炉補機海水系を含む。）を経て、最終的な熱の逃がし場で</p>	<p>重大事故等時において、設計基準事故対処設備である残留熱除去系（サブプレッションプール水冷却モード）が使用できる場合は、重大事故等対処設備（設計基準拡張）として使用できる設計とする。 残留熱除去系（サブプレッションプール水冷却モード）の流路として、設計基準対象施設である原子炉格納容器、原子炉格納容器（サブプレッションチェンバ）及び配管貫通部を重大事故等対処設備として使用することから、流路に係る機能について重大事故等対処設備としての設計を行う。 (1) 多様性、位置的分散等 残留熱除去系（サブプレッションプール水冷却モード）は、設計基準事故対処設備であるとともに、重大事故等時においても使用するため、重大事故等対処設備としての基本方針に示す設計方針を適用する。ただし、多様性及び独立性並びに位置的分散を考慮すべき対象の設計基準事故対処設備はないことから、重大事故等対処設備の基本方針のうち「5.1.2 多様性、位置的分散等」に示す設計方針は適用しない。</p> <p>4.1.4 燃料プール冷却機能 全炉心燃料を燃料プールに取り出した場合や燃料プール冷却系で燃料プールの冷却ができない場合は、残留熱除去系を用いて使用済燃料からの崩壊熱を除去した熱は、原子炉補機冷却系及び原子炉補機海水系を経て、最終的な熱の逃がし場である海へ輸送</p>									
変更前	変更後									
<p>4.1.5 燃料プール冷却機能 全炉心燃料を燃料プールに取り出した場合や燃料プール冷却系で燃料プールの冷却ができない場合は、残留熱除去系を用いて使用済燃料からの崩壊熱を除去できる設計とする。</p>	<p>きるように設計する。 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備として、想定される重大事故等時において、設計基準事故対処設備である残留熱除去系（サブプレッションプール水冷却モード）が使用できる場合は、重大事故等対処設備（設計基準拡張）として使用できる設計とする。 残留熱除去系（サブプレッションプール水冷却モード）の流路として、設計基準対象施設である原子炉格納容器、原子炉格納容器（サブプレッションチェンバ）及び配管貫通部を重大事故等対処設備として使用することから、流路に係る機能について重大事故等対処設備としての設計を行う。 (1) 多様性、位置的分散等 残留熱除去系（サブプレッションプール水冷却モード）は、設計基準事故対処設備であるとともに、重大事故等時においても使用するため、重大事故等対処設備としての基本方針に示す設計方針を適用する。ただし、多様性及び独立性並びに位置的分散を考慮すべき対象の設計基準事故対処設備はないことから、重大事故等対処設備の基本方針のうち「5.1.2 多様性、位置的分散等」に示す設計方針は適用しない。</p> <p>4.1.5 燃料プール冷却機能 全炉心燃料を燃料プールに取り出した場合や燃料プール冷却系で燃料プールの冷却ができない場合は、残留熱除去系を用いて使用済燃料からの崩壊熱を除去できる設計とする。</p>									

【原子炉冷却系統施設 11. 原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。）の基本設計方針、適用基準及び適用規格】

		変更前				変更後				備考	
設備区分	系統名	機器区分	名称		重大事故等対応設備*1 設備分類 機器クラス	名称		設計基準対象施設*1 耐震重要度分類	機器クラス	重大事故等対応設備*1 設備分類 機器クラス	
			変更前	変更後		変更前	変更後				
非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備	低圧原子炉代替注水系統	ポンプ	—	低圧原子炉代替注水ポンプ	SA 7/3.2	—	低圧原子炉代替注水ポンプ	—	—	常設耐震/防止	SA 7/3.2
			—	大量送水車	SA 7/3.3	—	大量送水車	—	—	可搬/防止	SA 7/3.3
			—	低圧原子炉代替注水槽	SA 7/3.2	—	低圧原子炉代替注水槽	—	—	常設耐震/防止	SA 7/3.2
			—	可搬型ストレーナ	SA 7/3.3	—	可搬型ストレーナ	—	—	可搬/防止	SA 7/3.3
			—	RV222-1A, B, C*	—	—	RV222-1A, B, C*	—	—	常設耐震/防止	—
			—	低圧原子炉代替注水槽～低圧原子炉代替注水ポンプ	SA 7/3.2	—	低圧原子炉代替注水槽～低圧原子炉代替注水ポンプ	—	—	常設耐震/防止	SA 7/3.2
			—	低圧原子炉代替注水系統（可搬型）接続口（南）ライン合流部	SA 7/3.2	—	低圧原子炉代替注水系統（可搬型）接続口（南）ライン合流部	—	—	常設耐震/防止	SA 7/3.2
			—	低圧原子炉代替注水系統（可搬型）接続口（南）ライン合流部～残留熱代替除去系原子炉注水ライン合流部	SA 7/3.2	—	低圧原子炉代替注水系統（可搬型）接続口（南）ライン合流部～残留熱代替除去系原子炉注水ライン合流部	—	—	常設耐震/防止	SA 7/3.2
			—	残留熱代替除去系原子炉注水ライン合流部～低圧原子炉代替注水ポンプ出口ライン合流部	SA 7/3.2	—	残留熱代替除去系原子炉注水ライン合流部～低圧原子炉代替注水ポンプ出口ライン合流部	—	—	常設耐震/防止	SA 7/3.2
			—	低圧原子炉代替注水ポンプ出口ライン合流部～低圧原子炉代替注水ポンプ注水ライン合流部	SA 7/3.2	—	低圧原子炉代替注水ポンプ出口ライン合流部～低圧原子炉代替注水ポンプ注水ライン合流部	—	—	常設耐震/防止	SA 7/3.2
			—	低圧原子炉代替注水系統（可搬型）接続口（南）～低圧原子炉代替注水系統（可搬型）接続口（南）ライン合流部	SA 7/3.2	—	低圧原子炉代替注水系統（可搬型）接続口（南）～低圧原子炉代替注水系統（可搬型）接続口（南）ライン合流部	—	—	常設耐震/防止	SA 7/3.2
			非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備	低圧原子炉代替注水系統	ポンプ	—	低圧原子炉代替注水ポンプ	SA 7/3.2	—	低圧原子炉代替注水ポンプ	—
—	大量送水車	SA 7/3.3				—	大量送水車	—	—	可搬/防止	SA 7/3.3
—	低圧原子炉代替注水槽	—				—	低圧原子炉代替注水槽	—	—	常設耐震/防止	—
—	可搬型ストレーナ	—				—	可搬型ストレーナ	—	—	可搬/防止	—
—	RV222-1A, B, C*	—				—	RV222-1A, B, C*	—	—	常設耐震/防止	—
—	低圧原子炉代替注水槽～低圧原子炉代替注水ポンプ	SA 7/3.2				—	低圧原子炉代替注水槽～低圧原子炉代替注水ポンプ	—	—	常設耐震/防止	SA 7/3.2
—	低圧原子炉代替注水系統（可搬型）接続口（南）ライン合流部	SA 7/3.2				—	低圧原子炉代替注水系統（可搬型）接続口（南）ライン合流部	—	—	常設耐震/防止	SA 7/3.2
—	低圧原子炉代替注水系統（可搬型）接続口（南）ライン合流部～残留熱代替除去系原子炉注水ライン合流部	SA 7/3.2				—	低圧原子炉代替注水系統（可搬型）接続口（南）ライン合流部～残留熱代替除去系原子炉注水ライン合流部	—	—	常設耐震/防止	SA 7/3.2
—	残留熱代替除去系原子炉注水ライン合流部～低圧原子炉代替注水ポンプ出口ライン合流部	SA 7/3.2				—	残留熱代替除去系原子炉注水ライン合流部～低圧原子炉代替注水ポンプ出口ライン合流部	—	—	常設耐震/防止	SA 7/3.2
—	低圧原子炉代替注水ポンプ出口ライン合流部～低圧原子炉代替注水ポンプ注水ライン合流部	SA 7/3.2				—	低圧原子炉代替注水ポンプ出口ライン合流部～低圧原子炉代替注水ポンプ注水ライン合流部	—	—	常設耐震/防止	SA 7/3.2
—	低圧原子炉代替注水系統（可搬型）接続口（南）～低圧原子炉代替注水系統（可搬型）接続口（南）ライン合流部	SA 7/3.2				—	低圧原子炉代替注水系統（可搬型）接続口（南）～低圧原子炉代替注水系統（可搬型）接続口（南）ライン合流部	—	—	常設耐震/防止	SA 7/3.2

記載の適正化



【原子炉冷却系統施設 11. 原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。）の基本設計方針、適用基準及び適用規格】

補正前				補正後				備考
S2 補 II R1	表 1 原子炉冷却系統施設の主要設備リスト（蒸気タービンを除く。）(33/59)							記載の適正化
	機器区分	変更前 名称	設計基準対象施設*1 耐震 重要度 分類	重大事故等 対応設備*1 機器 クラス	名称	変更後 設計基準対象施設*1 耐震 重要度 分類	重大事故等 対応設備*1 機器 クラス	
系統名	ほう酸水注入系							
設備区分	非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備							
		ポンプ			ほう酸水注入ポンプ	SA 7/3.2		
		容器			ほう酸水貯蔵タンク	SA 7/3.2		
		安全弁及び逃がし弁			RV225-1A, B	—		
		主配管			ほう酸水貯蔵タンク～ほう酸水注入ポンプ ほう酸水注入ポンプ～差圧検出・ほう酸水注入系統管（ワイヤより N11ノズルまでの外管）	SA 7/3.2		
		ポンプ			ほう酸水注入ポンプ出口連絡管	SA 7/3.2		
		容器			大量送水車	可操/防止 可操/緩和	SA 7/3.3	
		貯蔵槽			ほう酸水貯蔵タンク	常設耐震/ 常設/緩和	SA 7/3.2	
		通過装置			低圧原子炉代替注水槽	常設/緩和	SA 7/3.2	
					可操型ストレーナ	可操/防止	SA 7/3.3	
					大量送水車入口ライン取水用 10m ホース**	可操/緩和	SA 7/3.3	
					大量送水車入口ライン取水用 10m 吸水管	可操/防止	SA 7/3.3	
					大量送水車入口ライン取水用 10m ホース*10	可操/防止	SA 7/3.3	
					大量送水車出口ライン送水用 50m, 10m, 5m, 1m ホース	可操/防止	SA 7/3.3	
					大量送水車出口ライン送水用 20m, 5m, 2m, 1m ホース	可操/防止	SA 7/3.3	
3-2-236								
S2 補 II R2	表 1 原子炉冷却系統施設の主要設備リスト（蒸気タービンを除く。）(33/59)							記載の適正化
	機器区分	変更前 名称	設計基準対象施設*1 耐震 重要度 分類	重大事故等 対応設備*1 機器 クラス	名称	変更後 設計基準対象施設*1 耐震 重要度 分類	重大事故等 対応設備*1 機器 クラス	
系統名	ほう酸水注入系							
設備区分	非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備							
		ポンプ			ほう酸水注入ポンプ	SA 7/3.2		
		容器			ほう酸水貯蔵タンク	SA 7/3.2		
		安全弁及び逃がし弁			RV225-1A, B	—		
		主配管			ほう酸水貯蔵タンク～ほう酸水注入ポンプ ほう酸水注入ポンプ～差圧検出・ほう酸水注入系統管（ワイヤより N11ノズルまでの外管）	SA 7/3.2		
		ポンプ			ほう酸水注入ポンプ出口連絡管	SA 7/3.2		
		容器			大量送水車	可操/防止 可操/緩和	SA 7/3.3	
		貯蔵槽			ほう酸水貯蔵タンク	常設耐震/ 常設/緩和	SA 7/3.2	
		通過装置			低圧原子炉代替注水槽	常設耐震/ 常設/緩和	—	
					可操型ストレーナ	可操/防止	SA 7/3.3	
					大量送水車入口ライン取水用 10m ホース**	可操/緩和	SA 7/3.3	
					大量送水車入口ライン取水用 10m 吸水管	可操/防止	SA 7/3.3	
					大量送水車入口ライン取水用 10m ホース*10	可操/防止	SA 7/3.3	
					大量送水車出口ライン送水用 50m, 10m, 5m, 1m ホース	可操/防止	SA 7/3.3	
					大量送水車出口ライン送水用 20m, 5m, 2m, 1m ホース	可操/防止	SA 7/3.3	
3-2-238								

【蒸気タービン 1. 蒸気タービン本体】

補正前	補正後	備考																																																																																																						
<p>(3) 調速装置及び非常調速装置の種類並びに調速装置で制御される主要弁の種類、駆動方法及び個数</p> <p>a. 主蒸気止め弁</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>変更前*</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>名称</td> <td></td> <td>主蒸気止め弁</td> <td rowspan="4" style="text-align: center;">変更なし</td> </tr> <tr> <td>種類</td> <td>—</td> <td>止め弁</td> </tr> <tr> <td>駆動方法</td> <td>—</td> <td>油圧作動</td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>—</td> <td>4</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記*：既工事計画書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は、設計図書による。</p> <p>b. 蒸気加減弁</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>変更前*</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>名称</td> <td></td> <td>蒸気加減弁</td> <td rowspan="4" style="text-align: center;">変更なし</td> </tr> <tr> <td>種類</td> <td>—</td> <td>制御弁</td> </tr> <tr> <td>駆動方法</td> <td>—</td> <td>油圧作動</td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>—</td> <td>4</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記*：既工事計画書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は、設計図書による。</p> <p>c. 組合せ中間弁</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>変更前*</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>名称</td> <td></td> <td>組合せ中間弁</td> <td rowspan="4" style="text-align: center;">変更なし</td> </tr> <tr> <td>種類</td> <td>—</td> <td>制御弁・止め弁</td> </tr> <tr> <td>駆動方法</td> <td>—</td> <td>油圧作動</td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>—</td> <td>6</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記*：既工事計画書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は、設計図書による。</p> <p style="text-align: center;">3-4-5</p>			変更前*	変更後	名称		主蒸気止め弁	変更なし	種類	—	止め弁	駆動方法	—	油圧作動	個数	—	4			変更前*	変更後	名称		蒸気加減弁	変更なし	種類	—	制御弁	駆動方法	—	油圧作動	個数	—	4			変更前*	変更後	名称		組合せ中間弁	変更なし	種類	—	制御弁・止め弁	駆動方法	—	油圧作動	個数	—	6	<p>(3) 調速装置及び非常調速装置の種類並びに調速装置で制御される主要弁の種類、駆動方法及び個数</p> <p>a. 主蒸気止め弁</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>変更前*</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>名称</td> <td></td> <td>主蒸気止め弁</td> <td rowspan="4" style="text-align: center;">変更なし</td> </tr> <tr> <td>種類</td> <td>—</td> <td>止め弁</td> </tr> <tr> <td>駆動方法</td> <td>—</td> <td>油圧作動</td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>—</td> <td>4</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記*：既工事計画書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は、設計図書による。</p> <p>b. 蒸気加減弁</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>変更前*</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>名称</td> <td></td> <td>蒸気加減弁</td> <td rowspan="4" style="text-align: center;">変更なし</td> </tr> <tr> <td>種類</td> <td>—</td> <td>制御弁</td> </tr> <tr> <td>駆動方法</td> <td>—</td> <td>油圧作動</td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>—</td> <td>4</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記*：既工事計画書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は、設計図書による。</p> <p>c. 組合せ中間弁</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>変更前*</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>名称</td> <td></td> <td>組合せ中間弁</td> <td rowspan="4" style="text-align: center;">変更なし</td> </tr> <tr> <td>種類</td> <td>—</td> <td>制御弁・止め弁</td> </tr> <tr> <td>駆動方法</td> <td>—</td> <td>油圧作動</td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>—</td> <td>6</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記*：既工事計画書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は、設計図書による。</p> <p style="text-align: center;">3-4-5</p>			変更前*	変更後	名称		主蒸気止め弁	変更なし	種類	—	止め弁	駆動方法	—	油圧作動	個数	—	4			変更前*	変更後	名称		蒸気加減弁	変更なし	種類	—	制御弁	駆動方法	—	油圧作動	個数	—	4			変更前*	変更後	名称		組合せ中間弁	変更なし	種類	—	制御弁・止め弁	駆動方法	—	油圧作動	個数	—	6	<p>記載の適正化</p>
		変更前*	変更後																																																																																																					
名称		主蒸気止め弁	変更なし																																																																																																					
種類	—	止め弁																																																																																																						
駆動方法	—	油圧作動																																																																																																						
個数	—	4																																																																																																						
		変更前*	変更後																																																																																																					
名称		蒸気加減弁	変更なし																																																																																																					
種類	—	制御弁																																																																																																						
駆動方法	—	油圧作動																																																																																																						
個数	—	4																																																																																																						
		変更前*	変更後																																																																																																					
名称		組合せ中間弁	変更なし																																																																																																					
種類	—	制御弁・止め弁																																																																																																						
駆動方法	—	油圧作動																																																																																																						
個数	—	6																																																																																																						
		変更前*	変更後																																																																																																					
名称		主蒸気止め弁	変更なし																																																																																																					
種類	—	止め弁																																																																																																						
駆動方法	—	油圧作動																																																																																																						
個数	—	4																																																																																																						
		変更前*	変更後																																																																																																					
名称		蒸気加減弁	変更なし																																																																																																					
種類	—	制御弁																																																																																																						
駆動方法	—	油圧作動																																																																																																						
個数	—	4																																																																																																						
		変更前*	変更後																																																																																																					
名称		組合せ中間弁	変更なし																																																																																																					
種類	—	制御弁・止め弁																																																																																																						
駆動方法	—	油圧作動																																																																																																						
個数	—	6																																																																																																						

S2補II R1

S2補II R2

【蒸気タービン 2. 蒸気タービンの附属設備】

補正前		変更後		変更後		変更後		備考		
名	最高使用 称圧 (MPa)	最高使用 温度 (℃)	厚 (mm)	径 <sup>*1</sup> (mm)	材 質	材 名	最高使用 称圧 (MPa)	最高使用 温度 (℃)	径 (mm)	材 質
タービン イン分岐部 A-復水器 <sup>*11</sup>	1.77 <sup>*3</sup>	209	318.5	10.3	STPA23	タービン イン分岐部 A-復水器 <sup>*11</sup>	— <sup>*4</sup>	— <sup>*4</sup>	— <sup>*4</sup>	— <sup>*4</sup>
タービン イン分岐部 B-復水器 <sup>*11</sup>	1.77 <sup>*3</sup>	209	318.5	10.3	STPA23	タービン イン分岐部 B-復水器 <sup>*11</sup>	— <sup>*4</sup>	— <sup>*4</sup>	— <sup>*4</sup>	— <sup>*4</sup>
タービン イン分岐部 A-復水器 <sup>*11</sup>	0.88 <sup>*3</sup>	209	355.6	15.1	STPA23	タービン イン分岐部 A-復水器 <sup>*11</sup>	— <sup>*4</sup>	— <sup>*4</sup>	— <sup>*4</sup>	— <sup>*4</sup>

注：記載の適正化を行う。既工事計画書には名称欄文に「～まで」と記載。  
 注記\*1：公称値を示す。  
 \*2：記載の適正化を行う。既工事計画書には「第6給水加熱器の出口取合点から復水器まで」「同上レジャー」と記載。  
 \*3：S1単位に換算したものである。  
 \*4：当該ラインについては、主配管に該当しないため記載の適正化を行う。  
 \*5：記載の適正化を行う。既工事計画書には「第5給水加熱器の出口取合点から復水器まで」「同上レジャー」と記載。  
 \*6：記載の適正化を行う。既工事計画書には「第4給水加熱器の出口取合点から復水器まで」「同上レジャー」と記載。  
 \*7：既工事計画書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は、昭和61年1月8日付け60資行第11424号にて認可された工事計画の添付書類「W-3-8-9 タービンヒーター系管の強度計算書による。」  
 \*8：記載の適正化を行う。既工事計画書には「第2給水加熱器の出口取合点から復水器まで」「同上レジャー」と記載。  
 \*9：記載の適正化を行う。既工事計画書には「第1給水加熱器の出口取合点から復水器まで」「同上レジャー」と記載。  
 \*10：記載の適正化を行う。既工事計画書には「復分撚器から第4給水加熱器の入口取合点まで」と記載。  
 \*11：記載の適正化を行う。既工事計画書には「復分撚器から第4給水加熱器の入口取合点まで」の分岐点から復水器まで「同上レジャー」と記載。

3-4-25

記載の適正化

【放射線管理施設 4. 放射線管理施設の基本設計方針、適用基準及び適用規格】

補正前	補正後	備考				
<p style="text-align: center;">S2 補 II R1</p> <p style="text-align: center;">変更前</p> <p>6. 放射線管理施設の基本設計方針、適用基準及び適用規格 (1) 基本設計方針</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;"> <p>用語の定義は「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」, 「実用発電用原子炉及びその附属施設的位置、構造及び設備の基準に関する規則」及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」並びにこれらの解釈による。</p> <p>第1章 共通項目 放射線管理施設の共通項目である「1. 地震等, 2. 自然現象, 3. 火災, 5. 設備に対する要求(5.7 内燃機関を除く。), 6. その他」の基本設計方針「第1章 共通項目」に基づく設計とする。</p> <p>第2章 個別項目 1. 放射線管理施設 1.1 放射線管理用計測装置 発電用原子炉施設には、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時において、当該発電用原子炉施設における各系統の放射性物質の濃度、管理区域内等の主要箇所の外部放射線に係る線量当量率等を監視、測定するために、プロセスマモニタリング設備、エリアモニタリング設備及び放射線サーベイ機器を設ける設計とする。 出入管理関係設備(1, 2号機共用)には、放射線業務従事者及び一時立入者の出入管理、汚染管理のための測定機器等を設ける設計とする。各系統の試料、放射性廃棄物の放出管理用試料及び環境試料の化学分析並びに放射能測定を行うため、試料分析関係設備(1, 2, 3号機共用)を設ける設計とする。</p> </td> <td style="width: 50%; padding: 5px;"> <p>用語の定義は「実用発電用原子炉及びその附属施設的位置、構造及び設備の基準に関する規則」及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」並びにこれらの解釈による。</p> <p>第1章 共通項目 放射線管理施設の共通項目である「1. 地震等, 2. 自然現象, 3. 火災, 4. 溢水等, 5. 設備に対する要求(5.7 内燃機関及びガスタービン)の設計条件を除く。), 6. その他」の基本設計方針については、原子炉冷却系統施設の基本設計方針「第1章 共通項目」に基づく設計とする。</p> <p>第2章 個別項目 1. 放射線管理施設 1.1 放射線管理用計測装置 発電用原子炉施設には、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時において、当該発電用原子炉施設における各系統の放射性物質の濃度、管理区域内等の主要箇所の外部放射線に係る線量当量率等を監視、測定するために、プロセスマモニタリング設備、エリアモニタリング設備及び放射線サーベイ機器を設ける設計とする。 出入管理関係設備(1, 2号機共用)には、放射線業務従事者及び一時立入者の出入管理、汚染管理のための測定機器等を設ける設計とする。各系統の試料、放射性廃棄物の放出管理用試料及び環境試料の化学分析並びに放射能測定を行うため、試料分析関係設備(1, 2, 3号機共用)を設ける設計とする。</p> </td> </tr> </table>	<p>用語の定義は「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」, 「実用発電用原子炉及びその附属施設的位置、構造及び設備の基準に関する規則」及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」並びにこれらの解釈による。</p> <p>第1章 共通項目 放射線管理施設の共通項目である「1. 地震等, 2. 自然現象, 3. 火災, 5. 設備に対する要求(5.7 内燃機関を除く。), 6. その他」の基本設計方針「第1章 共通項目」に基づく設計とする。</p> <p>第2章 個別項目 1. 放射線管理施設 1.1 放射線管理用計測装置 発電用原子炉施設には、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時において、当該発電用原子炉施設における各系統の放射性物質の濃度、管理区域内等の主要箇所の外部放射線に係る線量当量率等を監視、測定するために、プロセスマモニタリング設備、エリアモニタリング設備及び放射線サーベイ機器を設ける設計とする。 出入管理関係設備(1, 2号機共用)には、放射線業務従事者及び一時立入者の出入管理、汚染管理のための測定機器等を設ける設計とする。各系統の試料、放射性廃棄物の放出管理用試料及び環境試料の化学分析並びに放射能測定を行うため、試料分析関係設備(1, 2, 3号機共用)を設ける設計とする。</p>	<p>用語の定義は「実用発電用原子炉及びその附属施設的位置、構造及び設備の基準に関する規則」及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」並びにこれらの解釈による。</p> <p>第1章 共通項目 放射線管理施設の共通項目である「1. 地震等, 2. 自然現象, 3. 火災, 4. 溢水等, 5. 設備に対する要求(5.7 内燃機関及びガスタービン)の設計条件を除く。), 6. その他」の基本設計方針については、原子炉冷却系統施設の基本設計方針「第1章 共通項目」に基づく設計とする。</p> <p>第2章 個別項目 1. 放射線管理施設 1.1 放射線管理用計測装置 発電用原子炉施設には、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時において、当該発電用原子炉施設における各系統の放射性物質の濃度、管理区域内等の主要箇所の外部放射線に係る線量当量率等を監視、測定するために、プロセスマモニタリング設備、エリアモニタリング設備及び放射線サーベイ機器を設ける設計とする。 出入管理関係設備(1, 2号機共用)には、放射線業務従事者及び一時立入者の出入管理、汚染管理のための測定機器等を設ける設計とする。各系統の試料、放射性廃棄物の放出管理用試料及び環境試料の化学分析並びに放射能測定を行うため、試料分析関係設備(1, 2, 3号機共用)を設ける設計とする。</p>	<p style="text-align: center;">S2 補 II R2</p> <p style="text-align: center;">変更後</p> <p>6. 放射線管理施設の基本設計方針、適用基準及び適用規格 (1) 基本設計方針</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;"> <p>用語の定義は「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」, 「実用発電用原子炉及びその附属施設的位置、構造及び設備の基準に関する規則」及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」並びにこれらの解釈による。</p> <p>第1章 共通項目 放射線管理施設の共通項目である「1. 地震等, 2. 自然現象, 3. 火災, 5. 設備に対する要求(5.7 内燃機関を除く。), 6. その他」の基本設計方針については、原子炉冷却系統施設の基本設計方針「第1章 共通項目」に基づく設計とする。</p> <p>第2章 個別項目 1. 放射線管理施設 1.1 放射線管理用計測装置 発電用原子炉施設には、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時において、当該発電用原子炉施設における各系統の放射性物質の濃度、管理区域内等の主要箇所の外部放射線に係る線量当量率等を監視、測定するために、プロセスマモニタリング設備、エリアモニタリング設備及び放射線サーベイ機器を設ける設計とする。 出入管理関係設備(1, 2号機共用)には、放射線業務従事者及び一時立入者の出入管理、汚染管理のための測定機器等を設ける設計とする。各系統の試料、放射性廃棄物の放出管理用試料及び環境試料の化学分析並びに放射能測定を行うため、試料分析関係設備(1, 2, 3号機共用)を設ける設計とする。</p> </td> <td style="width: 50%; padding: 5px;"> <p>用語の定義は「実用発電用原子炉及びその附属施設的位置、構造及び設備の基準に関する規則」及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」並びにこれらの解釈による。</p> <p>第1章 共通項目 放射線管理施設の共通項目である「1. 地震等, 2. 自然現象, 3. 火災, 4. 溢水等, 5. 設備に対する要求(5.7 内燃機関及びガスタービン)の設計条件を除く。), 6. その他」の基本設計方針については、原子炉冷却系統施設の基本設計方針「第1章 共通項目」に基づく設計とする。</p> <p>第2章 個別項目 1. 放射線管理施設 1.1 放射線管理用計測装置 発電用原子炉施設には、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時において、当該発電用原子炉施設における各系統の放射性物質の濃度、管理区域内等の主要箇所の外部放射線に係る線量当量率等を監視、測定するために、プロセスマモニタリング設備、エリアモニタリング設備及び放射線サーベイ機器を設ける設計とする。 出入管理関係設備(1, 2号機共用)には、放射線業務従事者及び一時立入者の出入管理、汚染管理のための測定機器等を設ける設計とする。各系統の試料、放射性廃棄物の放出管理用試料及び環境試料の化学分析並びに放射能測定を行うため、試料分析関係設備(1, 2, 3号機共用)を設ける設計とする。</p> </td> </tr> </table>	<p>用語の定義は「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」, 「実用発電用原子炉及びその附属施設的位置、構造及び設備の基準に関する規則」及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」並びにこれらの解釈による。</p> <p>第1章 共通項目 放射線管理施設の共通項目である「1. 地震等, 2. 自然現象, 3. 火災, 5. 設備に対する要求(5.7 内燃機関を除く。), 6. その他」の基本設計方針については、原子炉冷却系統施設の基本設計方針「第1章 共通項目」に基づく設計とする。</p> <p>第2章 個別項目 1. 放射線管理施設 1.1 放射線管理用計測装置 発電用原子炉施設には、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時において、当該発電用原子炉施設における各系統の放射性物質の濃度、管理区域内等の主要箇所の外部放射線に係る線量当量率等を監視、測定するために、プロセスマモニタリング設備、エリアモニタリング設備及び放射線サーベイ機器を設ける設計とする。 出入管理関係設備(1, 2号機共用)には、放射線業務従事者及び一時立入者の出入管理、汚染管理のための測定機器等を設ける設計とする。各系統の試料、放射性廃棄物の放出管理用試料及び環境試料の化学分析並びに放射能測定を行うため、試料分析関係設備(1, 2, 3号機共用)を設ける設計とする。</p>	<p>用語の定義は「実用発電用原子炉及びその附属施設的位置、構造及び設備の基準に関する規則」及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」並びにこれらの解釈による。</p> <p>第1章 共通項目 放射線管理施設の共通項目である「1. 地震等, 2. 自然現象, 3. 火災, 4. 溢水等, 5. 設備に対する要求(5.7 内燃機関及びガスタービン)の設計条件を除く。), 6. その他」の基本設計方針については、原子炉冷却系統施設の基本設計方針「第1章 共通項目」に基づく設計とする。</p> <p>第2章 個別項目 1. 放射線管理施設 1.1 放射線管理用計測装置 発電用原子炉施設には、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時において、当該発電用原子炉施設における各系統の放射性物質の濃度、管理区域内等の主要箇所の外部放射線に係る線量当量率等を監視、測定するために、プロセスマモニタリング設備、エリアモニタリング設備及び放射線サーベイ機器を設ける設計とする。 出入管理関係設備(1, 2号機共用)には、放射線業務従事者及び一時立入者の出入管理、汚染管理のための測定機器等を設ける設計とする。各系統の試料、放射性廃棄物の放出管理用試料及び環境試料の化学分析並びに放射能測定を行うため、試料分析関係設備(1, 2, 3号機共用)を設ける設計とする。</p>	<p style="text-align: center;">記載の適正化</p>
<p>用語の定義は「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」, 「実用発電用原子炉及びその附属施設的位置、構造及び設備の基準に関する規則」及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」並びにこれらの解釈による。</p> <p>第1章 共通項目 放射線管理施設の共通項目である「1. 地震等, 2. 自然現象, 3. 火災, 5. 設備に対する要求(5.7 内燃機関を除く。), 6. その他」の基本設計方針「第1章 共通項目」に基づく設計とする。</p> <p>第2章 個別項目 1. 放射線管理施設 1.1 放射線管理用計測装置 発電用原子炉施設には、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時において、当該発電用原子炉施設における各系統の放射性物質の濃度、管理区域内等の主要箇所の外部放射線に係る線量当量率等を監視、測定するために、プロセスマモニタリング設備、エリアモニタリング設備及び放射線サーベイ機器を設ける設計とする。 出入管理関係設備(1, 2号機共用)には、放射線業務従事者及び一時立入者の出入管理、汚染管理のための測定機器等を設ける設計とする。各系統の試料、放射性廃棄物の放出管理用試料及び環境試料の化学分析並びに放射能測定を行うため、試料分析関係設備(1, 2, 3号機共用)を設ける設計とする。</p>	<p>用語の定義は「実用発電用原子炉及びその附属施設的位置、構造及び設備の基準に関する規則」及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」並びにこれらの解釈による。</p> <p>第1章 共通項目 放射線管理施設の共通項目である「1. 地震等, 2. 自然現象, 3. 火災, 4. 溢水等, 5. 設備に対する要求(5.7 内燃機関及びガスタービン)の設計条件を除く。), 6. その他」の基本設計方針については、原子炉冷却系統施設の基本設計方針「第1章 共通項目」に基づく設計とする。</p> <p>第2章 個別項目 1. 放射線管理施設 1.1 放射線管理用計測装置 発電用原子炉施設には、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時において、当該発電用原子炉施設における各系統の放射性物質の濃度、管理区域内等の主要箇所の外部放射線に係る線量当量率等を監視、測定するために、プロセスマモニタリング設備、エリアモニタリング設備及び放射線サーベイ機器を設ける設計とする。 出入管理関係設備(1, 2号機共用)には、放射線業務従事者及び一時立入者の出入管理、汚染管理のための測定機器等を設ける設計とする。各系統の試料、放射性廃棄物の放出管理用試料及び環境試料の化学分析並びに放射能測定を行うため、試料分析関係設備(1, 2, 3号機共用)を設ける設計とする。</p>					
<p>用語の定義は「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」, 「実用発電用原子炉及びその附属施設的位置、構造及び設備の基準に関する規則」及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」並びにこれらの解釈による。</p> <p>第1章 共通項目 放射線管理施設の共通項目である「1. 地震等, 2. 自然現象, 3. 火災, 5. 設備に対する要求(5.7 内燃機関を除く。), 6. その他」の基本設計方針については、原子炉冷却系統施設の基本設計方針「第1章 共通項目」に基づく設計とする。</p> <p>第2章 個別項目 1. 放射線管理施設 1.1 放射線管理用計測装置 発電用原子炉施設には、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時において、当該発電用原子炉施設における各系統の放射性物質の濃度、管理区域内等の主要箇所の外部放射線に係る線量当量率等を監視、測定するために、プロセスマモニタリング設備、エリアモニタリング設備及び放射線サーベイ機器を設ける設計とする。 出入管理関係設備(1, 2号機共用)には、放射線業務従事者及び一時立入者の出入管理、汚染管理のための測定機器等を設ける設計とする。各系統の試料、放射性廃棄物の放出管理用試料及び環境試料の化学分析並びに放射能測定を行うため、試料分析関係設備(1, 2, 3号機共用)を設ける設計とする。</p>	<p>用語の定義は「実用発電用原子炉及びその附属施設的位置、構造及び設備の基準に関する規則」及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」並びにこれらの解釈による。</p> <p>第1章 共通項目 放射線管理施設の共通項目である「1. 地震等, 2. 自然現象, 3. 火災, 4. 溢水等, 5. 設備に対する要求(5.7 内燃機関及びガスタービン)の設計条件を除く。), 6. その他」の基本設計方針については、原子炉冷却系統施設の基本設計方針「第1章 共通項目」に基づく設計とする。</p> <p>第2章 個別項目 1. 放射線管理施設 1.1 放射線管理用計測装置 発電用原子炉施設には、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時において、当該発電用原子炉施設における各系統の放射性物質の濃度、管理区域内等の主要箇所の外部放射線に係る線量当量率等を監視、測定するために、プロセスマモニタリング設備、エリアモニタリング設備及び放射線サーベイ機器を設ける設計とする。 出入管理関係設備(1, 2号機共用)には、放射線業務従事者及び一時立入者の出入管理、汚染管理のための測定機器等を設ける設計とする。各系統の試料、放射性廃棄物の放出管理用試料及び環境試料の化学分析並びに放射能測定を行うため、試料分析関係設備(1, 2, 3号機共用)を設ける設計とする。</p>					

【原子炉格納施設 4. 原子炉格納施設の基本設計方針、適用基準及び適用規格】

補正前	補正後	備考
<p style="text-align: center;">変更前</p> <p>3.2 原子炉格納容器安全設備                      3.2.1 原子炉格納容器スプレイ設備 (残留熱除去系 (格納容器冷却モード))                      原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊又は故障の際に生ずる原子炉格納容器内の圧力及び温度の上昇により原子炉格納容器の安全性を損なうことを防止するため、原子炉格納容器内において発生した熱を除去する設備として、<u>残留熱除去系 (格納容器冷却モード) を設ける設計とする。</u>                      残留熱除去系 (格納容器冷却モード) は、原子炉冷却材圧力パウンダリ配管の最も過酷な破断を想定した場合でも、放出されるエネルギーによる設計基準事故時の原子炉格納容器内圧力、温度が最高使用圧力、最高使用温度を超えないようにし、かつ、原子炉格納容器の内圧を速やかに下げて低く維持することにより、放射性物質の外部への漏えいを少なくする設計とする。                      原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊又は故障の際に原子炉格納容器から気体状の放射性物質が漏えいすることによる敷地境界外の実効線量が「発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する審査指針 (平成2年8月30日原子力安全委員会)」に規定する線量を超えないよう、当該放射性物質の濃度を低減する設備として残留熱除去系 (格納容器冷却モード) を設置する。</p> <p style="text-align: center;">7-2-7</p>	<p style="text-align: center;">変更後</p> <p>3.2 原子炉格納容器安全設備                      3.2.1 原子炉格納容器スプレイ設備 (残留熱除去系 (格納容器冷却モード))                      ションチェンバ間に設置された8個の真空破壊装置が、圧力差により自動的に働き、サブレッションチェンバのブール水の逆流及びドライウエルの外圧による破損を防止できる設計とする。                      3.2 原子炉格納容器安全設備                      3.2.1 原子炉格納容器スプレイ設備 (残留熱除去系 (格納容器冷却モード))                      原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊又は故障の際に原子炉格納容器から気体状の放射性物質が漏えいすることによる敷地境界外の実効線量が「発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する審査指針 (平成2年8月30日原子力安全委員会)」に規定する線量を超えないよう、当該放射性物質の濃度を低減する設備として残留熱除去系 (格納容器冷却モード) を設置する。                      原子炉格納容器内の冷却等のための設備として、想定される重大事故等時に於いて、設計基準事故対処設備である残留熱除去系 (格納容器冷却モード) が使用できる場合は重大事故等対処設備 (設計基準拡張) として使用できる設計とする。                      炉心の著しい損傷防止のための原子炉格納容器内冷却に用いる設備のうち、残留熱除去系 (格納容器冷却モード) が、全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却系機能喪失によるサポート系の故障により起動できない場合の重大事故等対処設備として使用する残留熱除去系 (格納容器冷却モード) は、常設代替交流電源設備からの給電により復旧できる設計とする。</p> <p style="text-align: center;">7-2-7</p>	<p style="text-align: center;">備考</p> <p style="text-align: center;">記載の適正化</p>

【原子炉格納施設 4. 原子炉格納施設の基本設計方針、適用基準及び適用規格】

補正前	補正後	備考
<p style="text-align: center;">変更前</p> <p>残留熱除去系（格納容器冷却モード）は、原子炉冷却材喪失事故時に、サブプレッションチェンバ内のプール水をドライウエル内及びサブプレッションチェンバ内にスプレイすることにより、環境に放出される放射性物質の濃度を減少させる設計とする。</p> <p>原子炉格納容器安全設備のうち、サブプレッションチェンバのプール水を水源として原子炉格納容器除熱のために運転するポンプは、原子炉格納容器内の圧力及び温度並びに冷却材中の異物の影響について「非常用炉心冷却設備又は格納容器熱除去設備に係るろ過装置の性能評価等について（内規）」（平成20・02・12 原院第5号（平成20年2月27日原子力安全・保安院制定））によるろ過装置の性能評価により、設計基準事故時に想定される最も小さい有効吸込水頭においても、正常に機能する能力を有する設計とする。</p> <p>残留熱除去系（格納容器冷却モード）の仕様は、設置（変更）許可を受けた設計基準事故の評価の条件を満足する設計とする。</p> <p>残留熱除去系（格納容器冷却モード）は、テストラインを構成することにより、発電用原子炉の運転中に試験ができる設計とする。また、設計基準事故時に動作する弁については、残留熱除去ポンプが停止中に開閉試験ができる設計とする。</p>	<p style="text-align: center;">変更後</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合において、全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却系機能喪失によるサポート系の故障により、残留熱除去系（格納容器冷却モード）が起動できない場合の重大事故等対処設備として使用する残留熱除去系（格納容器冷却モード）は、常設代替交流電源設備からの給電により復旧できる設計とする。</p> <p>残留熱除去系（格納容器冷却モード）は、常設代替交流電源設備からの給電により機能を復旧し、残留熱除去ポンプによりサブプレッションチェンバのプール水をドライウエル内及びサブプレッションチェンバ内にスプレイすることで原子炉格納容器を冷却できる設計とする。本系統に使用する冷却水は原子炉補機冷却系（原子炉補機海水系を含む。）又は原子炉補機代替冷却系から供給できる設計とする。</p> <p>残留熱除去系（格納容器冷却モード）の流路として、設計基準対象施設である原子炉格納容器、原子炉格納容器（サブプレッションチェンバ）及び配管貫通部を重大事故等対処設備として使用することから、流路に係る機能について重大事故等対処設備としての設計を行う。</p> <p>残留熱除去系（格納容器冷却モード）は、設計基準事故対処設備であるとともに重大事故等時においても使用するため、重大事故等対処設備としての基本方針に示す設計方針を適用する。ただし、多様性及び独立性並びに位置的分散を考慮すべき対象の設計基準事故対処設備はないことから、重大事故等対処設備の基本方針のうち「5.1.2 多様性、位置的分散等」に示す設計</p>	<p style="text-align: center;">記載の適正化</p> <p>記載の適正化（次頁からの記載内容繰り上がり）</p>

S2 補 II R1

S2 補 II R2

7-2-8

7-2-8

【原子炉格納施設 4. 原子炉格納施設の基本設計方針、適用基準及び適用規格】

補正前	補正後	備考								
<p style="text-align: center;">S2 補 II R1</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">変更前</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">変更後</td> </tr> <tr> <td style="height: 400px;"></td> <td> <p>としての設計を行う。</p> <p>残留熱除去系（格納容器冷却モード）は、設計基準事故対処設備であるとともに重大事故等時においても使用するため、重大事故等対処設備としての基本方針に示す設計方針を適用する。ただし、多様性及び独立性並びに位置的分散を考慮すべき対象の設計基準事故対処設備はないことから、重大事故等対処設備の基本方針のうち「5.1.2 多様性、位置的分散等」に示す設計方針は適用しない。</p> <p>(1) 単一故障に係る設計</p> <p>重要度が特に高い安全機能を有する系統において、設計基準事故が発生した場合に長期間にわたって機能が要求される静的機器のうち、単一設計とする残留熱除去系（格納容器冷却モード）の原子炉格納容器スプレイ管（サブプレッションチェンバースプレイ管）については、想定される最も過酷な単一故障の条件として、配管1箇所を想定した場合においても、原子炉格納容器の冷却機能を達成できる設計とする。</p> <p>また、このような場合においても、残留熱除去系の1系統をドライウエルススプレイ、もう1系統をサブプレッションプール水冷却モードで運転することで原子炉格納容器の冷却機能を代替できる設計とする。</p> <p>3.2.2 原子炉格納容器スプレイ設備（残留熱除去系（サブプレッションプール水冷却モード））</p> <p>原子炉格納容器内の冷却等のための設備として、想定される</p> </td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">7-2-10</p>	変更前	変更後		<p>としての設計を行う。</p> <p>残留熱除去系（格納容器冷却モード）は、設計基準事故対処設備であるとともに重大事故等時においても使用するため、重大事故等対処設備としての基本方針に示す設計方針を適用する。ただし、多様性及び独立性並びに位置的分散を考慮すべき対象の設計基準事故対処設備はないことから、重大事故等対処設備の基本方針のうち「5.1.2 多様性、位置的分散等」に示す設計方針は適用しない。</p> <p>(1) 単一故障に係る設計</p> <p>重要度が特に高い安全機能を有する系統において、設計基準事故が発生した場合に長期間にわたって機能が要求される静的機器のうち、単一設計とする残留熱除去系（格納容器冷却モード）の原子炉格納容器スプレイ管（サブプレッションチェンバースプレイ管）については、想定される最も過酷な単一故障の条件として、配管1箇所を想定した場合においても、原子炉格納容器の冷却機能を達成できる設計とする。</p> <p>また、このような場合においても、残留熱除去系の1系統をドライウエルススプレイ、もう1系統をサブプレッションプール水冷却モードで運転することで原子炉格納容器の冷却機能を代替できる設計とする。</p> <p>3.2.2 原子炉格納容器スプレイ設備（残留熱除去系（サブプレッションプール水冷却モード））</p> <p>原子炉格納容器内の冷却等のための設備として、想定される</p>	<p style="text-align: center;">S2 補 II R2</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">変更前</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">変更後</td> </tr> <tr> <td style="height: 400px;"></td> <td> <p>方針は適用しない。</p> <p><u>原子炉格納容器安全設備のうち、サブプレッションチェンバースプレイ管を水源として原子炉格納容器除熱のために運転するポンプは、原子炉格納容器内の圧力及び温度並びに冷却材中の異物の影響について「非常用炉心冷却設備又は格納容器熱除去設備に係る過装置の性能評価等について（内規）」（平成20・09・12原院第5号（平成20年2月27日原子力安全・保安院制定））による過装置の性能評価により、重大事故等時に想定される最も小さい有効汲込水頭においても、正常に機能する能力を有する設計とする。</u></p> <p>(1) 単一故障に係る設計</p> <p>重要度が特に高い安全機能を有する系統において、設計基準事故が発生した場合に長期間にわたって機能が要求される静的機器のうち、単一設計とする残留熱除去系（格納容器冷却モード）の原子炉格納容器スプレイ管（サブプレッションチェンバースプレイ管）については、想定される最も過酷な単一故障の条件として、配管1箇所を想定した場合においても、原子炉格納容器の冷却機能を達成できる設計とする。</p> <p>また、このような場合においても、残留熱除去系の1系統をドライウエルススプレイ、もう1系統をサブプレッションプール水冷却モードで運転することで原子炉格納容器の冷却機能を代替できる設計とする。</p> </td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">7-2-9</p>	変更前	変更後		<p>方針は適用しない。</p> <p><u>原子炉格納容器安全設備のうち、サブプレッションチェンバースプレイ管を水源として原子炉格納容器除熱のために運転するポンプは、原子炉格納容器内の圧力及び温度並びに冷却材中の異物の影響について「非常用炉心冷却設備又は格納容器熱除去設備に係る過装置の性能評価等について（内規）」（平成20・09・12原院第5号（平成20年2月27日原子力安全・保安院制定））による過装置の性能評価により、重大事故等時に想定される最も小さい有効汲込水頭においても、正常に機能する能力を有する設計とする。</u></p> <p>(1) 単一故障に係る設計</p> <p>重要度が特に高い安全機能を有する系統において、設計基準事故が発生した場合に長期間にわたって機能が要求される静的機器のうち、単一設計とする残留熱除去系（格納容器冷却モード）の原子炉格納容器スプレイ管（サブプレッションチェンバースプレイ管）については、想定される最も過酷な単一故障の条件として、配管1箇所を想定した場合においても、原子炉格納容器の冷却機能を達成できる設計とする。</p> <p>また、このような場合においても、残留熱除去系の1系統をドライウエルススプレイ、もう1系統をサブプレッションプール水冷却モードで運転することで原子炉格納容器の冷却機能を代替できる設計とする。</p>	<p>記載の適正化</p>
変更前	変更後									
	<p>としての設計を行う。</p> <p>残留熱除去系（格納容器冷却モード）は、設計基準事故対処設備であるとともに重大事故等時においても使用するため、重大事故等対処設備としての基本方針に示す設計方針を適用する。ただし、多様性及び独立性並びに位置的分散を考慮すべき対象の設計基準事故対処設備はないことから、重大事故等対処設備の基本方針のうち「5.1.2 多様性、位置的分散等」に示す設計方針は適用しない。</p> <p>(1) 単一故障に係る設計</p> <p>重要度が特に高い安全機能を有する系統において、設計基準事故が発生した場合に長期間にわたって機能が要求される静的機器のうち、単一設計とする残留熱除去系（格納容器冷却モード）の原子炉格納容器スプレイ管（サブプレッションチェンバースプレイ管）については、想定される最も過酷な単一故障の条件として、配管1箇所を想定した場合においても、原子炉格納容器の冷却機能を達成できる設計とする。</p> <p>また、このような場合においても、残留熱除去系の1系統をドライウエルススプレイ、もう1系統をサブプレッションプール水冷却モードで運転することで原子炉格納容器の冷却機能を代替できる設計とする。</p> <p>3.2.2 原子炉格納容器スプレイ設備（残留熱除去系（サブプレッションプール水冷却モード））</p> <p>原子炉格納容器内の冷却等のための設備として、想定される</p>									
変更前	変更後									
	<p>方針は適用しない。</p> <p><u>原子炉格納容器安全設備のうち、サブプレッションチェンバースプレイ管を水源として原子炉格納容器除熱のために運転するポンプは、原子炉格納容器内の圧力及び温度並びに冷却材中の異物の影響について「非常用炉心冷却設備又は格納容器熱除去設備に係る過装置の性能評価等について（内規）」（平成20・09・12原院第5号（平成20年2月27日原子力安全・保安院制定））による過装置の性能評価により、重大事故等時に想定される最も小さい有効汲込水頭においても、正常に機能する能力を有する設計とする。</u></p> <p>(1) 単一故障に係る設計</p> <p>重要度が特に高い安全機能を有する系統において、設計基準事故が発生した場合に長期間にわたって機能が要求される静的機器のうち、単一設計とする残留熱除去系（格納容器冷却モード）の原子炉格納容器スプレイ管（サブプレッションチェンバースプレイ管）については、想定される最も過酷な単一故障の条件として、配管1箇所を想定した場合においても、原子炉格納容器の冷却機能を達成できる設計とする。</p> <p>また、このような場合においても、残留熱除去系の1系統をドライウエルススプレイ、もう1系統をサブプレッションプール水冷却モードで運転することで原子炉格納容器の冷却機能を代替できる設計とする。</p>									

【原子炉格納施設 4. 原子炉格納施設の基本設計方針、適用基準及び適用規格】

補正前	補正後	備考								
<p style="text-align: center;">S2 補 II R1</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center; vertical-align: top;">変更前</td> <td style="width: 50%; text-align: center; vertical-align: top;">変更後</td> </tr> <tr> <td style="height: 600px;"></td> <td style="height: 600px;"> <p>確実に操作が可能な設計とする。</p> <p>また、排出経路に設置される隔離弁の電動弁については、常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電により、中央制御室から操作が可能な設計とする。</p> <p>可搬式窒素供給装置は、可搬式窒素供給装置用発電設備により給電できる設計とする。</p> <p>格納容器フィルタペント系の流路として、設計基準対象施設である原子炉格納容器及び配管貫通部を重大事故等対処設備として使用することから、流路に係る機能について重大事故等対処設備としての設計を行う。</p> <p>3.4.5 水素爆発による原子炉建物等の損傷を防止するための格納容器フィルタペント系による原子炉格納容器内の水素ガスの排出</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉建物等の水素爆発による損傷を防止するために原子炉格納容器から原子炉建物原子炉棟（二次格納施設）への水素ガスの漏えいを抑制し、原子炉建物原子炉棟（二次格納施設）内の水素濃度の上昇を緩和するための重大事故等対処設備として、原子炉格納容器から水素ガスを排出することができる設備である格納容器フィルタペント系を設ける設計とする。</p> <p>格納容器フィルタペント系は、第1ペントフィルタスクラバ容器（スクラビング水、金属フィルタ）、第1ペントフィルタ銀ゼオライト容器（銀ゼオライトフィルタ）、圧力開放板、遠隔手</p> </td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">7-2-42</p>	変更前	変更後		<p>確実に操作が可能な設計とする。</p> <p>また、排出経路に設置される隔離弁の電動弁については、常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電により、中央制御室から操作が可能な設計とする。</p> <p>可搬式窒素供給装置は、可搬式窒素供給装置用発電設備により給電できる設計とする。</p> <p>格納容器フィルタペント系の流路として、設計基準対象施設である原子炉格納容器及び配管貫通部を重大事故等対処設備として使用することから、流路に係る機能について重大事故等対処設備としての設計を行う。</p> <p>3.4.5 水素爆発による原子炉建物等の損傷を防止するための格納容器フィルタペント系による原子炉格納容器内の水素ガスの排出</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉建物等の水素爆発による損傷を防止するために原子炉格納容器から原子炉建物原子炉棟（二次格納施設）への水素ガスの漏えいを抑制し、原子炉建物原子炉棟（二次格納施設）内の水素濃度の上昇を緩和するための重大事故等対処設備として、原子炉格納容器から水素ガスを排出することができる設備である格納容器フィルタペント系を設ける設計とする。</p> <p>格納容器フィルタペント系は、第1ペントフィルタスクラバ容器（スクラビング水、金属フィルタ）、第1ペントフィルタ銀ゼオライト容器（銀ゼオライトフィルタ）、圧力開放板、遠隔手</p>	<p style="text-align: center;">S2 補 II R2</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center; vertical-align: top;">変更前</td> <td style="width: 50%; text-align: center; vertical-align: top;">変更後</td> </tr> <tr> <td style="height: 600px;"></td> <td style="height: 600px;"> <p>確実に操作が可能な設計とする。</p> <p>また、排出経路に設置される隔離弁の電動弁については、常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電により、中央制御室から操作が可能な設計とする。</p> <p>可搬式窒素供給装置は、可搬式窒素供給装置用発電設備により給電できる設計とする。</p> <p>格納容器フィルタペント系の流路として、設計基準対象施設である原子炉格納容器及び配管貫通部を重大事故等対処設備として使用することから、流路に係る機能について重大事故等対処設備としての設計を行う。</p> <p>3.4.5 水素爆発による原子炉建物等の損傷を防止するための格納容器フィルタペント系による原子炉格納容器内の水素ガスの排出</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉建物等の水素爆発による損傷を防止するために原子炉格納容器から原子炉建物原子炉棟（二次格納施設）への水素ガスの漏えいを抑制し、原子炉建物原子炉棟（二次格納施設）内の水素濃度の上昇を緩和するための重大事故等対処設備として、原子炉格納容器から水素ガスを排出することができる設備である格納容器フィルタペント系を設ける設計とする。</p> <p>格納容器フィルタペント系は、第1ペントフィルタスクラバ容器（スクラビング水、金属フィルタ）、第1ペントフィルタ銀ゼオライト容器（銀ゼオライトフィルタ）、圧力開放板、遠隔手</p> </td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">7-2-41</p>	変更前	変更後		<p>確実に操作が可能な設計とする。</p> <p>また、排出経路に設置される隔離弁の電動弁については、常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電により、中央制御室から操作が可能な設計とする。</p> <p>可搬式窒素供給装置は、可搬式窒素供給装置用発電設備により給電できる設計とする。</p> <p>格納容器フィルタペント系の流路として、設計基準対象施設である原子炉格納容器及び配管貫通部を重大事故等対処設備として使用することから、流路に係る機能について重大事故等対処設備としての設計を行う。</p> <p>3.4.5 水素爆発による原子炉建物等の損傷を防止するための格納容器フィルタペント系による原子炉格納容器内の水素ガスの排出</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉建物等の水素爆発による損傷を防止するために原子炉格納容器から原子炉建物原子炉棟（二次格納施設）への水素ガスの漏えいを抑制し、原子炉建物原子炉棟（二次格納施設）内の水素濃度の上昇を緩和するための重大事故等対処設備として、原子炉格納容器から水素ガスを排出することができる設備である格納容器フィルタペント系を設ける設計とする。</p> <p>格納容器フィルタペント系は、第1ペントフィルタスクラバ容器（スクラビング水、金属フィルタ）、第1ペントフィルタ銀ゼオライト容器（銀ゼオライトフィルタ）、圧力開放板、遠隔手</p>	<p>記載の適正化</p>
変更前	変更後									
	<p>確実に操作が可能な設計とする。</p> <p>また、排出経路に設置される隔離弁の電動弁については、常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電により、中央制御室から操作が可能な設計とする。</p> <p>可搬式窒素供給装置は、可搬式窒素供給装置用発電設備により給電できる設計とする。</p> <p>格納容器フィルタペント系の流路として、設計基準対象施設である原子炉格納容器及び配管貫通部を重大事故等対処設備として使用することから、流路に係る機能について重大事故等対処設備としての設計を行う。</p> <p>3.4.5 水素爆発による原子炉建物等の損傷を防止するための格納容器フィルタペント系による原子炉格納容器内の水素ガスの排出</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉建物等の水素爆発による損傷を防止するために原子炉格納容器から原子炉建物原子炉棟（二次格納施設）への水素ガスの漏えいを抑制し、原子炉建物原子炉棟（二次格納施設）内の水素濃度の上昇を緩和するための重大事故等対処設備として、原子炉格納容器から水素ガスを排出することができる設備である格納容器フィルタペント系を設ける設計とする。</p> <p>格納容器フィルタペント系は、第1ペントフィルタスクラバ容器（スクラビング水、金属フィルタ）、第1ペントフィルタ銀ゼオライト容器（銀ゼオライトフィルタ）、圧力開放板、遠隔手</p>									
変更前	変更後									
	<p>確実に操作が可能な設計とする。</p> <p>また、排出経路に設置される隔離弁の電動弁については、常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電により、中央制御室から操作が可能な設計とする。</p> <p>可搬式窒素供給装置は、可搬式窒素供給装置用発電設備により給電できる設計とする。</p> <p>格納容器フィルタペント系の流路として、設計基準対象施設である原子炉格納容器及び配管貫通部を重大事故等対処設備として使用することから、流路に係る機能について重大事故等対処設備としての設計を行う。</p> <p>3.4.5 水素爆発による原子炉建物等の損傷を防止するための格納容器フィルタペント系による原子炉格納容器内の水素ガスの排出</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉建物等の水素爆発による損傷を防止するために原子炉格納容器から原子炉建物原子炉棟（二次格納施設）への水素ガスの漏えいを抑制し、原子炉建物原子炉棟（二次格納施設）内の水素濃度の上昇を緩和するための重大事故等対処設備として、原子炉格納容器から水素ガスを排出することができる設備である格納容器フィルタペント系を設ける設計とする。</p> <p>格納容器フィルタペント系は、第1ペントフィルタスクラバ容器（スクラビング水、金属フィルタ）、第1ペントフィルタ銀ゼオライト容器（銀ゼオライトフィルタ）、圧力開放板、遠隔手</p>									



【その他発電用原子炉の附属施設 1. 非常用電源設備 1.2 非常用発電装置 1.2.2 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備】

補正前				補正後				備考																																																																															
ロ 励磁装置の名称、種類、容量、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。) 常設				ロ 励磁装置の名称、種類、容量、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。) 常設				記載の適正化																																																																															
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>名</td> <td>称</td> <td>励磁装置*1</td> <td rowspan="6" style="text-align: center;">変更なし</td> </tr> <tr> <td>種</td> <td>類</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>容</td> <td>量</td> <td>kW/個 45*2</td> </tr> <tr> <td>個</td> <td>数</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">取付箇所</td> <td>系統名 (ライン名)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>設置床</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>溢水防護上の区画番号</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>原子炉建物 EL 1300mm*1</td> <td>R-B2F-11N</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>—</td> <td>EL 1300mm以上</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>—</td> <td>EL 2910mm以上</td> </tr> </tbody> </table>						変更前	変更後		名	称	励磁装置*1	変更なし	種	類	—	容	量	kW/個 45*2	個	数	—	取付箇所	系統名 (ライン名)	—	設置床	—	溢水防護上の区画番号	—			原子炉建物 EL 1300mm*1	R-B2F-11N			—	EL 1300mm以上			—	—			—	EL 2910mm以上	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>名</td> <td>称</td> <td>励磁装置*1</td> <td rowspan="6" style="text-align: center;">変更なし</td> </tr> <tr> <td>種</td> <td>類</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>容</td> <td>量</td> <td>kW/個 45*2</td> </tr> <tr> <td>個</td> <td>数</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">取付箇所</td> <td>系統名 (ライン名)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>設置床</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>溢水防護上の区画番号</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>原子炉建物 EL 1300mm*1</td> <td>R-B2F-11N</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>—</td> <td>EL 2910mm以上</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>—</td> <td>EL 2910mm以上</td> </tr> </tbody> </table>						変更前	変更後	名	称	励磁装置*1	変更なし	種	類	—	容	量	kW/個 45*2	個	数	—	取付箇所	系統名 (ライン名)	—	設置床	—	溢水防護上の区画番号	—			原子炉建物 EL 1300mm*1	R-B2F-11N			—	EL 2910mm以上			—	—			—
		変更前	変更後																																																																																				
名	称	励磁装置*1	変更なし																																																																																				
種	類	—																																																																																					
容	量	kW/個 45*2																																																																																					
個	数	—																																																																																					
取付箇所	系統名 (ライン名)	—																																																																																					
	設置床	—																																																																																					
	溢水防護上の区画番号	—																																																																																					
		原子炉建物 EL 1300mm*1	R-B2F-11N																																																																																				
		—	EL 1300mm以上																																																																																				
		—	—																																																																																				
		—	EL 2910mm以上																																																																																				
		変更前	変更後																																																																																				
名	称	励磁装置*1	変更なし																																																																																				
種	類	—																																																																																					
容	量	kW/個 45*2																																																																																					
個	数	—																																																																																					
取付箇所	系統名 (ライン名)	—																																																																																					
	設置床	—																																																																																					
	溢水防護上の区画番号	—																																																																																					
		原子炉建物 EL 1300mm*1	R-B2F-11N																																																																																				
		—	EL 2910mm以上																																																																																				
		—	—																																																																																				
		—	EL 2910mm以上																																																																																				
注：記載の適正化を行う。既工事計画書の「電圧」の記載を削除 注記*1：既工事計画書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は、設計内容による。 *2：公称値を示す。				注：記載の適正化を行う。既工事計画書の「電圧」の記載を削除 注記*1：既工事計画書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は、設計内容による。 *2：公称値を示す。																																																																																			
S2 補 II R1				S2 補 II R2																																																																																			
8.1-1-38				8.1-1-38																																																																																			

【その他発電用原子炉の附属施設 1. 非常用電源設備 1.2 非常用発電装置 1.2.6 緊急時対策所用発電機】

補正前		補正後		備考					
S2補II R1	ハ 貯蔵槽の名称, 種類, 容量, 最高使用圧力, 最高使用温度, 主要寸法, 材料及び個数			記載の適正化					
			変更前		変更後				
	名	称	—		緊急時対策所用燃料地下タンク				
	種	類	—		漏れ防止構造の地下タンク貯蔵所				
	容	量*1	kℓ/個		45以上(45*2)				
	最	高	使		用				
	圧	力*1	MPa		静水頭				
	最	高	使		用				
	温	度*1	℃		40				
	主	要	寸		法	た	て	mm	2418*2
						横		mm	11354*2
						深	さ	mm	2418*2
						ラ	イ	ニ	ン
						グ	材	厚	さ
						mm	9.0*2		
						東	側	壁	厚
						mm	723*2		
	西	側	壁		厚				
	mm	723*2							
	南	側	壁		厚				
mm	716*2								
北	側	壁	厚						
mm	716*2								
底	部	厚	さ						
mm	530*2								
材	側	壁	・						
料	底	部	—						
個	ラ	イ	ニ						
数	ン	グ	材						
—	—	—	鉄筋コンクリート						
—	—	—	SS400						
—	—	—	1						
注記*1: 重大事故等時における使用時の値									
*2: 公称値を示す。									
8.1-1-84									
S2補II R2	ハ 貯蔵槽の名称, 種類, 容量, 最高使用圧力, 最高使用温度, 主要寸法, 材料及び個数			記載の適正化					
			変更前		変更後				
	名	称	—		緊急時対策所用燃料地下タンク				
	種	類	—		漏れ防止構造の地下タンク貯蔵所				
	容	量*1	kℓ/個		45以上(45*2)				
	最	高	使		用				
	圧	力*1	MPa		静水頭				
	最	高	使		用				
	温	度*1	℃		40				
	主	要	寸		法	た	て	mm	2418*2
						横		mm	11354*2
						深	さ	mm	2418*2
						ラ	イ	ニ	ン
						グ	材	厚	さ
						mm	9.0*2		
						東	側	壁	厚
						mm	723*2		
	西	側	壁		厚				
	mm	723*2							
	南	側	壁		厚				
mm	716*2								
北	側	壁	厚						
mm	716*2								
底	部	厚	さ						
mm	530*2								
材	側	壁	・						
料	底	部	—						
個	ラ	イ	ニ						
数	ン	グ	材						
—	—	—	鉄筋コンクリート						
—	—	—	SS400						
—	—	—	1						
注記*1: 重大事故等時における使用時の値									
*2: 公称値を示す。									
8.1-1-84									

【その他発電用原子炉の附属施設 1. 非常用電源設備 1.4 非常用電源設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格】

補正前	補正後	備考								
<p style="text-align: center;">S2 補 II R1</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">変更前</td> <td style="width: 70%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">変更後</td> <td> <p>ガスタービン発電機用軽油タンクは、タービン建物及び原子炉建物から離れた場所に設置することで、タービン建物近傍のA-ディーゼル燃料貯蔵タンク及びディーゼル燃料貯蔵タンク並びに原子炉建物近傍のB-ディーゼル燃料貯蔵タンクと共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p> <p>4.4 緊急時対策所用発電機の燃料補給設備 緊急時対策所用発電機は、緊急時対策所用燃料地下タンクからタンクローリを用いて燃料を補給できる設計とする。 緊急時対策所用燃料地下タンクからタンクローリへの軽油の補給は、ホースを用いる設計とする。 燃料補給設備のタンクローリは、原子炉建物内のディーゼル燃料デイトタンク並びにタービン建物近傍のA-ディーゼル燃料移送ポンプから離れた屋外に分散して保管することで、ディーゼル燃料デイトタンク及びA-ディーゼル燃料移送ポンプと共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。 緊急時対策所用燃料地下タンクは、タービン建物近傍のA-ディーゼル燃料貯蔵タンクから離れた場所に設置することで、A-ディーゼル燃料貯蔵タンクと共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>5. 設備の共用 非常用低圧母線のコントロールセンタについては、<u>2</u>号機非常用低圧母線のコントロールセンタと<u>1</u>号機の非常用低圧母線のコントロールセンタを相互に接続し、重大事故等発生時において<u>1</u>号機及び<u>2</u>号機</p> </td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">8.1-2-21</p>	変更前		変更後	<p>ガスタービン発電機用軽油タンクは、タービン建物及び原子炉建物から離れた場所に設置することで、タービン建物近傍のA-ディーゼル燃料貯蔵タンク及びディーゼル燃料貯蔵タンク並びに原子炉建物近傍のB-ディーゼル燃料貯蔵タンクと共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p> <p>4.4 緊急時対策所用発電機の燃料補給設備 緊急時対策所用発電機は、緊急時対策所用燃料地下タンクからタンクローリを用いて燃料を補給できる設計とする。 緊急時対策所用燃料地下タンクからタンクローリへの軽油の補給は、ホースを用いる設計とする。 燃料補給設備のタンクローリは、原子炉建物内のディーゼル燃料デイトタンク並びにタービン建物近傍のA-ディーゼル燃料移送ポンプから離れた屋外に分散して保管することで、ディーゼル燃料デイトタンク及びA-ディーゼル燃料移送ポンプと共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。 緊急時対策所用燃料地下タンクは、タービン建物近傍のA-ディーゼル燃料貯蔵タンクから離れた場所に設置することで、A-ディーゼル燃料貯蔵タンクと共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>5. 設備の共用 非常用低圧母線のコントロールセンタについては、<u>2</u>号機非常用低圧母線のコントロールセンタと<u>1</u>号機の非常用低圧母線のコントロールセンタを相互に接続し、重大事故等発生時において<u>1</u>号機及び<u>2</u>号機</p>	<p style="text-align: center;">S2 補 II R2</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">変更前</td> <td style="width: 70%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">変更後</td> <td> <p>ガスタービン発電機用軽油タンクは、タービン建物及び原子炉建物から離れた場所に設置することで、タービン建物近傍のA-ディーゼル燃料貯蔵タンク及びディーゼル燃料貯蔵タンク並びに原子炉建物近傍のB-ディーゼル燃料貯蔵タンクと共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p> <p>4.4 緊急時対策所用発電機の燃料補給設備 緊急時対策所用発電機は、緊急時対策所用燃料地下タンクからタンクローリを用いて燃料を補給できる設計とする。 緊急時対策所用燃料地下タンクからタンクローリへの軽油の補給は、ホースを用いる設計とする。 燃料補給設備のタンクローリは、原子炉建物内のディーゼル燃料デイトタンク並びにタービン建物近傍のA-ディーゼル燃料移送ポンプから離れた屋外に分散して保管することで、ディーゼル燃料デイトタンク及びA-ディーゼル燃料移送ポンプと共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。 緊急時対策所用燃料地下タンクは、タービン建物近傍のA-ディーゼル燃料貯蔵タンクから離れた場所に設置することで、A-ディーゼル燃料貯蔵タンクと共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>5. 設備の共用 非常用低圧母線のコントロールセンタについては、<u>2</u>号機非常用低圧母線のコントロールセンタと<u>1</u>号機の非常用低圧母線のコントロールセンタを相互に接続し、重大事故等発生時において<u>1</u>号機及び<u>2</u>号機</p> </td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">8.1-2-21</p>	変更前		変更後	<p>ガスタービン発電機用軽油タンクは、タービン建物及び原子炉建物から離れた場所に設置することで、タービン建物近傍のA-ディーゼル燃料貯蔵タンク及びディーゼル燃料貯蔵タンク並びに原子炉建物近傍のB-ディーゼル燃料貯蔵タンクと共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p> <p>4.4 緊急時対策所用発電機の燃料補給設備 緊急時対策所用発電機は、緊急時対策所用燃料地下タンクからタンクローリを用いて燃料を補給できる設計とする。 緊急時対策所用燃料地下タンクからタンクローリへの軽油の補給は、ホースを用いる設計とする。 燃料補給設備のタンクローリは、原子炉建物内のディーゼル燃料デイトタンク並びにタービン建物近傍のA-ディーゼル燃料移送ポンプから離れた屋外に分散して保管することで、ディーゼル燃料デイトタンク及びA-ディーゼル燃料移送ポンプと共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。 緊急時対策所用燃料地下タンクは、タービン建物近傍のA-ディーゼル燃料貯蔵タンクから離れた場所に設置することで、A-ディーゼル燃料貯蔵タンクと共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>5. 設備の共用 非常用低圧母線のコントロールセンタについては、<u>2</u>号機非常用低圧母線のコントロールセンタと<u>1</u>号機の非常用低圧母線のコントロールセンタを相互に接続し、重大事故等発生時において<u>1</u>号機及び<u>2</u>号機</p>	<p>記載の適正化</p>
変更前										
変更後	<p>ガスタービン発電機用軽油タンクは、タービン建物及び原子炉建物から離れた場所に設置することで、タービン建物近傍のA-ディーゼル燃料貯蔵タンク及びディーゼル燃料貯蔵タンク並びに原子炉建物近傍のB-ディーゼル燃料貯蔵タンクと共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p> <p>4.4 緊急時対策所用発電機の燃料補給設備 緊急時対策所用発電機は、緊急時対策所用燃料地下タンクからタンクローリを用いて燃料を補給できる設計とする。 緊急時対策所用燃料地下タンクからタンクローリへの軽油の補給は、ホースを用いる設計とする。 燃料補給設備のタンクローリは、原子炉建物内のディーゼル燃料デイトタンク並びにタービン建物近傍のA-ディーゼル燃料移送ポンプから離れた屋外に分散して保管することで、ディーゼル燃料デイトタンク及びA-ディーゼル燃料移送ポンプと共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。 緊急時対策所用燃料地下タンクは、タービン建物近傍のA-ディーゼル燃料貯蔵タンクから離れた場所に設置することで、A-ディーゼル燃料貯蔵タンクと共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>5. 設備の共用 非常用低圧母線のコントロールセンタについては、<u>2</u>号機非常用低圧母線のコントロールセンタと<u>1</u>号機の非常用低圧母線のコントロールセンタを相互に接続し、重大事故等発生時において<u>1</u>号機及び<u>2</u>号機</p>									
変更前										
変更後	<p>ガスタービン発電機用軽油タンクは、タービン建物及び原子炉建物から離れた場所に設置することで、タービン建物近傍のA-ディーゼル燃料貯蔵タンク及びディーゼル燃料貯蔵タンク並びに原子炉建物近傍のB-ディーゼル燃料貯蔵タンクと共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p> <p>4.4 緊急時対策所用発電機の燃料補給設備 緊急時対策所用発電機は、緊急時対策所用燃料地下タンクからタンクローリを用いて燃料を補給できる設計とする。 緊急時対策所用燃料地下タンクからタンクローリへの軽油の補給は、ホースを用いる設計とする。 燃料補給設備のタンクローリは、原子炉建物内のディーゼル燃料デイトタンク並びにタービン建物近傍のA-ディーゼル燃料移送ポンプから離れた屋外に分散して保管することで、ディーゼル燃料デイトタンク及びA-ディーゼル燃料移送ポンプと共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。 緊急時対策所用燃料地下タンクは、タービン建物近傍のA-ディーゼル燃料貯蔵タンクから離れた場所に設置することで、A-ディーゼル燃料貯蔵タンクと共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>5. 設備の共用 非常用低圧母線のコントロールセンタについては、<u>2</u>号機非常用低圧母線のコントロールセンタと<u>1</u>号機の非常用低圧母線のコントロールセンタを相互に接続し、重大事故等発生時において<u>1</u>号機及び<u>2</u>号機</p>									

【その他発電用原子炉の附属施設 1. 非常用電源設備 1.4 非常用電源設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格】

補正前	補正後	備考												
<p style="text-align: center;">S2 補 II R1</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">変更前</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">-</td> <td> <p>機の非常用低圧母線のコントロールセンター遮断器の投入により、迅速かつ安全に電源融通を可能とすることで、相互接続することにより安全性が向上する設計とする。なお、これらの相互接続部については、各号機に設置している遮断器を通常時、切状態にして物理的に分離すること、自動で投入されることなく、<u>1</u>号機の電気故障が<u>2</u>号機に波及しないようにすることで要求される安全機能を満たすことができる設計とする。</p> <p>事故収束に必要な緊急時対策所 発電機接続プラグ盤、緊急時対策所 低圧受電盤、緊急時対策所 低圧母線盤、緊急時対策所 低圧分電盤1、緊急時対策所 低圧分電盤2、緊急時対策所 無停電交流電源装置、緊急時対策所 無停電分電盤1及び緊急時対策所 直流115V充電器は、二以上の発電用原子炉施設において共用しない設計とする。</p> </td> </tr> <tr> <td> <p>6. 主要対象設備 非常用電源設備の対象となる主要な設備について、「表1 非常用電源設備の主要設備リスト」に示す。</p> </td> <td> <p>6. 主要対象設備 非常用電源設備の対象となる主要な設備について、「表1 非常用電源設備の主要設備リスト」に示す。</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">8.1-2-22</p>	変更前	変更後	-	<p>機の非常用低圧母線のコントロールセンター遮断器の投入により、迅速かつ安全に電源融通を可能とすることで、相互接続することにより安全性が向上する設計とする。なお、これらの相互接続部については、各号機に設置している遮断器を通常時、切状態にして物理的に分離すること、自動で投入されることなく、<u>1</u>号機の電気故障が<u>2</u>号機に波及しないようにすることで要求される安全機能を満たすことができる設計とする。</p> <p>事故収束に必要な緊急時対策所 発電機接続プラグ盤、緊急時対策所 低圧受電盤、緊急時対策所 低圧母線盤、緊急時対策所 低圧分電盤1、緊急時対策所 低圧分電盤2、緊急時対策所 無停電交流電源装置、緊急時対策所 無停電分電盤1及び緊急時対策所 直流115V充電器は、二以上の発電用原子炉施設において共用しない設計とする。</p>	<p>6. 主要対象設備 非常用電源設備の対象となる主要な設備について、「表1 非常用電源設備の主要設備リスト」に示す。</p>	<p>6. 主要対象設備 非常用電源設備の対象となる主要な設備について、「表1 非常用電源設備の主要設備リスト」に示す。</p>	<p style="text-align: center;">S2 補 II R2</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">変更前</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">-</td> <td> <p>機の非常用低圧母線のコントロールセンター遮断器の投入により、迅速かつ安全に電源融通を可能とすることで、相互接続することにより安全性が向上する設計とする。なお、これらの相互接続部については、各号機に設置している遮断器を通常時、切状態にして物理的に分離すること、自動で投入されることなく、<u>1</u>号機の電気故障が<u>2</u>号機に波及しないようにすることで要求される安全機能を満たすことができる設計とする。</p> <p>事故収束に必要な緊急時対策所 発電機接続プラグ盤、緊急時対策所 低圧受電盤、緊急時対策所 低圧母線盤、緊急時対策所 低圧分電盤1、緊急時対策所 低圧分電盤2、緊急時対策所 無停電交流電源装置、緊急時対策所 無停電分電盤1及び緊急時対策所 直流115V充電器は、二以上の発電用原子炉施設において共用しない設計とする。</p> </td> </tr> <tr> <td> <p>6. 主要対象設備 非常用電源設備の対象となる主要な設備について、「表1 非常用電源設備の主要設備リスト」に示す。</p> </td> <td> <p>6. 主要対象設備 非常用電源設備の対象となる主要な設備について、「表1 非常用電源設備の主要設備リスト」に示す。</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">8.1-2-22</p>	変更前	変更後	-	<p>機の非常用低圧母線のコントロールセンター遮断器の投入により、迅速かつ安全に電源融通を可能とすることで、相互接続することにより安全性が向上する設計とする。なお、これらの相互接続部については、各号機に設置している遮断器を通常時、切状態にして物理的に分離すること、自動で投入されることなく、<u>1</u>号機の電気故障が<u>2</u>号機に波及しないようにすることで要求される安全機能を満たすことができる設計とする。</p> <p>事故収束に必要な緊急時対策所 発電機接続プラグ盤、緊急時対策所 低圧受電盤、緊急時対策所 低圧母線盤、緊急時対策所 低圧分電盤1、緊急時対策所 低圧分電盤2、緊急時対策所 無停電交流電源装置、緊急時対策所 無停電分電盤1及び緊急時対策所 直流115V充電器は、二以上の発電用原子炉施設において共用しない設計とする。</p>	<p>6. 主要対象設備 非常用電源設備の対象となる主要な設備について、「表1 非常用電源設備の主要設備リスト」に示す。</p>	<p>6. 主要対象設備 非常用電源設備の対象となる主要な設備について、「表1 非常用電源設備の主要設備リスト」に示す。</p>	<p>記載の適正化</p>
変更前	変更後													
-	<p>機の非常用低圧母線のコントロールセンター遮断器の投入により、迅速かつ安全に電源融通を可能とすることで、相互接続することにより安全性が向上する設計とする。なお、これらの相互接続部については、各号機に設置している遮断器を通常時、切状態にして物理的に分離すること、自動で投入されることなく、<u>1</u>号機の電気故障が<u>2</u>号機に波及しないようにすることで要求される安全機能を満たすことができる設計とする。</p> <p>事故収束に必要な緊急時対策所 発電機接続プラグ盤、緊急時対策所 低圧受電盤、緊急時対策所 低圧母線盤、緊急時対策所 低圧分電盤1、緊急時対策所 低圧分電盤2、緊急時対策所 無停電交流電源装置、緊急時対策所 無停電分電盤1及び緊急時対策所 直流115V充電器は、二以上の発電用原子炉施設において共用しない設計とする。</p>													
<p>6. 主要対象設備 非常用電源設備の対象となる主要な設備について、「表1 非常用電源設備の主要設備リスト」に示す。</p>	<p>6. 主要対象設備 非常用電源設備の対象となる主要な設備について、「表1 非常用電源設備の主要設備リスト」に示す。</p>													
変更前	変更後													
-	<p>機の非常用低圧母線のコントロールセンター遮断器の投入により、迅速かつ安全に電源融通を可能とすることで、相互接続することにより安全性が向上する設計とする。なお、これらの相互接続部については、各号機に設置している遮断器を通常時、切状態にして物理的に分離すること、自動で投入されることなく、<u>1</u>号機の電気故障が<u>2</u>号機に波及しないようにすることで要求される安全機能を満たすことができる設計とする。</p> <p>事故収束に必要な緊急時対策所 発電機接続プラグ盤、緊急時対策所 低圧受電盤、緊急時対策所 低圧母線盤、緊急時対策所 低圧分電盤1、緊急時対策所 低圧分電盤2、緊急時対策所 無停電交流電源装置、緊急時対策所 無停電分電盤1及び緊急時対策所 直流115V充電器は、二以上の発電用原子炉施設において共用しない設計とする。</p>													
<p>6. 主要対象設備 非常用電源設備の対象となる主要な設備について、「表1 非常用電源設備の主要設備リスト」に示す。</p>	<p>6. 主要対象設備 非常用電源設備の対象となる主要な設備について、「表1 非常用電源設備の主要設備リスト」に示す。</p>													

【その他発電用原子炉の附属施設 3. 補助ボイラー 3.15 補助ボイラーの基本設計方針、適用基準及び適用規格】

補正前	補正後	備考								
<p style="text-align: center;">S2 補 II R1</p> <p style="text-align: center;">3.15 補助ボイラーの基本設計方針、適用基準及び適用規格 (1) 基本設計方針</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">変更前</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>用語の定義は「発電用原子炉設備に関する技術基準を定める省令」, 「実用発電用原子炉及びその附属施設的位置、構造及び設備の基準に関する規則」及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」並びにこれらの解釈による。</p> <p>第1章 共通項目 補助ボイラーの共通項目である「1. 地震等, 2. 自然現象 (2.2 津波による損傷の防止を除く), 3. 火災, 5. 設備に対する要求 (5.2 材料及び構造等, 5.3 使用中の亀裂等による破壊の防止, 5.4 材料耐圧試験等, 5.6 逆止め弁, 5.7 内燃機関及びガスタービン)の設計条件を除く。), 6. その他 (6.3 安全避難通路等, 6.4 放射性物質による汚染の防止を除く。)」の基本設計方針「第1章 共通項目」に基づく設計とする。</p> <p>第2章 個別項目 1. 補助ボイラー 1.1 補助ボイラーの機能 発電用原子炉施設には, 設計基準事故に至るまでの間に想定される使用条件として, 液体廃棄物処理系, タンクの保温用等並びに原子炉施設の起動及び停止時の主蒸気圧力が低く, 主蒸気を使用できない場合のタービンランダウンのシールド及び空気抽出器駆動に必要な蒸気を供給する能力を有する補助ボイラー (「1, 2号機共用」) (以下</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>用語の定義は「実用発電用原子炉及びその附属施設的位置、構造及び設備の基準に関する規則」及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」並びにこれらの解釈による。</p> <p>第1章 共通項目 補助ボイラーの共通項目である「1. 地震等, 2. 自然現象 (2.2 津波による損傷の防止を除く), 3. 火災, 4. 溢水等, 5. 設備に対する要求 (5.2 材料及び構造等, 5.3 使用中の亀裂等による破壊の防止, 5.4 耐圧試験等, 5.6 逆止め弁, 5.7 内燃機関及びガスタービンの設計条件を除く。), 6. その他 (6.3 安全避難通路等, 6.4 放射性物質による汚染の防止を除く。)」の基本設計方針「第1章 共通項目」に基づく設計とする。</p> <p>第2章 個別項目 1. 補助ボイラー 1.1 補助ボイラーの機能 変更なし</p> </td> </tr> </tbody> </table>	変更前	変更後	<p>用語の定義は「発電用原子炉設備に関する技術基準を定める省令」, 「実用発電用原子炉及びその附属施設的位置、構造及び設備の基準に関する規則」及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」並びにこれらの解釈による。</p> <p>第1章 共通項目 補助ボイラーの共通項目である「1. 地震等, 2. 自然現象 (2.2 津波による損傷の防止を除く), 3. 火災, 5. 設備に対する要求 (5.2 材料及び構造等, 5.3 使用中の亀裂等による破壊の防止, 5.4 材料耐圧試験等, 5.6 逆止め弁, 5.7 内燃機関及びガスタービン)の設計条件を除く。), 6. その他 (6.3 安全避難通路等, 6.4 放射性物質による汚染の防止を除く。)」の基本設計方針「第1章 共通項目」に基づく設計とする。</p> <p>第2章 個別項目 1. 補助ボイラー 1.1 補助ボイラーの機能 発電用原子炉施設には, 設計基準事故に至るまでの間に想定される使用条件として, 液体廃棄物処理系, タンクの保温用等並びに原子炉施設の起動及び停止時の主蒸気圧力が低く, 主蒸気を使用できない場合のタービンランダウンのシールド及び空気抽出器駆動に必要な蒸気を供給する能力を有する補助ボイラー (「1, 2号機共用」) (以下</p>	<p>用語の定義は「実用発電用原子炉及びその附属施設的位置、構造及び設備の基準に関する規則」及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」並びにこれらの解釈による。</p> <p>第1章 共通項目 補助ボイラーの共通項目である「1. 地震等, 2. 自然現象 (2.2 津波による損傷の防止を除く), 3. 火災, 4. 溢水等, 5. 設備に対する要求 (5.2 材料及び構造等, 5.3 使用中の亀裂等による破壊の防止, 5.4 耐圧試験等, 5.6 逆止め弁, 5.7 内燃機関及びガスタービンの設計条件を除く。), 6. その他 (6.3 安全避難通路等, 6.4 放射性物質による汚染の防止を除く。)」の基本設計方針「第1章 共通項目」に基づく設計とする。</p> <p>第2章 個別項目 1. 補助ボイラー 1.1 補助ボイラーの機能 変更なし</p>	<p style="text-align: center;">S2 補 II R2</p> <p style="text-align: center;">3.15 補助ボイラーの基本設計方針、適用基準及び適用規格 (1) 基本設計方針</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">変更前</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>用語の定義は「発電用原子炉設備に関する技術基準を定める省令」, 「実用発電用原子炉及びその附属施設的位置、構造及び設備の基準に関する規則」及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」並びにこれらの解釈による。</p> <p>第1章 共通項目 補助ボイラーの共通項目である「1. 地震等, 2. 自然現象 (2.2 津波による損傷の防止を除く), 3. 火災, 5. 設備に対する要求 (5.2 材料及び構造等, 5.3 使用中の亀裂等による破壊の防止, 5.4 耐圧試験等, 5.6 逆止め弁, 5.7 内燃機関の設計条件を除く。), 6. その他 (6.3 安全避難通路等, 6.4 放射性物質による汚染の防止を除く。)」の基本設計方針「第1章 共通項目」に基づく設計とする。</p> <p>第2章 個別項目 1. 補助ボイラー 1.1 補助ボイラーの機能 発電用原子炉施設には, 設計基準事故に至るまでの間に想定される使用条件として, 液体廃棄物処理系, タンクの保温用等並びに原子炉施設の起動及び停止時の主蒸気圧力が低く, 主蒸気を使用できない場合のタービンランダウンのシールド及び空気抽出器駆動に必要な蒸気を供給する能力を有する補助ボイラー (「1, 2号機共用」) (以</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>用語の定義は「実用発電用原子炉及びその附属施設的位置、構造及び設備の基準に関する規則」及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」並びにこれらの解釈による。</p> <p>第1章 共通項目 補助ボイラーの共通項目である「1. 地震等, 2. 自然現象 (2.2 津波による損傷の防止を除く), 3. 火災, 4. 溢水等, 5. 設備に対する要求 (5.2 材料及び構造等, 5.3 使用中の亀裂等による破壊の防止, 5.4 耐圧試験等, 5.6 逆止め弁, 5.7 内燃機関及びガスタービンの設計条件を除く。), 6. その他 (6.3 安全避難通路等, 6.4 放射性物質による汚染の防止を除く。)」の基本設計方針「第1章 共通項目」に基づく設計とする。</p> <p>第2章 個別項目 1. 補助ボイラー 1.1 補助ボイラーの機能 変更なし</p> </td> </tr> </tbody> </table>	変更前	変更後	<p>用語の定義は「発電用原子炉設備に関する技術基準を定める省令」, 「実用発電用原子炉及びその附属施設的位置、構造及び設備の基準に関する規則」及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」並びにこれらの解釈による。</p> <p>第1章 共通項目 補助ボイラーの共通項目である「1. 地震等, 2. 自然現象 (2.2 津波による損傷の防止を除く), 3. 火災, 5. 設備に対する要求 (5.2 材料及び構造等, 5.3 使用中の亀裂等による破壊の防止, 5.4 耐圧試験等, 5.6 逆止め弁, 5.7 内燃機関の設計条件を除く。), 6. その他 (6.3 安全避難通路等, 6.4 放射性物質による汚染の防止を除く。)」の基本設計方針「第1章 共通項目」に基づく設計とする。</p> <p>第2章 個別項目 1. 補助ボイラー 1.1 補助ボイラーの機能 発電用原子炉施設には, 設計基準事故に至るまでの間に想定される使用条件として, 液体廃棄物処理系, タンクの保温用等並びに原子炉施設の起動及び停止時の主蒸気圧力が低く, 主蒸気を使用できない場合のタービンランダウンのシールド及び空気抽出器駆動に必要な蒸気を供給する能力を有する補助ボイラー (「1, 2号機共用」) (以</p>	<p>用語の定義は「実用発電用原子炉及びその附属施設的位置、構造及び設備の基準に関する規則」及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」並びにこれらの解釈による。</p> <p>第1章 共通項目 補助ボイラーの共通項目である「1. 地震等, 2. 自然現象 (2.2 津波による損傷の防止を除く), 3. 火災, 4. 溢水等, 5. 設備に対する要求 (5.2 材料及び構造等, 5.3 使用中の亀裂等による破壊の防止, 5.4 耐圧試験等, 5.6 逆止め弁, 5.7 内燃機関及びガスタービンの設計条件を除く。), 6. その他 (6.3 安全避難通路等, 6.4 放射性物質による汚染の防止を除く。)」の基本設計方針「第1章 共通項目」に基づく設計とする。</p> <p>第2章 個別項目 1. 補助ボイラー 1.1 補助ボイラーの機能 変更なし</p>	<p>記載の適正化</p>
変更前	変更後									
<p>用語の定義は「発電用原子炉設備に関する技術基準を定める省令」, 「実用発電用原子炉及びその附属施設的位置、構造及び設備の基準に関する規則」及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」並びにこれらの解釈による。</p> <p>第1章 共通項目 補助ボイラーの共通項目である「1. 地震等, 2. 自然現象 (2.2 津波による損傷の防止を除く), 3. 火災, 5. 設備に対する要求 (5.2 材料及び構造等, 5.3 使用中の亀裂等による破壊の防止, 5.4 材料耐圧試験等, 5.6 逆止め弁, 5.7 内燃機関及びガスタービン)の設計条件を除く。), 6. その他 (6.3 安全避難通路等, 6.4 放射性物質による汚染の防止を除く。)」の基本設計方針「第1章 共通項目」に基づく設計とする。</p> <p>第2章 個別項目 1. 補助ボイラー 1.1 補助ボイラーの機能 発電用原子炉施設には, 設計基準事故に至るまでの間に想定される使用条件として, 液体廃棄物処理系, タンクの保温用等並びに原子炉施設の起動及び停止時の主蒸気圧力が低く, 主蒸気を使用できない場合のタービンランダウンのシールド及び空気抽出器駆動に必要な蒸気を供給する能力を有する補助ボイラー (「1, 2号機共用」) (以下</p>	<p>用語の定義は「実用発電用原子炉及びその附属施設的位置、構造及び設備の基準に関する規則」及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」並びにこれらの解釈による。</p> <p>第1章 共通項目 補助ボイラーの共通項目である「1. 地震等, 2. 自然現象 (2.2 津波による損傷の防止を除く), 3. 火災, 4. 溢水等, 5. 設備に対する要求 (5.2 材料及び構造等, 5.3 使用中の亀裂等による破壊の防止, 5.4 耐圧試験等, 5.6 逆止め弁, 5.7 内燃機関及びガスタービンの設計条件を除く。), 6. その他 (6.3 安全避難通路等, 6.4 放射性物質による汚染の防止を除く。)」の基本設計方針「第1章 共通項目」に基づく設計とする。</p> <p>第2章 個別項目 1. 補助ボイラー 1.1 補助ボイラーの機能 変更なし</p>									
変更前	変更後									
<p>用語の定義は「発電用原子炉設備に関する技術基準を定める省令」, 「実用発電用原子炉及びその附属施設的位置、構造及び設備の基準に関する規則」及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」並びにこれらの解釈による。</p> <p>第1章 共通項目 補助ボイラーの共通項目である「1. 地震等, 2. 自然現象 (2.2 津波による損傷の防止を除く), 3. 火災, 5. 設備に対する要求 (5.2 材料及び構造等, 5.3 使用中の亀裂等による破壊の防止, 5.4 耐圧試験等, 5.6 逆止め弁, 5.7 内燃機関の設計条件を除く。), 6. その他 (6.3 安全避難通路等, 6.4 放射性物質による汚染の防止を除く。)」の基本設計方針「第1章 共通項目」に基づく設計とする。</p> <p>第2章 個別項目 1. 補助ボイラー 1.1 補助ボイラーの機能 発電用原子炉施設には, 設計基準事故に至るまでの間に想定される使用条件として, 液体廃棄物処理系, タンクの保温用等並びに原子炉施設の起動及び停止時の主蒸気圧力が低く, 主蒸気を使用できない場合のタービンランダウンのシールド及び空気抽出器駆動に必要な蒸気を供給する能力を有する補助ボイラー (「1, 2号機共用」) (以</p>	<p>用語の定義は「実用発電用原子炉及びその附属施設的位置、構造及び設備の基準に関する規則」及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」並びにこれらの解釈による。</p> <p>第1章 共通項目 補助ボイラーの共通項目である「1. 地震等, 2. 自然現象 (2.2 津波による損傷の防止を除く), 3. 火災, 4. 溢水等, 5. 設備に対する要求 (5.2 材料及び構造等, 5.3 使用中の亀裂等による破壊の防止, 5.4 耐圧試験等, 5.6 逆止め弁, 5.7 内燃機関及びガスタービンの設計条件を除く。), 6. その他 (6.3 安全避難通路等, 6.4 放射性物質による汚染の防止を除く。)」の基本設計方針「第1章 共通項目」に基づく設計とする。</p> <p>第2章 個別項目 1. 補助ボイラー 1.1 補助ボイラーの機能 変更なし</p>									

【VI-1-1-1-1 発電用原子炉の設置の許可（本文（五号））との整合性に関する説明書】

補正前	補正後	備考
<p>設置変更許可申請書（本文（五号））</p> <p>(e) 常設耐震重要重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備又は常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの）が設置される重大事故等対処施設の土木構造物</p> <p>「1.4.1.4 荷重の組合せと許容限界」の「(4) 許容限界」に示す屋外重要土木構造物の基準地震動Ssによる地震力との組合せに対する許容限界を適用する。</p> <p>(f) 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備又は常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がBクラス又はCクラスのもの）が設置される重大事故等対処施設の土木構造物</p> <p>「1.4.1.4 荷重の組合せと許容限界」の「(4) 許容限界」に示すその他の土木構造物の許容限界を適用する。</p> <p>b. 機器・配管系</p> <p>(a) 常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備又は常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの）が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系</p> <p>「1.4.1.4 荷重の組合せと許容限界」の「(4) 許容限界」に示すSクラスの機器・配管系の基準地震動Ssによる地震力との組合せに対する許容限界を適用する。</p> <p>設計及び工事の計画 該当事項</p> <p>ト、屋外重要土木構造物</p> <p>(イ) 静的地震力との組合せに対する許容限界</p> <p>安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。</p> <p>(ロ) 基準地震動Ssによる地震力との組合せに対する許容限界</p> <p>構造部材のうち、鉄筋コンクリート曲げについては、限界層間変形角、限界ひずみ、降伏曲げモーメント、曲げ耐力又は許容応力度等、面外せん断についてはせん断耐力又は許容応力度、面内せん断については限界せん断ひずみを許容限界とする。構造部材のうち、鋼材の曲げについては降伏曲げモーメント又は許容応力度、せん断については許容応力度を許容限界とする。</p> <p>なお、限界層間変形角、限界ひずみ、降伏曲げモーメント、曲げ耐力、限界せん断ひずみ及びせん断耐力に対し妥当な安全余裕を持たせることとし、それぞれの安全余裕については、各施設の機能要求等を踏まえ設定する。</p> <p>チ、常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備、常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの）が設置される重大事故等対処施設の土木構造物</p> <p>上記ト、(ロ)による許容限界とする。</p> <p>リ、その他の土木構造物及び常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備又は常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がBクラス又はCクラスのもの）が設置される重大事故等対処施設の土木構造物</p> <p>安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。</p> <p>(b) 機器・配管系（(e)に記載のものを除く。）</p> <p>ロ、常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備又は常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの）が設置される重大事故等対処施設</p> <p>イ、(ロ)に示す許容限界を適用する。</p> <p>ロ-66</p>	<p>設置変更許可申請書（本文（五号））</p> <p>(e) 常設耐震重要重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備又は常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの）が設置される重大事故等対処施設の土木構造物</p> <p>「1.4.1.4 荷重の組合せと許容限界」の「(4) 許容限界」に示す屋外重要土木構造物の基準地震動Ssによる地震力との組合せに対する許容限界を適用する。</p> <p>(f) 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備又は常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がBクラス又はCクラスのもの）が設置される重大事故等対処施設の土木構造物</p> <p>「1.4.1.4 荷重の組合せと許容限界」の「(4) 許容限界」に示すその他の土木構造物の許容限界を適用する。</p> <p>b. 機器・配管系</p> <p>(a) 常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備又は常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの）が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系</p> <p>「1.4.1.4 荷重の組合せと許容限界」の「(4) 許容限界」に示すSクラスの機器・配管系の基準地震動Ssによる地震力との組合せに対する許容限界を適用する。</p> <p>設計及び工事の計画 該当事項</p> <p>ト、屋外重要土木構造物</p> <p>(イ) 静的地震力との組合せに対する許容限界</p> <p>安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。</p> <p>(ロ) 基準地震動Ssによる地震力との組合せに対する許容限界</p> <p>構造部材のうち、鉄筋コンクリート曲げについては、限界層間変形角、限界ひずみ、降伏曲げモーメント、曲げ耐力又は許容応力度、面外せん断についてはせん断耐力又は短期許容応力度、面内せん断については限界せん断ひずみを許容限界とする。構造部材のうち、鋼材の曲げについては降伏曲げモーメント又は短期許容応力の曲げについては降伏曲げモーメント又はせん断耐力に対し、せん断については許容応力度を許容限界とする。なお、限界層間変形角、限界ひずみ、降伏曲げモーメント、曲げモーメント、限界せん断ひずみ及びせん断耐力に対し妥当な安全余裕を持たせることとし、それぞれの安全余裕については、各施設の機能要求等を踏まえ設定する。</p> <p>チ、常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備、常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの）が設置される重大事故等対処施設の土木構造物</p> <p>上記ト、(ロ)による許容限界とする。</p> <p>リ、その他の土木構造物及び常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備又は常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がBクラス又はCクラスのもの）が設置される重大事故等対処施設の土木構造物</p> <p>安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。</p> <p>(b) 機器・配管系（(e)に記載のものを除く。）</p> <p>ロ、常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備又は常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの）が設置される重大事故等対処施設</p> <p>イ、(ロ)に示す許容限界を適用する。</p> <p>ロ-66</p>	<p>記載の適正化</p>

【VI-1-1-1-1 発電用原子炉の設置の許可（本文（五号））との整合性に関する説明書】

補正前	補正後	備考
<p>設置変更許可申請書（本文（五号））</p> <p>設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項</p> <p>設計及び工事の計画 該当事項</p> <p>備 考</p> <p>設計及び工事の計画の                  ②(1)F-①は、設                  置変更許可申請書(本                  文(五号))の④                  ②(1)F-②と同意                  あり、整合してい                  る。</p> <p>設計及び工事の計画の                  ②(1)F-②は、設                  置変更許可申請書(本                  文(五号))の④                  ②(1)F-②を全て含                  んでおり、整合してい                  る。</p>	<p>設置変更許可申請書（本文（五号））</p> <p>設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項</p> <p>設計及び工事の計画 該当事項</p> <p>備 考</p> <p>設計及び工事の計画の                  ②(1)F-①は、設                  置変更許可申請書(本                  文(五号))の④                  ②(1)F-②と同意                  あり、整合してい                  る。</p> <p>設計及び工事の計画の                  ②(1)F-②は、設                  置変更許可申請書(本                  文(五号))の④                  ②(1)F-②を全て含                  んでおり、整合してい                  る。</p>	<p>記載の適正化</p>

【VI-1-1-1-1 発電用原子炉の設置の許可（本文（五号））との整合性に関する説明書】

補正前	補正後	備考
<p>設置変更許可申請書（本文（五号）） 津波の繰り返し[②(1)F-④]の基欄による影響、...</p> <p>設置変更許可申請書（本文（五号）） 津波による二次的な影響（洗掘、...</p> <p>設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項 津波の繰り返しによる影響、</p> <p>設計及び工事の計画 該当事項 津波防護施設、浸水防止設備、津波監視設備及び潮流防止装置の許容限界は、地震後、津波後の再使用性や、建設の繰返し[②(1)F-④]作用を想定し、施設・設備を構成する材料がおおむね弾性状態にとどまることを基本とする。</p> <p>1.2 入力津波の設定 ① 湖上波による入力津波については、湖上への影響要因として、敷地及び敷地周辺の地形、標高及び河川等の存在、設備等の設置状況並びに地震による広域的な隆起・沈降を考慮して、湖上波の回り込みを含め敷地への湖上の可能性を評価する。</p> <p>②(1)F-⑤洗掘・堆積により地形又は河川流路の変化等が考えられる場合は、敷地への湖上経路に及ぼす影響を評価する。</p> <p>1.3 津波防護対策 1.3.4 水位変動に伴う取水性低下及び津波の二次的な影響による重要な安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能への影響防止</p> <p>(2) 津波の二次的な影響による原子炉補機海水ポンプ、高圧炉心スプレイ補機海水ポンプ並びに大型送水ポンプ車及び大型送水車の付属品である水中ポンプの機能保持確認 基礎津波による水位変動に伴う[②(1)F-⑥]海底の砂移動・堆積に対して、取水口、取水管及び取水槽が閉塞することなく取水口、取水管及び取水槽の通水性が確保できる設計とする。 また、原子炉補機海水ポンプ及び高圧炉心スプレイ補機海水ポンプは、取水時に浮遊物が輸送に混入した場合においても、輸送部の異物速出し槽から浮遊物を排出すること、機能を保持できる設計とする。大型送水ポンプ車、大型送水車及びその付属品である水中ポンプは、浮遊物の混入に対して、取水性能が保持できるものを用いる設計とする。</p>	<p>設置変更許可申請書（本文（五号）） 津波の繰り返し[②(1)F-④]の基欄による影響、...</p> <p>設置変更許可申請書（本文（五号）） 津波による二次的な影響（洗掘、...</p> <p>設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項 津波の繰り返しによる影響、</p> <p>設計及び工事の計画 該当事項 津波防護施設、浸水防止設備、津波監視設備及び潮流防止装置の許容限界は、地震後、津波後の再使用性や、建設の繰返し[②(1)F-④]作用を想定し、施設・設備を構成する材料がおおむね弾性状態にとどまることを基本とする。</p> <p>1.2 入力津波の設定 ① 湖上波による入力津波については、湖上への影響要因として、敷地及び敷地周辺の地形、標高及び河川等の存在、設備等の設置状況並びに地震による広域的な隆起・沈降を考慮して、湖上波の回り込みを含め敷地への湖上の可能性を評価する。</p> <p>湖上する場合は、基礎津波の波源から各施設・設備の設置位置において算定される津波高さとして設定する。また、地震による変状又は繰返し来襲する建設による[②(1)F-⑤]洗掘・堆積により地形又は河川流路の変化等が考えられる場合は、敷地への湖上経路に及ぼす影響を評価する。</p> <p>1.3 津波防護対策 1.3.4 水位変動に伴う取水性低下及び津波の二次的な影響による重要な安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能への影響防止</p> <p>(2) 津波の二次的な影響による原子炉補機海水ポンプ、高圧炉心スプレイ補機海水ポンプ並びに大型送水ポンプ車及び大型送水車の付属品である水中ポンプの機能保持確認 基礎津波による水位変動に伴う[②(1)F-⑥]海底の砂移動・堆積に対して、取水口、取水管及び取水槽が閉塞することなく取水口、取水管及び取水槽の通水性が確保できる設計とする。 また、原子炉補機海水ポンプ及び高圧炉心スプレイ補機海水ポンプは、取水時に浮遊物が輸送に混入した場合においても、輸送部の異物速出し槽から浮遊物を排出すること、機能を保持できる設計とする。大型送水ポンプ車、大型送水車及びその付属品である水中ポンプは、浮遊物の混入に対して、取水性能が保持できるものを用いる設計とする。</p>	<p>整合性 設計及び工事の計画の[②(1)F-④]は、設置変更許可申請書（本文（五号））の[②(1)F-④]と同義であり、整合している。</p> <p>設計及び工事の計画の[②(1)F-⑥]は、設置変更許可申請書（本文（五号））の[②(1)F-⑥]と同義であり、整合している。</p> <p>整合性 設計及び工事の計画の[②(1)F-④]は、設置変更許可申請書（本文（五号））の[②(1)F-④]と同義であり、整合している。</p> <p>設計及び工事の計画の[②(1)F-⑥]は、設置変更許可申請書（本文（五号））の[②(1)F-⑥]と同義であり、整合している。</p>

S2 補 VI-1-1-1-1-R1

S2 補 VI-1-1-1-1-R2

ロ-105

ロ-105

記載の適正化



【VI-1-1-1-1 発電用原子炉の設置の許可（本文（五号））との整合性に関する説明書】

補正前	補正後	備考
<p>設置変更許可申請書（本文（五号））</p> <p>設置変更許可申請書（添付書類A）該当事項</p> <p>設置及び工事の計画 該当事項</p> <p>整合性</p> <p>備考</p> <p>5 四 について</p> <p>6 について</p> <p>ロ-292</p>	<p>設置変更許可申請書（本文（五号））</p> <p>設置変更許可申請書（添付書類A）該当事項</p> <p>設置及び工事の計画 該当事項</p> <p>整合性</p> <p>備考</p> <p>5 四 について</p> <p>6 について</p> <p>ロ-292</p>	<p>記載の適正化</p>

【VI-1-1-1-1 発電用原子炉の設置の許可（本文（五号））との整合性に関する説明書】

補正前	補正後	備考																				
<table border="1"><thead><tr><th data-bbox="225 331 727 388">設置変更許可申請書（本文（五号））</th><th data-bbox="727 331 1261 388">設計及び工事の計画 該当事項</th><th data-bbox="1261 331 1424 388">設計及び工事の計画 該当事項</th><th data-bbox="225 388 727 451">整合性</th><th data-bbox="225 451 1424 1869">備考</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="225 388 727 1869"><p>〔3〕(1)a.(aa)~〔3〕(1)a.(am)格納容器冷却系は、原子炉冷却材圧力バウンダリ配置の最も過剰な破断を想定した場合でも、放出されるエネルギーによる設計基準使用圧力、最高使用圧力、最高使用速度を超えないようにし、かつ、原子炉格納容器の内圧を速やかに下げて低く維持することにより、放射性物質の外部への漏えいを少なくする設計とする。</p><p>さらに、〔3〕(1)a.(aa)~〔3〕(1)a.(am)格納容器冷却系は、短期間では動的機器の単一故障〔3〕(1)a.(aa)~〔3〕(1)a.(am)を仮定しても、長期間では動的機器の単一故障又は想定される静的機器の単一故障のいずれかを仮定しても、上記の安全機能を満足するよう、〔3〕(1)b.(aa)~〔3〕(1)b.(am)格納容器スプレイ・ヘッド（サブプレッション・チェンバ）を除き多重性及び独立性を〔3〕(1)b.(aa)~〔3〕(1)b.(am)有する設計とする。</p></td><td data-bbox="727 388 1261 1869"><p>本系は、残留熱除去ポンプ、残留熱除去系熱交換器とその冷却系等からなり、単一故障を仮定しても安全機能を果たし得るよう独立2系統を設ける。各系統は、原子炉格納容器内の重量、圧力が原子炉格納容器の最高使用圧力、最高使用速度を超えないような除熱容量を持つよう設計する。格納容器冷却系は、冷却水であるサブプレッション・チェンバのプール水を残留熱除去系熱交換器で冷却し、原子炉格納容器内に設けたスプレイ・ヘッドからスプレイし、熱交換器で除去された熱は、原子炉補機冷却系を介して最終的に海に伝えられる。</p></td><td data-bbox="1261 388 1424 1869"><p>〔3〕(1)a.(aa)~〔3〕(1)a.(am)残留熱除去系（格納容器冷却系）は、原子炉冷却材圧力バウンダリ配置の最も過剰な破断を想定した場合でも、放出されるエネルギーによる設計基準使用圧力、最高使用速度を超えないようにし、かつ、原子炉格納容器の内圧を速やかに下げて低く維持することにより、放射性物質の外部への漏えいを少なくする設計とする。</p><p>〔3〕(1)a.(aa)~〔3〕(1)a.(am)設置許可基準規則第12条第2項に規定される「安全機能を有する系統のうち、安全機能の重要度が特に高い安全機能を有するもの」は、〔3〕(1)a.(aa)~〔3〕(1)a.(am)当該系統を構成する機器に「(2)単一故障より発生する単一故障が発生した場合であつて、外部電源が利用できるような十分な信頼性を確保し、かつ、維持し得る設計とし、原則、多重性又は多様性及び独立性を〔3〕(1)b.(aa)~〔3〕(1)b.(am)備える設計とする。」&lt;中略&gt;</p><p>(2) 単一故障</p></td><td data-bbox="727 451 1424 1869"><p>〔3〕(1)a.(aa)~〔3〕(1)a.(am)は、設置変更許可申請書（本文（五号））の〔3〕(1)a.(aa)~〔3〕(1)a.(am)と同一であり整合している。</p><p>設計及び工事の計画の〔3〕(1)a.(aa)~〔3〕(1)a.(am)は、設置変更許可申請書（本文（五号））の〔3〕(1)a.(aa)~〔3〕(1)a.(am)と同一であり整合している。</p><p>設計及び工事の計画の〔3〕(1)a.(aa)~〔3〕(1)a.(am)は、設置変更許可申請書（本文（五号））の〔3〕(1)a.(aa)~〔3〕(1)a.(am)と同一であり整合している。</p></td><td data-bbox="225 451 1424 1869"></td></tr></tbody></table>	設置変更許可申請書（本文（五号））	設計及び工事の計画 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考	<p>〔3〕(1)a.(aa)~〔3〕(1)a.(am)格納容器冷却系は、原子炉冷却材圧力バウンダリ配置の最も過剰な破断を想定した場合でも、放出されるエネルギーによる設計基準使用圧力、最高使用圧力、最高使用速度を超えないようにし、かつ、原子炉格納容器の内圧を速やかに下げて低く維持することにより、放射性物質の外部への漏えいを少なくする設計とする。</p> <p>さらに、〔3〕(1)a.(aa)~〔3〕(1)a.(am)格納容器冷却系は、短期間では動的機器の単一故障〔3〕(1)a.(aa)~〔3〕(1)a.(am)を仮定しても、長期間では動的機器の単一故障又は想定される静的機器の単一故障のいずれかを仮定しても、上記の安全機能を満足するよう、〔3〕(1)b.(aa)~〔3〕(1)b.(am)格納容器スプレイ・ヘッド（サブプレッション・チェンバ）を除き多重性及び独立性を〔3〕(1)b.(aa)~〔3〕(1)b.(am)有する設計とする。</p>	<p>本系は、残留熱除去ポンプ、残留熱除去系熱交換器とその冷却系等からなり、単一故障を仮定しても安全機能を果たし得るよう独立2系統を設ける。各系統は、原子炉格納容器内の重量、圧力が原子炉格納容器の最高使用圧力、最高使用速度を超えないような除熱容量を持つよう設計する。格納容器冷却系は、冷却水であるサブプレッション・チェンバのプール水を残留熱除去系熱交換器で冷却し、原子炉格納容器内に設けたスプレイ・ヘッドからスプレイし、熱交換器で除去された熱は、原子炉補機冷却系を介して最終的に海に伝えられる。</p>	<p>〔3〕(1)a.(aa)~〔3〕(1)a.(am)残留熱除去系（格納容器冷却系）は、原子炉冷却材圧力バウンダリ配置の最も過剰な破断を想定した場合でも、放出されるエネルギーによる設計基準使用圧力、最高使用速度を超えないようにし、かつ、原子炉格納容器の内圧を速やかに下げて低く維持することにより、放射性物質の外部への漏えいを少なくする設計とする。</p> <p>〔3〕(1)a.(aa)~〔3〕(1)a.(am)設置許可基準規則第12条第2項に規定される「安全機能を有する系統のうち、安全機能の重要度が特に高い安全機能を有するもの」は、〔3〕(1)a.(aa)~〔3〕(1)a.(am)当該系統を構成する機器に「(2)単一故障より発生する単一故障が発生した場合であつて、外部電源が利用できるような十分な信頼性を確保し、かつ、維持し得る設計とし、原則、多重性又は多様性及び独立性を〔3〕(1)b.(aa)~〔3〕(1)b.(am)備える設計とする。」&lt;中略&gt;</p> <p>(2) 単一故障</p>	<p>〔3〕(1)a.(aa)~〔3〕(1)a.(am)は、設置変更許可申請書（本文（五号））の〔3〕(1)a.(aa)~〔3〕(1)a.(am)と同一であり整合している。</p> <p>設計及び工事の計画の〔3〕(1)a.(aa)~〔3〕(1)a.(am)は、設置変更許可申請書（本文（五号））の〔3〕(1)a.(aa)~〔3〕(1)a.(am)と同一であり整合している。</p> <p>設計及び工事の計画の〔3〕(1)a.(aa)~〔3〕(1)a.(am)は、設置変更許可申請書（本文（五号））の〔3〕(1)a.(aa)~〔3〕(1)a.(am)と同一であり整合している。</p>		<table border="1"><thead><tr><th data-bbox="1424 331 1929 388">設置変更許可申請書（本文（五号））</th><th data-bbox="1929 331 2463 388">設計及び工事の計画 該当事項</th><th data-bbox="2463 331 2626 388">設計及び工事の計画 該当事項</th><th data-bbox="1424 388 1929 451">整合性</th><th data-bbox="1424 451 2626 1869">備考</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="1424 388 1929 1869"><p>〔3〕(1)a.(aa)~〔3〕(1)a.(am)格納容器冷却系は、原子炉冷却材圧力バウンダリ配置の最も過剰な破断を想定した場合でも、放出されるエネルギーによる設計基準使用圧力、最高使用速度を超えないようにし、かつ、原子炉格納容器の内圧を速やかに下げて低く維持することにより、放射性物質の外部への漏えいを少なくする設計とする。</p><p>さらに、〔3〕(1)a.(aa)~〔3〕(1)a.(am)格納容器冷却系は、短期間では動的機器の単一故障〔3〕(1)a.(aa)~〔3〕(1)a.(am)を仮定しても、長期間では動的機器の単一故障又は想定される静的機器の単一故障のいずれかを仮定しても、上記の安全機能を満足するよう、〔3〕(1)b.(aa)~〔3〕(1)b.(am)格納容器スプレイ・ヘッド（サブプレッション・チェンバ）を除き多重性及び独立性を〔3〕(1)b.(aa)~〔3〕(1)b.(am)有する設計とする。</p></td><td data-bbox="1929 388 2463 1869"><p>本系は、残留熱除去ポンプ、残留熱除去系熱交換器とその冷却系等からなり、単一故障を仮定しても安全機能を果たし得るよう独立2系統を設ける。各系統は、原子炉格納容器内の重量、圧力が原子炉格納容器の最高使用圧力、最高使用速度を超えないような除熱容量を持つよう設計する。格納容器冷却系は、冷却水であるサブプレッション・チェンバのプール水を残留熱除去系熱交換器で冷却し、原子炉格納容器内に設けたスプレイ・ヘッドからスプレイし、熱交換器で除去された熱は、原子炉補機冷却系を介して最終的に海に伝えられる。</p></td><td data-bbox="2463 388 2626 1869"><p>〔3〕(1)a.(aa)~〔3〕(1)a.(am)残留熱除去系（格納容器冷却系）は、原子炉冷却材圧力バウンダリ配置の最も過剰な破断を想定した場合でも、放出されるエネルギーによる設計基準使用圧力、最高使用速度を超えないようにし、かつ、原子炉格納容器の内圧を速やかに下げて低く維持することにより、放射性物質の外部への漏えいを少なくする設計とする。</p><p>〔3〕(1)a.(aa)~〔3〕(1)a.(am)設置許可基準規則第12条第2項に規定される「安全機能を有する系統のうち、安全機能の重要度が特に高い安全機能を有するもの」は、〔3〕(1)a.(aa)~〔3〕(1)a.(am)当該系統を構成する機器に「(2)単一故障より発生する単一故障が発生した場合であつて、外部電源が利用できるような十分な信頼性を確保し、かつ、維持し得る設計とし、原則、多重性又は多様性及び独立性を〔3〕(1)b.(aa)~〔3〕(1)b.(am)備える設計とする。」&lt;中略&gt;</p><p>(2) 単一故障</p></td><td data-bbox="1929 451 2626 1869"><p>〔3〕(1)a.(aa)~〔3〕(1)a.(am)は、設置変更許可申請書（本文（五号））の〔3〕(1)a.(aa)~〔3〕(1)a.(am)と同一であり整合している。</p><p>設計及び工事の計画の〔3〕(1)a.(aa)~〔3〕(1)a.(am)は、設置変更許可申請書（本文（五号））の〔3〕(1)a.(aa)~〔3〕(1)a.(am)と同一であり整合している。</p><p>設計及び工事の計画の〔3〕(1)a.(aa)~〔3〕(1)a.(am)は、設置変更許可申請書（本文（五号））の〔3〕(1)a.(aa)~〔3〕(1)a.(am)と同一であり整合している。</p></td><td data-bbox="1424 451 2626 1869"></td></tr></tbody></table>	設置変更許可申請書（本文（五号））	設計及び工事の計画 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考	<p>〔3〕(1)a.(aa)~〔3〕(1)a.(am)格納容器冷却系は、原子炉冷却材圧力バウンダリ配置の最も過剰な破断を想定した場合でも、放出されるエネルギーによる設計基準使用圧力、最高使用速度を超えないようにし、かつ、原子炉格納容器の内圧を速やかに下げて低く維持することにより、放射性物質の外部への漏えいを少なくする設計とする。</p> <p>さらに、〔3〕(1)a.(aa)~〔3〕(1)a.(am)格納容器冷却系は、短期間では動的機器の単一故障〔3〕(1)a.(aa)~〔3〕(1)a.(am)を仮定しても、長期間では動的機器の単一故障又は想定される静的機器の単一故障のいずれかを仮定しても、上記の安全機能を満足するよう、〔3〕(1)b.(aa)~〔3〕(1)b.(am)格納容器スプレイ・ヘッド（サブプレッション・チェンバ）を除き多重性及び独立性を〔3〕(1)b.(aa)~〔3〕(1)b.(am)有する設計とする。</p>	<p>本系は、残留熱除去ポンプ、残留熱除去系熱交換器とその冷却系等からなり、単一故障を仮定しても安全機能を果たし得るよう独立2系統を設ける。各系統は、原子炉格納容器内の重量、圧力が原子炉格納容器の最高使用圧力、最高使用速度を超えないような除熱容量を持つよう設計する。格納容器冷却系は、冷却水であるサブプレッション・チェンバのプール水を残留熱除去系熱交換器で冷却し、原子炉格納容器内に設けたスプレイ・ヘッドからスプレイし、熱交換器で除去された熱は、原子炉補機冷却系を介して最終的に海に伝えられる。</p>	<p>〔3〕(1)a.(aa)~〔3〕(1)a.(am)残留熱除去系（格納容器冷却系）は、原子炉冷却材圧力バウンダリ配置の最も過剰な破断を想定した場合でも、放出されるエネルギーによる設計基準使用圧力、最高使用速度を超えないようにし、かつ、原子炉格納容器の内圧を速やかに下げて低く維持することにより、放射性物質の外部への漏えいを少なくする設計とする。</p> <p>〔3〕(1)a.(aa)~〔3〕(1)a.(am)設置許可基準規則第12条第2項に規定される「安全機能を有する系統のうち、安全機能の重要度が特に高い安全機能を有するもの」は、〔3〕(1)a.(aa)~〔3〕(1)a.(am)当該系統を構成する機器に「(2)単一故障より発生する単一故障が発生した場合であつて、外部電源が利用できるような十分な信頼性を確保し、かつ、維持し得る設計とし、原則、多重性又は多様性及び独立性を〔3〕(1)b.(aa)~〔3〕(1)b.(am)備える設計とする。」&lt;中略&gt;</p> <p>(2) 単一故障</p>	<p>〔3〕(1)a.(aa)~〔3〕(1)a.(am)は、設置変更許可申請書（本文（五号））の〔3〕(1)a.(aa)~〔3〕(1)a.(am)と同一であり整合している。</p> <p>設計及び工事の計画の〔3〕(1)a.(aa)~〔3〕(1)a.(am)は、設置変更許可申請書（本文（五号））の〔3〕(1)a.(aa)~〔3〕(1)a.(am)と同一であり整合している。</p> <p>設計及び工事の計画の〔3〕(1)a.(aa)~〔3〕(1)a.(am)は、設置変更許可申請書（本文（五号））の〔3〕(1)a.(aa)~〔3〕(1)a.(am)と同一であり整合している。</p>		<p>記載の適正化</p>
設置変更許可申請書（本文（五号））	設計及び工事の計画 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考																		
<p>〔3〕(1)a.(aa)~〔3〕(1)a.(am)格納容器冷却系は、原子炉冷却材圧力バウンダリ配置の最も過剰な破断を想定した場合でも、放出されるエネルギーによる設計基準使用圧力、最高使用圧力、最高使用速度を超えないようにし、かつ、原子炉格納容器の内圧を速やかに下げて低く維持することにより、放射性物質の外部への漏えいを少なくする設計とする。</p> <p>さらに、〔3〕(1)a.(aa)~〔3〕(1)a.(am)格納容器冷却系は、短期間では動的機器の単一故障〔3〕(1)a.(aa)~〔3〕(1)a.(am)を仮定しても、長期間では動的機器の単一故障又は想定される静的機器の単一故障のいずれかを仮定しても、上記の安全機能を満足するよう、〔3〕(1)b.(aa)~〔3〕(1)b.(am)格納容器スプレイ・ヘッド（サブプレッション・チェンバ）を除き多重性及び独立性を〔3〕(1)b.(aa)~〔3〕(1)b.(am)有する設計とする。</p>	<p>本系は、残留熱除去ポンプ、残留熱除去系熱交換器とその冷却系等からなり、単一故障を仮定しても安全機能を果たし得るよう独立2系統を設ける。各系統は、原子炉格納容器内の重量、圧力が原子炉格納容器の最高使用圧力、最高使用速度を超えないような除熱容量を持つよう設計する。格納容器冷却系は、冷却水であるサブプレッション・チェンバのプール水を残留熱除去系熱交換器で冷却し、原子炉格納容器内に設けたスプレイ・ヘッドからスプレイし、熱交換器で除去された熱は、原子炉補機冷却系を介して最終的に海に伝えられる。</p>	<p>〔3〕(1)a.(aa)~〔3〕(1)a.(am)残留熱除去系（格納容器冷却系）は、原子炉冷却材圧力バウンダリ配置の最も過剰な破断を想定した場合でも、放出されるエネルギーによる設計基準使用圧力、最高使用速度を超えないようにし、かつ、原子炉格納容器の内圧を速やかに下げて低く維持することにより、放射性物質の外部への漏えいを少なくする設計とする。</p> <p>〔3〕(1)a.(aa)~〔3〕(1)a.(am)設置許可基準規則第12条第2項に規定される「安全機能を有する系統のうち、安全機能の重要度が特に高い安全機能を有するもの」は、〔3〕(1)a.(aa)~〔3〕(1)a.(am)当該系統を構成する機器に「(2)単一故障より発生する単一故障が発生した場合であつて、外部電源が利用できるような十分な信頼性を確保し、かつ、維持し得る設計とし、原則、多重性又は多様性及び独立性を〔3〕(1)b.(aa)~〔3〕(1)b.(am)備える設計とする。」&lt;中略&gt;</p> <p>(2) 単一故障</p>	<p>〔3〕(1)a.(aa)~〔3〕(1)a.(am)は、設置変更許可申請書（本文（五号））の〔3〕(1)a.(aa)~〔3〕(1)a.(am)と同一であり整合している。</p> <p>設計及び工事の計画の〔3〕(1)a.(aa)~〔3〕(1)a.(am)は、設置変更許可申請書（本文（五号））の〔3〕(1)a.(aa)~〔3〕(1)a.(am)と同一であり整合している。</p> <p>設計及び工事の計画の〔3〕(1)a.(aa)~〔3〕(1)a.(am)は、設置変更許可申請書（本文（五号））の〔3〕(1)a.(aa)~〔3〕(1)a.(am)と同一であり整合している。</p>																			
設置変更許可申請書（本文（五号））	設計及び工事の計画 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考																		
<p>〔3〕(1)a.(aa)~〔3〕(1)a.(am)格納容器冷却系は、原子炉冷却材圧力バウンダリ配置の最も過剰な破断を想定した場合でも、放出されるエネルギーによる設計基準使用圧力、最高使用速度を超えないようにし、かつ、原子炉格納容器の内圧を速やかに下げて低く維持することにより、放射性物質の外部への漏えいを少なくする設計とする。</p> <p>さらに、〔3〕(1)a.(aa)~〔3〕(1)a.(am)格納容器冷却系は、短期間では動的機器の単一故障〔3〕(1)a.(aa)~〔3〕(1)a.(am)を仮定しても、長期間では動的機器の単一故障又は想定される静的機器の単一故障のいずれかを仮定しても、上記の安全機能を満足するよう、〔3〕(1)b.(aa)~〔3〕(1)b.(am)格納容器スプレイ・ヘッド（サブプレッション・チェンバ）を除き多重性及び独立性を〔3〕(1)b.(aa)~〔3〕(1)b.(am)有する設計とする。</p>	<p>本系は、残留熱除去ポンプ、残留熱除去系熱交換器とその冷却系等からなり、単一故障を仮定しても安全機能を果たし得るよう独立2系統を設ける。各系統は、原子炉格納容器内の重量、圧力が原子炉格納容器の最高使用圧力、最高使用速度を超えないような除熱容量を持つよう設計する。格納容器冷却系は、冷却水であるサブプレッション・チェンバのプール水を残留熱除去系熱交換器で冷却し、原子炉格納容器内に設けたスプレイ・ヘッドからスプレイし、熱交換器で除去された熱は、原子炉補機冷却系を介して最終的に海に伝えられる。</p>	<p>〔3〕(1)a.(aa)~〔3〕(1)a.(am)残留熱除去系（格納容器冷却系）は、原子炉冷却材圧力バウンダリ配置の最も過剰な破断を想定した場合でも、放出されるエネルギーによる設計基準使用圧力、最高使用速度を超えないようにし、かつ、原子炉格納容器の内圧を速やかに下げて低く維持することにより、放射性物質の外部への漏えいを少なくする設計とする。</p> <p>〔3〕(1)a.(aa)~〔3〕(1)a.(am)設置許可基準規則第12条第2項に規定される「安全機能を有する系統のうち、安全機能の重要度が特に高い安全機能を有するもの」は、〔3〕(1)a.(aa)~〔3〕(1)a.(am)当該系統を構成する機器に「(2)単一故障より発生する単一故障が発生した場合であつて、外部電源が利用できるような十分な信頼性を確保し、かつ、維持し得る設計とし、原則、多重性又は多様性及び独立性を〔3〕(1)b.(aa)~〔3〕(1)b.(am)備える設計とする。」&lt;中略&gt;</p> <p>(2) 単一故障</p>	<p>〔3〕(1)a.(aa)~〔3〕(1)a.(am)は、設置変更許可申請書（本文（五号））の〔3〕(1)a.(aa)~〔3〕(1)a.(am)と同一であり整合している。</p> <p>設計及び工事の計画の〔3〕(1)a.(aa)~〔3〕(1)a.(am)は、設置変更許可申請書（本文（五号））の〔3〕(1)a.(aa)~〔3〕(1)a.(am)と同一であり整合している。</p> <p>設計及び工事の計画の〔3〕(1)a.(aa)~〔3〕(1)a.(am)は、設置変更許可申請書（本文（五号））の〔3〕(1)a.(aa)~〔3〕(1)a.(am)と同一であり整合している。</p>																			

【VI-1-1-1-1 発電用原子炉の設置の許可（本文（五号））との整合性に関する説明書】

補正前	補正後	備考
<p>設置変更許可申請書（本文（五号））</p> <p>(ae) 所内ボイラ</p> <p>発電用原子炉施設には、<u>□(3)(1)a.(ae)-①</u>タービン、液体廃棄物処理系、タンクの保温用等に必要な蒸気を供給する能力がある<u>□(3)(1)a.(ae)-②</u>所内ボイラを設置する。所内ボイラ(1号及び2号)は、発電用原子炉施設の安全性を損なわない設計とする。</p> <p>b. 重大事故等対処施設（発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止、中央制御室、監視測定設備、緊急時対策所及び通信連絡を行うために必要な設備は、a.設計基準対象施設に記載）</p> <p>(a) 重大事故等の防止等</p> <p><u>□(3)(1)b.(ae)-①</u>発電用原子炉施設は、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合において、炉心、燃料プールの燃料体等及び運転停止中原子炉内の燃料体の著しい損傷を防止するために必要な措置を講じる設計とする。</p> <p>1. 安全設計</p> <p>1.10 発電用原子炉設置変更許可申請に係る安全設計の方針</p> <p>1.10.1 発電用原子炉設置変更許可申請（平成25年12月25日申請）に係る発電用原子炉及びその附属施設（補助ボイラ）の位置、構造及び設備の基準に関する規則への適合（補助ボイラ）</p> <p>第三十六条</p> <p>1 について</p> <p>所内ボイラは、液体廃棄物処理系の濃縮器、排ガス冷却器等の加熱用、屋外タンクの保温用、原子炉施設の起動及び停止時にタービン・グラントのシールド及び空気抽出運転動にも蒸気を供給する設備である。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>1.1 安全設計の方針</p> <p>1.1.7 重大事故等対処設備に関する基本方針</p> <p>発電用原子炉施設は、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合において、炉心、燃料プールの燃料体等及び運転停止中における原子炉の燃料体の著しい損傷を防止するために、また、重大事故が発生した場合において</p> <p>設計及び工事の計画 該当事項</p> <p>【補助ボイラ】 (基本設計方針) 第2章 個別項目 1. 補助ボイラ 1.1 補助ボイラの機能</p> <p>設計及び工事の計画 該当事項</p> <p>発電用原子炉施設には、設計基準事故に至るまでの間に想定される使用条件として、液体廃棄物処理系、タンクの保温用等<u>□(3)(1)a.(ae)-①</u>並びに原子炉施設の起動及び停止時の主蒸気圧力が低く、主蒸気が使用できない場合のタービン・グラントのシールド及び空気抽出運転に必要な蒸気を供給する能力を有する<u>□(3)(1)a.(ae)-②</u>補助ボイラ(1、2号機共用)(以下同じ。)を設置する。</p> <p>設計及び工事の計画の<u>□(3)(1)a.(ae)-②</u>は、設置変更許可申請書(本文(五号))の<u>□(3)(1)b.(ae)-①</u>は、設計及び工事の計画では、これらを具体的に設置変更許可申請書(本文(五号))の<u>□(3)(1)a.(ae)-②</u>と同義であり整合している。</p> <p>設置変更許可申請書(本文(五号))の<u>□(3)(1)b.(ae)-①</u>は、設計及び工事の計画では、これらを具体的に設置変更許可申請書(本文(五号))の<u>□(3)(1)a.(ae)-②</u>と同義であり整合している。</p> <p>設置変更許可申請書(本文(五号))の<u>□(3)(1)b.(ae)-①</u>は、設計及び工事の計画では、これらを具体的に設置変更許可申請書(本文(五号))の<u>□(3)(1)a.(ae)-②</u>と同義であり整合している。</p> <p>設置変更許可申請書(本文(五号))の<u>□(3)(1)b.(ae)-①</u>は、設計及び工事の計画では、これらを具体的に設置変更許可申請書(本文(五号))の<u>□(3)(1)a.(ae)-②</u>と同義であり整合している。</p>	<p>設置変更許可申請書（本文（五号））</p> <p>(ae) 所内ボイラ</p> <p>発電用原子炉施設には、<u>□(3)(1)a.(ae)-①</u>タービン、液体廃棄物処理系、タンクの保温用等に必要な蒸気を供給する能力がある<u>□(3)(1)a.(ae)-②</u>所内ボイラを設置する。所内ボイラ(1号及び2号)は、発電用原子炉施設の安全性を損なわない設計とする。</p> <p>b. 重大事故等対処施設（発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止、中央制御室、監視測定設備、緊急時対策所及び通信連絡を行うために必要な設備は、a.設計基準対象施設に記載）</p> <p>(a) 重大事故等の防止等</p> <p><u>□(3)(1)b.(ae)-①</u>発電用原子炉施設は、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合において、炉心、燃料プールの燃料体等及び運転停止中原子炉内の燃料体の著しい損傷を防止するために必要な措置を講じる設計とする。</p> <p>1. 安全設計</p> <p>1.10 発電用原子炉設置変更許可申請に係る安全設計の方針</p> <p>1.10.1 発電用原子炉設置変更許可申請（平成25年12月25日申請）に係る発電用原子炉及びその附属施設（補助ボイラ）の位置、構造及び設備の基準に関する規則への適合（補助ボイラ）</p> <p>第三十六条</p> <p>1 について</p> <p>所内ボイラは、液体廃棄物処理系の濃縮器、排ガス冷却器等の加熱用、屋外タンクの保温用、原子炉施設の起動及び停止時にタービン・グラントのシールド及び空気抽出運転動にも蒸気を供給する設備である。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>1.1 安全設計の方針</p> <p>1.1.7 重大事故等対処設備に関する基本方針</p> <p>発電用原子炉施設は、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合において、炉心、燃料プールの燃料体等及び運転停止中における原子炉の燃料体の著しい損傷を防止するために、また、重大事故が発生した場合において</p> <p>設計及び工事の計画 該当事項</p> <p>【補助ボイラ】 (基本設計方針) 第2章 個別項目 1. 補助ボイラ 1.1 補助ボイラの機能</p> <p>設計及び工事の計画 該当事項</p> <p>発電用原子炉施設には、設計基準事故に至るまでの間に想定される使用条件として、液体廃棄物処理系、タンクの保温用等<u>□(3)(1)a.(ae)-①</u>並びに原子炉施設の起動及び停止時の主蒸気圧力が低く、主蒸気が使用できない場合のタービン・グラントのシールド及び空気抽出運転に必要な蒸気を供給する能力を有する<u>□(3)(1)a.(ae)-②</u>補助ボイラ(1、2号機共用)(以下同じ。)を設置する。</p> <p>設計及び工事の計画の<u>□(3)(1)a.(ae)-②</u>は、設置変更許可申請書(本文(五号))の<u>□(3)(1)b.(ae)-①</u>は、設計及び工事の計画では、これらを具体的に設置変更許可申請書(本文(五号))の<u>□(3)(1)a.(ae)-②</u>と同義であり整合している。</p> <p>設置変更許可申請書(本文(五号))の<u>□(3)(1)b.(ae)-①</u>は、設計及び工事の計画では、これらを具体的に設置変更許可申請書(本文(五号))の<u>□(3)(1)a.(ae)-②</u>と同義であり整合している。</p> <p>設置変更許可申請書(本文(五号))の<u>□(3)(1)b.(ae)-①</u>は、設計及び工事の計画では、これらを具体的に設置変更許可申請書(本文(五号))の<u>□(3)(1)a.(ae)-②</u>と同義であり整合している。</p> <p>設置変更許可申請書(本文(五号))の<u>□(3)(1)b.(ae)-①</u>は、設計及び工事の計画では、これらを具体的に設置変更許可申請書(本文(五号))の<u>□(3)(1)a.(ae)-②</u>と同義であり整合している。</p>	<p>記載の適正化</p>

島根原子力発電所第2号機 工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【VI-1-1-1-1 発電用原子炉の設置の許可（本文（五号））との整合性に関する説明書】

補正前	補正後	備考
<p>設置変更許可申請書（本文（五号））</p> <p>火災感知設備及び消火設備は、<u>□(3)(1)h. (b)-(3)-②(4)</u>に2-3)、自然現象による火災の発生防止で抽出した自然現象に対して、火災感知設備及び消火設備の機能、性能を維持できる設計とする。火災感知設備及び消火設備については、火災感知設備及び消火設備の機能が維持できる設計とする。</p> <p>1.6.2.3.3 自然現象</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>凍結については、「(1) 凍結防止対策」に示す対策により機能を維持する設計とする。風（台風）に対しては、「(2) 風水害対策」に示す対策により機能を維持する設計とする。地震については、「(3) 地震対策」に示す対策により機能を維持する設計とする。</p> <p>(1) 凍結防止対策</p> <p>設計基準対象施設の火災防護に関する基本方針を適用する。</p> <p>(2) 風水害対策</p> <p>設計基準対象施設の火災防護に関する基本方針を適用する。</p> <p>設計及び工事の計画 該当事項</p> <p>知及び消火を行う設計とする。</p> <p>火災感知設備及び消火設備は、<u>□(3)(1)h. (b)-(3)-②(4)</u>に2-3)、落雷、地震等の自然現象による火災の発生防止で抽出した自然現象に対して、火災感知設備及び消火設備の機能が維持できる設計とする。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>火災感知設備及び消火設備については、火災区域及び火災区域に設置された火災防護上重要な機器等の耐震クラス及び重大事故等対象施設の区分に応じて、地震に対して機能を維持できる設計とする。</p> <p>1.2.1 火災感知設備</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>1.2.1 火災感知設備</p> <p>火災区域又は火災区域の火災感知設備は、凍結等の自然現象によっても、機能、性能が維持できる設計とする。</p> <p>屋外に設置する火災感知設備は-8.7℃まで気温が低下しても使用可能な火災感知設備を設置する設計とする。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>1.2.2 消火設備</p> <p>(6) 消火設備に対する自然現象の考慮</p> <p>a. 凍結防止対策</p> <p>屋外消火設備の配管は、保温材等により配管内部の水が凍結しない設計とする。</p> <p>屋外消火栓は、凍結を防止するため、自動排水機構により消火栓内部に水が溜まらないような構造とする設計とする。</p> <p>b. 風水害対策</p> <p>消火用水供給系の消火設備を構成する電動機駆動消火ポンプ、全城ガス消火設備及びケーブレットレイ消火設備は、風水害により性能が著しく阻害されないことがないよ</p> <p>設置変更許可申請書（添付書類A） 該当事項</p> <p>具体的な設計を「1.6.2.3.1 火災感知設備」から「1.6.2.3.4 消火設備の破損、誤作動又は誤操作による重大事故等対象施設への影響」に示し、このうち、火災感知設備及び消火設備が、地震等の自然現象に対して、火災感知設備及び消火設備の機能が維持される、かつ、重大事故等対象施設の区分に応じて、機能を維持できる設計とすることを「1.6.2.3.3 自然現象」に示す。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>1.6.2.3.3 自然現象</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>凍結については、「(1) 凍結防止対策」に示す対策により機能を維持する設計とする。風（台風）に対しては、「(2) 風水害対策」に示す対策により機能を維持する設計とする。地震については、「(3) 地震対策」に示す対策により機能を維持する設計とする。</p> <p>(1) 凍結防止対策</p> <p>設計基準対象施設の火災防護に関する基本方針を適用する。</p> <p>(2) 風水害対策</p> <p>設計基準対象施設の火災防護に関する基本方針を適用する。</p> <p>設計及び工事の計画 該当事項</p> <p>知及び消火を行う設計とする。</p> <p>火災感知設備及び消火設備は、<u>□(3)(1)h. (b)-(3)-②(4)</u>に2-3)、落雷、地震等の自然現象による火災の発生防止で抽出した自然現象に対して、火災感知設備及び消火設備の機能が維持できる設計とする。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>火災感知設備及び消火設備については、火災区域及び火災区域に設置された火災防護上重要な機器等の耐震クラス及び重大事故等対象施設の区分に応じて、地震に対して機能を維持できる設計とする。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>1.2.1 火災感知設備</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>1.2.1 火災感知設備</p> <p>火災区域又は火災区域の火災感知設備は、凍結等の自然現象によっても、機能、性能が維持できる設計とする。</p> <p>屋外に設置する火災感知設備は-8.7℃まで気温が低下しても使用可能な火災感知設備を設置する設計とする。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>1.2.2 消火設備</p> <p>(6) 消火設備に対する自然現象の考慮</p> <p>a. 凍結防止対策</p> <p>屋外消火設備の配管は、保温材等により配管内部の水が凍結しない設計とする。</p> <p>屋外消火栓は、凍結を防止するため、自動排水機構により消火栓内部に水が溜まらないような構造とする設計とする。</p> <p>b. 風水害対策</p> <p>消火用水供給系の消火設備を構成する電動機駆動消火ポンプ、全城ガス消火設備及びケーブレットレイ消火設備は、風水害により性能が著しく阻害されないことがないよ</p>	<p>設置変更許可申請書（本文（五号））</p> <p>火災感知設備及び消火設備は、<u>□(3)(1)h. (b)-(3)-②(4)</u>に2-3)、自然現象による火災の発生防止で抽出した自然現象に対して、火災感知設備及び消火設備の機能、性能を維持できる設計とする。火災感知設備及び消火設備については、火災感知設備及び消火設備の機能が維持できる設計とする。</p> <p>1.6.2.3.3 自然現象</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>凍結については、「(1) 凍結防止対策」に示す対策により機能を維持する設計とする。風（台風）に対しては、「(2) 風水害対策」に示す対策により機能を維持する設計とする。地震については、「(3) 地震対策」に示す対策により機能を維持する設計とする。</p> <p>(1) 凍結防止対策</p> <p>設計基準対象施設の火災防護に関する基本方針を適用する。</p> <p>(2) 風水害対策</p> <p>設計基準対象施設の火災防護に関する基本方針を適用する。</p> <p>設置変更許可申請書（添付書類A） 該当事項</p> <p>具体的な設計を「1.6.2.3.1 火災感知設備」から「1.6.2.3.4 消火設備の破損、誤作動又は誤操作による重大事故等対象施設への影響」に示し、このうち、火災感知設備及び消火設備が、地震等の自然現象に対して、火災感知設備及び消火設備の機能が維持される、かつ、重大事故等対象施設の区分に応じて、機能を維持できる設計とすることを「1.6.2.3.3 自然現象」に示す。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>1.6.2.3.3 自然現象</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>凍結については、「(1) 凍結防止対策」に示す対策により機能を維持する設計とする。風（台風）に対しては、「(2) 風水害対策」に示す対策により機能を維持する設計とする。地震については、「(3) 地震対策」に示す対策により機能を維持する設計とする。</p> <p>(1) 凍結防止対策</p> <p>設計基準対象施設の火災防護に関する基本方針を適用する。</p> <p>(2) 風水害対策</p> <p>設計基準対象施設の火災防護に関する基本方針を適用する。</p> <p>設計及び工事の計画 該当事項</p> <p>知及び消火を行う設計とする。</p> <p>火災感知設備及び消火設備は、<u>□(3)(1)h. (b)-(3)-②(4)</u>に2-3)、落雷、地震等の自然現象による火災の発生防止で抽出した自然現象に対して、火災感知設備及び消火設備の機能が維持できる設計とする。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>火災感知設備及び消火設備については、火災区域及び火災区域に設置された火災防護上重要な機器等の耐震クラス及び重大事故等対象施設の区分に応じて、地震に対して機能を維持できる設計とする。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>1.2.1 火災感知設備</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>1.2.1 火災感知設備</p> <p>火災区域又は火災区域の火災感知設備は、凍結等の自然現象によっても、機能、性能が維持できる設計とする。</p> <p>屋外に設置する火災感知設備は-8.7℃まで気温が低下しても使用可能な火災感知設備を設置する設計とする。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>1.2.2 消火設備</p> <p>(6) 消火設備に対する自然現象の考慮</p> <p>a. 凍結防止対策</p> <p>屋外消火設備の配管は、保温材等により配管内部の水が凍結しない設計とする。</p> <p>屋外消火栓は、凍結を防止するため、自動排水機構により消火栓内部に水が溜まらないような構造とする設計とする。</p> <p>b. 風水害対策</p> <p>消火用水供給系の消火設備を構成する電動機駆動消火ポンプ、全城ガス消火設備及びケーブレットレイ消火設備は、風水害により性能が著しく阻害されないことがないよ</p> <p>設置変更許可申請書（本文（五号））の<u>□(3)(1)h. (b)-(3)-①</u>と同義であり整合している。</p> <p>設計及び工事の計画の<u>□(3)(1)h. (b)-(3)-②</u>は、設置変更許可申請書（本文（五号））の<u>□(3)(1)h. (b)-(3)-②</u>と同義であり整合している。なお、詳細については、該当箇所にて示す。</p> <p>設計及び工事の計画 該当事項</p> <p>知及び消火を行う設計とする。</p> <p>火災感知設備及び消火設備は、<u>□(3)(1)h. (b)-(3)-②(4)</u>に2-3)、落雷、地震等の自然現象による火災の発生防止で抽出した自然現象に対して、火災感知設備及び消火設備の機能が維持できる設計とする。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>火災感知設備及び消火設備については、火災区域及び火災区域に設置された火災防護上重要な機器等の耐震クラス及び重大事故等対象施設の区分に応じて、地震に対して機能を維持できる設計とする。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>1.2.1 火災感知設備</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>1.2.1 火災感知設備</p> <p>火災区域又は火災区域の火災感知設備は、凍結等の自然現象によっても、機能、性能が維持できる設計とする。</p> <p>屋外に設置する火災感知設備は-8.7℃まで気温が低下しても使用可能な火災感知設備を設置する設計とする。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>1.2.2 消火設備</p> <p>(6) 消火設備に対する自然現象の考慮</p> <p>a. 凍結防止対策</p> <p>屋外消火設備の配管は、保温材等により配管内部の水が凍結しない設計とする。</p> <p>屋外消火栓は、凍結を防止するため、自動排水機構により消火栓内部に水が溜まらないような構造とする設計とする。</p> <p>b. 風水害対策</p> <p>消火用水供給系の消火設備を構成する電動機駆動消火ポンプ、全城ガス消火設備及びケーブレットレイ消火設備は、風水害により性能が著しく阻害されないことがないよ</p> <p>設置変更許可申請書（本文（五号））の<u>□(3)(1)h. (b)-(3)-①</u>と同義であり整合している。</p> <p>設計及び工事の計画の<u>□(3)(1)h. (b)-(3)-②</u>は、設置変更許可申請書（本文（五号））の<u>□(3)(1)h. (b)-(3)-②</u>と同義であり整合している。なお、詳細については、該当箇所にて示す。</p>	<p>記載の適正化</p>

【VI-1-1-1-1 発電用原子炉の設置の許可（本文（五号））との整合性に関する説明書】

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項	設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項																																																																								
	<p>設計及び工事の計画 該当事項 整合性 備考</p> <p>(2) 上部格子板の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び種数</p> <table border="1" data-bbox="460 420 816 987"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>上部格子板</th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>種</td> <td>—</td> <td>格子形</td> <td>変更なし</td> </tr> <tr> <td>最高使用圧力</td> <td>MPa</td> <td>□<sup>#2</sup> (補正)</td> <td>変更なし</td> </tr> <tr> <td>最高使用温度</td> <td>℃</td> <td>302<sup>#2</sup></td> <td>変更なし</td> </tr> <tr> <td>主外径</td> <td>mm</td> <td>□<sup>#3</sup></td> <td>変更なし</td> </tr> <tr> <td>要高さ</td> <td>mm</td> <td>□<sup>#4</sup></td> <td>変更なし</td> </tr> <tr> <td>寸法</td> <td>グリッドプレート厚さ<sup>#5</sup></td> <td>□<sup>#6</sup></td> <td>変更なし</td> </tr> <tr> <td>材料</td> <td>グリッドプレート</td> <td>SUS316L</td> <td>変更なし</td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記*1：原子炉冷却系統施設のうち残留除去設備（残留除去系）及び非常用炉心冷却設備その他の原子炉注水設備（高圧炉心スプレイス系、低圧炉心スプレイス系、高圧原子炉代替注水系、原子炉隔離時冷却系、低圧原子炉代替注水系、残留除去系、ほうげん水注入系）、許容制御系施設のうちほうげん水注入設備（ほうげん水注入系）並びに原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備の原子炉格納容器安全設備（残留熱代替除去系、高圧原子炉代替注水系、低圧原子炉代替注水系、ほうげん水注入系）と兼用除去系、高圧原子炉代替注水系、低圧原子炉代替注水系、ほうげん水注入系）と兼用                  *2：既工事計画書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は、平成16年7月1日付け電源部第24号にて提出した工事計画の添付書類「IV-3-1-1 炉心シミュラウドの応力計算書」による。                  *3：重大事故等時における使用時の値                  *4：運転状態Ⅳにおける値                  *5：運転状態Ⅳにおける値                  *6：公称値を示す。                  *7：既工事計画書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は、昭和60年12月25日付け60質行第11431号にて認可された工事計画の添付書類「IV-2-2-3(2)c 上部格子板の応力計算書」による。                  *8：既工事計画書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は、昭和60年12月25日付け60質行第11431号にて認可された工事計画の添付書類「IV-2-2-3(2)c 上部格子板の応力計算書」による。                  *9：記載の適正化を行う。既工事計画書には「リム剛」と記載。</p>	名称	上部格子板	変更前	変更後	種	—	格子形	変更なし	最高使用圧力	MPa	□ <sup>#2</sup> (補正)	変更なし	最高使用温度	℃	302 <sup>#2</sup>	変更なし	主外径	mm	□ <sup>#3</sup>	変更なし	要高さ	mm	□ <sup>#4</sup>	変更なし	寸法	グリッドプレート厚さ <sup>#5</sup>	□ <sup>#6</sup>	変更なし	材料	グリッドプレート	SUS316L	変更なし	備考	—	—	—	<p>設計及び工事の計画 該当事項 整合性 備考</p> <p>(2) 上部格子板の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び種数</p> <table border="1" data-bbox="1647 420 2003 987"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>上部格子板</th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>種</td> <td>—</td> <td>格子形</td> <td>変更なし</td> </tr> <tr> <td>最高使用圧力</td> <td>MPa</td> <td>□<sup>#2</sup> (補正)</td> <td>変更なし</td> </tr> <tr> <td>最高使用温度</td> <td>℃</td> <td>302<sup>#2</sup></td> <td>変更なし</td> </tr> <tr> <td>主外径</td> <td>mm</td> <td>□<sup>#3</sup></td> <td>変更なし</td> </tr> <tr> <td>要高さ</td> <td>mm</td> <td>□<sup>#4</sup></td> <td>変更なし</td> </tr> <tr> <td>寸法</td> <td>グリッドプレート厚さ<sup>#5</sup></td> <td>□<sup>#6</sup></td> <td>変更なし</td> </tr> <tr> <td>材料</td> <td>グリッドプレート</td> <td>SUS316L</td> <td>変更なし</td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記*1：原子炉冷却系統施設のうち残留除去設備（残留除去系）及び非常用炉心冷却設備その他の原子炉注水設備（高圧炉心スプレイス系、低圧炉心スプレイス系、高圧原子炉代替注水系、原子炉隔離時冷却系、低圧原子炉代替注水系、残留除去系、ほうげん水注入系）、許容制御系施設のうちほうげん水注入設備（ほうげん水注入系）並びに原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備の原子炉格納容器安全設備（残留熱代替除去系、高圧原子炉代替注水系、低圧原子炉代替注水系、ほうげん水注入系）と兼用除去系、高圧原子炉代替注水系、低圧原子炉代替注水系、ほうげん水注入系）と兼用                  *2：既工事計画書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は、平成16年7月1日付け電源部第24号にて提出した工事計画の添付書類「IV-3-1-1 炉心シミュラウドの応力計算書」による。                  *3：重大事故等時における使用時の値                  *4：運転状態Ⅳにおける値                  *5：運転状態Ⅳにおける値                  *6：公称値を示す。                  *7：既工事計画書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は、昭和60年12月25日付け60質行第11431号にて認可された工事計画の添付書類「IV-2-2-3(2)c 上部格子板の応力計算書」による。                  *8：既工事計画書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は、昭和60年12月25日付け60質行第11431号にて認可された工事計画の添付書類「IV-2-2-3(2)c 上部格子板の応力計算書」による。                  *9：記載の適正化を行う。既工事計画書には「リム剛」と記載。</p>	名称	上部格子板	変更前	変更後	種	—	格子形	変更なし	最高使用圧力	MPa	□ <sup>#2</sup> (補正)	変更なし	最高使用温度	℃	302 <sup>#2</sup>	変更なし	主外径	mm	□ <sup>#3</sup>	変更なし	要高さ	mm	□ <sup>#4</sup>	変更なし	寸法	グリッドプレート厚さ <sup>#5</sup>	□ <sup>#6</sup>	変更なし	材料	グリッドプレート	SUS316L	変更なし	備考	—	—	—	<p>備考</p> <p>記載の適正化</p>
名称	上部格子板	変更前	変更後																																																																								
種	—	格子形	変更なし																																																																								
最高使用圧力	MPa	□ <sup>#2</sup> (補正)	変更なし																																																																								
最高使用温度	℃	302 <sup>#2</sup>	変更なし																																																																								
主外径	mm	□ <sup>#3</sup>	変更なし																																																																								
要高さ	mm	□ <sup>#4</sup>	変更なし																																																																								
寸法	グリッドプレート厚さ <sup>#5</sup>	□ <sup>#6</sup>	変更なし																																																																								
材料	グリッドプレート	SUS316L	変更なし																																																																								
備考	—	—	—																																																																								
名称	上部格子板	変更前	変更後																																																																								
種	—	格子形	変更なし																																																																								
最高使用圧力	MPa	□ <sup>#2</sup> (補正)	変更なし																																																																								
最高使用温度	℃	302 <sup>#2</sup>	変更なし																																																																								
主外径	mm	□ <sup>#3</sup>	変更なし																																																																								
要高さ	mm	□ <sup>#4</sup>	変更なし																																																																								
寸法	グリッドプレート厚さ <sup>#5</sup>	□ <sup>#6</sup>	変更なし																																																																								
材料	グリッドプレート	SUS316L	変更なし																																																																								
備考	—	—	—																																																																								

島根原子力発電所第2号機 工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【VI-1-1-1-1 発電用原子炉の設置の許可（本文（五号））との整合性に関する説明書】

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項	設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項	補正前	補正後	備考																																																																																					
	<p>(3) 炉心支持板の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び側数</p> <table border="1" data-bbox="418 401 795 968"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>炉心支持板</th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>種</td> <td>円板形</td> <td>変更なし</td> <td>変更なし</td> </tr> <tr> <td>最高使用圧力</td> <td>MPa</td> <td>□<sup>*2</sup> (差注)</td> <td>□<sup>*3, *4</sup> (差注)</td> </tr> <tr> <td>最高使用温度</td> <td>℃</td> <td>302<sup>*2</sup></td> <td>□<sup>*3, *4</sup> (差注)</td> </tr> <tr> <td>主外径</td> <td>mm</td> <td>□<sup>*5</sup></td> <td>□<sup>*5, *6</sup></td> </tr> <tr> <td>高さ</td> <td>mm</td> <td>□<sup>*5</sup></td> <td>□<sup>*5, *6</sup></td> </tr> <tr> <td>寸り△胴板厚さ<sup>*7</sup></td> <td>mm</td> <td>□<sup>*9</sup></td> <td>□<sup>*9</sup></td> </tr> <tr> <td>法支持板厚さ<sup>*8</sup></td> <td>mm</td> <td>□<sup>*9</sup></td> <td>□<sup>*9</sup></td> </tr> <tr> <td>材料△胴板<sup>*9</sup></td> <td>—</td> <td>SUS316L</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>材料△支持板</td> <td>—</td> <td>SUS316L</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>個</td> <td>数</td> <td>—</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記*1：原子炉冷却系施設のうち残留除去設備（残留熱除去系）及び非常用炉心冷却設備          その他原子炉注水設備（高圧炉心スプレイ系、低圧炉心スプレイ系、高圧原子炉代替注水係、原子炉隔離時冷却系、低圧原子炉代替注水係、残留熱除去系、ほう酸水注入係）、排熱制御系施設のうちほう酸水注入設備（ほう酸水注入係）並びに原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備の原子炉格納容器安全設備（残留熱代替除去系、高圧原子炉代替注水係、低圧原子炉代替注水係、ほう酸水注入係）と兼用</p> <p>*2：既工事計画書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は、平成16年7月1日付け電源運第24号にて提出した工事計画の添付書類「IV-3-1-1 炉心シユラウドの応力計算書」による。</p> <p>*3：重大事故等時における使用時の値</p> <p>*4：運転状態Ⅳにおける値</p> <p>*5：運転状態Ⅳにおける値</p> <p>*6：公称値を示す。</p> <p>*7：既工事計画書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は、設計図書による。</p> <p>*8：既工事計画書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は、昭和60年12月25日付け60資行第11431号にて認可された工事計画の添付書類「IV-2-2-3(2)d 炉心支持板の応力計算書」による。</p> <p>*9：記載の適正化を行う。既工事計画書には「リム胴」と記載</p>	名称	炉心支持板	変更前	変更後	種	円板形	変更なし	変更なし	最高使用圧力	MPa	□ <sup>*2</sup> (差注)	□ <sup>*3, *4</sup> (差注)	最高使用温度	℃	302 <sup>*2</sup>	□ <sup>*3, *4</sup> (差注)	主外径	mm	□ <sup>*5</sup>	□ <sup>*5, *6</sup>	高さ	mm	□ <sup>*5</sup>	□ <sup>*5, *6</sup>	寸り△胴板厚さ <sup>*7</sup>	mm	□ <sup>*9</sup>	□ <sup>*9</sup>	法支持板厚さ <sup>*8</sup>	mm	□ <sup>*9</sup>	□ <sup>*9</sup>	材料△胴板 <sup>*9</sup>	—	SUS316L	—	材料△支持板	—	SUS316L	—	個	数	—	1	<p>(3) 炉心支持板の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び側数</p> <table border="1" data-bbox="1605 401 2012 968"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>炉心支持板</th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>種</td> <td>円板形</td> <td>変更なし</td> <td>変更なし</td> </tr> <tr> <td>最高使用圧力</td> <td>MPa</td> <td>□<sup>*2</sup> (差注)</td> <td>□<sup>*3, *4</sup> (差注)</td> </tr> <tr> <td>最高使用温度</td> <td>℃</td> <td>302<sup>*2</sup></td> <td>□<sup>*3, *4</sup> (差注)</td> </tr> <tr> <td>主外径</td> <td>mm</td> <td>□<sup>*5</sup></td> <td>□<sup>*5, *6</sup></td> </tr> <tr> <td>高さ</td> <td>mm</td> <td>□<sup>*5</sup></td> <td>□<sup>*5, *6</sup></td> </tr> <tr> <td>寸り△胴板厚さ<sup>*7</sup></td> <td>mm</td> <td>□<sup>*9</sup></td> <td>□<sup>*9</sup></td> </tr> <tr> <td>法支持板厚さ<sup>*8</sup></td> <td>mm</td> <td>□<sup>*9</sup></td> <td>□<sup>*9</sup></td> </tr> <tr> <td>材料△胴板<sup>*9</sup></td> <td>—</td> <td>SUS316L</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>材料△支持板</td> <td>—</td> <td>SUS316L</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>個</td> <td>数</td> <td>—</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記*1：原子炉冷却系施設のうち残留除去設備（残留熱除去系）及び非常用炉心冷却設備          その他原子炉注水設備（高圧炉心スプレイ系、低圧炉心スプレイ系、高圧原子炉代替注水係、原子炉隔離時冷却系、低圧原子炉代替注水係、残留熱除去系、ほう酸水注入係）、排熱制御系施設のうちほう酸水注入設備（ほう酸水注入係）並びに原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備の原子炉格納容器安全設備（残留熱代替除去系、高圧原子炉代替注水係、低圧原子炉代替注水係、ほう酸水注入係）と兼用</p> <p>*2：既工事計画書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は、平成16年7月1日付け電源運第24号にて提出した工事計画の添付書類「IV-3-1-1 炉心シユラウドの応力計算書」による。</p> <p>*3：重大事故等時における使用時の値</p> <p>*4：運転状態Ⅳにおける値</p> <p>*5：運転状態Ⅳにおける値</p> <p>*6：公称値を示す。</p> <p>*7：既工事計画書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は、設計図書による。</p> <p>*8：既工事計画書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は、昭和60年12月25日付け60資行第11431号にて認可された工事計画の添付書類「IV-2-2-3(2)d 炉心支持板の応力計算書」による。</p> <p>*9：記載の適正化を行う。既工事計画書には「リム胴」と記載</p>	名称	炉心支持板	変更前	変更後	種	円板形	変更なし	変更なし	最高使用圧力	MPa	□ <sup>*2</sup> (差注)	□ <sup>*3, *4</sup> (差注)	最高使用温度	℃	302 <sup>*2</sup>	□ <sup>*3, *4</sup> (差注)	主外径	mm	□ <sup>*5</sup>	□ <sup>*5, *6</sup>	高さ	mm	□ <sup>*5</sup>	□ <sup>*5, *6</sup>	寸り△胴板厚さ <sup>*7</sup>	mm	□ <sup>*9</sup>	□ <sup>*9</sup>	法支持板厚さ <sup>*8</sup>	mm	□ <sup>*9</sup>	□ <sup>*9</sup>	材料△胴板 <sup>*9</sup>	—	SUS316L	—	材料△支持板	—	SUS316L	—	個	数	—	1	<p>記載の適正化</p>
名称	炉心支持板	変更前	変更後																																																																																								
種	円板形	変更なし	変更なし																																																																																								
最高使用圧力	MPa	□ <sup>*2</sup> (差注)	□ <sup>*3, *4</sup> (差注)																																																																																								
最高使用温度	℃	302 <sup>*2</sup>	□ <sup>*3, *4</sup> (差注)																																																																																								
主外径	mm	□ <sup>*5</sup>	□ <sup>*5, *6</sup>																																																																																								
高さ	mm	□ <sup>*5</sup>	□ <sup>*5, *6</sup>																																																																																								
寸り△胴板厚さ <sup>*7</sup>	mm	□ <sup>*9</sup>	□ <sup>*9</sup>																																																																																								
法支持板厚さ <sup>*8</sup>	mm	□ <sup>*9</sup>	□ <sup>*9</sup>																																																																																								
材料△胴板 <sup>*9</sup>	—	SUS316L	—																																																																																								
材料△支持板	—	SUS316L	—																																																																																								
個	数	—	1																																																																																								
名称	炉心支持板	変更前	変更後																																																																																								
種	円板形	変更なし	変更なし																																																																																								
最高使用圧力	MPa	□ <sup>*2</sup> (差注)	□ <sup>*3, *4</sup> (差注)																																																																																								
最高使用温度	℃	302 <sup>*2</sup>	□ <sup>*3, *4</sup> (差注)																																																																																								
主外径	mm	□ <sup>*5</sup>	□ <sup>*5, *6</sup>																																																																																								
高さ	mm	□ <sup>*5</sup>	□ <sup>*5, *6</sup>																																																																																								
寸り△胴板厚さ <sup>*7</sup>	mm	□ <sup>*9</sup>	□ <sup>*9</sup>																																																																																								
法支持板厚さ <sup>*8</sup>	mm	□ <sup>*9</sup>	□ <sup>*9</sup>																																																																																								
材料△胴板 <sup>*9</sup>	—	SUS316L	—																																																																																								
材料△支持板	—	SUS316L	—																																																																																								
個	数	—	1																																																																																								

【VI-1-1-1-1 発電用原子炉の設置の許可（本文（五号））との整合性に関する説明書】

補正前	補正後	備考																																																																																																
<p>設置変更許可申請書（本文（五号））</p> <p>設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項</p> <p>設計及び工事の計画 該当事項 整合性 材料及び個数</p> <table border="1" data-bbox="415 399 1261 987"> <thead> <tr> <th colspan="2">(5) 制御体案内管の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数</th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>名称</td> <td>制御体案内管</td> <td>制御体案内管</td> <td>制御体案内管<sup>*1</sup></td> </tr> <tr> <td>種</td> <td>—</td> <td>円筒形</td> <td>変更なし</td> </tr> <tr> <td>最高使用圧力</td> <td>MPa</td> <td>□<sup>*2</sup> (差圧)</td> <td>変更なし □<sup>*3, *4</sup> (差圧) □<sup>*5, *6</sup> (差圧)</td> </tr> <tr> <td>最高使用温度</td> <td>℃</td> <td>302<sup>*2</sup></td> <td>変更なし □<sup>*3, *4</sup> □<sup>*5, *6</sup></td> </tr> <tr> <td>外径</td> <td>mm</td> <td>□<sup>*6</sup></td> <td>□<sup>*6</sup></td> </tr> <tr> <td>長さ</td> <td>mm</td> <td>□<sup>*6</sup></td> <td>□<sup>*6</sup></td> </tr> <tr> <td>厚さ</td> <td>mm</td> <td>□<sup>*6</sup></td> <td>□<sup>*6</sup></td> </tr> <tr> <td>材質</td> <td>—</td> <td>SUS304L</td> <td>変更なし</td> </tr> <tr> <td>ボンド</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>材料</td> <td>—</td> <td>SSS19A</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>—</td> <td>137</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記*1：原子炉冷却系統施設のうち残留熱除去設備（残留熱除去系）及び非常用炉心冷却設備（炉心冷却系）の原子炉注水設備（高圧炉心スプレイス系、低圧炉心スプレイス系、高圧原子炉代替注水系、原子炉隔離時冷却系、低圧原子炉代替注水系、残留熱除去系、高圧原子炉代替注水系）、炉冷却系統施設のうち高圧炉心注水設備（高圧炉心注水系）並びに原子炉格納容器のうち圧力低減設備その他の安全設備の原子炉格納容器安全設備（残留熱代替除去系、高圧原子炉代替注水系、低圧原子炉代替注水系、高圧炉心注水系）と兼用設備</p> <p>*2：既工事計画書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は、平成16年7月1日付け電原第24号にて届出した工事計画の添付書類「IV-3-1-1 炉心シェラウドの応力計算書」による。</p> <p>*3：重大事故等時における使用時の値</p> <p>*4：運転状態Ⅲにおける値</p> <p>*5：運転状態Ⅳにおける値</p> <p>*6：公称値を示す。</p> <p>*7：既工事計画書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は、昭和60年12月25日付け60資行第11431号にて認可された工事計画の添付書類「IV-2-3(2)c 制御体案内管の応力計算書」による。</p> <p>*8：記載の適正化を行う。既工事計画書には「材料」と記載。</p>	(5) 制御体案内管の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数		変更前	変更後	名称	制御体案内管	制御体案内管	制御体案内管 <sup>*1</sup>	種	—	円筒形	変更なし	最高使用圧力	MPa	□ <sup>*2</sup> (差圧)	変更なし □ <sup>*3, *4</sup> (差圧) □ <sup>*5, *6</sup> (差圧)	最高使用温度	℃	302 <sup>*2</sup>	変更なし □ <sup>*3, *4</sup> □ <sup>*5, *6</sup>	外径	mm	□ <sup>*6</sup>	□ <sup>*6</sup>	長さ	mm	□ <sup>*6</sup>	□ <sup>*6</sup>	厚さ	mm	□ <sup>*6</sup>	□ <sup>*6</sup>	材質	—	SUS304L	変更なし	ボンド	—	—	—	材料	—	SSS19A	—	個数	—	137	—	<p>設置変更許可申請書（本文（五号））</p> <p>設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項</p> <p>設計及び工事の計画 該当事項 整合性 材料及び個数</p> <table border="1" data-bbox="1617 399 2463 987"> <thead> <tr> <th colspan="2">(5) 制御体案内管の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数</th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>名称</td> <td>制御体案内管</td> <td>制御体案内管</td> <td>制御体案内管<sup>*1</sup></td> </tr> <tr> <td>種</td> <td>—</td> <td>円筒形</td> <td>変更なし</td> </tr> <tr> <td>最高使用圧力</td> <td>MPa</td> <td>□<sup>*2</sup> (差圧)</td> <td>変更なし □<sup>*3, *4</sup> (差圧) □<sup>*5, *6</sup> (差圧)</td> </tr> <tr> <td>最高使用温度</td> <td>℃</td> <td>302<sup>*2</sup></td> <td>変更なし □<sup>*3, *4</sup> □<sup>*5, *6</sup></td> </tr> <tr> <td>外径</td> <td>mm</td> <td>□<sup>*6</sup></td> <td>□<sup>*6</sup></td> </tr> <tr> <td>長さ</td> <td>mm</td> <td>□<sup>*6</sup></td> <td>□<sup>*6</sup></td> </tr> <tr> <td>厚さ</td> <td>mm</td> <td>□<sup>*6</sup></td> <td>□<sup>*6</sup></td> </tr> <tr> <td>材質</td> <td>—</td> <td>SUS304L</td> <td>変更なし</td> </tr> <tr> <td>ボンド</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>材料</td> <td>—</td> <td>SSS19A</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>—</td> <td>137</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記*1：原子炉冷却系統施設のうち残留熱除去設備（残留熱除去系）及び非常用炉心冷却設備（炉心冷却系）の原子炉注水設備（高圧炉心スプレイス系、低圧炉心スプレイス系、高圧原子炉代替注水系、原子炉隔離時冷却系、低圧原子炉代替注水系、残留熱除去系、高圧原子炉代替注水系）、炉冷却系統施設のうち高圧炉心注水設備（高圧炉心注水系）並びに原子炉格納容器のうち圧力低減設備その他の安全設備の原子炉格納容器安全設備（残留熱代替除去系、高圧原子炉代替注水系、低圧原子炉代替注水系、高圧炉心注水系）と兼用設備</p> <p>*2：既工事計画書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は、平成16年7月1日付け電原第24号にて届出した工事計画の添付書類「IV-3-1-1 炉心シェラウドの応力計算書」による。</p> <p>*3：重大事故等時における使用時の値</p> <p>*4：運転状態Ⅲにおける使用時の値</p> <p>*5：運転状態Ⅳにおける値</p> <p>*6：公称値を示す。</p> <p>*7：既工事計画書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は、昭和60年12月25日付け60資行第11431号にて認可された工事計画の添付書類「IV-2-3(2)c 制御体案内管の応力計算書」による。</p> <p>*8：記載の適正化を行う。既工事計画書には「材料」と記載</p>	(5) 制御体案内管の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数		変更前	変更後	名称	制御体案内管	制御体案内管	制御体案内管 <sup>*1</sup>	種	—	円筒形	変更なし	最高使用圧力	MPa	□ <sup>*2</sup> (差圧)	変更なし □ <sup>*3, *4</sup> (差圧) □ <sup>*5, *6</sup> (差圧)	最高使用温度	℃	302 <sup>*2</sup>	変更なし □ <sup>*3, *4</sup> □ <sup>*5, *6</sup>	外径	mm	□ <sup>*6</sup>	□ <sup>*6</sup>	長さ	mm	□ <sup>*6</sup>	□ <sup>*6</sup>	厚さ	mm	□ <sup>*6</sup>	□ <sup>*6</sup>	材質	—	SUS304L	変更なし	ボンド	—	—	—	材料	—	SSS19A	—	個数	—	137	—	<p>備考</p> <p>記載の適正化</p>
(5) 制御体案内管の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数		変更前	変更後																																																																																															
名称	制御体案内管	制御体案内管	制御体案内管 <sup>*1</sup>																																																																																															
種	—	円筒形	変更なし																																																																																															
最高使用圧力	MPa	□ <sup>*2</sup> (差圧)	変更なし □ <sup>*3, *4</sup> (差圧) □ <sup>*5, *6</sup> (差圧)																																																																																															
最高使用温度	℃	302 <sup>*2</sup>	変更なし □ <sup>*3, *4</sup> □ <sup>*5, *6</sup>																																																																																															
外径	mm	□ <sup>*6</sup>	□ <sup>*6</sup>																																																																																															
長さ	mm	□ <sup>*6</sup>	□ <sup>*6</sup>																																																																																															
厚さ	mm	□ <sup>*6</sup>	□ <sup>*6</sup>																																																																																															
材質	—	SUS304L	変更なし																																																																																															
ボンド	—	—	—																																																																																															
材料	—	SSS19A	—																																																																																															
個数	—	137	—																																																																																															
(5) 制御体案内管の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数		変更前	変更後																																																																																															
名称	制御体案内管	制御体案内管	制御体案内管 <sup>*1</sup>																																																																																															
種	—	円筒形	変更なし																																																																																															
最高使用圧力	MPa	□ <sup>*2</sup> (差圧)	変更なし □ <sup>*3, *4</sup> (差圧) □ <sup>*5, *6</sup> (差圧)																																																																																															
最高使用温度	℃	302 <sup>*2</sup>	変更なし □ <sup>*3, *4</sup> □ <sup>*5, *6</sup>																																																																																															
外径	mm	□ <sup>*6</sup>	□ <sup>*6</sup>																																																																																															
長さ	mm	□ <sup>*6</sup>	□ <sup>*6</sup>																																																																																															
厚さ	mm	□ <sup>*6</sup>	□ <sup>*6</sup>																																																																																															
材質	—	SUS304L	変更なし																																																																																															
ボンド	—	—	—																																																																																															
材料	—	SSS19A	—																																																																																															
個数	—	137	—																																																																																															

【VI-1-1-1-1 発電用原子炉の設置の許可（本文（五号））との整合性に関する説明書】

補正前	補正後	備考																				
<p style="text-align: center;">2 番 VI-1-1-1-1-R</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">設置変更許可申請書（本文（五号））</th> <th style="width: 33%;">設置変更許可申請書（添付書類（八）該当事項）</th> <th style="width: 33%;">設計及び工事の計画 該当事項</th> <th style="width: 10%;">整合性</th> <th style="width: 10%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <p>また、残留熱除去系を用いて、<u>三(3)(1)③燃料プール</u>水の補給も可能な設計とする。</p> <p>燃料プール冷却系及び残留熱除去系の熱交換器で除去した熱は、原子炉補機冷却系（原子炉補機海水系を含む。）を経て、<u>三(3)(1)④最終ヒートシンク</u>である海へ輸送できる設計とする。</p> </td> <td> <p>4.1 燃体等の取扱設備及び貯蔵設備 4.1.1 通常運転時等 4.1.1.2 設計方針 (2) 非常用補給能力 燃料プール水の補給に海水貯蔵タンクが使用できない場合には、<u>残留熱除去系</u>を用いてサブプレッショナルポンプのプールの水を補給できる設計とする。</p> <p>4.2 使用済燃料貯蔵プールの冷却等のための設備 4.2.1 燃料プール冷却系（1号及び2号が共用、既設） 4.2.1.4 主要設備 &lt;中略&gt; 燃料プール冷却系及び残留熱除去系の熱交換器で除去した熱は、原子炉補機冷却系（原子炉補機海水系を含む。）を経て、<u>最終的な熱の遠ざけ</u>場である海へ輸送する。</p> </td> <td> <p>2. 燃料貯蔵設備 &lt;中略&gt; <u>三(3)(1)③</u>方、燃料プールからの水の漏えいが発生した場合、燃料プール水の補給に<u>海水貯蔵タンク</u>の水が使用できない場合には、<u>残留熱除去系</u>を用いてサブプレッショナルポンプのプールの水を補給できる設計とする。</p> <p>&lt;中略&gt; 4. 使用済燃料貯蔵冷却浄化設備 4.1 燃料プール冷却系による燃料プール水の冷却 &lt;中略&gt; 燃料プール冷却系熱交換器で除去した熱は、原子炉補機冷却系（原子炉補機海水系を含む。）を経て、<u>三(3)(1)④最終的な熱の遠ざけ</u>場である海へ輸送できる設計とする。</p> <p>【原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。）】 第2章 個別項目 4. 残留熱除去設備 4.1 残留熱除去系 4.1.4 燃料プール冷却機能 全炉心燃料を燃料プールに取り出した場合や燃料プール冷却系で燃料プール水の冷却ができない場合は、<u>残留熱除去系</u>を用いて使用済燃料からの崩壊熱を除去できる設計とする。 <u>残留熱除去系熱交換器</u>で除去した熱は、<u>三(3)(1)④b</u>原子炉補機冷却系及び原子炉補機海水系を経て、<u>最終的な熱の遠ざけ</u>場である海へ輸送できる設計とする。</p> </td> <td> <p><u>三(3)(1)③</u>は、設置変更許可申請書（本文（五号））の<u>三(3)(1)③</u>を具体的に記載しており、整合している。</p> <p><u>三(3)(1)④a</u>及び<u>三(3)(1)④b</u>は、設置変更許可申請書（本文（五号））の<u>三(3)(1)④</u>と同義であり、整合している。</p> </td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">二-14</p>	設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類（八）該当事項）	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考	<p>また、残留熱除去系を用いて、<u>三(3)(1)③燃料プール</u>水の補給も可能な設計とする。</p> <p>燃料プール冷却系及び残留熱除去系の熱交換器で除去した熱は、原子炉補機冷却系（原子炉補機海水系を含む。）を経て、<u>三(3)(1)④最終ヒートシンク</u>である海へ輸送できる設計とする。</p>	<p>4.1 燃体等の取扱設備及び貯蔵設備 4.1.1 通常運転時等 4.1.1.2 設計方針 (2) 非常用補給能力 燃料プール水の補給に海水貯蔵タンクが使用できない場合には、<u>残留熱除去系</u>を用いてサブプレッショナルポンプのプールの水を補給できる設計とする。</p> <p>4.2 使用済燃料貯蔵プールの冷却等のための設備 4.2.1 燃料プール冷却系（1号及び2号が共用、既設） 4.2.1.4 主要設備 &lt;中略&gt; 燃料プール冷却系及び残留熱除去系の熱交換器で除去した熱は、原子炉補機冷却系（原子炉補機海水系を含む。）を経て、<u>最終的な熱の遠ざけ</u>場である海へ輸送する。</p>	<p>2. 燃料貯蔵設備 &lt;中略&gt; <u>三(3)(1)③</u>方、燃料プールからの水の漏えいが発生した場合、燃料プール水の補給に<u>海水貯蔵タンク</u>の水が使用できない場合には、<u>残留熱除去系</u>を用いてサブプレッショナルポンプのプールの水を補給できる設計とする。</p> <p>&lt;中略&gt; 4. 使用済燃料貯蔵冷却浄化設備 4.1 燃料プール冷却系による燃料プール水の冷却 &lt;中略&gt; 燃料プール冷却系熱交換器で除去した熱は、原子炉補機冷却系（原子炉補機海水系を含む。）を経て、<u>三(3)(1)④最終的な熱の遠ざけ</u>場である海へ輸送できる設計とする。</p> <p>【原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。）】 第2章 個別項目 4. 残留熱除去設備 4.1 残留熱除去系 4.1.4 燃料プール冷却機能 全炉心燃料を燃料プールに取り出した場合や燃料プール冷却系で燃料プール水の冷却ができない場合は、<u>残留熱除去系</u>を用いて使用済燃料からの崩壊熱を除去できる設計とする。 <u>残留熱除去系熱交換器</u>で除去した熱は、<u>三(3)(1)④b</u>原子炉補機冷却系及び原子炉補機海水系を経て、<u>最終的な熱の遠ざけ</u>場である海へ輸送できる設計とする。</p>	<p><u>三(3)(1)③</u>は、設置変更許可申請書（本文（五号））の<u>三(3)(1)③</u>を具体的に記載しており、整合している。</p> <p><u>三(3)(1)④a</u>及び<u>三(3)(1)④b</u>は、設置変更許可申請書（本文（五号））の<u>三(3)(1)④</u>と同義であり、整合している。</p>		<p style="text-align: center;">2 番 VI-1-1-1-R</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">設置変更許可申請書（本文（五号））</th> <th style="width: 33%;">設置変更許可申請書（添付書類（八）該当事項）</th> <th style="width: 33%;">設計及び工事の計画 該当事項</th> <th style="width: 10%;">整合性</th> <th style="width: 10%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <p>また、<u>残留熱除去系</u>を用いて、<u>三(3)(1)③燃料プール</u>水の補給も可能な設計とする。</p> <p>燃料プール冷却系及び残留熱除去系の熱交換器で除去した熱は、原子炉補機冷却系（原子炉補機海水系を含む。）を経て、<u>三(3)(1)④最終ヒートシンク</u>である海へ輸送できる設計とする。</p> </td> <td> <p>4.1 燃体等の取扱設備及び貯蔵設備 4.1.1 通常運転時等 4.1.1.2 設計方針 (2) 非常用補給能力 燃料プール水の補給に海水貯蔵タンクが使用できない場合には、<u>残留熱除去系</u>を用いてサブプレッショナルポンプのプールの水を補給できる設計とする。</p> <p>4.2 使用済燃料貯蔵プールの冷却等のための設備 4.2.1 燃料プール冷却系（1号及び2号が共用、既設） 4.2.1.4 主要設備 &lt;中略&gt; 燃料プール冷却系及び残留熱除去系の熱交換器で除去した熱は、原子炉補機冷却系（原子炉補機海水系を含む。）を経て、<u>最終的な熱の遠ざけ</u>場である海へ輸送する。</p> </td> <td> <p>2. 燃料貯蔵設備 &lt;中略&gt; <u>三(3)(1)③</u>方、燃料プールからの水の漏えいが発生した場合、燃料プール水の補給に<u>海水貯蔵タンク</u>の水が使用できない場合には、<u>残留熱除去系</u>を用いてサブプレッショナルポンプのプールの水を補給できる設計とする。</p> <p>&lt;中略&gt; 4. 使用済燃料貯蔵冷却浄化設備 4.1 燃料プール冷却系による燃料プール水の冷却 &lt;中略&gt; 燃料プール冷却系熱交換器で除去した熱は、原子炉補機冷却系（原子炉補機海水系を含む。）を経て、<u>三(3)(1)④最終的な熱の遠ざけ</u>場である海へ輸送できる設計とする。</p> <p>【原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。）】 第2章 個別項目 4. 残留熱除去設備 4.1 残留熱除去系 4.1.5 燃料プール冷却機能 全炉心燃料を燃料プールに取り出した場合や燃料プール冷却系で燃料プール水の冷却ができない場合は、<u>残留熱除去系</u>を用いて使用済燃料からの崩壊熱を除去できる設計とする。 <u>残留熱除去系熱交換器</u>で除去した熱は、<u>三(3)(1)④b</u>原子炉補機冷却系及び原子炉補機海水系を経て、<u>最終的な熱の遠ざけ</u>場である海へ輸送できる設計とする。</p> </td> <td> <p><u>三(3)(1)③</u>は、設置変更許可申請書（本文（五号））の<u>三(3)(1)③</u>を具体的に記載しており、整合している。</p> <p><u>三(3)(1)④a</u>及び<u>三(3)(1)④b</u>は、設置変更許可申請書（本文（五号））の<u>三(3)(1)④</u>と同義であり、整合している。</p> </td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">二-14</p>	設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類（八）該当事項）	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考	<p>また、<u>残留熱除去系</u>を用いて、<u>三(3)(1)③燃料プール</u>水の補給も可能な設計とする。</p> <p>燃料プール冷却系及び残留熱除去系の熱交換器で除去した熱は、原子炉補機冷却系（原子炉補機海水系を含む。）を経て、<u>三(3)(1)④最終ヒートシンク</u>である海へ輸送できる設計とする。</p>	<p>4.1 燃体等の取扱設備及び貯蔵設備 4.1.1 通常運転時等 4.1.1.2 設計方針 (2) 非常用補給能力 燃料プール水の補給に海水貯蔵タンクが使用できない場合には、<u>残留熱除去系</u>を用いてサブプレッショナルポンプのプールの水を補給できる設計とする。</p> <p>4.2 使用済燃料貯蔵プールの冷却等のための設備 4.2.1 燃料プール冷却系（1号及び2号が共用、既設） 4.2.1.4 主要設備 &lt;中略&gt; 燃料プール冷却系及び残留熱除去系の熱交換器で除去した熱は、原子炉補機冷却系（原子炉補機海水系を含む。）を経て、<u>最終的な熱の遠ざけ</u>場である海へ輸送する。</p>	<p>2. 燃料貯蔵設備 &lt;中略&gt; <u>三(3)(1)③</u>方、燃料プールからの水の漏えいが発生した場合、燃料プール水の補給に<u>海水貯蔵タンク</u>の水が使用できない場合には、<u>残留熱除去系</u>を用いてサブプレッショナルポンプのプールの水を補給できる設計とする。</p> <p>&lt;中略&gt; 4. 使用済燃料貯蔵冷却浄化設備 4.1 燃料プール冷却系による燃料プール水の冷却 &lt;中略&gt; 燃料プール冷却系熱交換器で除去した熱は、原子炉補機冷却系（原子炉補機海水系を含む。）を経て、<u>三(3)(1)④最終的な熱の遠ざけ</u>場である海へ輸送できる設計とする。</p> <p>【原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。）】 第2章 個別項目 4. 残留熱除去設備 4.1 残留熱除去系 4.1.5 燃料プール冷却機能 全炉心燃料を燃料プールに取り出した場合や燃料プール冷却系で燃料プール水の冷却ができない場合は、<u>残留熱除去系</u>を用いて使用済燃料からの崩壊熱を除去できる設計とする。 <u>残留熱除去系熱交換器</u>で除去した熱は、<u>三(3)(1)④b</u>原子炉補機冷却系及び原子炉補機海水系を経て、<u>最終的な熱の遠ざけ</u>場である海へ輸送できる設計とする。</p>	<p><u>三(3)(1)③</u>は、設置変更許可申請書（本文（五号））の<u>三(3)(1)③</u>を具体的に記載しており、整合している。</p> <p><u>三(3)(1)④a</u>及び<u>三(3)(1)④b</u>は、設置変更許可申請書（本文（五号））の<u>三(3)(1)④</u>と同義であり、整合している。</p>		<p style="text-align: center;">記載の適正化</p>
設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類（八）該当事項）	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考																		
<p>また、残留熱除去系を用いて、<u>三(3)(1)③燃料プール</u>水の補給も可能な設計とする。</p> <p>燃料プール冷却系及び残留熱除去系の熱交換器で除去した熱は、原子炉補機冷却系（原子炉補機海水系を含む。）を経て、<u>三(3)(1)④最終ヒートシンク</u>である海へ輸送できる設計とする。</p>	<p>4.1 燃体等の取扱設備及び貯蔵設備 4.1.1 通常運転時等 4.1.1.2 設計方針 (2) 非常用補給能力 燃料プール水の補給に海水貯蔵タンクが使用できない場合には、<u>残留熱除去系</u>を用いてサブプレッショナルポンプのプールの水を補給できる設計とする。</p> <p>4.2 使用済燃料貯蔵プールの冷却等のための設備 4.2.1 燃料プール冷却系（1号及び2号が共用、既設） 4.2.1.4 主要設備 &lt;中略&gt; 燃料プール冷却系及び残留熱除去系の熱交換器で除去した熱は、原子炉補機冷却系（原子炉補機海水系を含む。）を経て、<u>最終的な熱の遠ざけ</u>場である海へ輸送する。</p>	<p>2. 燃料貯蔵設備 &lt;中略&gt; <u>三(3)(1)③</u>方、燃料プールからの水の漏えいが発生した場合、燃料プール水の補給に<u>海水貯蔵タンク</u>の水が使用できない場合には、<u>残留熱除去系</u>を用いてサブプレッショナルポンプのプールの水を補給できる設計とする。</p> <p>&lt;中略&gt; 4. 使用済燃料貯蔵冷却浄化設備 4.1 燃料プール冷却系による燃料プール水の冷却 &lt;中略&gt; 燃料プール冷却系熱交換器で除去した熱は、原子炉補機冷却系（原子炉補機海水系を含む。）を経て、<u>三(3)(1)④最終的な熱の遠ざけ</u>場である海へ輸送できる設計とする。</p> <p>【原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。）】 第2章 個別項目 4. 残留熱除去設備 4.1 残留熱除去系 4.1.4 燃料プール冷却機能 全炉心燃料を燃料プールに取り出した場合や燃料プール冷却系で燃料プール水の冷却ができない場合は、<u>残留熱除去系</u>を用いて使用済燃料からの崩壊熱を除去できる設計とする。 <u>残留熱除去系熱交換器</u>で除去した熱は、<u>三(3)(1)④b</u>原子炉補機冷却系及び原子炉補機海水系を経て、<u>最終的な熱の遠ざけ</u>場である海へ輸送できる設計とする。</p>	<p><u>三(3)(1)③</u>は、設置変更許可申請書（本文（五号））の<u>三(3)(1)③</u>を具体的に記載しており、整合している。</p> <p><u>三(3)(1)④a</u>及び<u>三(3)(1)④b</u>は、設置変更許可申請書（本文（五号））の<u>三(3)(1)④</u>と同義であり、整合している。</p>																			
設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類（八）該当事項）	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考																		
<p>また、<u>残留熱除去系</u>を用いて、<u>三(3)(1)③燃料プール</u>水の補給も可能な設計とする。</p> <p>燃料プール冷却系及び残留熱除去系の熱交換器で除去した熱は、原子炉補機冷却系（原子炉補機海水系を含む。）を経て、<u>三(3)(1)④最終ヒートシンク</u>である海へ輸送できる設計とする。</p>	<p>4.1 燃体等の取扱設備及び貯蔵設備 4.1.1 通常運転時等 4.1.1.2 設計方針 (2) 非常用補給能力 燃料プール水の補給に海水貯蔵タンクが使用できない場合には、<u>残留熱除去系</u>を用いてサブプレッショナルポンプのプールの水を補給できる設計とする。</p> <p>4.2 使用済燃料貯蔵プールの冷却等のための設備 4.2.1 燃料プール冷却系（1号及び2号が共用、既設） 4.2.1.4 主要設備 &lt;中略&gt; 燃料プール冷却系及び残留熱除去系の熱交換器で除去した熱は、原子炉補機冷却系（原子炉補機海水系を含む。）を経て、<u>最終的な熱の遠ざけ</u>場である海へ輸送する。</p>	<p>2. 燃料貯蔵設備 &lt;中略&gt; <u>三(3)(1)③</u>方、燃料プールからの水の漏えいが発生した場合、燃料プール水の補給に<u>海水貯蔵タンク</u>の水が使用できない場合には、<u>残留熱除去系</u>を用いてサブプレッショナルポンプのプールの水を補給できる設計とする。</p> <p>&lt;中略&gt; 4. 使用済燃料貯蔵冷却浄化設備 4.1 燃料プール冷却系による燃料プール水の冷却 &lt;中略&gt; 燃料プール冷却系熱交換器で除去した熱は、原子炉補機冷却系（原子炉補機海水系を含む。）を経て、<u>三(3)(1)④最終的な熱の遠ざけ</u>場である海へ輸送できる設計とする。</p> <p>【原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。）】 第2章 個別項目 4. 残留熱除去設備 4.1 残留熱除去系 4.1.5 燃料プール冷却機能 全炉心燃料を燃料プールに取り出した場合や燃料プール冷却系で燃料プール水の冷却ができない場合は、<u>残留熱除去系</u>を用いて使用済燃料からの崩壊熱を除去できる設計とする。 <u>残留熱除去系熱交換器</u>で除去した熱は、<u>三(3)(1)④b</u>原子炉補機冷却系及び原子炉補機海水系を経て、<u>最終的な熱の遠ざけ</u>場である海へ輸送できる設計とする。</p>	<p><u>三(3)(1)③</u>は、設置変更許可申請書（本文（五号））の<u>三(3)(1)③</u>を具体的に記載しており、整合している。</p> <p><u>三(3)(1)④a</u>及び<u>三(3)(1)④b</u>は、設置変更許可申請書（本文（五号））の<u>三(3)(1)④</u>と同義であり、整合している。</p>																			





【VI-1-1-1-1 発電用原子炉の設置の許可（本文（五号））との整合性に関する説明書】

補正前	補正後	備考																																																																																																																																																																																																																																																																														
<p>設置変更許可申請書（本文（五号））</p> <p>設計及び工事の計画（添付書類ハ）該当事項</p> <p>設計及び工事の計画 該当事項</p> <p>整合性</p> <p>ボンプの名称、種類、容量、駆動又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動及び取付箇所並びに駆動軸の種類、出力、駆動及び取付箇所（管径及び可搬型の別）に記載すること。）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名</th> <th>種</th> <th>類</th> <th>一</th> <th>称</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ボンプ</td> <td>容量</td> <td>種*</td> <td>号/個</td> <td>移動式自然対流熱交換機用ボンプ</td> <td>ニ(3)(B)ド-②b</td> </tr> <tr> <td></td> <td>排出</td> <td>径*</td> <td>φ</td> <td>ウ*型形</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>最高使用圧力*</td> <td>MPa</td> <td>n</td> <td>300以上 (300*)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>最高使用温度*</td> <td>℃</td> <td>m</td> <td>55以上 (75*)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>吐出口径</td> <td>mm</td> <td>mm</td> <td>1,37**</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>吐出口径</td> <td>mm</td> <td>mm</td> <td>70**</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>吐出口径</td> <td>mm</td> <td>mm</td> <td>150**</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>吐出口径</td> <td>mm</td> <td>mm</td> <td>100**</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>吐出口径</td> <td>mm</td> <td>mm</td> <td>670**</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>吐出口径</td> <td>mm</td> <td>mm</td> <td>140**</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>吐出口径</td> <td>mm</td> <td>mm</td> <td>430**</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>吐出口径</td> <td>mm</td> <td>mm</td> <td>SS14</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>吐出口径</td> <td>mm</td> <td>mm</td> <td>4**</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>吐出口径</td> <td>mm</td> <td>mm</td> <td>ボンプと同じ</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注記*1：重大事故等時における使用時の値 *2：公称値を示す。 *3：車輻上台にのみ2個設置する。 *4：車輻上台につき2個設置する。</p> <p>設置変更許可申請書（添付書類ハ）該当事項</p> <p>整合性</p> <p>設計及び工事の計画のニ(3)(B)ド-②a)及びニ(3)(B)ド-②b)は、設置変更許可申請書(本文(五号))のニ(3)(B)ド-②と同意であり、整合している。 設計及び工事の計画の「原子炉冷却系統施設」は、設置変更許可申請書(本文(五号))におけるニ(3)(B)ド-②を設計及び工事の計画の「原子炉冷却系統施設」のうら「原子炉補機代替冷却系」に整理しており、整合している。</p> <p>設置変更許可申請書（本文（五号））</p> <p>設計及び工事の計画（添付書類ハ）該当事項</p> <p>設計及び工事の計画 該当事項</p> <p>整合性</p> <p>ボンプの名称、種類、容量、駆動又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動及び取付箇所並びに駆動軸の種類、出力、駆動及び取付箇所（管径及び可搬型の別）に記載すること。）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名</th> <th>種</th> <th>類</th> <th>一</th> <th>称</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ボンプ</td> <td>容量</td> <td>種*</td> <td>号/個</td> <td>移動式自然対流熱交換機用ボンプ</td> <td>ニ(3)(B)ド-②b</td> </tr> <tr> <td></td> <td>排出</td> <td>径*</td> <td>φ</td> <td>ウ*型形</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>最高使用圧力*</td> <td>MPa</td> <td>n</td> <td>300以上 (300*)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>最高使用温度*</td> <td>℃</td> <td>m</td> <td>55以上 (75*)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>吐出口径</td> <td>mm</td> <td>mm</td> <td>1,37**</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>吐出口径</td> <td>mm</td> <td>mm</td> <td>70**</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>吐出口径</td> <td>mm</td> <td>mm</td> <td>150**</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>吐出口径</td> <td>mm</td> <td>mm</td> <td>100**</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>吐出口径</td> <td>mm</td> <td>mm</td> <td>670**</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>吐出口径</td> <td>mm</td> <td>mm</td> <td>140**</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>吐出口径</td> <td>mm</td> <td>mm</td> <td>430**</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>吐出口径</td> <td>mm</td> <td>mm</td> <td>SS14</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>吐出口径</td> <td>mm</td> <td>mm</td> <td>4**</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>吐出口径</td> <td>mm</td> <td>mm</td> <td>ボンプと同じ</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注記*1：重大事故等時における使用時の値 *2：公称値を示す。 *3：移動式自然対流熱交換機用ボンプ1個当たりの容量を示す。 *4：移動式自然対流熱交換機用ボンプ1個当たりの容量を示す。</p> <p>設置変更許可申請書（本文（五号））</p> <p>設計及び工事の計画（添付書類ハ）該当事項</p> <p>整合性</p> <p>設計及び工事の計画のニ(3)(B)ド-②a)及びニ(3)(B)ド-②b)は、設置変更許可申請書(本文(五号))のニ(3)(B)ド-②と同意であり、整合している。 設計及び工事の計画の「原子炉冷却系統施設」は、設置変更許可申請書(本文(五号))におけるニ(3)(B)ド-②を設計及び工事の計画の「原子炉冷却系統施設」のうら「原子炉補機代替冷却系」に整理しており、整合している。</p>	名	種	類	一	称	変更後	ボンプ	容量	種*	号/個	移動式自然対流熱交換機用ボンプ	ニ(3)(B)ド-②b		排出	径*	φ	ウ*型形			最高使用圧力*	MPa	n	300以上 (300*)			最高使用温度*	℃	m	55以上 (75*)			吐出口径	mm	mm	1,37**			吐出口径	mm	mm	70**			吐出口径	mm	mm	150**			吐出口径	mm	mm	100**			吐出口径	mm	mm	670**			吐出口径	mm	mm	140**			吐出口径	mm	mm	430**			吐出口径	mm	mm	SS14			吐出口径	mm	mm	4**			吐出口径	mm	mm	ボンプと同じ		名	種	類	一	称	変更後	ボンプ	容量	種*	号/個	移動式自然対流熱交換機用ボンプ	ニ(3)(B)ド-②b		排出	径*	φ	ウ*型形			最高使用圧力*	MPa	n	300以上 (300*)			最高使用温度*	℃	m	55以上 (75*)			吐出口径	mm	mm	1,37**			吐出口径	mm	mm	70**			吐出口径	mm	mm	150**			吐出口径	mm	mm	100**			吐出口径	mm	mm	670**			吐出口径	mm	mm	140**			吐出口径	mm	mm	430**			吐出口径	mm	mm	SS14			吐出口径	mm	mm	4**			吐出口径	mm	mm	ボンプと同じ		<p>設置変更許可申請書（本文（五号））</p> <p>設計及び工事の計画（添付書類ハ）該当事項</p> <p>設計及び工事の計画 該当事項</p> <p>整合性</p> <p>ボンプの名称、種類、容量、駆動又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動及び取付箇所並びに駆動軸の種類、出力、駆動及び取付箇所（管径及び可搬型の別）に記載すること。）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名</th> <th>種</th> <th>類</th> <th>一</th> <th>称</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ボンプ</td> <td>容量</td> <td>種*</td> <td>号/個</td> <td>移動式自然対流熱交換機用ボンプ</td> <td>ニ(3)(B)ド-②b</td> </tr> <tr> <td></td> <td>排出</td> <td>径*</td> <td>φ</td> <td>ウ*型形</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>最高使用圧力*</td> <td>MPa</td> <td>n</td> <td>300以上 (300*)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>最高使用温度*</td> <td>℃</td> <td>m</td> <td>55以上 (75*)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>吐出口径</td> <td>mm</td> <td>mm</td> <td>1,37**</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>吐出口径</td> <td>mm</td> <td>mm</td> <td>70**</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>吐出口径</td> <td>mm</td> <td>mm</td> <td>150**</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>吐出口径</td> <td>mm</td> <td>mm</td> <td>100**</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>吐出口径</td> <td>mm</td> <td>mm</td> <td>670**</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>吐出口径</td> <td>mm</td> <td>mm</td> <td>140**</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>吐出口径</td> <td>mm</td> <td>mm</td> <td>430**</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>吐出口径</td> <td>mm</td> <td>mm</td> <td>SS14</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>吐出口径</td> <td>mm</td> <td>mm</td> <td>4**</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>吐出口径</td> <td>mm</td> <td>mm</td> <td>ボンプと同じ</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注記*1：重大事故等時における使用時の値 *2：公称値を示す。 *3：移動式自然対流熱交換機用ボンプ1個当たりの容量を示す。 *4：移動式自然対流熱交換機用ボンプ1個当たりの容量を示す。</p> <p>設置変更許可申請書（本文（五号））</p> <p>設計及び工事の計画（添付書類ハ）該当事項</p> <p>整合性</p> <p>設計及び工事の計画のニ(3)(B)ド-②a)及びニ(3)(B)ド-②b)は、設置変更許可申請書(本文(五号))のニ(3)(B)ド-②と同意であり、整合している。 設計及び工事の計画の「原子炉冷却系統施設」は、設置変更許可申請書(本文(五号))におけるニ(3)(B)ド-②を設計及び工事の計画の「原子炉冷却系統施設」のうら「原子炉補機代替冷却系」に整理しており、整合している。</p>	名	種	類	一	称	変更後	ボンプ	容量	種*	号/個	移動式自然対流熱交換機用ボンプ	ニ(3)(B)ド-②b		排出	径*	φ	ウ*型形			最高使用圧力*	MPa	n	300以上 (300*)			最高使用温度*	℃	m	55以上 (75*)			吐出口径	mm	mm	1,37**			吐出口径	mm	mm	70**			吐出口径	mm	mm	150**			吐出口径	mm	mm	100**			吐出口径	mm	mm	670**			吐出口径	mm	mm	140**			吐出口径	mm	mm	430**			吐出口径	mm	mm	SS14			吐出口径	mm	mm	4**			吐出口径	mm	mm	ボンプと同じ		<p>記載の適正化</p>
名	種	類	一	称	変更後																																																																																																																																																																																																																																																																											
ボンプ	容量	種*	号/個	移動式自然対流熱交換機用ボンプ	ニ(3)(B)ド-②b																																																																																																																																																																																																																																																																											
	排出	径*	φ	ウ*型形																																																																																																																																																																																																																																																																												
	最高使用圧力*	MPa	n	300以上 (300*)																																																																																																																																																																																																																																																																												
	最高使用温度*	℃	m	55以上 (75*)																																																																																																																																																																																																																																																																												
	吐出口径	mm	mm	1,37**																																																																																																																																																																																																																																																																												
	吐出口径	mm	mm	70**																																																																																																																																																																																																																																																																												
	吐出口径	mm	mm	150**																																																																																																																																																																																																																																																																												
	吐出口径	mm	mm	100**																																																																																																																																																																																																																																																																												
	吐出口径	mm	mm	670**																																																																																																																																																																																																																																																																												
	吐出口径	mm	mm	140**																																																																																																																																																																																																																																																																												
	吐出口径	mm	mm	430**																																																																																																																																																																																																																																																																												
	吐出口径	mm	mm	SS14																																																																																																																																																																																																																																																																												
	吐出口径	mm	mm	4**																																																																																																																																																																																																																																																																												
	吐出口径	mm	mm	ボンプと同じ																																																																																																																																																																																																																																																																												
名	種	類	一	称	変更後																																																																																																																																																																																																																																																																											
ボンプ	容量	種*	号/個	移動式自然対流熱交換機用ボンプ	ニ(3)(B)ド-②b																																																																																																																																																																																																																																																																											
	排出	径*	φ	ウ*型形																																																																																																																																																																																																																																																																												
	最高使用圧力*	MPa	n	300以上 (300*)																																																																																																																																																																																																																																																																												
	最高使用温度*	℃	m	55以上 (75*)																																																																																																																																																																																																																																																																												
	吐出口径	mm	mm	1,37**																																																																																																																																																																																																																																																																												
	吐出口径	mm	mm	70**																																																																																																																																																																																																																																																																												
	吐出口径	mm	mm	150**																																																																																																																																																																																																																																																																												
	吐出口径	mm	mm	100**																																																																																																																																																																																																																																																																												
	吐出口径	mm	mm	670**																																																																																																																																																																																																																																																																												
	吐出口径	mm	mm	140**																																																																																																																																																																																																																																																																												
	吐出口径	mm	mm	430**																																																																																																																																																																																																																																																																												
	吐出口径	mm	mm	SS14																																																																																																																																																																																																																																																																												
	吐出口径	mm	mm	4**																																																																																																																																																																																																																																																																												
	吐出口径	mm	mm	ボンプと同じ																																																																																																																																																																																																																																																																												
名	種	類	一	称	変更後																																																																																																																																																																																																																																																																											
ボンプ	容量	種*	号/個	移動式自然対流熱交換機用ボンプ	ニ(3)(B)ド-②b																																																																																																																																																																																																																																																																											
	排出	径*	φ	ウ*型形																																																																																																																																																																																																																																																																												
	最高使用圧力*	MPa	n	300以上 (300*)																																																																																																																																																																																																																																																																												
	最高使用温度*	℃	m	55以上 (75*)																																																																																																																																																																																																																																																																												
	吐出口径	mm	mm	1,37**																																																																																																																																																																																																																																																																												
	吐出口径	mm	mm	70**																																																																																																																																																																																																																																																																												
	吐出口径	mm	mm	150**																																																																																																																																																																																																																																																																												
	吐出口径	mm	mm	100**																																																																																																																																																																																																																																																																												
	吐出口径	mm	mm	670**																																																																																																																																																																																																																																																																												
	吐出口径	mm	mm	140**																																																																																																																																																																																																																																																																												
	吐出口径	mm	mm	430**																																																																																																																																																																																																																																																																												
	吐出口径	mm	mm	SS14																																																																																																																																																																																																																																																																												
	吐出口径	mm	mm	4**																																																																																																																																																																																																																																																																												
	吐出口径	mm	mm	ボンプと同じ																																																																																																																																																																																																																																																																												

【VI-1-1-1-1 発電用原子炉の設置の許可（本文（五号））との整合性に関する説明書】

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>設置変更許可申請書（本文（五号））</p>	<p>設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項</p>	<p>設計及び工事の計画 該当事項</p> <p>4.1.1 低圧注水モード</p> <p>【(4)(1)②b】蒸留熱除去系（低圧注水モード）は、原子炉冷却材喪失事故時に、非常用電源設備に接続された電動機駆動ポンプによりサブプレッションチャンセルのプール水を直接炉心シユラウド内に注水し、炉心を冷却する設計とする。</p> <p>【原子炉格納施設】</p> <p>（基本設計方針）</p> <p>第2章 制約項目</p> <p>3. 圧力低減設備その他の安全設備</p> <p>3.2 原子炉格納容器安全設備</p> <p>3.2.1 原子炉格納容器スプレイ設備（蒸留熱除去系（格納容器冷却モード））</p> <p>【(4)(1)②c】原子炉冷却系に係る発電用原子炉施設の種類又は故障の際に生ずる原子炉格納容器内の圧力及び温度の上昇により原子炉格納容器の安全性を損なうことを防止するため、原子炉格納容器内において発生した熱を除去する設備として、蒸留熱除去系（格納容器冷却モード）を設ける設計とする。</p> <p>蒸留熱除去系（格納容器冷却モード）は、原子炉冷却材圧力ハズレ配管の最も過剰な破断を想定した場合でも、放出されるエネルギーによる設計基準事故時の原子炉格納容器内圧力、温度が最高使用圧力、最高使用温度を越えないようにし、かつ、原子炉格納容器の内圧を速やかに下げ、低く維持することにより、放射性物質の外部への漏えいを少なくする設計とする。</p> <p>＜中略＞</p> <p>原子炉格納容器安全設備のうち、サブプレッションチャンセルのプール水を水源として原子炉格納容器除熱のために運転するポンプは、原子炉格納容器内の圧力及び温度並びに冷却材中の異物の影響について「非常用炉心冷却設備又は格納容器熱除去設備に係る過剰量の性能評価等」については、（内規）J（平成20・02・12 原院第5号（平成20年2月27日原子力安全・保安院制定））による過剰量の性能評価により、設計基準事故時及び重大事故等時に想定される最も小さい有効吸込本頭において、正常に機能する能力を有する設計とする。</p> <p>蒸留熱除去系（格納容器冷却モード）の仕様は、設置（蒸</p>	<p>ホ-79</p>	
<p>設置変更許可申請書（本文（五号））</p>	<p>設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項</p>	<p>設計及び工事の計画 該当事項</p> <p>4.1.1 低圧注水モード</p> <p>【(4)(1)②b】蒸留熱除去系（低圧注水モード）は、原子炉冷却材喪失事故時に、非常用電源設備に接続された電動機駆動ポンプによりサブプレッションチャンセルのプール水を直接炉心シユラウド内に注水し、炉心を冷却する設計とする。</p> <p>【(4)(1)②c】原子炉冷却系に係る発電用原子炉施設の種類又は故障の際に生ずる原子炉格納容器内の圧力及び温度の上昇により原子炉格納容器の安全性を損なうことを防止するため、原子炉格納容器内において発生した熱を除去する設備として、蒸留熱除去系（格納容器冷却モード）を設ける設計とする。</p> <p>蒸留熱除去系（格納容器冷却モード）は、原子炉冷却材圧力ハズレ配管の最も過剰な破断を想定した場合でも、放出されるエネルギーによる設計基準事故時の原子炉格納容器内圧力、温度が最高使用圧力、最高使用温度を越えないようにし、かつ、原子炉格納容器の内圧を速やかに下げ、低く維持することにより、放射性物質の外部への漏えいを少なくする設計とする。</p> <p>＜中略＞</p> <p>蒸留熱除去系（格納容器冷却モード）は、原子炉冷却材圧力ハズレ配管の最も過剰な破断を想定した場合でも、放出されるエネルギーによる設計基準事故時の原子炉格納容器内圧力、温度が最高使用圧力、最高使用温度を越えないようにし、かつ、原子炉格納容器の内圧を速やかに下げ、低く維持することにより、放射性物質の外部への漏えいを少なくする設計とする。</p> <p>蒸留熱除去系（格納容器冷却モード）の仕様は、設置（蒸</p>	<p>ホ-79</p>	

52 冊 VI-1-1-1-1 RI

52 冊 VI-1-1-1-1 RI

記載の適正化

記載の適正化  
（次頁からの記載内容繰り上がり）

【VI-1-1-1-1 発電用原子炉の設置の許可（本文（五号））との整合性に関する説明書】

補正前	補正後	備考												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%; text-align: center;">設置変更許可申請書（本文（五号））</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">該当事項</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>設計及び工事の計画 該当事項</p> <p>「許可を受けた設計基準書の評価の条件を満足する設計とする。」</p> <p>残留熱除去系（格納容器冷却モード）は、グストライン蒸機工による。また、設計基準書時に動作する弁につ</p> <p>いては、残留熱除去ポンプが停止中に閉鎖状態である設計とする。</p> <p>原子炉格納容器内の冷却等のための設備として、想定される重大事故等時において、設計基準書時対処設備である残留熱除去系（格納容器冷却モード）が使用できる場合は、重大事故等時対処設備（設計基準書時）として使用できる設計とする。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>残留熱除去系（格納容器冷却モード）は、設計基準書時対処設備であるとともに重大事故等時においても使用するため、重大事故等時対処設備としての基本方針に示す設計方針を適用する。ただし、多様性及び独立性並びに位置的分散を考慮すべき対象の設計基準書時対処設備はないことから、重大事故等時対処設備の基本方針のうち「5.1.2 多様性、位置的分散等」に示す設計方針は適用しない。</p> <p>【原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。）】（基本設計方針）</p> <p>第2章 個別項目</p> <p>4. 残留熱除去設備</p> <p>4.1 残留熱除去系</p> <p>4.1.1 サプレッションプール冷却モード</p> <p>「(4)(1)～(4)」残留熱除去系（サプレッションプール冷却モード）は、サプレッションポンプのプールの水温を所定の温度以下に冷却できるように設計する。</p> <p>最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備として、想定される重大事故等時において、設計基準書時対処設備である残留熱除去系（サプレッションプール冷却モード）が使用できる場合は、重大事故等時対処設備（設計基準書時）として使用できる設計とする。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>(1) 多様性、位置的分散等</p> <p>残留熱除去系（サプレッションプール冷却モード）は、設計基準書時対処設備であるとともに、重大事故等時にお</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>設計及び工事の計画 該当事項</p> <p>「許可を受けた設計基準書の評価の条件を満足する設計とする。」</p> <p>残留熱除去系（格納容器冷却モード）は、グストライン蒸機工による。また、設計基準書時に動作する弁につ</p> <p>いては、残留熱除去ポンプが停止中に閉鎖状態である設計とする。</p> <p>原子炉格納容器内の冷却等のための設備として、想定される重大事故等時において、設計基準書時対処設備である残留熱除去系（格納容器冷却モード）が使用できる場合は、重大事故等時対処設備（設計基準書時）として使用できる設計とする。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>残留熱除去系（格納容器冷却モード）は、設計基準書時対処設備であるとともに重大事故等時においても使用するため、重大事故等時対処設備としての基本方針に示す設計方針を適用する。ただし、多様性及び独立性並びに位置的分散を考慮すべき対象の設計基準書時対処設備はないことから、重大事故等時対処設備の基本方針のうち「5.1.2 多様性、位置的分散等」に示す設計方針は適用しない。</p> <p>【原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。）】（基本設計方針）</p> <p>第2章 個別項目</p> <p>4. 残留熱除去設備</p> <p>4.1 残留熱除去系</p> <p>4.1.1 サプレッションプール冷却モード</p> <p>「(4)(1)～(4)」残留熱除去系（サプレッションプール冷却モード）は、サプレッションポンプのプールの水温を所定の温度以下に冷却できるように設計する。</p> <p>最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備として、想定される重大事故等時において、設計基準書時対処設備である残留熱除去系（サプレッションプール冷却モード）が使用できる場合は、重大事故等時対処設備（設計基準書時）として使用できる設計とする。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>(1) 多様性、位置的分散等</p> <p>残留熱除去系（サプレッションプール冷却モード）は、設計基準書時対処設備であるとともに、重大事故等時にお</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>整合性</p> </td> </tr> </table>	設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項	該当事項	<p>設計及び工事の計画 該当事項</p> <p>「許可を受けた設計基準書の評価の条件を満足する設計とする。」</p> <p>残留熱除去系（格納容器冷却モード）は、グストライン蒸機工による。また、設計基準書時に動作する弁につ</p> <p>いては、残留熱除去ポンプが停止中に閉鎖状態である設計とする。</p> <p>原子炉格納容器内の冷却等のための設備として、想定される重大事故等時において、設計基準書時対処設備である残留熱除去系（格納容器冷却モード）が使用できる場合は、重大事故等時対処設備（設計基準書時）として使用できる設計とする。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>残留熱除去系（格納容器冷却モード）は、設計基準書時対処設備であるとともに重大事故等時においても使用するため、重大事故等時対処設備としての基本方針に示す設計方針を適用する。ただし、多様性及び独立性並びに位置的分散を考慮すべき対象の設計基準書時対処設備はないことから、重大事故等時対処設備の基本方針のうち「5.1.2 多様性、位置的分散等」に示す設計方針は適用しない。</p> <p>【原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。）】（基本設計方針）</p> <p>第2章 個別項目</p> <p>4. 残留熱除去設備</p> <p>4.1 残留熱除去系</p> <p>4.1.1 サプレッションプール冷却モード</p> <p>「(4)(1)～(4)」残留熱除去系（サプレッションプール冷却モード）は、サプレッションポンプのプールの水温を所定の温度以下に冷却できるように設計する。</p> <p>最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備として、想定される重大事故等時において、設計基準書時対処設備である残留熱除去系（サプレッションプール冷却モード）が使用できる場合は、重大事故等時対処設備（設計基準書時）として使用できる設計とする。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>(1) 多様性、位置的分散等</p> <p>残留熱除去系（サプレッションプール冷却モード）は、設計基準書時対処設備であるとともに、重大事故等時にお</p>	<p>設計及び工事の計画 該当事項</p> <p>「許可を受けた設計基準書の評価の条件を満足する設計とする。」</p> <p>残留熱除去系（格納容器冷却モード）は、グストライン蒸機工による。また、設計基準書時に動作する弁につ</p> <p>いては、残留熱除去ポンプが停止中に閉鎖状態である設計とする。</p> <p>原子炉格納容器内の冷却等のための設備として、想定される重大事故等時において、設計基準書時対処設備である残留熱除去系（格納容器冷却モード）が使用できる場合は、重大事故等時対処設備（設計基準書時）として使用できる設計とする。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>残留熱除去系（格納容器冷却モード）は、設計基準書時対処設備であるとともに重大事故等時においても使用するため、重大事故等時対処設備としての基本方針に示す設計方針を適用する。ただし、多様性及び独立性並びに位置的分散を考慮すべき対象の設計基準書時対処設備はないことから、重大事故等時対処設備の基本方針のうち「5.1.2 多様性、位置的分散等」に示す設計方針は適用しない。</p> <p>【原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。）】（基本設計方針）</p> <p>第2章 個別項目</p> <p>4. 残留熱除去設備</p> <p>4.1 残留熱除去系</p> <p>4.1.1 サプレッションプール冷却モード</p> <p>「(4)(1)～(4)」残留熱除去系（サプレッションプール冷却モード）は、サプレッションポンプのプールの水温を所定の温度以下に冷却できるように設計する。</p> <p>最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備として、想定される重大事故等時において、設計基準書時対処設備である残留熱除去系（サプレッションプール冷却モード）が使用できる場合は、重大事故等時対処設備（設計基準書時）として使用できる設計とする。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>(1) 多様性、位置的分散等</p> <p>残留熱除去系（サプレッションプール冷却モード）は、設計基準書時対処設備であるとともに、重大事故等時にお</p>	<p>整合性</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%; text-align: center;">設置変更許可申請書（本文（五号））</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">該当事項</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>設計及び工事の計画 該当事項</p> <p>「許可を受けた設計基準書の評価の条件を満足する設計とする。」</p> <p>残留熱除去系（格納容器冷却モード）は、グストライン蒸機工による。また、設計基準書時に動作する弁につ</p> <p>いては、残留熱除去ポンプが停止中に閉鎖状態である設計とする。</p> <p>原子炉格納容器内の冷却等のための設備として、想定される重大事故等時において、設計基準書時対処設備である残留熱除去系（格納容器冷却モード）が使用できる場合は、重大事故等時対処設備（設計基準書時）として使用できる設計とする。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>残留熱除去系（格納容器冷却モード）は、設計基準書時対処設備であるとともに重大事故等時においても使用するため、重大事故等時対処設備としての基本方針に示す設計方針を適用する。ただし、多様性及び独立性並びに位置的分散を考慮すべき対象の設計基準書時対処設備はないことから、重大事故等時対処設備の基本方針のうち「5.1.2 多様性、位置的分散等」に示す設計方針は適用しない。</p> <p>【原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。）】（基本設計方針）</p> <p>第2章 個別項目</p> <p>4. 残留熱除去設備</p> <p>4.1 残留熱除去系</p> <p>4.1.1 サプレッションプール冷却モード</p> <p>「(4)(1)～(4)」残留熱除去系（サプレッションプール冷却モード）は、サプレッションポンプのプールの水温を所定の温度以下に冷却できるように設計する。</p> <p>最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備として、想定される重大事故等時において、設計基準書時対処設備である残留熱除去系（サプレッションプール冷却モード）が使用できる場合は、重大事故等時対処設備（設計基準書時）として使用できる設計とする。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>(1) 多様性、位置的分散等</p> <p>残留熱除去系（サプレッションプール冷却モード）は、設計基準書時対処設備であるとともに、重大事故等時にお</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>設計及び工事の計画 該当事項</p> <p>「許可を受けた設計基準書の評価の条件を満足する設計とする。」</p> <p>残留熱除去系（格納容器冷却モード）は、グストライン蒸機工による。また、設計基準書時に動作する弁につ</p> <p>いては、残留熱除去ポンプが停止中に閉鎖状態である設計とする。</p> <p>原子炉格納容器内の冷却等のための設備として、想定される重大事故等時において、設計基準書時対処設備である残留熱除去系（格納容器冷却モード）が使用できる場合は、重大事故等時対処設備（設計基準書時）として使用できる設計とする。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>残留熱除去系（格納容器冷却モード）は、設計基準書時対処設備であるとともに重大事故等時においても使用するため、重大事故等時対処設備としての基本方針に示す設計方針を適用する。ただし、多様性及び独立性並びに位置的分散を考慮すべき対象の設計基準書時対処設備はないことから、重大事故等時対処設備の基本方針のうち「5.1.2 多様性、位置的分散等」に示す設計方針は適用しない。</p> <p>【原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。）】（基本設計方針）</p> <p>第2章 個別項目</p> <p>4. 残留熱除去設備</p> <p>4.1 残留熱除去系</p> <p>4.1.1 サプレッションプール冷却モード</p> <p>「(4)(1)～(4)」残留熱除去系（サプレッションプール冷却モード）は、サプレッションポンプのプールの水温を所定の温度以下に冷却できるように設計する。</p> <p>最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備として、想定される重大事故等時において、設計基準書時対処設備である残留熱除去系（サプレッションプール冷却モード）が使用できる場合は、重大事故等時対処設備（設計基準書時）として使用できる設計とする。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>(1) 多様性、位置的分散等</p> <p>残留熱除去系（サプレッションプール冷却モード）は、設計基準書時対処設備であるとともに、重大事故等時にお</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>整合性</p> </td> </tr> </table>	設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項	該当事項	<p>設計及び工事の計画 該当事項</p> <p>「許可を受けた設計基準書の評価の条件を満足する設計とする。」</p> <p>残留熱除去系（格納容器冷却モード）は、グストライン蒸機工による。また、設計基準書時に動作する弁につ</p> <p>いては、残留熱除去ポンプが停止中に閉鎖状態である設計とする。</p> <p>原子炉格納容器内の冷却等のための設備として、想定される重大事故等時において、設計基準書時対処設備である残留熱除去系（格納容器冷却モード）が使用できる場合は、重大事故等時対処設備（設計基準書時）として使用できる設計とする。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>残留熱除去系（格納容器冷却モード）は、設計基準書時対処設備であるとともに重大事故等時においても使用するため、重大事故等時対処設備としての基本方針に示す設計方針を適用する。ただし、多様性及び独立性並びに位置的分散を考慮すべき対象の設計基準書時対処設備はないことから、重大事故等時対処設備の基本方針のうち「5.1.2 多様性、位置的分散等」に示す設計方針は適用しない。</p> <p>【原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。）】（基本設計方針）</p> <p>第2章 個別項目</p> <p>4. 残留熱除去設備</p> <p>4.1 残留熱除去系</p> <p>4.1.1 サプレッションプール冷却モード</p> <p>「(4)(1)～(4)」残留熱除去系（サプレッションプール冷却モード）は、サプレッションポンプのプールの水温を所定の温度以下に冷却できるように設計する。</p> <p>最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備として、想定される重大事故等時において、設計基準書時対処設備である残留熱除去系（サプレッションプール冷却モード）が使用できる場合は、重大事故等時対処設備（設計基準書時）として使用できる設計とする。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>(1) 多様性、位置的分散等</p> <p>残留熱除去系（サプレッションプール冷却モード）は、設計基準書時対処設備であるとともに、重大事故等時にお</p>	<p>設計及び工事の計画 該当事項</p> <p>「許可を受けた設計基準書の評価の条件を満足する設計とする。」</p> <p>残留熱除去系（格納容器冷却モード）は、グストライン蒸機工による。また、設計基準書時に動作する弁につ</p> <p>いては、残留熱除去ポンプが停止中に閉鎖状態である設計とする。</p> <p>原子炉格納容器内の冷却等のための設備として、想定される重大事故等時において、設計基準書時対処設備である残留熱除去系（格納容器冷却モード）が使用できる場合は、重大事故等時対処設備（設計基準書時）として使用できる設計とする。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>残留熱除去系（格納容器冷却モード）は、設計基準書時対処設備であるとともに重大事故等時においても使用するため、重大事故等時対処設備としての基本方針に示す設計方針を適用する。ただし、多様性及び独立性並びに位置的分散を考慮すべき対象の設計基準書時対処設備はないことから、重大事故等時対処設備の基本方針のうち「5.1.2 多様性、位置的分散等」に示す設計方針は適用しない。</p> <p>【原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。）】（基本設計方針）</p> <p>第2章 個別項目</p> <p>4. 残留熱除去設備</p> <p>4.1 残留熱除去系</p> <p>4.1.1 サプレッションプール冷却モード</p> <p>「(4)(1)～(4)」残留熱除去系（サプレッションプール冷却モード）は、サプレッションポンプのプールの水温を所定の温度以下に冷却できるように設計する。</p> <p>最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備として、想定される重大事故等時において、設計基準書時対処設備である残留熱除去系（サプレッションプール冷却モード）が使用できる場合は、重大事故等時対処設備（設計基準書時）として使用できる設計とする。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>(1) 多様性、位置的分散等</p> <p>残留熱除去系（サプレッションプール冷却モード）は、設計基準書時対処設備であるとともに、重大事故等時にお</p>	<p>整合性</p>	<p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化 （次頁への記載内容繰り下がり）</p>
設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項	該当事項												
<p>設計及び工事の計画 該当事項</p> <p>「許可を受けた設計基準書の評価の条件を満足する設計とする。」</p> <p>残留熱除去系（格納容器冷却モード）は、グストライン蒸機工による。また、設計基準書時に動作する弁につ</p> <p>いては、残留熱除去ポンプが停止中に閉鎖状態である設計とする。</p> <p>原子炉格納容器内の冷却等のための設備として、想定される重大事故等時において、設計基準書時対処設備である残留熱除去系（格納容器冷却モード）が使用できる場合は、重大事故等時対処設備（設計基準書時）として使用できる設計とする。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>残留熱除去系（格納容器冷却モード）は、設計基準書時対処設備であるとともに重大事故等時においても使用するため、重大事故等時対処設備としての基本方針に示す設計方針を適用する。ただし、多様性及び独立性並びに位置的分散を考慮すべき対象の設計基準書時対処設備はないことから、重大事故等時対処設備の基本方針のうち「5.1.2 多様性、位置的分散等」に示す設計方針は適用しない。</p> <p>【原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。）】（基本設計方針）</p> <p>第2章 個別項目</p> <p>4. 残留熱除去設備</p> <p>4.1 残留熱除去系</p> <p>4.1.1 サプレッションプール冷却モード</p> <p>「(4)(1)～(4)」残留熱除去系（サプレッションプール冷却モード）は、サプレッションポンプのプールの水温を所定の温度以下に冷却できるように設計する。</p> <p>最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備として、想定される重大事故等時において、設計基準書時対処設備である残留熱除去系（サプレッションプール冷却モード）が使用できる場合は、重大事故等時対処設備（設計基準書時）として使用できる設計とする。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>(1) 多様性、位置的分散等</p> <p>残留熱除去系（サプレッションプール冷却モード）は、設計基準書時対処設備であるとともに、重大事故等時にお</p>	<p>設計及び工事の計画 該当事項</p> <p>「許可を受けた設計基準書の評価の条件を満足する設計とする。」</p> <p>残留熱除去系（格納容器冷却モード）は、グストライン蒸機工による。また、設計基準書時に動作する弁につ</p> <p>いては、残留熱除去ポンプが停止中に閉鎖状態である設計とする。</p> <p>原子炉格納容器内の冷却等のための設備として、想定される重大事故等時において、設計基準書時対処設備である残留熱除去系（格納容器冷却モード）が使用できる場合は、重大事故等時対処設備（設計基準書時）として使用できる設計とする。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>残留熱除去系（格納容器冷却モード）は、設計基準書時対処設備であるとともに重大事故等時においても使用するため、重大事故等時対処設備としての基本方針に示す設計方針を適用する。ただし、多様性及び独立性並びに位置的分散を考慮すべき対象の設計基準書時対処設備はないことから、重大事故等時対処設備の基本方針のうち「5.1.2 多様性、位置的分散等」に示す設計方針は適用しない。</p> <p>【原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。）】（基本設計方針）</p> <p>第2章 個別項目</p> <p>4. 残留熱除去設備</p> <p>4.1 残留熱除去系</p> <p>4.1.1 サプレッションプール冷却モード</p> <p>「(4)(1)～(4)」残留熱除去系（サプレッションプール冷却モード）は、サプレッションポンプのプールの水温を所定の温度以下に冷却できるように設計する。</p> <p>最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備として、想定される重大事故等時において、設計基準書時対処設備である残留熱除去系（サプレッションプール冷却モード）が使用できる場合は、重大事故等時対処設備（設計基準書時）として使用できる設計とする。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>(1) 多様性、位置的分散等</p> <p>残留熱除去系（サプレッションプール冷却モード）は、設計基準書時対処設備であるとともに、重大事故等時にお</p>	<p>整合性</p>												
設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項	該当事項												
<p>設計及び工事の計画 該当事項</p> <p>「許可を受けた設計基準書の評価の条件を満足する設計とする。」</p> <p>残留熱除去系（格納容器冷却モード）は、グストライン蒸機工による。また、設計基準書時に動作する弁につ</p> <p>いては、残留熱除去ポンプが停止中に閉鎖状態である設計とする。</p> <p>原子炉格納容器内の冷却等のための設備として、想定される重大事故等時において、設計基準書時対処設備である残留熱除去系（格納容器冷却モード）が使用できる場合は、重大事故等時対処設備（設計基準書時）として使用できる設計とする。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>残留熱除去系（格納容器冷却モード）は、設計基準書時対処設備であるとともに重大事故等時においても使用するため、重大事故等時対処設備としての基本方針に示す設計方針を適用する。ただし、多様性及び独立性並びに位置的分散を考慮すべき対象の設計基準書時対処設備はないことから、重大事故等時対処設備の基本方針のうち「5.1.2 多様性、位置的分散等」に示す設計方針は適用しない。</p> <p>【原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。）】（基本設計方針）</p> <p>第2章 個別項目</p> <p>4. 残留熱除去設備</p> <p>4.1 残留熱除去系</p> <p>4.1.1 サプレッションプール冷却モード</p> <p>「(4)(1)～(4)」残留熱除去系（サプレッションプール冷却モード）は、サプレッションポンプのプールの水温を所定の温度以下に冷却できるように設計する。</p> <p>最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備として、想定される重大事故等時において、設計基準書時対処設備である残留熱除去系（サプレッションプール冷却モード）が使用できる場合は、重大事故等時対処設備（設計基準書時）として使用できる設計とする。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>(1) 多様性、位置的分散等</p> <p>残留熱除去系（サプレッションプール冷却モード）は、設計基準書時対処設備であるとともに、重大事故等時にお</p>	<p>設計及び工事の計画 該当事項</p> <p>「許可を受けた設計基準書の評価の条件を満足する設計とする。」</p> <p>残留熱除去系（格納容器冷却モード）は、グストライン蒸機工による。また、設計基準書時に動作する弁につ</p> <p>いては、残留熱除去ポンプが停止中に閉鎖状態である設計とする。</p> <p>原子炉格納容器内の冷却等のための設備として、想定される重大事故等時において、設計基準書時対処設備である残留熱除去系（格納容器冷却モード）が使用できる場合は、重大事故等時対処設備（設計基準書時）として使用できる設計とする。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>残留熱除去系（格納容器冷却モード）は、設計基準書時対処設備であるとともに重大事故等時においても使用するため、重大事故等時対処設備としての基本方針に示す設計方針を適用する。ただし、多様性及び独立性並びに位置的分散を考慮すべき対象の設計基準書時対処設備はないことから、重大事故等時対処設備の基本方針のうち「5.1.2 多様性、位置的分散等」に示す設計方針は適用しない。</p> <p>【原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。）】（基本設計方針）</p> <p>第2章 個別項目</p> <p>4. 残留熱除去設備</p> <p>4.1 残留熱除去系</p> <p>4.1.1 サプレッションプール冷却モード</p> <p>「(4)(1)～(4)」残留熱除去系（サプレッションプール冷却モード）は、サプレッションポンプのプールの水温を所定の温度以下に冷却できるように設計する。</p> <p>最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備として、想定される重大事故等時において、設計基準書時対処設備である残留熱除去系（サプレッションプール冷却モード）が使用できる場合は、重大事故等時対処設備（設計基準書時）として使用できる設計とする。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>(1) 多様性、位置的分散等</p> <p>残留熱除去系（サプレッションプール冷却モード）は、設計基準書時対処設備であるとともに、重大事故等時にお</p>	<p>整合性</p>												

【VI-1-1-1-1 発電用原子炉の設置の許可（本文（五号））との整合性に関する説明書】

補正前	補正後	備考																
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%; text-align: center;">設置変更許可申請書（本文（五号））</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">整合性</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">備考</td> </tr> <tr> <td style="height: 400px;"></td> <td style="vertical-align: top;"> <p>設計及び工事の計画 該当事項</p> <p>いても使用するため、重大事故等対応設備としての基本方針に示す設計方針を適用する。ただし、多様性及び独立性並びに位置的分散を考慮すべき対象の設計基準事故対応設備はないことから、重大事故等対応設備の基本方針のうち「5.1.2 多様性、位置的分散等」に示す設計方針は適用しない。</p> <p>4.1.1.1 燃料プール冷却機能</p> <p>〔注(4)(1)~②〕全炉心燃料を燃料プールに取り出した場合、全炉心燃料プール冷却系で燃料プールの冷却ができない場合は、蒸留熱除去系を用いて使用済燃料からの崩壊熱を除去できる設計とする。</p> <p>蒸留熱除去系熱交換器で除去した熱は、原子炉補機冷却系及び原子炉補機海水系を循て、最終的な熱の逃がし場である海へ輸送される設計とする。</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>整合性</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>備考</p> </td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">52 補 VI-1-1-1-1 R1</p>	設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項	整合性	備考		<p>設計及び工事の計画 該当事項</p> <p>いても使用するため、重大事故等対応設備としての基本方針に示す設計方針を適用する。ただし、多様性及び独立性並びに位置的分散を考慮すべき対象の設計基準事故対応設備はないことから、重大事故等対応設備の基本方針のうち「5.1.2 多様性、位置的分散等」に示す設計方針は適用しない。</p> <p>4.1.1.1 燃料プール冷却機能</p> <p>〔注(4)(1)~②〕全炉心燃料を燃料プールに取り出した場合、全炉心燃料プール冷却系で燃料プールの冷却ができない場合は、蒸留熱除去系を用いて使用済燃料からの崩壊熱を除去できる設計とする。</p> <p>蒸留熱除去系熱交換器で除去した熱は、原子炉補機冷却系及び原子炉補機海水系を循て、最終的な熱の逃がし場である海へ輸送される設計とする。</p>	<p>整合性</p>	<p>備考</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%; text-align: center;">設置変更許可申請書（本文（五号））</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">整合性</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">備考</td> </tr> <tr> <td style="height: 400px;"></td> <td style="vertical-align: top;"> <p>設計及び工事の計画 該当事項</p> <p>(1) 多様性、位置的分散等</p> <p>蒸留熱除去系（中プレッショープール冷却モード）は、設計基準事故対応設備であるとともに、重大事故等時においても使用するため、重大事故等対応設備としての基本方針に示す設計方針を適用する。ただし、多様性及び独立性並びに位置的分散を考慮すべき対象の設計基準事故対応設備はないことから、重大事故等対応設備の基本方針のうち「5.1.2 多様性、位置的分散等」に示す設計方針は適用しない。</p> <p>4.1.1.1 燃料プール冷却機能</p> <p>〔注(4)(1)~②〕全炉心燃料を燃料プールに取り出した場合、全炉心燃料プール冷却系で燃料プールの冷却ができない場合は、蒸留熱除去系を用いて使用済燃料からの崩壊熱を除去できる設計とする。</p> <p>蒸留熱除去系熱交換器で除去した熱は、原子炉補機冷却系及び原子炉補機海水系を循て、最終的な熱の逃がし場である海へ輸送される設計とする。</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>整合性</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>備考</p> </td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">52 補 VI-1-1-1-1 R2</p>	設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項	整合性	備考		<p>設計及び工事の計画 該当事項</p> <p>(1) 多様性、位置的分散等</p> <p>蒸留熱除去系（中プレッショープール冷却モード）は、設計基準事故対応設備であるとともに、重大事故等時においても使用するため、重大事故等対応設備としての基本方針に示す設計方針を適用する。ただし、多様性及び独立性並びに位置的分散を考慮すべき対象の設計基準事故対応設備はないことから、重大事故等対応設備の基本方針のうち「5.1.2 多様性、位置的分散等」に示す設計方針は適用しない。</p> <p>4.1.1.1 燃料プール冷却機能</p> <p>〔注(4)(1)~②〕全炉心燃料を燃料プールに取り出した場合、全炉心燃料プール冷却系で燃料プールの冷却ができない場合は、蒸留熱除去系を用いて使用済燃料からの崩壊熱を除去できる設計とする。</p> <p>蒸留熱除去系熱交換器で除去した熱は、原子炉補機冷却系及び原子炉補機海水系を循て、最終的な熱の逃がし場である海へ輸送される設計とする。</p>	<p>整合性</p>	<p>備考</p>	<p>記載の適正化</p>
設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項	整合性	備考															
	<p>設計及び工事の計画 該当事項</p> <p>いても使用するため、重大事故等対応設備としての基本方針に示す設計方針を適用する。ただし、多様性及び独立性並びに位置的分散を考慮すべき対象の設計基準事故対応設備はないことから、重大事故等対応設備の基本方針のうち「5.1.2 多様性、位置的分散等」に示す設計方針は適用しない。</p> <p>4.1.1.1 燃料プール冷却機能</p> <p>〔注(4)(1)~②〕全炉心燃料を燃料プールに取り出した場合、全炉心燃料プール冷却系で燃料プールの冷却ができない場合は、蒸留熱除去系を用いて使用済燃料からの崩壊熱を除去できる設計とする。</p> <p>蒸留熱除去系熱交換器で除去した熱は、原子炉補機冷却系及び原子炉補機海水系を循て、最終的な熱の逃がし場である海へ輸送される設計とする。</p>	<p>整合性</p>	<p>備考</p>															
設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項	整合性	備考															
	<p>設計及び工事の計画 該当事項</p> <p>(1) 多様性、位置的分散等</p> <p>蒸留熱除去系（中プレッショープール冷却モード）は、設計基準事故対応設備であるとともに、重大事故等時においても使用するため、重大事故等対応設備としての基本方針に示す設計方針を適用する。ただし、多様性及び独立性並びに位置的分散を考慮すべき対象の設計基準事故対応設備はないことから、重大事故等対応設備の基本方針のうち「5.1.2 多様性、位置的分散等」に示す設計方針は適用しない。</p> <p>4.1.1.1 燃料プール冷却機能</p> <p>〔注(4)(1)~②〕全炉心燃料を燃料プールに取り出した場合、全炉心燃料プール冷却系で燃料プールの冷却ができない場合は、蒸留熱除去系を用いて使用済燃料からの崩壊熱を除去できる設計とする。</p> <p>蒸留熱除去系熱交換器で除去した熱は、原子炉補機冷却系及び原子炉補機海水系を循て、最終的な熱の逃がし場である海へ輸送される設計とする。</p>	<p>整合性</p>	<p>備考</p>															

【VI-1-1-1-1 発電用原子炉の設置の許可（本文（五号））との整合性に関する説明書】

補正前	補正後	備考
<p>設置変更許可申請書（本文（五号））</p> <p>第5.2-1表 残留熱除去系主要機器仕様</p> <p>(1) ポンプ 容 量 約1,200㎓<sup>3</sup>/分/台 なお、非常用炉心冷却系の低圧注水系では低圧注水ポンプ、格納容器冷却系では格納容器冷却ポンプと呼ぶ。</p> <p>本文（十号） 低圧注水流量（定格値） 圧(4)(1)a-①約1,135㎓<sup>3</sup>/分 圧(4)(1)a-②（ポンプ1台当たり、圧力容器と本源との蒸気圧差に起因して） ・記載箇所 ロ(2)(1)a.(b), ハ(2)(1)b.(b) (b)-(6) ハ(2)(1)b.(c) (c)-(1) (c)-(1-9), ハ(2)(1)b.(c) (c)-(1) (c)-(1-10), ハ(2)(1)b.(c) (c)-(2) (c)-(2-9), ハ(2)(1)b.(c) (c)-(2) (c)-(2-10), ハ(2)(1)b.(c) (c)-(4) (c)-(4-10), ハ(2)(1)b.(d) (d)-(1) (d)-(1-7), ハ(2)(1)b.(d) (d)-(9), ハ(2)(1)c.(c) (c)-(7)</p> <p>全 機 種 圧(4)(1)a-③約50㎓</p> <p>整合性 ・設計及び工事の計画の圧(4)(1)a-①は、設置変更許可申請書（本文（五号））の圧(4)(1)a-①を詳細に記載しており、整合している。 ・設置変更許可申請書（本文（十号））の圧(4)(1)a-②は、設計及び工事の計画の「VI-1-1-4-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（原子炉冷却系施設）」に記載と同様であり、整合している。</p> <p>設計及び工事の計画の 圧(4)(1)a-③は、設置 変更許可申請書（本文 （五号））の圧(4)(1)a- ③を詳細に記載してお り、整合している。</p>	<p>設置変更許可申請書（本文（五号））</p> <p>第5.2-1表 残留熱除去系主要機器仕様</p> <p>(1) ポンプ 容 量 約1,200㎓<sup>3</sup>/分/台 なお、非常用炉心冷却系の低圧注水系では低圧注水ポンプ、格納容器冷却系では格納容器冷却ポンプと呼ぶ。</p> <p>本文（十号） 低圧注水流量（定格値） 圧(4)(1)a-①約1,135㎓<sup>3</sup>/分 圧(4)(1)a-②（ポンプ1台当たり、圧力容器と本源との蒸気圧差に起因して） ・記載箇所 ロ(2)(1)a.(b), ハ(2)(1)b.(b) (b)-(6) ハ(2)(1)b.(c) (c)-(1) (c)-(1-9), ハ(2)(1)b.(c) (c)-(1) (c)-(1-10), ハ(2)(1)b.(c) (c)-(2) (c)-(2-9), ハ(2)(1)b.(c) (c)-(2) (c)-(2-10), ハ(2)(1)b.(c) (c)-(4) (c)-(4-10), ハ(2)(1)b.(d) (d)-(1) (d)-(1-7), ハ(2)(1)b.(d) (d)-(9), ハ(2)(1)c.(c) (c)-(7)</p> <p>全 機 種 圧(4)(1)a-③約50㎓</p> <p>整合性 ・設計及び工事の計画の圧(4)(1)a-①は、設置変更許可申請書（本文（五号））の圧(4)(1)a-①を詳細に記載しており、整合している。 ・設置変更許可申請書（本文（十号））の圧(4)(1)a-②は、設計及び工事の計画の「VI-1-1-4-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（原子炉冷却系施設）」に記載と同様であり、整合している。</p> <p>設計及び工事の計画の 圧(4)(1)a-③は、設置 変更許可申請書（本文 （五号））の圧(4)(1)a- ③を詳細に記載してお り、整合している。</p>	<p>記載の適正化</p>

【VI-1-1-1-1 発電用原子炉の設置の許可（本文（五号））との整合性に関する説明書】

補正前	補正後	備考																																																																																
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>設置変更許可申請書（本文（五号））</p> <p>2. 熱交換器 基数 2</p> <p>本文（十号） 残留熱除去系（サブレッション・プール水冷却モード及び原子炉停止時冷却モード）の伝熱容量は、熱交換器1基当たり圧(4)(1)h.~(4)(1)h.~(2)（サブレッション・プール水温度又は原子炉冷却材温度:52℃、海水温度:30℃）において、よする。</p> <p>・記載箇所 ハ(2)(f)b.(b)(b-7) ハ(2)(f)b.(c)(c-1)(c-1-10), ハ(2)(f)b.(c)(c-2)(c-2-10), ハ(2)(f)b.(c)(c-4)(c-4-9), ハ(2)(f)b.(d)(d-1)(d-1-9), ハ(2)(f)b.(e)(e-12), ハ(2)(f)e.(a)(a-10), ハ(2)(f)e.(b)(b-10)</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p>設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項</p> <p>(2) 熱交換器 基数 2 伝熱容量 約 <math>8 \times 10^6 \text{kcal/h}</math> 基 原子炉停止時冷却モード、原子炉冷却材温度:52℃及び海水温度:30℃において、よする。</p> </div> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p><b>整合性</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>設計及び工事の計画の圧(4)(1)h.~(4)(1)h.~(2)は、設置変更許可申請書（本文（十号））の圧(4)(1)h.~(4)(1)h.~(2)を詳細に記載しており、整合している。</li> <li>設置変更許可申請書（本文（十号））の圧(4)(1)h.~(4)(1)h.~(2)は、設計及び工事の計画の「VI-1-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（原子炉冷却系施設）」における残留熱除去系熱交換器及び原子炉冷却材温度設定根拠の記載と同義であり、整合している。</li> </ul> </div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">設計及び工事の計画 該当事項</th> <th>整合性</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>名</td> <td>圧(4)(1)h.~(4)(1)h.~(2)</td> <td>圧(4)(1)h.~(4)(1)h.~(2)</td> <td>変更なし</td> </tr> <tr> <td>主</td> <td>伝熱容量</td> <td>約 <math>8 \times 10^6 \text{kcal/h}</math></td> <td>変更なし</td> </tr> <tr> <td>要</td> <td>圧(4)(1)h.~(4)(1)h.~(2)</td> <td>圧(4)(1)h.~(4)(1)h.~(2)</td> <td>変更なし</td> </tr> <tr> <td>寸</td> <td>圧(4)(1)h.~(4)(1)h.~(2)</td> <td>圧(4)(1)h.~(4)(1)h.~(2)</td> <td>変更なし</td> </tr> <tr> <td>材</td> <td>圧(4)(1)h.~(4)(1)h.~(2)</td> <td>圧(4)(1)h.~(4)(1)h.~(2)</td> <td>変更なし</td> </tr> <tr> <td>製</td> <td>圧(4)(1)h.~(4)(1)h.~(2)</td> <td>圧(4)(1)h.~(4)(1)h.~(2)</td> <td>変更なし</td> </tr> <tr> <td>設</td> <td>圧(4)(1)h.~(4)(1)h.~(2)</td> <td>圧(4)(1)h.~(4)(1)h.~(2)</td> <td>変更なし</td> </tr> <tr> <td>備</td> <td>圧(4)(1)h.~(4)(1)h.~(2)</td> <td>圧(4)(1)h.~(4)(1)h.~(2)</td> <td>変更なし</td> </tr> <tr> <td>注</td> <td>圧(4)(1)h.~(4)(1)h.~(2)</td> <td>圧(4)(1)h.~(4)(1)h.~(2)</td> <td>変更なし</td> </tr> </tbody> </table>	設計及び工事の計画 該当事項		整合性	備考	名	圧(4)(1)h.~(4)(1)h.~(2)	圧(4)(1)h.~(4)(1)h.~(2)	変更なし	主	伝熱容量	約 $8 \times 10^6 \text{kcal/h}$	変更なし	要	圧(4)(1)h.~(4)(1)h.~(2)	圧(4)(1)h.~(4)(1)h.~(2)	変更なし	寸	圧(4)(1)h.~(4)(1)h.~(2)	圧(4)(1)h.~(4)(1)h.~(2)	変更なし	材	圧(4)(1)h.~(4)(1)h.~(2)	圧(4)(1)h.~(4)(1)h.~(2)	変更なし	製	圧(4)(1)h.~(4)(1)h.~(2)	圧(4)(1)h.~(4)(1)h.~(2)	変更なし	設	圧(4)(1)h.~(4)(1)h.~(2)	圧(4)(1)h.~(4)(1)h.~(2)	変更なし	備	圧(4)(1)h.~(4)(1)h.~(2)	圧(4)(1)h.~(4)(1)h.~(2)	変更なし	注	圧(4)(1)h.~(4)(1)h.~(2)	圧(4)(1)h.~(4)(1)h.~(2)	変更なし	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>設置変更許可申請書（本文（五号））</p> <p>2. 熱交換器 基数 2</p> <p>本文（十号） 残留熱除去系（サブレッション・プール水冷却モード及び原子炉停止時冷却モード）の伝熱容量は、熱交換器1基当たり圧(4)(1)h.~(4)(1)h.~(2)（サブレッション・プール水温度又は原子炉冷却材温度:52℃、海水温度:30℃）において、よする。</p> <p>・記載箇所 ハ(2)(f)b.(b)(b-7) ハ(2)(f)b.(c)(c-1)(c-1-10), ハ(2)(f)b.(c)(c-2)(c-2-10), ハ(2)(f)b.(c)(c-4)(c-4-9), ハ(2)(f)b.(d)(d-1)(d-1-9), ハ(2)(f)b.(e)(e-12), ハ(2)(f)e.(a)(a-10), ハ(2)(f)e.(b)(b-10)</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p>設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項</p> <p>(2) 熱交換器 基数 2 伝熱容量 約 <math>8 \times 10^6 \text{kcal/h}</math> 基 原子炉停止時冷却モード、原子炉冷却材温度:52℃及び海水温度:30℃において、よする。</p> </div> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p><b>整合性</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>設計及び工事の計画の圧(4)(1)h.~(4)(1)h.~(2)は、設置変更許可申請書（本文（十号））の圧(4)(1)h.~(4)(1)h.~(2)を詳細に記載しており、整合している。</li> <li>設置変更許可申請書（本文（十号））の圧(4)(1)h.~(4)(1)h.~(2)は、設計及び工事の計画の「VI-1-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（原子炉冷却系施設）」における残留熱除去系熱交換器及び原子炉冷却材温度設定根拠の記載と同義であり、整合している。</li> </ul> </div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">設計及び工事の計画 該当事項</th> <th>整合性</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>名</td> <td>圧(4)(1)h.~(4)(1)h.~(2)</td> <td>圧(4)(1)h.~(4)(1)h.~(2)</td> <td>変更なし</td> </tr> <tr> <td>主</td> <td>伝熱容量</td> <td>約 <math>8 \times 10^6 \text{kcal/h}</math></td> <td>変更なし</td> </tr> <tr> <td>要</td> <td>圧(4)(1)h.~(4)(1)h.~(2)</td> <td>圧(4)(1)h.~(4)(1)h.~(2)</td> <td>変更なし</td> </tr> <tr> <td>寸</td> <td>圧(4)(1)h.~(4)(1)h.~(2)</td> <td>圧(4)(1)h.~(4)(1)h.~(2)</td> <td>変更なし</td> </tr> <tr> <td>材</td> <td>圧(4)(1)h.~(4)(1)h.~(2)</td> <td>圧(4)(1)h.~(4)(1)h.~(2)</td> <td>変更なし</td> </tr> <tr> <td>製</td> <td>圧(4)(1)h.~(4)(1)h.~(2)</td> <td>圧(4)(1)h.~(4)(1)h.~(2)</td> <td>変更なし</td> </tr> <tr> <td>設</td> <td>圧(4)(1)h.~(4)(1)h.~(2)</td> <td>圧(4)(1)h.~(4)(1)h.~(2)</td> <td>変更なし</td> </tr> <tr> <td>備</td> <td>圧(4)(1)h.~(4)(1)h.~(2)</td> <td>圧(4)(1)h.~(4)(1)h.~(2)</td> <td>変更なし</td> </tr> <tr> <td>注</td> <td>圧(4)(1)h.~(4)(1)h.~(2)</td> <td>圧(4)(1)h.~(4)(1)h.~(2)</td> <td>変更なし</td> </tr> </tbody> </table>	設計及び工事の計画 該当事項		整合性	備考	名	圧(4)(1)h.~(4)(1)h.~(2)	圧(4)(1)h.~(4)(1)h.~(2)	変更なし	主	伝熱容量	約 $8 \times 10^6 \text{kcal/h}$	変更なし	要	圧(4)(1)h.~(4)(1)h.~(2)	圧(4)(1)h.~(4)(1)h.~(2)	変更なし	寸	圧(4)(1)h.~(4)(1)h.~(2)	圧(4)(1)h.~(4)(1)h.~(2)	変更なし	材	圧(4)(1)h.~(4)(1)h.~(2)	圧(4)(1)h.~(4)(1)h.~(2)	変更なし	製	圧(4)(1)h.~(4)(1)h.~(2)	圧(4)(1)h.~(4)(1)h.~(2)	変更なし	設	圧(4)(1)h.~(4)(1)h.~(2)	圧(4)(1)h.~(4)(1)h.~(2)	変更なし	備	圧(4)(1)h.~(4)(1)h.~(2)	圧(4)(1)h.~(4)(1)h.~(2)	変更なし	注	圧(4)(1)h.~(4)(1)h.~(2)	圧(4)(1)h.~(4)(1)h.~(2)	変更なし	<p style="text-align: center;">記載の適正化</p>
設計及び工事の計画 該当事項		整合性	備考																																																																															
名	圧(4)(1)h.~(4)(1)h.~(2)	圧(4)(1)h.~(4)(1)h.~(2)	変更なし																																																																															
主	伝熱容量	約 $8 \times 10^6 \text{kcal/h}$	変更なし																																																																															
要	圧(4)(1)h.~(4)(1)h.~(2)	圧(4)(1)h.~(4)(1)h.~(2)	変更なし																																																																															
寸	圧(4)(1)h.~(4)(1)h.~(2)	圧(4)(1)h.~(4)(1)h.~(2)	変更なし																																																																															
材	圧(4)(1)h.~(4)(1)h.~(2)	圧(4)(1)h.~(4)(1)h.~(2)	変更なし																																																																															
製	圧(4)(1)h.~(4)(1)h.~(2)	圧(4)(1)h.~(4)(1)h.~(2)	変更なし																																																																															
設	圧(4)(1)h.~(4)(1)h.~(2)	圧(4)(1)h.~(4)(1)h.~(2)	変更なし																																																																															
備	圧(4)(1)h.~(4)(1)h.~(2)	圧(4)(1)h.~(4)(1)h.~(2)	変更なし																																																																															
注	圧(4)(1)h.~(4)(1)h.~(2)	圧(4)(1)h.~(4)(1)h.~(2)	変更なし																																																																															
設計及び工事の計画 該当事項		整合性	備考																																																																															
名	圧(4)(1)h.~(4)(1)h.~(2)	圧(4)(1)h.~(4)(1)h.~(2)	変更なし																																																																															
主	伝熱容量	約 $8 \times 10^6 \text{kcal/h}$	変更なし																																																																															
要	圧(4)(1)h.~(4)(1)h.~(2)	圧(4)(1)h.~(4)(1)h.~(2)	変更なし																																																																															
寸	圧(4)(1)h.~(4)(1)h.~(2)	圧(4)(1)h.~(4)(1)h.~(2)	変更なし																																																																															
材	圧(4)(1)h.~(4)(1)h.~(2)	圧(4)(1)h.~(4)(1)h.~(2)	変更なし																																																																															
製	圧(4)(1)h.~(4)(1)h.~(2)	圧(4)(1)h.~(4)(1)h.~(2)	変更なし																																																																															
設	圧(4)(1)h.~(4)(1)h.~(2)	圧(4)(1)h.~(4)(1)h.~(2)	変更なし																																																																															
備	圧(4)(1)h.~(4)(1)h.~(2)	圧(4)(1)h.~(4)(1)h.~(2)	変更なし																																																																															
注	圧(4)(1)h.~(4)(1)h.~(2)	圧(4)(1)h.~(4)(1)h.~(2)	変更なし																																																																															





【VI-1-1-1-1 発電用原子炉の設置の許可（本文（五号））との整合性に関する説明書】

補正前	補正後	備考
<p>設置変更許可申請書（本文（五号））</p> <p>〔可搬型重大事故対処設備〕</p> <p>原子炉補機代替冷却系</p> <p>〔(4)(v)b.(a)-(3)〕(1),(3),(4),b. 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備及び三、(3),(4)燃料プールの冷却等のための設備と兼用。</p> <p>数量 2 (予備1)</p> <p>熱交換器 台数 2 (予備1)</p> <p>組数 1</p> <p>伝熱容量 約23MW (海水温度30℃において)</p> <p>本文(十号)</p> <p>原子炉補機代替冷却系の伝熱容量は、〔(4)(v)b.(a)-(3)〕発生後8時間から24時間において約10MW、事業発生24時間以降において約11MW、〔(4)(v)b.(a)-(3)〕(4)燃料プールの冷却等、プール水温100℃、海水温度30℃に於いて、とする。</p> <p>記載箇所</p> <p>ハ(2)(4)b.(d)(d-1-8), ハ(2)(4)c.(a)(a-1-10), ハ(2)(4)c.(b)(b-1-3) ハ(2)(4)b.(a)(a-10),</p> <p>整合性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>設計及び工事の計画の〔(4)(v)b.(a)-(3)〕は、設置変更許可申請書(本文)の〔(4)(v)b.(a)-(3)〕と同義であり、整合している。</li> <li>移動式代替熱交換設備は、設置変更許可申請書(本文(五号))における〔(4)(v)b.(a)-(3)〕を設計及び工事の計画の「原子炉冷却系統施設」のうち「原子炉補機冷却設備」に整理しており、整合している。</li> <li>設計及び工事の計画の〔(4)(v)b.(a)-(3)〕は、設置変更許可申請書(本文)の〔(4)(v)b.(a)-(3)〕を具体的に記載しており、整合している。</li> <li>設計及び工事の計画の〔(4)(v)b.(a)-(3)〕及び〔(4)(v)b.(a)-(3)〕は、設置変更許可申請書(本文)の〔(4)(v)b.(a)-(3)〕と同義であり、整合している。</li> <li>設備別記載事項の設定根拠に関する説明書(原子炉冷却系統施設)の記載と同義であり、整合している。</li> <li>設計及び工事の計画の〔(4)(v)b.(a)-(3)〕の11.5MW×2個=23MWは、設置変更許可申請書(本文)の〔(4)(v)b.(a)-(3)〕を上回る値であり、整合している。</li> </ul>	<p>設置変更許可申請書（本文（五号））</p> <p>〔可搬型重大事故対処設備〕</p> <p>原子炉補機代替冷却系</p> <p>〔(4)(v)b.(a)-(3)〕(1),(3),(4),b. 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備及び三、(3),(4)燃料プールの冷却等のための設備と兼用。</p> <p>数量 2 (予備1)</p> <p>熱交換器 台数 2 (予備1)</p> <p>組数 1</p> <p>伝熱容量 約23MW (海水温度30℃において)</p> <p>本文(十号)</p> <p>原子炉補機代替冷却系の伝熱容量は、〔(4)(v)b.(a)-(3)〕発生後8時間から24時間において約10MW、事業発生24時間以降において約11MW、〔(4)(v)b.(a)-(3)〕(4)燃料プールの冷却等、プール水温100℃、海水温度30℃に於いて、とする。</p> <p>記載箇所</p> <p>ハ(2)(4)b.(d)(d-1-8), ハ(2)(4)c.(a)(a-1-10), ハ(2)(4)c.(b)(b-1-3) ハ(2)(4)b.(a)(a-10),</p> <p>整合性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>設計及び工事の計画の〔(4)(v)b.(a)-(3)〕は、設置変更許可申請書(本文)の〔(4)(v)b.(a)-(3)〕と同義であり、整合している。</li> <li>移動式代替熱交換設備は、設置変更許可申請書(本文(五号))における〔(4)(v)b.(a)-(3)〕を設計及び工事の計画の「原子炉冷却系統施設」のうち「原子炉補機冷却設備」に整理しており、整合している。</li> <li>設計及び工事の計画の〔(4)(v)b.(a)-(3)〕は、設置変更許可申請書(本文)の〔(4)(v)b.(a)-(3)〕を具体的に記載しており、整合している。</li> <li>設計及び工事の計画の〔(4)(v)b.(a)-(3)〕及び〔(4)(v)b.(a)-(3)〕は、設置変更許可申請書(本文)の〔(4)(v)b.(a)-(3)〕と同義であり、整合している。</li> <li>設備別記載事項の設定根拠に関する説明書(原子炉冷却系統施設)の記載と同義であり、整合している。</li> <li>設計及び工事の計画の〔(4)(v)b.(a)-(3)〕の11.5MW×2個=23MWは、設置変更許可申請書(本文)の〔(4)(v)b.(a)-(3)〕を上回る値であり、整合している。</li> </ul>	<p>記載の適正化</p>
<p>設計及び工事の計画 該当事項 (添付書類A) 該当事項</p> <p>【原子炉補機代替冷却系 (蒸気タービンを除く。)】</p> <p>(要目表)</p> <p>6.3 原子炉補機代替冷却系</p> <p>(2) 熱交換器の外形、材質、設置位置、設置位置(管束及び管束の間に記載すること)、設置位置(管束及び管束の間に記載すること)、伝熱面積、主要寸法、材料、側面及び側面(管束及び管束の間に記載すること)。</p> <p>以下の設備は、原子炉補機代替冷却系の設備として、原子炉補機代替冷却系として、工事計画で使用する。</p> <p>台数 2 (予備1)</p> <p>熱交換器 台数 2 (予備1)</p> <p>組数 1</p> <p>伝熱容量 約23MW (海水温度30℃において)</p> <p>本文(十号)</p> <p>原子炉補機代替冷却系の伝熱容量は、〔(4)(v)b.(a)-(3)〕発生後8時間から24時間において約10MW、事業発生24時間以降において約11MW、〔(4)(v)b.(a)-(3)〕(4)燃料プールの冷却等、プール水温100℃、海水温度30℃に於いて、とする。</p> <p>記載箇所</p> <p>ハ(2)(4)b.(d)(d-1-8), ハ(2)(4)c.(a)(a-1-10), ハ(2)(4)c.(b)(b-1-3) ハ(2)(4)b.(a)(a-10),</p> <p>整合性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>設計及び工事の計画の〔(4)(v)b.(a)-(3)〕は、設置変更許可申請書(本文)の〔(4)(v)b.(a)-(3)〕と同義であり、整合している。</li> <li>移動式代替熱交換設備は、設置変更許可申請書(本文(五号))における〔(4)(v)b.(a)-(3)〕を設計及び工事の計画の「原子炉冷却系統施設」のうち「原子炉補機冷却設備」に整理しており、整合している。</li> <li>設計及び工事の計画の〔(4)(v)b.(a)-(3)〕は、設置変更許可申請書(本文)の〔(4)(v)b.(a)-(3)〕を具体的に記載しており、整合している。</li> <li>設計及び工事の計画の〔(4)(v)b.(a)-(3)〕及び〔(4)(v)b.(a)-(3)〕は、設置変更許可申請書(本文)の〔(4)(v)b.(a)-(3)〕と同義であり、整合している。</li> <li>設備別記載事項の設定根拠に関する説明書(原子炉冷却系統施設)の記載と同義であり、整合している。</li> <li>設計及び工事の計画の〔(4)(v)b.(a)-(3)〕の11.5MW×2個=23MWは、設置変更許可申請書(本文)の〔(4)(v)b.(a)-(3)〕を上回る値であり、整合している。</li> </ul>	<p>設計及び工事の計画 該当事項 (添付書類A) 該当事項</p> <p>【原子炉補機代替冷却系 (蒸気タービンを除く。)】</p> <p>(要目表)</p> <p>6.3 原子炉補機代替冷却系</p> <p>(2) 熱交換器の外形、材質、設置位置、設置位置(管束及び管束の間に記載すること)、設置位置(管束及び管束の間に記載すること)、伝熱面積、主要寸法、材料、側面及び側面(管束及び管束の間に記載すること)。</p> <p>以下の設備は、原子炉補機代替冷却系の設備として、原子炉補機代替冷却系として、工事計画で使用する。</p> <p>台数 2 (予備1)</p> <p>熱交換器 台数 2 (予備1)</p> <p>組数 1</p> <p>伝熱容量 約23MW (海水温度30℃において)</p> <p>本文(十号)</p> <p>原子炉補機代替冷却系の伝熱容量は、〔(4)(v)b.(a)-(3)〕発生後8時間から24時間において約10MW、事業発生24時間以降において約11MW、〔(4)(v)b.(a)-(3)〕(4)燃料プールの冷却等、プール水温100℃、海水温度30℃に於いて、とする。</p> <p>記載箇所</p> <p>ハ(2)(4)b.(d)(d-1-8), ハ(2)(4)c.(a)(a-1-10), ハ(2)(4)c.(b)(b-1-3) ハ(2)(4)b.(a)(a-10),</p> <p>整合性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>設計及び工事の計画の〔(4)(v)b.(a)-(3)〕は、設置変更許可申請書(本文)の〔(4)(v)b.(a)-(3)〕と同義であり、整合している。</li> <li>移動式代替熱交換設備は、設置変更許可申請書(本文(五号))における〔(4)(v)b.(a)-(3)〕を設計及び工事の計画の「原子炉冷却系統施設」のうち「原子炉補機冷却設備」に整理しており、整合している。</li> <li>設計及び工事の計画の〔(4)(v)b.(a)-(3)〕は、設置変更許可申請書(本文)の〔(4)(v)b.(a)-(3)〕を具体的に記載しており、整合している。</li> <li>設計及び工事の計画の〔(4)(v)b.(a)-(3)〕及び〔(4)(v)b.(a)-(3)〕は、設置変更許可申請書(本文)の〔(4)(v)b.(a)-(3)〕と同義であり、整合している。</li> <li>設備別記載事項の設定根拠に関する説明書(原子炉冷却系統施設)の記載と同義であり、整合している。</li> <li>設計及び工事の計画の〔(4)(v)b.(a)-(3)〕の11.5MW×2個=23MWは、設置変更許可申請書(本文)の〔(4)(v)b.(a)-(3)〕を上回る値であり、整合している。</li> </ul>	<p>ホ-105</p>

【VI-1-1-1-1 発電用原子炉の設置の許可（本文（五号））との整合性に関する説明書】

補正前	補正後	備考																																																																																																																
<p>設置変更許可申請書（本文（五号）） 移動式代替熱交換設備淡水ポンプ 台数 2 容量 約300m<sup>3</sup>/h/台 全揚程 約75m</p> <p>設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項 台数 2 容量 約300m<sup>3</sup>/h/台 全揚程 約75m</p> <p>整合性 ・設計及び工事の計画の注(4)(v)b.(a)~(d)は、設置変更許可申請書（本文（五号））の注(4)(v)b.(a)~(d)を具体的に記載しており、整合している。</p> <p>設計及び工事の計画 該当事項 (D) ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、鋼製及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、鋼製及び取付箇所（管設及び可搬型の別を記載すること。）</p> <table border="1" data-bbox="519 535 1068 997"> <thead> <tr> <th colspan="2">変更前</th> <th colspan="2">変更後</th> </tr> <tr> <th>名</th> <th>種</th> <th>名</th> <th>種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ポンプ</td> <td>移動式代替熱交換設備淡水ポンプ</td> <td>ポンプ</td> <td>移動式代替熱交換設備淡水ポンプ</td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>約300m<sup>3</sup>/h</td> <td>容量</td> <td>約300m<sup>3</sup>/h</td> </tr> <tr> <td>全揚程</td> <td>約75m</td> <td>全揚程</td> <td>約75m</td> </tr> <tr> <td>最高使用圧力</td> <td>約1.3MPa</td> <td>最高使用圧力</td> <td>約1.3MPa</td> </tr> <tr> <td>最高使用温度</td> <td>約70℃</td> <td>最高使用温度</td> <td>約70℃</td> </tr> <tr> <td>吐出口径</td> <td>約150mm</td> <td>吐出口径</td> <td>約150mm</td> </tr> <tr> <td>吐出口径</td> <td>約100mm</td> <td>吐出口径</td> <td>約100mm</td> </tr> <tr> <td>寸法</td> <td>約1400mm</td> <td>寸法</td> <td>約1400mm</td> </tr> <tr> <td>高さ</td> <td>約4300mm</td> <td>高さ</td> <td>約4300mm</td> </tr> <tr> <td>材質</td> <td>SS304</td> <td>材質</td> <td>SS304</td> </tr> <tr> <td>鋼製</td> <td>は</td> <td>鋼製</td> <td>は</td> </tr> <tr> <td>取付箇所</td> <td>—</td> <td>取付箇所</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記※1：基本事故時における使用時の値 ※2：公称値を示す。 ※3：車両1台につき2個設置する。 ※4：車両1台につき2個設置する。</p>	変更前		変更後		名	種	名	種	ポンプ	移動式代替熱交換設備淡水ポンプ	ポンプ	移動式代替熱交換設備淡水ポンプ	容量	約300m <sup>3</sup> /h	容量	約300m <sup>3</sup> /h	全揚程	約75m	全揚程	約75m	最高使用圧力	約1.3MPa	最高使用圧力	約1.3MPa	最高使用温度	約70℃	最高使用温度	約70℃	吐出口径	約150mm	吐出口径	約150mm	吐出口径	約100mm	吐出口径	約100mm	寸法	約1400mm	寸法	約1400mm	高さ	約4300mm	高さ	約4300mm	材質	SS304	材質	SS304	鋼製	は	鋼製	は	取付箇所	—	取付箇所	—	<p>設置変更許可申請書（本文（五号）） 移動式代替熱交換設備淡水ポンプ 台数 2 容量 約300m<sup>3</sup>/h/台 全揚程 約75m</p> <p>設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項 台数 2 容量 約300m<sup>3</sup>/h/台 全揚程 約75m</p> <p>整合性 ・設計及び工事の計画の注(4)(v)b.(a)~(d)は、設置変更許可申請書（本文（五号））の注(4)(v)b.(a)~(d)を具体的に記載しており、整合している。</p> <p>設計及び工事の計画 該当事項 (D) ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、鋼製及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、鋼製及び取付箇所（管設及び可搬型の別を記載すること。）</p> <table border="1" data-bbox="1721 535 2270 997"> <thead> <tr> <th colspan="2">変更前</th> <th colspan="2">変更後</th> </tr> <tr> <th>名</th> <th>種</th> <th>名</th> <th>種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ポンプ</td> <td>移動式代替熱交換設備淡水ポンプ</td> <td>ポンプ</td> <td>移動式代替熱交換設備淡水ポンプ</td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>約300m<sup>3</sup>/h</td> <td>容量</td> <td>約300m<sup>3</sup>/h</td> </tr> <tr> <td>全揚程</td> <td>約75m</td> <td>全揚程</td> <td>約75m</td> </tr> <tr> <td>最高使用圧力</td> <td>約1.3MPa</td> <td>最高使用圧力</td> <td>約1.3MPa</td> </tr> <tr> <td>最高使用温度</td> <td>約70℃</td> <td>最高使用温度</td> <td>約70℃</td> </tr> <tr> <td>吐出口径</td> <td>約150mm</td> <td>吐出口径</td> <td>約150mm</td> </tr> <tr> <td>吐出口径</td> <td>約100mm</td> <td>吐出口径</td> <td>約100mm</td> </tr> <tr> <td>寸法</td> <td>約1400mm</td> <td>寸法</td> <td>約1400mm</td> </tr> <tr> <td>高さ</td> <td>約4300mm</td> <td>高さ</td> <td>約4300mm</td> </tr> <tr> <td>材質</td> <td>SS304</td> <td>材質</td> <td>SS304</td> </tr> <tr> <td>鋼製</td> <td>は</td> <td>鋼製</td> <td>は</td> </tr> <tr> <td>取付箇所</td> <td>—</td> <td>取付箇所</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記※1：基本事故時における使用時の値 ※2：公称値を示す。 ※3：車両1台につき2個設置する。 ※4：車両1台につき2個設置する。</p>	変更前		変更後		名	種	名	種	ポンプ	移動式代替熱交換設備淡水ポンプ	ポンプ	移動式代替熱交換設備淡水ポンプ	容量	約300m <sup>3</sup> /h	容量	約300m <sup>3</sup> /h	全揚程	約75m	全揚程	約75m	最高使用圧力	約1.3MPa	最高使用圧力	約1.3MPa	最高使用温度	約70℃	最高使用温度	約70℃	吐出口径	約150mm	吐出口径	約150mm	吐出口径	約100mm	吐出口径	約100mm	寸法	約1400mm	寸法	約1400mm	高さ	約4300mm	高さ	約4300mm	材質	SS304	材質	SS304	鋼製	は	鋼製	は	取付箇所	—	取付箇所	—	<p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p>
変更前		変更後																																																																																																																
名	種	名	種																																																																																																															
ポンプ	移動式代替熱交換設備淡水ポンプ	ポンプ	移動式代替熱交換設備淡水ポンプ																																																																																																															
容量	約300m <sup>3</sup> /h	容量	約300m <sup>3</sup> /h																																																																																																															
全揚程	約75m	全揚程	約75m																																																																																																															
最高使用圧力	約1.3MPa	最高使用圧力	約1.3MPa																																																																																																															
最高使用温度	約70℃	最高使用温度	約70℃																																																																																																															
吐出口径	約150mm	吐出口径	約150mm																																																																																																															
吐出口径	約100mm	吐出口径	約100mm																																																																																																															
寸法	約1400mm	寸法	約1400mm																																																																																																															
高さ	約4300mm	高さ	約4300mm																																																																																																															
材質	SS304	材質	SS304																																																																																																															
鋼製	は	鋼製	は																																																																																																															
取付箇所	—	取付箇所	—																																																																																																															
変更前		変更後																																																																																																																
名	種	名	種																																																																																																															
ポンプ	移動式代替熱交換設備淡水ポンプ	ポンプ	移動式代替熱交換設備淡水ポンプ																																																																																																															
容量	約300m <sup>3</sup> /h	容量	約300m <sup>3</sup> /h																																																																																																															
全揚程	約75m	全揚程	約75m																																																																																																															
最高使用圧力	約1.3MPa	最高使用圧力	約1.3MPa																																																																																																															
最高使用温度	約70℃	最高使用温度	約70℃																																																																																																															
吐出口径	約150mm	吐出口径	約150mm																																																																																																															
吐出口径	約100mm	吐出口径	約100mm																																																																																																															
寸法	約1400mm	寸法	約1400mm																																																																																																															
高さ	約4300mm	高さ	約4300mm																																																																																																															
材質	SS304	材質	SS304																																																																																																															
鋼製	は	鋼製	は																																																																																																															
取付箇所	—	取付箇所	—																																																																																																															

2 補 VI-1-1-1-1 RI

2 補 VI-1-1-1-1 RI



島根原子力発電所第2号機 工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【VI-1-1-1-1 発電用原子炉の設置の許可（本文（五号））との整合性に関する説明書】

補正前	補正後	備考																																																																											
<p style="text-align: center;">S2 補 VI-1-1-1-1 R1</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%; text-align: center;">設置変更許可申請書（本文（五号））</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">設計及び工事の計画 該当事項</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">整合性</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">備考</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="2">変更前</th> <th colspan="2">変更後</th> </tr> <tr> <td>名</td> <td></td> <td>ダイオキシン</td> <td></td> </tr> <tr> <td>種</td> <td>—</td> <td>力</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>出</td> <td>—</td> <td>数</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>機</td> <td>—</td> <td>所</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>数</td> <td>—</td> <td>所</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>付</td> <td>—</td> <td>所</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>機</td> <td>—</td> <td>所</td> <td>—</td> </tr> </table> <p>注記*1：重大事故等時における使用時の値                  *2：原子炉冷却系核燃料施設のうち原子炉補機冷却設備（移動式代替熱交換設備使用時）で使用する場合の値                  *3：原子炉冷却系核燃料施設のうち原子炉補機冷却設備（大型送水ポンプ車による海水直送注入時）で使用する場合の値                  *4：公称値を示す。                  *5：核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち使用済燃料貯蔵施設（原子炉建屋冷却設備）及び原子炉検査施設のうち圧力試験設備その他の安全設備のうち原子炉核燃料容器安全設備（原子炉建屋冷却設備）と下欄を兼用</p> <p>「大型送水ポンプ車」は、設置変更許可申請書（本文（五号））における設計及び工事の計画の「原子炉補機冷却設備」のうち、「原子炉補機冷却設備」に整理しており、整合している。</p> </td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="2">変更前</th> <th colspan="2">変更後</th> </tr> <tr> <td>名</td> <td></td> <td>ダイオキシン</td> <td></td> </tr> <tr> <td>種</td> <td>—</td> <td>力</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>出</td> <td>—</td> <td>数</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>機</td> <td>—</td> <td>所</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>数</td> <td>—</td> <td>所</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>付</td> <td>—</td> <td>所</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>機</td> <td>—</td> <td>所</td> <td>—</td> </tr> </table> <p>注記*1：重大事故等時における使用時の値                  *2：原子炉冷却系核燃料施設のうち原子炉補機冷却設備（移動式代替熱交換設備使用時）で使用する場合の値                  *3：原子炉冷却系核燃料施設のうち原子炉補機冷却設備（大型送水ポンプ車による海水直送注入時）で使用する場合の値                  *4：公称値を示す。                  *5：核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち使用済燃料貯蔵施設（原子炉建屋冷却設備）及び原子炉検査施設のうち圧力試験設備その他の安全設備のうち原子炉核燃料容器安全設備（原子炉建屋冷却設備）と下欄を兼用</p> <p>「大型送水ポンプ車」は、設置変更許可申請書（本文（五号））における設計及び工事の計画の「原子炉補機冷却設備」のうち、「原子炉補機冷却設備」に整理しており、整合している。</p> </td> <td></td> </tr> </table>	設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="2">変更前</th> <th colspan="2">変更後</th> </tr> <tr> <td>名</td> <td></td> <td>ダイオキシン</td> <td></td> </tr> <tr> <td>種</td> <td>—</td> <td>力</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>出</td> <td>—</td> <td>数</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>機</td> <td>—</td> <td>所</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>数</td> <td>—</td> <td>所</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>付</td> <td>—</td> <td>所</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>機</td> <td>—</td> <td>所</td> <td>—</td> </tr> </table> <p>注記*1：重大事故等時における使用時の値                  *2：原子炉冷却系核燃料施設のうち原子炉補機冷却設備（移動式代替熱交換設備使用時）で使用する場合の値                  *3：原子炉冷却系核燃料施設のうち原子炉補機冷却設備（大型送水ポンプ車による海水直送注入時）で使用する場合の値                  *4：公称値を示す。                  *5：核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち使用済燃料貯蔵施設（原子炉建屋冷却設備）及び原子炉検査施設のうち圧力試験設備その他の安全設備のうち原子炉核燃料容器安全設備（原子炉建屋冷却設備）と下欄を兼用</p> <p>「大型送水ポンプ車」は、設置変更許可申請書（本文（五号））における設計及び工事の計画の「原子炉補機冷却設備」のうち、「原子炉補機冷却設備」に整理しており、整合している。</p>	変更前		変更後		名		ダイオキシン		種	—	力	—	出	—	数	—	機	—	所	—	数	—	所	—	付	—	所	—	機	—	所	—				<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="2">変更前</th> <th colspan="2">変更後</th> </tr> <tr> <td>名</td> <td></td> <td>ダイオキシン</td> <td></td> </tr> <tr> <td>種</td> <td>—</td> <td>力</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>出</td> <td>—</td> <td>数</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>機</td> <td>—</td> <td>所</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>数</td> <td>—</td> <td>所</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>付</td> <td>—</td> <td>所</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>機</td> <td>—</td> <td>所</td> <td>—</td> </tr> </table> <p>注記*1：重大事故等時における使用時の値                  *2：原子炉冷却系核燃料施設のうち原子炉補機冷却設備（移動式代替熱交換設備使用時）で使用する場合の値                  *3：原子炉冷却系核燃料施設のうち原子炉補機冷却設備（大型送水ポンプ車による海水直送注入時）で使用する場合の値                  *4：公称値を示す。                  *5：核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち使用済燃料貯蔵施設（原子炉建屋冷却設備）及び原子炉検査施設のうち圧力試験設備その他の安全設備のうち原子炉核燃料容器安全設備（原子炉建屋冷却設備）と下欄を兼用</p> <p>「大型送水ポンプ車」は、設置変更許可申請書（本文（五号））における設計及び工事の計画の「原子炉補機冷却設備」のうち、「原子炉補機冷却設備」に整理しており、整合している。</p>	変更前		変更後		名		ダイオキシン		種	—	力	—	出	—	数	—	機	—	所	—	数	—	所	—	付	—	所	—	機	—	所	—	
設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考																																																																									
		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="2">変更前</th> <th colspan="2">変更後</th> </tr> <tr> <td>名</td> <td></td> <td>ダイオキシン</td> <td></td> </tr> <tr> <td>種</td> <td>—</td> <td>力</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>出</td> <td>—</td> <td>数</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>機</td> <td>—</td> <td>所</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>数</td> <td>—</td> <td>所</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>付</td> <td>—</td> <td>所</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>機</td> <td>—</td> <td>所</td> <td>—</td> </tr> </table> <p>注記*1：重大事故等時における使用時の値                  *2：原子炉冷却系核燃料施設のうち原子炉補機冷却設備（移動式代替熱交換設備使用時）で使用する場合の値                  *3：原子炉冷却系核燃料施設のうち原子炉補機冷却設備（大型送水ポンプ車による海水直送注入時）で使用する場合の値                  *4：公称値を示す。                  *5：核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち使用済燃料貯蔵施設（原子炉建屋冷却設備）及び原子炉検査施設のうち圧力試験設備その他の安全設備のうち原子炉核燃料容器安全設備（原子炉建屋冷却設備）と下欄を兼用</p> <p>「大型送水ポンプ車」は、設置変更許可申請書（本文（五号））における設計及び工事の計画の「原子炉補機冷却設備」のうち、「原子炉補機冷却設備」に整理しており、整合している。</p>	変更前		変更後		名		ダイオキシン		種	—	力	—	出	—	数	—	機	—	所	—	数	—	所	—	付	—	所	—	機	—	所	—																																											
変更前		変更後																																																																											
名		ダイオキシン																																																																											
種	—	力	—																																																																										
出	—	数	—																																																																										
機	—	所	—																																																																										
数	—	所	—																																																																										
付	—	所	—																																																																										
機	—	所	—																																																																										
		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="2">変更前</th> <th colspan="2">変更後</th> </tr> <tr> <td>名</td> <td></td> <td>ダイオキシン</td> <td></td> </tr> <tr> <td>種</td> <td>—</td> <td>力</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>出</td> <td>—</td> <td>数</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>機</td> <td>—</td> <td>所</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>数</td> <td>—</td> <td>所</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>付</td> <td>—</td> <td>所</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>機</td> <td>—</td> <td>所</td> <td>—</td> </tr> </table> <p>注記*1：重大事故等時における使用時の値                  *2：原子炉冷却系核燃料施設のうち原子炉補機冷却設備（移動式代替熱交換設備使用時）で使用する場合の値                  *3：原子炉冷却系核燃料施設のうち原子炉補機冷却設備（大型送水ポンプ車による海水直送注入時）で使用する場合の値                  *4：公称値を示す。                  *5：核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち使用済燃料貯蔵施設（原子炉建屋冷却設備）及び原子炉検査施設のうち圧力試験設備その他の安全設備のうち原子炉核燃料容器安全設備（原子炉建屋冷却設備）と下欄を兼用</p> <p>「大型送水ポンプ車」は、設置変更許可申請書（本文（五号））における設計及び工事の計画の「原子炉補機冷却設備」のうち、「原子炉補機冷却設備」に整理しており、整合している。</p>	変更前		変更後		名		ダイオキシン		種	—	力	—	出	—	数	—	機	—	所	—	数	—	所	—	付	—	所	—	機	—	所	—																																											
変更前		変更後																																																																											
名		ダイオキシン																																																																											
種	—	力	—																																																																										
出	—	数	—																																																																										
機	—	所	—																																																																										
数	—	所	—																																																																										
付	—	所	—																																																																										
機	—	所	—																																																																										

ホ-108

 S2 補 VI-1-1-1-1 R2   | 設置変更許可申請書（本文（五号）） | 設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項 | 設計及び工事の計画 該当事項                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 整合性 | 備考 |     |  |   |  |        |  |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |  | |-------------------|----------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|----|-----|--|---|--|--------|--|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|--| |                   |                      | <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="2">変更前</th> <th colspan="2">変更後</th> </tr> <tr> <td>名</td> <td></td> <td>ダイオキシン</td> <td></td> </tr> <tr> <td>種</td> <td>—</td> <td>力</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>出</td> <td>—</td> <td>数</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>機</td> <td>—</td> <td>所</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>数</td> <td>—</td> <td>所</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>付</td> <td>—</td> <td>所</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>機</td> <td>—</td> <td>所</td> <td>—</td> </tr> </table> <p>注記*1：重大事故等時における使用時の値<br/>                 *2：原子炉冷却系核燃料施設のうち原子炉補機冷却設備（移動式代替熱交換設備使用時）で使用する場合の値<br/>                 *3：原子炉冷却系核燃料施設のうち原子炉補機冷却設備（大型送水ポンプ車による海水直送注入時）で使用する場合の値<br/>                 *4：公称値を示す。<br/>                 *5：核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち使用済燃料貯蔵施設（原子炉建屋冷却設備）及び原子炉検査施設のうち圧力試験設備その他の安全設備のうち原子炉核燃料容器安全設備（原子炉建屋冷却設備）と下欄を兼用</p> <p>「大型送水ポンプ車」は、設置変更許可申請書（本文（五号））における設計及び工事の計画の「原子炉補機冷却設備」のうち、「原子炉補機冷却設備」に整理しており、整合している。</p> | 変更前 |    | 変更後 |  | 名 |  | ダイオキシン |  | 種 | — | 力 | — | 出 | — | 数 | — | 機 | — | 所 | — | 数 | — | 所 | — | 付 | — | 所 | — | 機 | — | 所 | — |  | | 変更前               |                      | 変更後                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |     |    |     |  |   |  |        |  |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |  | | 名                 |                      | ダイオキシン                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |     |    |     |  |   |  |        |  |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |  | | 種                 | —                    | 力                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | —   |    |     |  |   |  |        |  |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |  | | 出                 | —                    | 数                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | —   |    |     |  |   |  |        |  |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |  | | 機                 | —                    | 所                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | —   |    |     |  |   |  |        |  |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |  | | 数                 | —                    | 所                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | —   |    |     |  |   |  |        |  |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |  | | 付                 | —                    | 所                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | —   |    |     |  |   |  |        |  |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |  | | 機                 | —                    | 所                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | —   |    |     |  |   |  |        |  |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |  | |                   |                      | <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="2">変更前</th> <th colspan="2">変更後</th> </tr> <tr> <td>名</td> <td></td> <td>ダイオキシン</td> <td></td> </tr> <tr> <td>種</td> <td>—</td> <td>力</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>出</td> <td>—</td> <td>数</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>機</td> <td>—</td> <td>所</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>数</td> <td>—</td> <td>所</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>付</td> <td>—</td> <td>所</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>機</td> <td>—</td> <td>所</td> <td>—</td> </tr> </table> <p>注記*1：重大事故等時における使用時の値<br/>                 *2：原子炉冷却系核燃料施設のうち原子炉補機冷却設備（移動式代替熱交換設備使用時）で使用する場合の値<br/>                 *3：原子炉冷却系核燃料施設のうち原子炉補機冷却設備（大型送水ポンプ車による海水直送注入時）で使用する場合の値<br/>                 *4：公称値を示す。<br/>                 *5：核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち使用済燃料貯蔵施設（原子炉建屋冷却設備）及び原子炉検査施設のうち圧力試験設備その他の安全設備のうち原子炉核燃料容器安全設備（原子炉建屋冷却設備）と下欄を兼用</p> <p>「大型送水ポンプ車」は、設置変更許可申請書（本文（五号））における設計及び工事の計画の「原子炉補機冷却設備」のうち、「原子炉補機冷却設備」に整理しており、整合している。</p> | 変更前 |    | 変更後 |  | 名 |  | ダイオキシン |  | 種 | — | 力 | — | 出 | — | 数 | — | 機 | — | 所 | — | 数 | — | 所 | — | 付 | — | 所 | — | 機 | — | 所 | — |  | | 変更前               |                      | 変更後                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |     |    |     |  |   |  |        |  |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |  | | 名                 |                      | ダイオキシン                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |     |    |     |  |   |  |        |  |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |  | | 種                 | —                    | 力                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | —   |    |     |  |   |  |        |  |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |  | | 出                 | —                    | 数                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | —   |    |     |  |   |  |        |  |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |  | | 機                 | —                    | 所                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | —   |    |     |  |   |  |        |  |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |  | | 数                 | —                    | 所                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | —   |    |     |  |   |  |        |  |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |  | | 付                 | —                    | 所                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | —   |    |     |  |   |  |        |  |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |  | | 機                 | —                    | 所                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | —   |    |     |  |   |  |        |  |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |  |   ホ-108 | 記載の適正化 |





【VI-1-1-1-1 発電用原子炉の設置の許可（本文（五号））との整合性に関する説明書】

補正前	補正後	備考																																																																														
<p>設置変更許可申請書（本文（五号））</p> <p>設置変更許可申請書（添付書類A）該当事項</p> <p>設計及び工事の計画 該当事項</p> <p>可搬型</p> <table border="1" data-bbox="415 409 1261 997"> <tr> <td>名</td> <td>変更前</td> <td>変更後</td> </tr> <tr> <td>種</td> <td>移動式自然対流熱交換器プレート式熱交換器</td> <td>移動式自然対流熱交換器プレート式熱交換器</td> </tr> <tr> <td>型</td> <td>プレート式</td> <td>プレート式</td> </tr> <tr> <td>寸法</td> <td>11,5以上 (11,5<sup>*)</sup>)</td> <td>11,5以上 (11,5<sup>*)</sup>)</td> </tr> <tr> <td>最高使用圧力<sup>*)</sup></td> <td>0.7MPa</td> <td>0.7MPa</td> </tr> <tr> <td>最高使用温度<sup>*)</sup></td> <td>1.00<sup>*)</sup></td> <td>1.00<sup>*)</sup></td> </tr> <tr> <td>伝熱面積<sup>*)</sup></td> <td>2177<sup>*)</sup></td> <td>2177<sup>*)</sup></td> </tr> <tr> <td>主部寸法</td> <td>高さ 290<sup>*)</sup></td> <td>高さ 290<sup>*)</sup></td> </tr> <tr> <td>寸法</td> <td>全長 2000<sup>*)</sup></td> <td>全長 2000<sup>*)</sup></td> </tr> <tr> <td>全幅</td> <td>1200<sup>*)</sup></td> <td>1200<sup>*)</sup></td> </tr> <tr> <td>重量</td> <td>3400<sup>*)</sup></td> <td>3400<sup>*)</sup></td> </tr> <tr> <td>材料</td> <td>炭素鋼板</td> <td>炭素鋼板</td> </tr> <tr> <td>熱交換器取付位置</td> <td>取付箇所： 屋外 圧力 1500mm 原子炉建屋南側 又は西側壁面</td> <td>取付箇所： 屋外 圧力 1500mm 原子炉建屋南側 又は西側壁面</td> </tr> </table> <p>注：移動式自然対流熱交換器プレート式熱交換器は大型取水ポンプ車と連結して使用する。          注記*1：重大事故等時における使用時の値          *2：公称値を示す。          *3：単位1名につき2組設置する。</p> <p>リ-76</p>	名	変更前	変更後	種	移動式自然対流熱交換器プレート式熱交換器	移動式自然対流熱交換器プレート式熱交換器	型	プレート式	プレート式	寸法	11,5以上 (11,5 <sup>*)</sup> )	11,5以上 (11,5 <sup>*)</sup> )	最高使用圧力 <sup>*)</sup>	0.7MPa	0.7MPa	最高使用温度 <sup>*)</sup>	1.00 <sup>*)</sup>	1.00 <sup>*)</sup>	伝熱面積 <sup>*)</sup>	2177 <sup>*)</sup>	2177 <sup>*)</sup>	主部寸法	高さ 290 <sup>*)</sup>	高さ 290 <sup>*)</sup>	寸法	全長 2000 <sup>*)</sup>	全長 2000 <sup>*)</sup>	全幅	1200 <sup>*)</sup>	1200 <sup>*)</sup>	重量	3400 <sup>*)</sup>	3400 <sup>*)</sup>	材料	炭素鋼板	炭素鋼板	熱交換器取付位置	取付箇所： 屋外 圧力 1500mm 原子炉建屋南側 又は西側壁面	取付箇所： 屋外 圧力 1500mm 原子炉建屋南側 又は西側壁面	<p>設置変更許可申請書（本文（五号））</p> <p>設置変更許可申請書（添付書類A）該当事項</p> <p>設計及び工事の計画 該当事項</p> <p>可搬型</p> <table border="1" data-bbox="1617 409 2463 997"> <tr> <td>名</td> <td>変更前</td> <td>変更後</td> </tr> <tr> <td>種</td> <td>移動式自然対流熱交換器プレート式熱交換器</td> <td>移動式自然対流熱交換器プレート式熱交換器</td> </tr> <tr> <td>型</td> <td>プレート式</td> <td>プレート式</td> </tr> <tr> <td>寸法</td> <td>11,5以上 (11,5<sup>*)</sup>)</td> <td>11,5以上 (11,5<sup>*)</sup>)</td> </tr> <tr> <td>最高使用圧力<sup>*)</sup></td> <td>0.7MPa</td> <td>0.7MPa</td> </tr> <tr> <td>最高使用温度<sup>*)</sup></td> <td>1.00<sup>*)</sup></td> <td>1.00<sup>*)</sup></td> </tr> <tr> <td>伝熱面積<sup>*)</sup></td> <td>2177<sup>*)</sup></td> <td>2177<sup>*)</sup></td> </tr> <tr> <td>主部寸法</td> <td>高さ 290<sup>*)</sup></td> <td>高さ 290<sup>*)</sup></td> </tr> <tr> <td>寸法</td> <td>全長 2000<sup>*)</sup></td> <td>全長 2000<sup>*)</sup></td> </tr> <tr> <td>全幅</td> <td>1200<sup>*)</sup></td> <td>1200<sup>*)</sup></td> </tr> <tr> <td>重量</td> <td>3400<sup>*)</sup></td> <td>3400<sup>*)</sup></td> </tr> <tr> <td>材料</td> <td>炭素鋼板</td> <td>炭素鋼板</td> </tr> <tr> <td>熱交換器取付位置</td> <td>取付箇所： 屋外 圧力 1500mm 第1保管エリア 又は西側壁面</td> <td>取付箇所： 屋外 圧力 1500mm 第1保管エリア 又は西側壁面</td> </tr> </table> <p>注：移動式自然対流熱交換器プレート式熱交換器は大型取水ポンプ車と連結して使用する。          注記*1：重大事故等時における使用時の値          *2：公称値を示す。          *3：移動式自然対流熱交換器の車同一車間1名につき2組設置する。</p> <p>リ-76</p>	名	変更前	変更後	種	移動式自然対流熱交換器プレート式熱交換器	移動式自然対流熱交換器プレート式熱交換器	型	プレート式	プレート式	寸法	11,5以上 (11,5 <sup>*)</sup> )	11,5以上 (11,5 <sup>*)</sup> )	最高使用圧力 <sup>*)</sup>	0.7MPa	0.7MPa	最高使用温度 <sup>*)</sup>	1.00 <sup>*)</sup>	1.00 <sup>*)</sup>	伝熱面積 <sup>*)</sup>	2177 <sup>*)</sup>	2177 <sup>*)</sup>	主部寸法	高さ 290 <sup>*)</sup>	高さ 290 <sup>*)</sup>	寸法	全長 2000 <sup>*)</sup>	全長 2000 <sup>*)</sup>	全幅	1200 <sup>*)</sup>	1200 <sup>*)</sup>	重量	3400 <sup>*)</sup>	3400 <sup>*)</sup>	材料	炭素鋼板	炭素鋼板	熱交換器取付位置	取付箇所： 屋外 圧力 1500mm 第1保管エリア 又は西側壁面	取付箇所： 屋外 圧力 1500mm 第1保管エリア 又は西側壁面	<p>記載の適正化</p>
名	変更前	変更後																																																																														
種	移動式自然対流熱交換器プレート式熱交換器	移動式自然対流熱交換器プレート式熱交換器																																																																														
型	プレート式	プレート式																																																																														
寸法	11,5以上 (11,5 <sup>*)</sup> )	11,5以上 (11,5 <sup>*)</sup> )																																																																														
最高使用圧力 <sup>*)</sup>	0.7MPa	0.7MPa																																																																														
最高使用温度 <sup>*)</sup>	1.00 <sup>*)</sup>	1.00 <sup>*)</sup>																																																																														
伝熱面積 <sup>*)</sup>	2177 <sup>*)</sup>	2177 <sup>*)</sup>																																																																														
主部寸法	高さ 290 <sup>*)</sup>	高さ 290 <sup>*)</sup>																																																																														
寸法	全長 2000 <sup>*)</sup>	全長 2000 <sup>*)</sup>																																																																														
全幅	1200 <sup>*)</sup>	1200 <sup>*)</sup>																																																																														
重量	3400 <sup>*)</sup>	3400 <sup>*)</sup>																																																																														
材料	炭素鋼板	炭素鋼板																																																																														
熱交換器取付位置	取付箇所： 屋外 圧力 1500mm 原子炉建屋南側 又は西側壁面	取付箇所： 屋外 圧力 1500mm 原子炉建屋南側 又は西側壁面																																																																														
名	変更前	変更後																																																																														
種	移動式自然対流熱交換器プレート式熱交換器	移動式自然対流熱交換器プレート式熱交換器																																																																														
型	プレート式	プレート式																																																																														
寸法	11,5以上 (11,5 <sup>*)</sup> )	11,5以上 (11,5 <sup>*)</sup> )																																																																														
最高使用圧力 <sup>*)</sup>	0.7MPa	0.7MPa																																																																														
最高使用温度 <sup>*)</sup>	1.00 <sup>*)</sup>	1.00 <sup>*)</sup>																																																																														
伝熱面積 <sup>*)</sup>	2177 <sup>*)</sup>	2177 <sup>*)</sup>																																																																														
主部寸法	高さ 290 <sup>*)</sup>	高さ 290 <sup>*)</sup>																																																																														
寸法	全長 2000 <sup>*)</sup>	全長 2000 <sup>*)</sup>																																																																														
全幅	1200 <sup>*)</sup>	1200 <sup>*)</sup>																																																																														
重量	3400 <sup>*)</sup>	3400 <sup>*)</sup>																																																																														
材料	炭素鋼板	炭素鋼板																																																																														
熱交換器取付位置	取付箇所： 屋外 圧力 1500mm 第1保管エリア 又は西側壁面	取付箇所： 屋外 圧力 1500mm 第1保管エリア 又は西側壁面																																																																														

【VI-1-1-1-1 発電用原子炉の設置の許可（本文（五号））との整合性に関する説明書】

補正前	補正後	備考																																																																																																																																								
<p>設置変更許可申請書（本文（五号））</p> <p>設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項</p> <p>(3) ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）</p> <table border="1" data-bbox="412 407 1258 1701"> <thead> <tr> <th colspan="2">変更前</th> <th colspan="2">変更後</th> </tr> <tr> <th>名</th> <th>種</th> <th>名</th> <th>種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ポンプ</td> <td>移動式代替熱交換器取水ポンプ</td> <td>移動式代替熱交換器取水ポンプ</td> <td>移動式代替熱交換器取水ポンプ</td> </tr> <tr> <td></td> <td>容量 *1</td> <td>容量 *1</td> <td>容量 *1</td> </tr> <tr> <td></td> <td>揚程 *1</td> <td>揚程 *1</td> <td>揚程 *1</td> </tr> <tr> <td></td> <td>最高使用圧力 *1</td> <td>最高使用圧力 *1</td> <td>最高使用圧力 *1</td> </tr> <tr> <td></td> <td>最高使用温度 *1</td> <td>最高使用温度 *1</td> <td>最高使用温度 *1</td> </tr> <tr> <td></td> <td>吸込口径</td> <td>吸込口径</td> <td>吸込口径</td> </tr> <tr> <td></td> <td>吐出口径</td> <td>吐出口径</td> <td>吐出口径</td> </tr> <tr> <td></td> <td>主要寸法</td> <td>主要寸法</td> <td>主要寸法</td> </tr> <tr> <td></td> <td>高さ</td> <td>高さ</td> <td>高さ</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ケージング</td> <td>ケージング</td> <td>ケージング</td> </tr> <tr> <td></td> <td>材料</td> <td>材料</td> <td>材料</td> </tr> <tr> <td></td> <td>個数</td> <td>個数</td> <td>個数</td> </tr> <tr> <td></td> <td>取付箇所</td> <td>取付箇所</td> <td>取付箇所</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 *1：重大事故等時における使用時の値 *2：公称値を示す。 *3：移動式代替熱交換器取水ポンプの個数を示す。</p>	変更前		変更後		名	種	名	種	ポンプ	移動式代替熱交換器取水ポンプ	移動式代替熱交換器取水ポンプ	移動式代替熱交換器取水ポンプ		容量 *1	容量 *1	容量 *1		揚程 *1	揚程 *1	揚程 *1		最高使用圧力 *1	最高使用圧力 *1	最高使用圧力 *1		最高使用温度 *1	最高使用温度 *1	最高使用温度 *1		吸込口径	吸込口径	吸込口径		吐出口径	吐出口径	吐出口径		主要寸法	主要寸法	主要寸法		高さ	高さ	高さ		ケージング	ケージング	ケージング		材料	材料	材料		個数	個数	個数		取付箇所	取付箇所	取付箇所	<p>設置変更許可申請書（本文（五号））</p> <p>設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項</p> <p>(3) ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）</p> <table border="1" data-bbox="1614 407 2460 1701"> <thead> <tr> <th colspan="2">変更前</th> <th colspan="2">変更後</th> </tr> <tr> <th>名</th> <th>種</th> <th>名</th> <th>種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ポンプ</td> <td>移動式代替熱交換器取水ポンプ</td> <td>移動式代替熱交換器取水ポンプ</td> <td>移動式代替熱交換器取水ポンプ</td> </tr> <tr> <td></td> <td>容量 *1</td> <td>容量 *1</td> <td>容量 *1</td> </tr> <tr> <td></td> <td>揚程 *1</td> <td>揚程 *1</td> <td>揚程 *1</td> </tr> <tr> <td></td> <td>最高使用圧力 *1</td> <td>最高使用圧力 *1</td> <td>最高使用圧力 *1</td> </tr> <tr> <td></td> <td>最高使用温度 *1</td> <td>最高使用温度 *1</td> <td>最高使用温度 *1</td> </tr> <tr> <td></td> <td>吸込口径</td> <td>吸込口径</td> <td>吸込口径</td> </tr> <tr> <td></td> <td>吐出口径</td> <td>吐出口径</td> <td>吐出口径</td> </tr> <tr> <td></td> <td>主要寸法</td> <td>主要寸法</td> <td>主要寸法</td> </tr> <tr> <td></td> <td>高さ</td> <td>高さ</td> <td>高さ</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ケージング</td> <td>ケージング</td> <td>ケージング</td> </tr> <tr> <td></td> <td>材料</td> <td>材料</td> <td>材料</td> </tr> <tr> <td></td> <td>個数</td> <td>個数</td> <td>個数</td> </tr> <tr> <td></td> <td>取付箇所</td> <td>取付箇所</td> <td>取付箇所</td> </tr> <tr> <td>原動機</td> <td>誘導電動機</td> <td>誘導電動機</td> <td>誘導電動機</td> </tr> <tr> <td></td> <td>出力</td> <td>出力</td> <td>出力</td> </tr> <tr> <td></td> <td>個数</td> <td>個数</td> <td>個数</td> </tr> <tr> <td></td> <td>取付箇所</td> <td>取付箇所</td> <td>取付箇所</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 *1：重大事故等時における使用時の値 *2：公称値を示す。 *3：移動式代替熱交換器取水ポンプの個数を示す。</p>	変更前		変更後		名	種	名	種	ポンプ	移動式代替熱交換器取水ポンプ	移動式代替熱交換器取水ポンプ	移動式代替熱交換器取水ポンプ		容量 *1	容量 *1	容量 *1		揚程 *1	揚程 *1	揚程 *1		最高使用圧力 *1	最高使用圧力 *1	最高使用圧力 *1		最高使用温度 *1	最高使用温度 *1	最高使用温度 *1		吸込口径	吸込口径	吸込口径		吐出口径	吐出口径	吐出口径		主要寸法	主要寸法	主要寸法		高さ	高さ	高さ		ケージング	ケージング	ケージング		材料	材料	材料		個数	個数	個数		取付箇所	取付箇所	取付箇所	原動機	誘導電動機	誘導電動機	誘導電動機		出力	出力	出力		個数	個数	個数		取付箇所	取付箇所	取付箇所	<p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化 （次頁からの記載内容繰り上がり）</p>
変更前		変更後																																																																																																																																								
名	種	名	種																																																																																																																																							
ポンプ	移動式代替熱交換器取水ポンプ	移動式代替熱交換器取水ポンプ	移動式代替熱交換器取水ポンプ																																																																																																																																							
	容量 *1	容量 *1	容量 *1																																																																																																																																							
	揚程 *1	揚程 *1	揚程 *1																																																																																																																																							
	最高使用圧力 *1	最高使用圧力 *1	最高使用圧力 *1																																																																																																																																							
	最高使用温度 *1	最高使用温度 *1	最高使用温度 *1																																																																																																																																							
	吸込口径	吸込口径	吸込口径																																																																																																																																							
	吐出口径	吐出口径	吐出口径																																																																																																																																							
	主要寸法	主要寸法	主要寸法																																																																																																																																							
	高さ	高さ	高さ																																																																																																																																							
	ケージング	ケージング	ケージング																																																																																																																																							
	材料	材料	材料																																																																																																																																							
	個数	個数	個数																																																																																																																																							
	取付箇所	取付箇所	取付箇所																																																																																																																																							
変更前		変更後																																																																																																																																								
名	種	名	種																																																																																																																																							
ポンプ	移動式代替熱交換器取水ポンプ	移動式代替熱交換器取水ポンプ	移動式代替熱交換器取水ポンプ																																																																																																																																							
	容量 *1	容量 *1	容量 *1																																																																																																																																							
	揚程 *1	揚程 *1	揚程 *1																																																																																																																																							
	最高使用圧力 *1	最高使用圧力 *1	最高使用圧力 *1																																																																																																																																							
	最高使用温度 *1	最高使用温度 *1	最高使用温度 *1																																																																																																																																							
	吸込口径	吸込口径	吸込口径																																																																																																																																							
	吐出口径	吐出口径	吐出口径																																																																																																																																							
	主要寸法	主要寸法	主要寸法																																																																																																																																							
	高さ	高さ	高さ																																																																																																																																							
	ケージング	ケージング	ケージング																																																																																																																																							
	材料	材料	材料																																																																																																																																							
	個数	個数	個数																																																																																																																																							
	取付箇所	取付箇所	取付箇所																																																																																																																																							
原動機	誘導電動機	誘導電動機	誘導電動機																																																																																																																																							
	出力	出力	出力																																																																																																																																							
	個数	個数	個数																																																																																																																																							
	取付箇所	取付箇所	取付箇所																																																																																																																																							



【VI-1-1-1-1 発電用原子炉の設置の許可（本文（五号））との整合性に関する説明書】

補正前	補正後	備考																																								
<p style="text-align: right;">52 補 VI-1-1-1-1 RI</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">設置変更許可申請書（本文（五号））</th> <th style="width: 30%;">設置変更許可申請書（添付書類A）該当事項</th> <th style="width: 30%;">設計及び工事の計画 該当事項</th> <th style="width: 10%;">整合性</th> <th style="width: 10%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <p>設置変更許可申請書（本文（五号））</p> <p>大型送水ポンプ車 ①(3)(B)h-④(1)(h),(4),(5) 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備と兼用。</p> </td> <td> <p>設置変更許可申請書（添付書類A）該当事項</p> <p>d. 大型送水ポンプ車 第 3.5-1 条 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備の主要仕様に記載する。</p> </td> <td> <p>設計及び工事の計画 該当事項</p> <p>【原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。）】 (要目表) 8. 原子炉補機冷却設備に係る次の事項 8.3 ①(3)(B)h-④(1)(h),(4),(5)原子炉補機代替冷却系 (3) ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）</p> </td> <td> <p>整合性</p> <p>・「移動式代替熱交換設備」は、設置変更許可申請書（本文（五号））における①(3)(B)h-④(1)(h),(4),(5)及び①(3)(B)h-④(1)(h),(4),(5)を設計及び工事の計画の①(3)(B)h-④(1)(h),(4),(5)「原子炉補機冷却設備」に整理しており、整合している。 ・設計及び工事の計画の①(3)(B)h-④(1)(h),(4),(5)及び①(3)(B)h-④(1)(h),(4),(5)は、設置変更許可申請書（本文（五号））の①(3)(B)h-④(1)(h),(4),(5)と同義であり、整合している。</p> </td> <td> <p>変更後</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>種別</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>出力</td> <td>kW/個</td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>取付箇所</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>ポンプと同じ</td> <td>ポンプと同じ</td> </tr> </table> <p>注記*1：重大事故等時における使用時の値 *2：公称値を示す。 *3：車両1台につき2台設置する。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類A）該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考	<p>設置変更許可申請書（本文（五号））</p> <p>大型送水ポンプ車 ①(3)(B)h-④(1)(h),(4),(5) 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備と兼用。</p>	<p>設置変更許可申請書（添付書類A）該当事項</p> <p>d. 大型送水ポンプ車 第 3.5-1 条 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備の主要仕様に記載する。</p>	<p>設計及び工事の計画 該当事項</p> <p>【原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。）】 (要目表) 8. 原子炉補機冷却設備に係る次の事項 8.3 ①(3)(B)h-④(1)(h),(4),(5)原子炉補機代替冷却系 (3) ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）</p>	<p>整合性</p> <p>・「移動式代替熱交換設備」は、設置変更許可申請書（本文（五号））における①(3)(B)h-④(1)(h),(4),(5)及び①(3)(B)h-④(1)(h),(4),(5)を設計及び工事の計画の①(3)(B)h-④(1)(h),(4),(5)「原子炉補機冷却設備」に整理しており、整合している。 ・設計及び工事の計画の①(3)(B)h-④(1)(h),(4),(5)及び①(3)(B)h-④(1)(h),(4),(5)は、設置変更許可申請書（本文（五号））の①(3)(B)h-④(1)(h),(4),(5)と同義であり、整合している。</p>	<p>変更後</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>種別</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>出力</td> <td>kW/個</td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>取付箇所</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>ポンプと同じ</td> <td>ポンプと同じ</td> </tr> </table> <p>注記*1：重大事故等時における使用時の値 *2：公称値を示す。 *3：車両1台につき2台設置する。</p>	種別	—	出力	kW/個	個数	—	取付箇所	—	ポンプと同じ	ポンプと同じ	<p style="text-align: right;">52 補 VI-1-1-1-1 RI</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">設置変更許可申請書（本文（五号））</th> <th style="width: 30%;">設置変更許可申請書（添付書類A）該当事項</th> <th style="width: 30%;">設計及び工事の計画 該当事項</th> <th style="width: 10%;">整合性</th> <th style="width: 10%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <p>設置変更許可申請書（本文（五号））</p> <p>大型送水ポンプ車 ①(3)(B)h-④(1)(h),(4),(5) 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備と兼用。</p> </td> <td> <p>設置変更許可申請書（添付書類A）該当事項</p> <p>d. 大型送水ポンプ車 第 3.5-1 条 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備の主要仕様に記載する。</p> </td> <td> <p>設計及び工事の計画 該当事項</p> <p>【原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。）】 (要目表) 8. 原子炉補機冷却設備に係る次の事項 8.3 ①(3)(B)h-④(1)(h),(4),(5)原子炉補機代替冷却系 (3) ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）</p> </td> <td> <p>整合性</p> <p>・「移動式代替熱交換設備」は、設置変更許可申請書（本文（五号））における①(3)(B)h-④(1)(h),(4),(5)及び①(3)(B)h-④(1)(h),(4),(5)を設計及び工事の計画の①(3)(B)h-④(1)(h),(4),(5)「原子炉補機冷却設備」に整理しており、整合している。 ・設計及び工事の計画の①(3)(B)h-④(1)(h),(4),(5)及び①(3)(B)h-④(1)(h),(4),(5)は、設置変更許可申請書（本文（五号））の①(3)(B)h-④(1)(h),(4),(5)と同義であり、整合している。</p> </td> <td> <p>変更後</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>種別</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>出力</td> <td>kW/個</td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>取付箇所</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>ポンプと同じ</td> <td>ポンプと同じ</td> </tr> </table> <p>注記*1：重大事故等時における使用時の値 *2：公称値を示す。 *3：車両1台につき2台設置する。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類A）該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考	<p>設置変更許可申請書（本文（五号））</p> <p>大型送水ポンプ車 ①(3)(B)h-④(1)(h),(4),(5) 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備と兼用。</p>	<p>設置変更許可申請書（添付書類A）該当事項</p> <p>d. 大型送水ポンプ車 第 3.5-1 条 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備の主要仕様に記載する。</p>	<p>設計及び工事の計画 該当事項</p> <p>【原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。）】 (要目表) 8. 原子炉補機冷却設備に係る次の事項 8.3 ①(3)(B)h-④(1)(h),(4),(5)原子炉補機代替冷却系 (3) ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）</p>	<p>整合性</p> <p>・「移動式代替熱交換設備」は、設置変更許可申請書（本文（五号））における①(3)(B)h-④(1)(h),(4),(5)及び①(3)(B)h-④(1)(h),(4),(5)を設計及び工事の計画の①(3)(B)h-④(1)(h),(4),(5)「原子炉補機冷却設備」に整理しており、整合している。 ・設計及び工事の計画の①(3)(B)h-④(1)(h),(4),(5)及び①(3)(B)h-④(1)(h),(4),(5)は、設置変更許可申請書（本文（五号））の①(3)(B)h-④(1)(h),(4),(5)と同義であり、整合している。</p>	<p>変更後</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>種別</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>出力</td> <td>kW/個</td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>取付箇所</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>ポンプと同じ</td> <td>ポンプと同じ</td> </tr> </table> <p>注記*1：重大事故等時における使用時の値 *2：公称値を示す。 *3：車両1台につき2台設置する。</p>	種別	—	出力	kW/個	個数	—	取付箇所	—	ポンプと同じ	ポンプと同じ	<p>補正後は前頁参照</p> <p>記載の適正化</p>
設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類A）該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考																																						
<p>設置変更許可申請書（本文（五号））</p> <p>大型送水ポンプ車 ①(3)(B)h-④(1)(h),(4),(5) 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備と兼用。</p>	<p>設置変更許可申請書（添付書類A）該当事項</p> <p>d. 大型送水ポンプ車 第 3.5-1 条 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備の主要仕様に記載する。</p>	<p>設計及び工事の計画 該当事項</p> <p>【原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。）】 (要目表) 8. 原子炉補機冷却設備に係る次の事項 8.3 ①(3)(B)h-④(1)(h),(4),(5)原子炉補機代替冷却系 (3) ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）</p>	<p>整合性</p> <p>・「移動式代替熱交換設備」は、設置変更許可申請書（本文（五号））における①(3)(B)h-④(1)(h),(4),(5)及び①(3)(B)h-④(1)(h),(4),(5)を設計及び工事の計画の①(3)(B)h-④(1)(h),(4),(5)「原子炉補機冷却設備」に整理しており、整合している。 ・設計及び工事の計画の①(3)(B)h-④(1)(h),(4),(5)及び①(3)(B)h-④(1)(h),(4),(5)は、設置変更許可申請書（本文（五号））の①(3)(B)h-④(1)(h),(4),(5)と同義であり、整合している。</p>	<p>変更後</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>種別</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>出力</td> <td>kW/個</td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>取付箇所</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>ポンプと同じ</td> <td>ポンプと同じ</td> </tr> </table> <p>注記*1：重大事故等時における使用時の値 *2：公称値を示す。 *3：車両1台につき2台設置する。</p>	種別	—	出力	kW/個	個数	—	取付箇所	—	ポンプと同じ	ポンプと同じ																												
種別	—																																									
出力	kW/個																																									
個数	—																																									
取付箇所	—																																									
ポンプと同じ	ポンプと同じ																																									
設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類A）該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考																																						
<p>設置変更許可申請書（本文（五号））</p> <p>大型送水ポンプ車 ①(3)(B)h-④(1)(h),(4),(5) 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備と兼用。</p>	<p>設置変更許可申請書（添付書類A）該当事項</p> <p>d. 大型送水ポンプ車 第 3.5-1 条 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備の主要仕様に記載する。</p>	<p>設計及び工事の計画 該当事項</p> <p>【原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。）】 (要目表) 8. 原子炉補機冷却設備に係る次の事項 8.3 ①(3)(B)h-④(1)(h),(4),(5)原子炉補機代替冷却系 (3) ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）</p>	<p>整合性</p> <p>・「移動式代替熱交換設備」は、設置変更許可申請書（本文（五号））における①(3)(B)h-④(1)(h),(4),(5)及び①(3)(B)h-④(1)(h),(4),(5)を設計及び工事の計画の①(3)(B)h-④(1)(h),(4),(5)「原子炉補機冷却設備」に整理しており、整合している。 ・設計及び工事の計画の①(3)(B)h-④(1)(h),(4),(5)及び①(3)(B)h-④(1)(h),(4),(5)は、設置変更許可申請書（本文（五号））の①(3)(B)h-④(1)(h),(4),(5)と同義であり、整合している。</p>	<p>変更後</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>種別</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>出力</td> <td>kW/個</td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>取付箇所</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>ポンプと同じ</td> <td>ポンプと同じ</td> </tr> </table> <p>注記*1：重大事故等時における使用時の値 *2：公称値を示す。 *3：車両1台につき2台設置する。</p>	種別	—	出力	kW/個	個数	—	取付箇所	—	ポンプと同じ	ポンプと同じ																												
種別	—																																									
出力	kW/個																																									
個数	—																																									
取付箇所	—																																									
ポンプと同じ	ポンプと同じ																																									

【VI-1-1-1-1 発電用原子炉の設置の許可（本文（五号））との整合性に関する説明書】

補正前	補正後	備考																				
<p>28 番 VI-1-1-1-1 R</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設置変更許可申請書（本文（五号））</th> <th>設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項</th> <th>設計及び工事の計画 該当事項</th> <th>整合性</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <p>区(四) 区(三)(四)~(五) 所内ボイラ</p> <p>区(三)(四)~(五) 発電所の運転に必要な蒸気、圧力の蒸気供給である系統構成とする。区(三)(四)~(五) 所内ボイラ(1号機及び2号機)の運転時に、発電用原子炉施設の安全性に影響を及ぼさない設計とする。</p> </td> <td> <p>10. その他発電用原子炉の附属施設</p> <p>10.15 所内ボイラ（1号機及び2号機）の設置</p> <p>10.15.1 概要</p> <p>所内ボイラは、液体除染物処理系の濃縮器、排ガス予熱器等の加熱用、屋外タンクの保温用、発電用原子炉施設の起動及び停止時にタービン・グラウンドのシールド及び空冷抽出器駆動用にも使用するほか、建物の暖房用にも使用する。</p> <p>10.15.2 設計方針</p> <p>(1) 必要な蒸気、圧力の蒸気供給できるようにする。</p> <p>(2) 使用した蒸気のうち回収できるものは、所内ボイラの給水タンクに集め、ボイラ用水として再使用する。</p> <p>(3) 所内ボイラは、長期運転運転及び負荷変動に耐えるようにする。</p> <p>10.15.3 主要設備</p> <p>所内ボイラは、ボイラ本体、重油燃焼装置、通風装置、給水設備、自動燃焼制御装置、缶水処理装置等で構成する。</p> <p>所内ボイラの主要機器仕様を第10.15-1表に示す。</p> </td> <td> <p>【補助ボイラ】</p> <p>(基本設計方針)</p> <p>第2章 補助ボイラ</p> <p>1.1 補助ボイラの機能</p> <p>区(三)(四)~(五) 発電用原子炉施設には、設計基準事故に至るまでの間に規定される使用条件として、液体除染物処理系、タンクの保温用等並びに原子炉施設の起動及び停止時の蒸気圧力が低く、蒸気が使用できない場合のタービン・グラウンドのシールド及び空冷抽出器駆動に必要な蒸気供給する能力を有する区(三)(四)~(五) 補助ボイラ(1、2号機)を用い(以下同じ)を設置する。</p> <p>区(三)(四)~(五) 補助ボイラは、発電用原子炉施設の安全性を損なわない設計とする。</p> <p>1.2 補助ボイラの設計条件</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>設計基準事故時に発生する補助ボイラに属する主要な組立部の溶接部は、次のとおりとし、使用前事業者検査により適用基準及び適用規格に適合していることを確認する。</p> <p>(1) 不連続で特異な形状でない設計とする。</p> <p>(2) 溶接による割れが生ずるおそれなく、かつ、健全な溶接部の確保に有害な溶込み不良その他の欠陥がないことを非破壊試験により確認する。</p> <p>(3) 適切な強度を有する設計とする。</p> <p>(4) 適切な溶接施工法、溶接設備及び技能を有する溶接士であることを機械試験その他の評価方法によりあらかじめ確認する。</p> <p>補助ボイラの缶体には、圧力の上昇による設備の損傷防止のため、最大蒸気量と同容量以上の安全弁を設ける設計とする。</p> <p>補助ボイラの缶体には、圧力の上昇による設備の損傷防止のため、ドラム内水位、ドラム内圧力等の運転状態を計測する装置を設ける設計とする。</p> <p>補助ボイラは、補助ボイラの最大運転蒸気量において、熱的損傷が生ずることのないよう水を供給できる適切な容量の給水設備を設け、給水の入口及び蒸気の出口について</p> </td> <td> <p>設計及び工事の計画の区(三)(四)~(五)は、設置変更許可申請書（本文（五号））の区(三)(四)~(五)と同義であり、整合している。</p> <p>設計及び工事の計画の区(三)(四)~(五)は、設置変更許可申請書（本文（五号））の区(三)(四)~(五)と同義であり、整合している。</p> </td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考	<p>区(四) 区(三)(四)~(五) 所内ボイラ</p> <p>区(三)(四)~(五) 発電所の運転に必要な蒸気、圧力の蒸気供給である系統構成とする。区(三)(四)~(五) 所内ボイラ(1号機及び2号機)の運転時に、発電用原子炉施設の安全性に影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>10. その他発電用原子炉の附属施設</p> <p>10.15 所内ボイラ（1号機及び2号機）の設置</p> <p>10.15.1 概要</p> <p>所内ボイラは、液体除染物処理系の濃縮器、排ガス予熱器等の加熱用、屋外タンクの保温用、発電用原子炉施設の起動及び停止時にタービン・グラウンドのシールド及び空冷抽出器駆動用にも使用するほか、建物の暖房用にも使用する。</p> <p>10.15.2 設計方針</p> <p>(1) 必要な蒸気、圧力の蒸気供給できるようにする。</p> <p>(2) 使用した蒸気のうち回収できるものは、所内ボイラの給水タンクに集め、ボイラ用水として再使用する。</p> <p>(3) 所内ボイラは、長期運転運転及び負荷変動に耐えるようにする。</p> <p>10.15.3 主要設備</p> <p>所内ボイラは、ボイラ本体、重油燃焼装置、通風装置、給水設備、自動燃焼制御装置、缶水処理装置等で構成する。</p> <p>所内ボイラの主要機器仕様を第10.15-1表に示す。</p>	<p>【補助ボイラ】</p> <p>(基本設計方針)</p> <p>第2章 補助ボイラ</p> <p>1.1 補助ボイラの機能</p> <p>区(三)(四)~(五) 発電用原子炉施設には、設計基準事故に至るまでの間に規定される使用条件として、液体除染物処理系、タンクの保温用等並びに原子炉施設の起動及び停止時の蒸気圧力が低く、蒸気が使用できない場合のタービン・グラウンドのシールド及び空冷抽出器駆動に必要な蒸気供給する能力を有する区(三)(四)~(五) 補助ボイラ(1、2号機)を用い(以下同じ)を設置する。</p> <p>区(三)(四)~(五) 補助ボイラは、発電用原子炉施設の安全性を損なわない設計とする。</p> <p>1.2 補助ボイラの設計条件</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>設計基準事故時に発生する補助ボイラに属する主要な組立部の溶接部は、次のとおりとし、使用前事業者検査により適用基準及び適用規格に適合していることを確認する。</p> <p>(1) 不連続で特異な形状でない設計とする。</p> <p>(2) 溶接による割れが生ずるおそれなく、かつ、健全な溶接部の確保に有害な溶込み不良その他の欠陥がないことを非破壊試験により確認する。</p> <p>(3) 適切な強度を有する設計とする。</p> <p>(4) 適切な溶接施工法、溶接設備及び技能を有する溶接士であることを機械試験その他の評価方法によりあらかじめ確認する。</p> <p>補助ボイラの缶体には、圧力の上昇による設備の損傷防止のため、最大蒸気量と同容量以上の安全弁を設ける設計とする。</p> <p>補助ボイラの缶体には、圧力の上昇による設備の損傷防止のため、ドラム内水位、ドラム内圧力等の運転状態を計測する装置を設ける設計とする。</p> <p>補助ボイラは、補助ボイラの最大運転蒸気量において、熱的損傷が生ずることのないよう水を供給できる適切な容量の給水設備を設け、給水の入口及び蒸気の出口について</p>	<p>設計及び工事の計画の区(三)(四)~(五)は、設置変更許可申請書（本文（五号））の区(三)(四)~(五)と同義であり、整合している。</p> <p>設計及び工事の計画の区(三)(四)~(五)は、設置変更許可申請書（本文（五号））の区(三)(四)~(五)と同義であり、整合している。</p>		<p>28 番 VI-1-1-1-1 R</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設置変更許可申請書（本文（五号））</th> <th>設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項</th> <th>設計及び工事の計画 該当事項</th> <th>整合性</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <p>区(四) 区(三)(四)~(五) 所内ボイラ</p> <p>区(三)(四)~(五) 発電所の運転に必要な蒸気、圧力の蒸気供給である系統構成とする。区(三)(四)~(五) 所内ボイラ(1号機及び2号機)の運転時に、発電用原子炉施設の安全性に影響を及ぼさない設計とする。</p> </td> <td> <p>10. その他発電用原子炉の附属施設</p> <p>10.15 所内ボイラ（1号機及び2号機）の設置</p> <p>10.15.1 概要</p> <p>所内ボイラは、液体除染物処理系の濃縮器、排ガス予熱器等の加熱用、屋外タンクの保温用、発電用原子炉施設の起動及び停止時にタービン・グラウンドのシールド及び空冷抽出器駆動用にも使用するほか、建物の暖房用にも使用する。</p> <p>10.15.2 設計方針</p> <p>(1) 必要な蒸気、圧力の蒸気供給できるようにする。</p> <p>(2) 使用した蒸気のうち回収できるものは、所内ボイラの給水タンクに集め、ボイラ用水として再使用する。</p> <p>(3) 所内ボイラは、長期運転運転及び負荷変動に耐えるようにする。</p> <p>10.15.3 主要設備</p> <p>所内ボイラは、ボイラ本体、重油燃焼装置、通風装置、給水設備、自動燃焼制御装置、缶水処理装置等で構成する。</p> <p>所内ボイラの主要機器仕様を第10.15-1表に示す。</p> </td> <td> <p>【補助ボイラ】</p> <p>(基本設計方針)</p> <p>第2章 補助ボイラ</p> <p>1.1 補助ボイラの機能</p> <p>区(三)(四)~(五) 発電用原子炉施設には、設計基準事故に至るまでの間に規定される使用条件として、液体除染物処理系、タンクの保温用等並びに原子炉施設の起動及び停止時の蒸気圧力が低く、蒸気が使用できない場合のタービン・グラウンドのシールド及び空冷抽出器駆動に必要な蒸気供給する能力を有する区(三)(四)~(五) 補助ボイラ(1、2号機)を用い(以下同じ)を設置する。</p> <p>区(三)(四)~(五) 補助ボイラは、発電用原子炉施設の安全性を損なわない設計とする。</p> <p>1.2 補助ボイラの設計条件</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>設計基準事故時に発生する補助ボイラに属する主要な組立部の溶接部は、次のとおりとし、使用前事業者検査により適用基準及び適用規格に適合していることを確認する。</p> <p>(1) 不連続で特異な形状でない設計とする。</p> <p>(2) 溶接による割れが生ずるおそれなく、かつ、健全な溶接部の確保に有害な溶込み不良その他の欠陥がないことを非破壊試験により確認する。</p> <p>(3) 適切な強度を有する設計とする。</p> <p>(4) 適切な溶接施工法、溶接設備及び技能を有する溶接士であることを機械試験その他の評価方法によりあらかじめ確認する。</p> <p>補助ボイラの缶体には、圧力の上昇による設備の損傷防止のため、最大蒸気量と同容量以上の安全弁を設ける設計とする。</p> <p>補助ボイラの缶体には、圧力の上昇による設備の損傷防止のため、ドラム内水位、ドラム内圧力等の運転状態を計測する装置を設ける設計とする。</p> <p>補助ボイラは、補助ボイラの最大運転蒸気量において、熱的損傷が生ずることのないよう水を供給できる適切な容量の給水設備を設け、給水の入口及び蒸気の出口について</p> </td> <td> <p>設計及び工事の計画の区(三)(四)~(五)は、設置変更許可申請書（本文（五号））の区(三)(四)~(五)と同義であり、整合している。</p> <p>設計及び工事の計画の区(三)(四)~(五)は、設置変更許可申請書（本文（五号））の区(三)(四)~(五)と同義であり、整合している。</p> </td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考	<p>区(四) 区(三)(四)~(五) 所内ボイラ</p> <p>区(三)(四)~(五) 発電所の運転に必要な蒸気、圧力の蒸気供給である系統構成とする。区(三)(四)~(五) 所内ボイラ(1号機及び2号機)の運転時に、発電用原子炉施設の安全性に影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>10. その他発電用原子炉の附属施設</p> <p>10.15 所内ボイラ（1号機及び2号機）の設置</p> <p>10.15.1 概要</p> <p>所内ボイラは、液体除染物処理系の濃縮器、排ガス予熱器等の加熱用、屋外タンクの保温用、発電用原子炉施設の起動及び停止時にタービン・グラウンドのシールド及び空冷抽出器駆動用にも使用するほか、建物の暖房用にも使用する。</p> <p>10.15.2 設計方針</p> <p>(1) 必要な蒸気、圧力の蒸気供給できるようにする。</p> <p>(2) 使用した蒸気のうち回収できるものは、所内ボイラの給水タンクに集め、ボイラ用水として再使用する。</p> <p>(3) 所内ボイラは、長期運転運転及び負荷変動に耐えるようにする。</p> <p>10.15.3 主要設備</p> <p>所内ボイラは、ボイラ本体、重油燃焼装置、通風装置、給水設備、自動燃焼制御装置、缶水処理装置等で構成する。</p> <p>所内ボイラの主要機器仕様を第10.15-1表に示す。</p>	<p>【補助ボイラ】</p> <p>(基本設計方針)</p> <p>第2章 補助ボイラ</p> <p>1.1 補助ボイラの機能</p> <p>区(三)(四)~(五) 発電用原子炉施設には、設計基準事故に至るまでの間に規定される使用条件として、液体除染物処理系、タンクの保温用等並びに原子炉施設の起動及び停止時の蒸気圧力が低く、蒸気が使用できない場合のタービン・グラウンドのシールド及び空冷抽出器駆動に必要な蒸気供給する能力を有する区(三)(四)~(五) 補助ボイラ(1、2号機)を用い(以下同じ)を設置する。</p> <p>区(三)(四)~(五) 補助ボイラは、発電用原子炉施設の安全性を損なわない設計とする。</p> <p>1.2 補助ボイラの設計条件</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>設計基準事故時に発生する補助ボイラに属する主要な組立部の溶接部は、次のとおりとし、使用前事業者検査により適用基準及び適用規格に適合していることを確認する。</p> <p>(1) 不連続で特異な形状でない設計とする。</p> <p>(2) 溶接による割れが生ずるおそれなく、かつ、健全な溶接部の確保に有害な溶込み不良その他の欠陥がないことを非破壊試験により確認する。</p> <p>(3) 適切な強度を有する設計とする。</p> <p>(4) 適切な溶接施工法、溶接設備及び技能を有する溶接士であることを機械試験その他の評価方法によりあらかじめ確認する。</p> <p>補助ボイラの缶体には、圧力の上昇による設備の損傷防止のため、最大蒸気量と同容量以上の安全弁を設ける設計とする。</p> <p>補助ボイラの缶体には、圧力の上昇による設備の損傷防止のため、ドラム内水位、ドラム内圧力等の運転状態を計測する装置を設ける設計とする。</p> <p>補助ボイラは、補助ボイラの最大運転蒸気量において、熱的損傷が生ずることのないよう水を供給できる適切な容量の給水設備を設け、給水の入口及び蒸気の出口について</p>	<p>設計及び工事の計画の区(三)(四)~(五)は、設置変更許可申請書（本文（五号））の区(三)(四)~(五)と同義であり、整合している。</p> <p>設計及び工事の計画の区(三)(四)~(五)は、設置変更許可申請書（本文（五号））の区(三)(四)~(五)と同義であり、整合している。</p>		<p>記載の適正化</p>
設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考																		
<p>区(四) 区(三)(四)~(五) 所内ボイラ</p> <p>区(三)(四)~(五) 発電所の運転に必要な蒸気、圧力の蒸気供給である系統構成とする。区(三)(四)~(五) 所内ボイラ(1号機及び2号機)の運転時に、発電用原子炉施設の安全性に影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>10. その他発電用原子炉の附属施設</p> <p>10.15 所内ボイラ（1号機及び2号機）の設置</p> <p>10.15.1 概要</p> <p>所内ボイラは、液体除染物処理系の濃縮器、排ガス予熱器等の加熱用、屋外タンクの保温用、発電用原子炉施設の起動及び停止時にタービン・グラウンドのシールド及び空冷抽出器駆動用にも使用するほか、建物の暖房用にも使用する。</p> <p>10.15.2 設計方針</p> <p>(1) 必要な蒸気、圧力の蒸気供給できるようにする。</p> <p>(2) 使用した蒸気のうち回収できるものは、所内ボイラの給水タンクに集め、ボイラ用水として再使用する。</p> <p>(3) 所内ボイラは、長期運転運転及び負荷変動に耐えるようにする。</p> <p>10.15.3 主要設備</p> <p>所内ボイラは、ボイラ本体、重油燃焼装置、通風装置、給水設備、自動燃焼制御装置、缶水処理装置等で構成する。</p> <p>所内ボイラの主要機器仕様を第10.15-1表に示す。</p>	<p>【補助ボイラ】</p> <p>(基本設計方針)</p> <p>第2章 補助ボイラ</p> <p>1.1 補助ボイラの機能</p> <p>区(三)(四)~(五) 発電用原子炉施設には、設計基準事故に至るまでの間に規定される使用条件として、液体除染物処理系、タンクの保温用等並びに原子炉施設の起動及び停止時の蒸気圧力が低く、蒸気が使用できない場合のタービン・グラウンドのシールド及び空冷抽出器駆動に必要な蒸気供給する能力を有する区(三)(四)~(五) 補助ボイラ(1、2号機)を用い(以下同じ)を設置する。</p> <p>区(三)(四)~(五) 補助ボイラは、発電用原子炉施設の安全性を損なわない設計とする。</p> <p>1.2 補助ボイラの設計条件</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>設計基準事故時に発生する補助ボイラに属する主要な組立部の溶接部は、次のとおりとし、使用前事業者検査により適用基準及び適用規格に適合していることを確認する。</p> <p>(1) 不連続で特異な形状でない設計とする。</p> <p>(2) 溶接による割れが生ずるおそれなく、かつ、健全な溶接部の確保に有害な溶込み不良その他の欠陥がないことを非破壊試験により確認する。</p> <p>(3) 適切な強度を有する設計とする。</p> <p>(4) 適切な溶接施工法、溶接設備及び技能を有する溶接士であることを機械試験その他の評価方法によりあらかじめ確認する。</p> <p>補助ボイラの缶体には、圧力の上昇による設備の損傷防止のため、最大蒸気量と同容量以上の安全弁を設ける設計とする。</p> <p>補助ボイラの缶体には、圧力の上昇による設備の損傷防止のため、ドラム内水位、ドラム内圧力等の運転状態を計測する装置を設ける設計とする。</p> <p>補助ボイラは、補助ボイラの最大運転蒸気量において、熱的損傷が生ずることのないよう水を供給できる適切な容量の給水設備を設け、給水の入口及び蒸気の出口について</p>	<p>設計及び工事の計画の区(三)(四)~(五)は、設置変更許可申請書（本文（五号））の区(三)(四)~(五)と同義であり、整合している。</p> <p>設計及び工事の計画の区(三)(四)~(五)は、設置変更許可申請書（本文（五号））の区(三)(四)~(五)と同義であり、整合している。</p>																			
設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考																		
<p>区(四) 区(三)(四)~(五) 所内ボイラ</p> <p>区(三)(四)~(五) 発電所の運転に必要な蒸気、圧力の蒸気供給である系統構成とする。区(三)(四)~(五) 所内ボイラ(1号機及び2号機)の運転時に、発電用原子炉施設の安全性に影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>10. その他発電用原子炉の附属施設</p> <p>10.15 所内ボイラ（1号機及び2号機）の設置</p> <p>10.15.1 概要</p> <p>所内ボイラは、液体除染物処理系の濃縮器、排ガス予熱器等の加熱用、屋外タンクの保温用、発電用原子炉施設の起動及び停止時にタービン・グラウンドのシールド及び空冷抽出器駆動用にも使用するほか、建物の暖房用にも使用する。</p> <p>10.15.2 設計方針</p> <p>(1) 必要な蒸気、圧力の蒸気供給できるようにする。</p> <p>(2) 使用した蒸気のうち回収できるものは、所内ボイラの給水タンクに集め、ボイラ用水として再使用する。</p> <p>(3) 所内ボイラは、長期運転運転及び負荷変動に耐えるようにする。</p> <p>10.15.3 主要設備</p> <p>所内ボイラは、ボイラ本体、重油燃焼装置、通風装置、給水設備、自動燃焼制御装置、缶水処理装置等で構成する。</p> <p>所内ボイラの主要機器仕様を第10.15-1表に示す。</p>	<p>【補助ボイラ】</p> <p>(基本設計方針)</p> <p>第2章 補助ボイラ</p> <p>1.1 補助ボイラの機能</p> <p>区(三)(四)~(五) 発電用原子炉施設には、設計基準事故に至るまでの間に規定される使用条件として、液体除染物処理系、タンクの保温用等並びに原子炉施設の起動及び停止時の蒸気圧力が低く、蒸気が使用できない場合のタービン・グラウンドのシールド及び空冷抽出器駆動に必要な蒸気供給する能力を有する区(三)(四)~(五) 補助ボイラ(1、2号機)を用い(以下同じ)を設置する。</p> <p>区(三)(四)~(五) 補助ボイラは、発電用原子炉施設の安全性を損なわない設計とする。</p> <p>1.2 補助ボイラの設計条件</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>設計基準事故時に発生する補助ボイラに属する主要な組立部の溶接部は、次のとおりとし、使用前事業者検査により適用基準及び適用規格に適合していることを確認する。</p> <p>(1) 不連続で特異な形状でない設計とする。</p> <p>(2) 溶接による割れが生ずるおそれなく、かつ、健全な溶接部の確保に有害な溶込み不良その他の欠陥がないことを非破壊試験により確認する。</p> <p>(3) 適切な強度を有する設計とする。</p> <p>(4) 適切な溶接施工法、溶接設備及び技能を有する溶接士であることを機械試験その他の評価方法によりあらかじめ確認する。</p> <p>補助ボイラの缶体には、圧力の上昇による設備の損傷防止のため、最大蒸気量と同容量以上の安全弁を設ける設計とする。</p> <p>補助ボイラの缶体には、圧力の上昇による設備の損傷防止のため、ドラム内水位、ドラム内圧力等の運転状態を計測する装置を設ける設計とする。</p> <p>補助ボイラは、補助ボイラの最大運転蒸気量において、熱的損傷が生ずることのないよう水を供給できる適切な容量の給水設備を設け、給水の入口及び蒸気の出口について</p>	<p>設計及び工事の計画の区(三)(四)~(五)は、設置変更許可申請書（本文（五号））の区(三)(四)~(五)と同義であり、整合している。</p> <p>設計及び工事の計画の区(三)(四)~(五)は、設置変更許可申請書（本文（五号））の区(三)(四)~(五)と同義であり、整合している。</p>																			

島根原子力発電所第2号機 工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【VI-1-1-1-1 発電用原子炉の設置の許可（本文（五号））との整合性に関する説明書】

補正前	補正後	備考																																																																																																																																																																								
<p>設置変更許可申請書（本文（五号））</p> <p>a. 基数 <u>1</u> b. 容量 <u>区(3)(イ)に①約2,000m<sup>3</sup></u></p> <p>設置変更許可申請書（添付書類ハ）該当事項</p> <p>設計及び工事の計画 設計事項 【原子炉冷却系統施設（蒸気ターبینを除く。）】 (要目表) 7.2 復水輸送系</p> <table border="1"> <tr> <th colspan="2">蒸気タービン</th> <th colspan="2">復水輸送系</th> </tr> <tr> <td>種別</td> <td>蒸気タービン</td> <td>種別</td> <td>復水輸送系</td> </tr> <tr> <td>数量</td> <td>1</td> <td>数量</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>位置</td> <td>原子炉建屋</td> <td>位置</td> <td>原子炉建屋</td> </tr> <tr> <td>高さ</td> <td>約15.0m</td> <td>高さ</td> <td>約15.0m</td> </tr> <tr> <td>幅</td> <td>約10.0m</td> <td>幅</td> <td>約10.0m</td> </tr> <tr> <td>奥行</td> <td>約10.0m</td> <td>奥行</td> <td>約10.0m</td> </tr> <tr> <td>重量</td> <td>約1000t</td> <td>重量</td> <td>約1000t</td> </tr> <tr> <td>基礎</td> <td>基礎</td> <td>基礎</td> <td>基礎</td> </tr> <tr> <td>基礎面積</td> <td>約100m<sup>2</sup></td> <td>基礎面積</td> <td>約100m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>基礎形状</td> <td>基礎</td> <td>基礎形状</td> <td>基礎</td> </tr> <tr> <td>基礎材料</td> <td>基礎</td> <td>基礎材料</td> <td>基礎</td> </tr> <tr> <td>基礎仕様</td> <td>基礎</td> <td>基礎仕様</td> <td>基礎</td> </tr> <tr> <td>基礎構造</td> <td>基礎</td> <td>基礎構造</td> <td>基礎</td> </tr> <tr> <td>基礎設計</td> <td>基礎</td> <td>基礎設計</td> <td>基礎</td> </tr> <tr> <td>基礎施工</td> <td>基礎</td> <td>基礎施工</td> <td>基礎</td> </tr> <tr> <td>基礎検査</td> <td>基礎</td> <td>基礎検査</td> <td>基礎</td> </tr> <tr> <td>基礎維持</td> <td>基礎</td> <td>基礎維持</td> <td>基礎</td> </tr> <tr> <td>基礎撤去</td> <td>基礎</td> <td>基礎撤去</td> <td>基礎</td> </tr> <tr> <td>基礎その他</td> <td>基礎</td> <td>基礎その他</td> <td>基礎</td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td></td> <td>備考</td> <td></td> </tr> </table> <p>設計及び工事の計画の整合性 区(3)(イ)に①は、設置変更許可申請書（本文（五号））の区(3)(イ)に①と同義であり、整合している。</p> <p>又-151</p>	蒸気タービン		復水輸送系		種別	蒸気タービン	種別	復水輸送系	数量	1	数量	1	位置	原子炉建屋	位置	原子炉建屋	高さ	約15.0m	高さ	約15.0m	幅	約10.0m	幅	約10.0m	奥行	約10.0m	奥行	約10.0m	重量	約1000t	重量	約1000t	基礎	基礎	基礎	基礎	基礎面積	約100m <sup>2</sup>	基礎面積	約100m <sup>2</sup>	基礎形状	基礎	基礎形状	基礎	基礎材料	基礎	基礎材料	基礎	基礎仕様	基礎	基礎仕様	基礎	基礎構造	基礎	基礎構造	基礎	基礎設計	基礎	基礎設計	基礎	基礎施工	基礎	基礎施工	基礎	基礎検査	基礎	基礎検査	基礎	基礎維持	基礎	基礎維持	基礎	基礎撤去	基礎	基礎撤去	基礎	基礎その他	基礎	基礎その他	基礎	備考		備考		<p>設置変更許可申請書（本文（五号））</p> <p>a. 基数 <u>1</u> b. 容量 <u>区(3)(イ)に①約2,000m<sup>3</sup></u></p> <p>設置変更許可申請書（添付書類ハ）該当事項</p> <p>設計及び工事の計画 設計事項 【原子炉冷却系統施設（蒸気ターبینを除く。）】 (要目表) 7.2 復水輸送系</p> <table border="1"> <tr> <th colspan="2">蒸気タービン</th> <th colspan="2">復水輸送系</th> </tr> <tr> <td>種別</td> <td>蒸気タービン</td> <td>種別</td> <td>復水輸送系</td> </tr> <tr> <td>数量</td> <td>1</td> <td>数量</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>位置</td> <td>原子炉建屋</td> <td>位置</td> <td>原子炉建屋</td> </tr> <tr> <td>高さ</td> <td>約15.0m</td> <td>高さ</td> <td>約15.0m</td> </tr> <tr> <td>幅</td> <td>約10.0m</td> <td>幅</td> <td>約10.0m</td> </tr> <tr> <td>奥行</td> <td>約10.0m</td> <td>奥行</td> <td>約10.0m</td> </tr> <tr> <td>重量</td> <td>約1000t</td> <td>重量</td> <td>約1000t</td> </tr> <tr> <td>基礎</td> <td>基礎</td> <td>基礎</td> <td>基礎</td> </tr> <tr> <td>基礎面積</td> <td>約100m<sup>2</sup></td> <td>基礎面積</td> <td>約100m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>基礎形状</td> <td>基礎</td> <td>基礎形状</td> <td>基礎</td> </tr> <tr> <td>基礎材料</td> <td>基礎</td> <td>基礎材料</td> <td>基礎</td> </tr> <tr> <td>基礎仕様</td> <td>基礎</td> <td>基礎仕様</td> <td>基礎</td> </tr> <tr> <td>基礎構造</td> <td>基礎</td> <td>基礎構造</td> <td>基礎</td> </tr> <tr> <td>基礎設計</td> <td>基礎</td> <td>基礎設計</td> <td>基礎</td> </tr> <tr> <td>基礎施工</td> <td>基礎</td> <td>基礎施工</td> <td>基礎</td> </tr> <tr> <td>基礎検査</td> <td>基礎</td> <td>基礎検査</td> <td>基礎</td> </tr> <tr> <td>基礎維持</td> <td>基礎</td> <td>基礎維持</td> <td>基礎</td> </tr> <tr> <td>基礎撤去</td> <td>基礎</td> <td>基礎撤去</td> <td>基礎</td> </tr> <tr> <td>基礎その他</td> <td>基礎</td> <td>基礎その他</td> <td>基礎</td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td></td> <td>備考</td> <td></td> </tr> </table> <p>設計及び工事の計画の整合性 区(3)(イ)に①は、設置変更許可申請書（本文（五号））の区(3)(イ)に①と同義であり、整合している。</p> <p>又-151</p>	蒸気タービン		復水輸送系		種別	蒸気タービン	種別	復水輸送系	数量	1	数量	1	位置	原子炉建屋	位置	原子炉建屋	高さ	約15.0m	高さ	約15.0m	幅	約10.0m	幅	約10.0m	奥行	約10.0m	奥行	約10.0m	重量	約1000t	重量	約1000t	基礎	基礎	基礎	基礎	基礎面積	約100m <sup>2</sup>	基礎面積	約100m <sup>2</sup>	基礎形状	基礎	基礎形状	基礎	基礎材料	基礎	基礎材料	基礎	基礎仕様	基礎	基礎仕様	基礎	基礎構造	基礎	基礎構造	基礎	基礎設計	基礎	基礎設計	基礎	基礎施工	基礎	基礎施工	基礎	基礎検査	基礎	基礎検査	基礎	基礎維持	基礎	基礎維持	基礎	基礎撤去	基礎	基礎撤去	基礎	基礎その他	基礎	基礎その他	基礎	備考		備考		<p>記載の適正化</p>
蒸気タービン		復水輸送系																																																																																																																																																																								
種別	蒸気タービン	種別	復水輸送系																																																																																																																																																																							
数量	1	数量	1																																																																																																																																																																							
位置	原子炉建屋	位置	原子炉建屋																																																																																																																																																																							
高さ	約15.0m	高さ	約15.0m																																																																																																																																																																							
幅	約10.0m	幅	約10.0m																																																																																																																																																																							
奥行	約10.0m	奥行	約10.0m																																																																																																																																																																							
重量	約1000t	重量	約1000t																																																																																																																																																																							
基礎	基礎	基礎	基礎																																																																																																																																																																							
基礎面積	約100m <sup>2</sup>	基礎面積	約100m <sup>2</sup>																																																																																																																																																																							
基礎形状	基礎	基礎形状	基礎																																																																																																																																																																							
基礎材料	基礎	基礎材料	基礎																																																																																																																																																																							
基礎仕様	基礎	基礎仕様	基礎																																																																																																																																																																							
基礎構造	基礎	基礎構造	基礎																																																																																																																																																																							
基礎設計	基礎	基礎設計	基礎																																																																																																																																																																							
基礎施工	基礎	基礎施工	基礎																																																																																																																																																																							
基礎検査	基礎	基礎検査	基礎																																																																																																																																																																							
基礎維持	基礎	基礎維持	基礎																																																																																																																																																																							
基礎撤去	基礎	基礎撤去	基礎																																																																																																																																																																							
基礎その他	基礎	基礎その他	基礎																																																																																																																																																																							
備考		備考																																																																																																																																																																								
蒸気タービン		復水輸送系																																																																																																																																																																								
種別	蒸気タービン	種別	復水輸送系																																																																																																																																																																							
数量	1	数量	1																																																																																																																																																																							
位置	原子炉建屋	位置	原子炉建屋																																																																																																																																																																							
高さ	約15.0m	高さ	約15.0m																																																																																																																																																																							
幅	約10.0m	幅	約10.0m																																																																																																																																																																							
奥行	約10.0m	奥行	約10.0m																																																																																																																																																																							
重量	約1000t	重量	約1000t																																																																																																																																																																							
基礎	基礎	基礎	基礎																																																																																																																																																																							
基礎面積	約100m <sup>2</sup>	基礎面積	約100m <sup>2</sup>																																																																																																																																																																							
基礎形状	基礎	基礎形状	基礎																																																																																																																																																																							
基礎材料	基礎	基礎材料	基礎																																																																																																																																																																							
基礎仕様	基礎	基礎仕様	基礎																																																																																																																																																																							
基礎構造	基礎	基礎構造	基礎																																																																																																																																																																							
基礎設計	基礎	基礎設計	基礎																																																																																																																																																																							
基礎施工	基礎	基礎施工	基礎																																																																																																																																																																							
基礎検査	基礎	基礎検査	基礎																																																																																																																																																																							
基礎維持	基礎	基礎維持	基礎																																																																																																																																																																							
基礎撤去	基礎	基礎撤去	基礎																																																																																																																																																																							
基礎その他	基礎	基礎その他	基礎																																																																																																																																																																							
備考		備考																																																																																																																																																																								

【VI-1-1-1-1 発電用原子炉の設置の許可（本文（五号））との整合性に関する説明書】

補正前	補正後	備考
<p>設置変更許可申請書（本文（五号））                  (k) 補助復水貯蔵タンク                  補助復水貯蔵タンクは、燃料交換等のため、原子炉立上                  ルへの水張、水抜き用及び復水貯蔵タンクの補助として使                  用する。                  また、サブプレッション・チェンバの水抜き時には、サブ                  レッジョン・プール水の一部を貯留する。                  a. 基 数 1                  b. 容 量 <math>\square(3)(k)b-0</math>約2,000m<sup>3</sup></p> <p>設置変更許可申請書（添付書類A）該当事項                  【原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。）】                  (要目表)                  7.2 復水輸送系</p> <p>設計及び工事の計画 該当事項                  【原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。）】                  (要目表)</p> <p>整合性                  設置変更許可申請書（本                  文（五号））において許                  可を受けた「補助復水貯                  蔵タンク」は、本工事計                  画では技術基準規則第                  5条の規定への適合を                  説明するために要目表                  に記載。                  設計及び工事の計画の  <math>\square(3)(k)b-0</math>は、設置                  変更許可申請書（本文                  （五号））の <math>\square</math>  <math>\square(3)(k)b-0</math>と同義で                  あり、整合している。</p> <p>備 考</p>	<p>設置変更許可申請書（本文（五号））                  (k) 補助復水貯蔵タンク                  補助復水貯蔵タンクは、燃料交換等のため、原子炉立上                  ルへの水張、水抜き用及び復水貯蔵タンクの補助として使                  用する。                  また、サブプレッション・チェンバの水抜き時には、サブ                  レッジョン・プール水の一部を貯留する。                  a. 基 数 1                  b. 容 量 <math>\square(3)(k)b-0</math>約2,000m<sup>3</sup></p> <p>設置変更許可申請書（添付書類A）該当事項                  【原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。）】                  (要目表)                  7.2 復水輸送系</p> <p>設計及び工事の計画 該当事項                  【原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。）】                  (要目表)</p> <p>整合性                  設置変更許可申請書（本                  文（五号））において許                  可を受けた「補助復水貯                  蔵タンク」は、本工事計                  画では技術基準規則第                  5条の規定への適合を                  説明するために要目表                  に記載。                  設計及び工事の計画の  <math>\square(3)(k)b-0</math>は、設置                  変更許可申請書（本文                  （五号））の <math>\square</math>  <math>\square(3)(k)b-0</math>と同義で                  あり、整合している。</p> <p>備 考</p>	<p>記載の適正化</p>

ヌ-152

ヌ-152

【VI-1-1-2 人が常時勤務し、又は頻繁に出入する原子力発電所内の場所における線量に関する説明書】

補正前	補正後	備考
<p style="text-align: center;">目 次</p> <p>1. 概要 ..... 1</p> <p>2. 場所の区分 ..... 1</p> <p>    2.1 管理区域 ..... 1</p> <p>3. 遮蔽設計上の基準線量率 ..... 1</p> <p>4. 被ばく線量の管理方針 ..... 2</p> <p style="text-align: center;">S2 補 VI-1-1-2 R1</p>	<p style="text-align: center;">目 次</p> <p>1. 概要 ..... 1</p> <p>2. 場所の区分 ..... 1</p> <p>    2.1 管理区域 ..... 1</p> <p>3. 遮蔽設計上の設計基準線量率 ..... 1</p> <p>4. 被ばく線量の管理方針 ..... 2</p> <p style="text-align: center;">S2 補 VI-1-1-2 R2</p>	<p style="text-align: center;">記載の適正化</p>